

令和 5 年

# 12月熊取町議会定例会会議録

令和 5 年 12 月 6 日開会

令和 5 年 12 月 19 日閉会

熊 取 町 議 会

## 令和5年12月定例会会議録目次

(12月6日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	2
1. 報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
一般質問	4
1. 矢野正憲議員	4
1) 小・中学生の塾代助成について	
①児童扶養手当や生活保護を受給している小学生・中学生別の子ども的人数について	
②補助を導入した場合の予算額の試算について	
2) 子育て・教育入学準備金について	
①保護者負担を軽減するための全世帯対象10万円補助について	
2. 石井一彰議員	12
1) 本町の高齢者への支援について	
①高齢者世帯（夫婦のみ、独居世帯）構造について	
②現時点での老老介護、認認介護の世帯の把握について	
③独居高齢者への見守り支援事業について	
④介護施設（特に特養）の待機状況及び高齢者施設の建設予定について	
⑤終活支援について	
2) 高齢者の健康寿命の延伸対策について	
①現在の取り組みについて	
②本町独自のインセンティブが発生するような取り組みの予定について	
③今後新たな大学との連携の予定について	
3) 創業支援事業について	
①若者の定住を目的とした、若者に特化した支援事業の導入について	
4) 不登校対策について	
①越境入学について	
②フリースクールに通う児童の保護者への補助について	
③SSWとフリースクールとの連携について	
3. 田中豊一議員	24
1) 小中学校の給食調理室及び配膳室のエアコン整備実施の目途について	
①保健所の指導・指摘に対する見解について	
②令和元年9月決算委員会の町長答弁に対する見解と今後の実施計画について	
③6月・7月に調理室の温度を基準の25度に落とす方策について	
④学校施設長寿命化計画及び実施計画に基づく給食施設整備の改修について	
2) 避難所でもある小中学校の体育館のエアコン整備について	

- ①整備計画について
- ②整備予定の考え方について
- 3) 熊取町の文化財を活かしたまちづくりについて
  - ①熊取町文化財整備活用計画策定の進捗状況について
  - ②策定済みの土丸・雨山城跡整備計画の進捗状況について
  - ③江戸時代の中盛シゲの著作「かりそめの独り言」の町による出版予定について
- 4) 熊取町の日本遺産への登録について
  - ①「葛城修験道とその関連遺跡」の拡大や「中世根来寺の関連遺跡」の和歌山県岩出市との連携による熊取町の日本遺産登録について
- 4. 大林隆昭議員 ..... 34
  - 1) 地域公共交通について
    - ①地域公共交通協議会の進捗状況と今後の予定について
    - ②持続可能な公共交通実現のための意見集約期間について
    - ③ひまわりバスの運賃無償化の継続について
    - ④ひまわりバスの車両更新の時期について
  - 2) 産業振興ビジョンAPについて
    - ①進捗状況について
    - ②中間報告の実施方法について
    - ③中間見直しが必要だと感じる取り組み事項について
- 5. 長田健太郎議員 ..... 40
  - 1) 森林環境譲与税について
    - ①森林環境譲与税額ならびに用途について
    - ②基金積み立てについて
    - ③譲与配分の見直しについて
    - ④活用方針と「見える化」について
    - ⑤森林環境教育の実施について
  - 2) 子育て支援について
    - ①「隠れ待機児童」について
      - (1)「隠れ待機児童」の有無について
      - (2)「隠れ待機児童」への対応について
    - ②保育士人材不足に対する展望・今後の取り組みについて
      - (1)大阪体育大学教育学科との連携について
      - (2)本町での就労を前提とした学生に対する生活支援、就労支援について
    - ③「保育コンシェルジュ」について
      - (1)長崎県大村市こどもセンターの「令和5年度コンシェルジュ相談件数」資料への所見について
      - (2)保育課への保育施設・保育士就労に関する相談件数・内容について
    - ④人材を確保するための広域連携について
  - 3) 熊取駅西交通広場について
    - ①活用に関する方針やガイドラインについて
    - ②具体的な提案や計画について
- 6. 多和本英一議員 ..... 51
  - 1) 小・中学校の給食について
    - ①来年度以降の給食費無償化継続の予定について

- 2) 不登校支援について
  - ①教育支援センター・校内教育支援センターの設置予定について
- 3) ひまわりバスについて
  - ①直近3年間の利用状況について
  - ②運転手の現状、人数や交代時間・休憩時間などについて
  - ③町内2箇所ですり乗車区間が設定されている理由と利用状況について
  - ④町が把握しているひまわりバスに望む住民の声について
  - ⑤現行車両の更新時期について

(12月7日)

出席議員 .....	65
議事日程 .....	65
一般質問(続き) .....	66
1. 江川慶子議員 .....	66
1) 「土地利用規制法」について	
①町内事業所が指定候補になったことに対する国から事前の問い合わせ、注視区域の検討、内閣府から届いた資料について	
②町の政府に対する意思表示について	
③過去に発生した「機能阻害行為」の情報と調査について	
④町民への公表について	
2) こどもの給食費無償化について	
①未就学児の給食の現状と課題について	
②小・中学校の恒久的な給食費無償化について	
3) 特別障害者手当について	
①制度の周知徹底について	
4) 国民健康保険について	
①保険料の現在の状況と町の考えについて	
2. 坂上巳生男議員 .....	76
1) ふるさと応援基金の活用について	
①HPでの活用方法の報告について	
②基金の取り崩しの基準の考え方および組み換えの予定について	
2) 会計年度任用職員について	
①会計年度職員に依存する体制は変えられないのかについて	
②会計年度職員の待遇改善と人勸実施について	
3) 物価高騰対策の給付金について	
①政府の施策に該当しない低所得世帯への町独自の給付金検討について	
4) 奨学金返済への支援策について	
①奨学金返済支援の検討について	
5) 障がい児のおむつ代助成について	
①重度障がい児へのおむつ代助成について	
3. 田中圭介議員 .....	85
1) 熊取町指定ごみ袋について	
①本町の独居・2人世帯数について	
②指定ごみ袋販売での本町の年間利益について	
③5～10リットルのミニサイズの指定ごみ袋の販売予定について	

④バイオマスプラスチック製ごみ袋導入について	
⑤町内のコンビニ・スーパーと協力した町指定ごみ袋の1枚販売について	
2) 小・中学校の安全管理・防犯などについて	
①各学校の防犯カメラ(記録型)・オートロックシステム非常通報装置の現状について	
②防犯カメラ整備などへの文科省による補助事業拡充の活用について	
4. 文野慎治議員 .....	96
1) 教員の働き方改革について	
①教育委員会の現状認識について	
②学校現場からの要望等の把握について	
③働き方改革の実効性ある具体的な取組について	
2) 学校部活動の地域連携・地域移行について	
①取組への考え方について	
②どのようなプランを検討するかについて	
③タイムスケジュールについて	
5. 渡辺豊子議員 .....	106
1) HPVワクチン接種について	
①キャッチアップ対象者の接種状況について	
②キャッチアップ対象者の接種期限への対応について	
③男性へのHPVワクチン接種導入について	
2) 乳幼児健診の拡充について	
①5歳児健診実施の検討について	
②ゲイズファインダーの導入について	
3) ハチの巣の駆除について	
①ハチの巣の駆除の相談件数について	
②町の対応について	
③防護服の貸し出し等の実施について	
4) 転入促進について	
①第3期転入促進アクションプログラムの成果と課題について	
②次期計画の検討について	
③奨学金返還支援事業や新婚新生活支援事業の導入検討について	
6. 二見裕子議員 .....	119
1) 基幹相談支援センターについて	
①基幹相談支援センターの概要について	
②熊取町が設置していない理由について	
③設置時期について	
2) 2050年脱炭素社会に向けて温室効果ガス排出量を削減していくための取り組みについて	
①2030年度までにCO <sub>2</sub> 削減目標を達成するための具体的な取組について	
②家庭部門の取り組みの推進方法について	
③CO <sub>2</sub> 削減のための推進補助金について	
3) 物価高騰から町民生活を守るための総合経済対策について	
①「重点支援地方交付金」の活用事業について	

(12月8日)	
出席議員	129
議事日程	129
一般質問(続き)	130
1. 坂上昌史議員	130
1) 人口内耳の助成について	
①スピーチプロセッサの買い替え助成について	
②電池、バッテリーの購入助成について	
2) 町内の青年団の活性化について	
①コロナ禍を経て、活動への支援の変更点について	
3) 教員の働き方改革の進捗について	
①小、中学校の教員の時間外勤務の今後の見通しについて	
②教員数は足りているかについて	
提案理由説明	
議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	136
質 疑	136
採 決	136
提案理由説明	
議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例、以上4件一括付議	136
質 疑	140
総務文教常任委員会付託	140
提案理由説明	
議案第87号 指定管理者の指定(熊取町立老人福祉センター)について	140
質 疑	140
事業厚生常任委員会付託	140
提案理由説明	
議案第88号 指定管理者の指定(熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド)について	140
質 疑	141
総務文教常任委員会付託	141
提案理由説明	
議案第89号 町の区域の変更について	141
質 疑	142
事業厚生常任委員会付託	142
提案理由説明	
議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第10号)	142
質 疑	145
総務文教常任委員会付託	145
提案理由説明	
議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、以上2件一括付議	145

質 疑	147
事業厚生常任委員会付託	147
提案理由説明	
議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)	147
質 疑	149
事業厚生常任委員会付託	149
提案理由説明	
議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)について	149
質 疑	150
事業厚生常任委員会付託	150
提案理由説明	
請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書	150
事業厚生常任委員会付託	151
(12月19日)	
出席議員	153
議事日程	153
委員会報告	154
議会運営委員会報告	154
議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第85号 常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例、議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例、議案第88号 指定管理者の指定(熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド)について、議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第10号)、以上6件一括付議	154
総務文教常任委員会委員長報告	155
質 疑	155
討 論	155
採 決	155
議案第87号 指定管理者の指定(熊取町立老人福祉センター)について、議案第89号 町の区域の変更について、議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)について、以上6件一括付議	157
事業厚生常任委員会委員長報告	158
質 疑	158
採 決	158
請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書	160
事業厚生常任委員会委員長報告	160
質 疑	160
討 論	160
採 決	160
提案理由説明	
議案第95号 手数料条例の一部を改正する条例	161

質 疑	162
採 決	163
提案理由説明	
議案第96号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	163
質 疑	164
採 決	167
提案理由説明	
議案第97号 工事請負変更契約の締結について（（仮称）熊取町公民館・町民会館 整備工事）	167
質 疑	167
採 決	169
提案理由説明	
議案第98号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第11号）	169
質 疑	171
採 決	173
提案理由説明	
議員提出議案第8号 認知症との共生社会の実現を求める意見書、議員提出議案第 9号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書、議員提出議案第 10号 医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書、以上3件 一括付議	173
質 疑	177
採 決	177
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	178



12 月熊取町議会定例会（第 1 号）

## 令和5年12月定例会会議録（第1号）

月 日 令和5年12月6日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総合政策部理事兼 危機管理課長	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	下中 昭三	住 民 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 長	木村 直義	健康福祉部統括理事	石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事	山田 大河
会計管理者兼会計課長	野原 孝美	教 育 次 長	阪上 敦司
教育委員会事務局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	阪上 高寛
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例  
議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例  
議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例  
議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について  
議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について  
議案第89号 町の区域の変更について  
議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）  
議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）について  
請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書

---

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。令和5年12月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされまして、ご審議をいただき、併せて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年12月熊取町議会定例会を開会いたします。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（河合弘樹君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願い申し上げます。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において暖房がほぼ効かない状態となっております。重ね着等、服装に工夫をするなど、各自寒さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和5年11月臨時会に報告をいたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和5年10月末現在における各会計の現金預金残高については、ご覧の資料のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和5年12月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、先日3日に開催しました第12回熊取ふれあい農業祭は盛況となりますとともに、本町の風物詩であるくまとりイルミネーションも始まっております。今月25日まで煉瓦館や熊取駅前夢広場がイルミネーションで飾られ、幻想的な雰囲気の中、クリスマスコンサートなど様々なイベントが行われます。議員の皆様におかれましても、ぜひ足を運んでいただければと存じます。

では、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、選任同意につきましては固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、一部改正条例につきましては一般職職員給与条例の一部を改正する条例ほか3件、そのほか、指定管理者の指定が2件、町の区域の変更が1件でございます。また、補正予算につきましては令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）ほか4件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

---

議長（河合弘樹君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分日は令和5年11月14日でございます。

内容ですが、事故発生日時は令和5年10月19日午後3時頃で、事故発生場所は熊取町山の手台1丁目8番4号先路上でございます。

相手方の住所・氏名につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、環境課作業員が刈草の回収作業において公用車を移動させた際、不注意により、公用車の荷台部分が自治会管理の街路灯に接触し、支柱に損傷を与えたものでございます。

損害賠償額でございますが、32万1,200円で、全て相手方物件の修繕費でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業からの補填を受けることとなっております。

今回の事故は、本町職員の不注意が原因であり、車両確認の徹底や慎重な運転など、より一層交通事故防止に留意するよう、当該職員をはじめ課内職員にも指導しております。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分につきまして報告を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終ります。

---

議長（河合弘樹君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席9番 渡辺議員、議席10番 二見議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る11月30日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和5年12月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日12月6日から12月19日までの14日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日12月6日、7日、8日及び19日の4日間といたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。事業厚生常任委員会を12月13日に、総務文教常任委員会を12月15日に開催していただきます。

また、第2回目の議会運営委員会を12月13日に、議員全員協議会を12月15日にそれぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終ります。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日12月6日から12月19日までの14日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月6日から12月19日までの14日間と決定いたしました。

議長(河合弘樹君) 次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、矢野議員。

8番(矢野正憲君) 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、議長よりお許しが出ましたので、2023年12月定例会の一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

質問項目は大きく2つでございまして、小・中学校の塾代助成について、それから入学準備金についてでございます。

まず、1点目の塾代の助成についてでありますけれども、家庭の経済力によって教育格差が生じるのを防ぐ狙いで、塾やスポーツ教室などの習い事に通う費用を助成する自治体が現れてきております。助成の対象は児童扶養手当や生活保護を受給する世帯の小学校5年生から中学校3年生、子どもたちが夢を叶え、自己実現を図る教育機会の確保と保護者支援のために取り組む考えはないかというような質問でございます。

ここに少し書いておりますけれども、小・中学校の学習塾への年間平均支出額であります。公立小学生で8万1,058円、公立の中学生で25万196円というふうなことになってございます。

助成対象となる児童扶養手当や生活保護を受給している子どもの数を、小学生・中学生別でお示しを賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(河合弘樹君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) それでは、お答えさせていただきます。

答弁の内容からも、全て僕のほうからまず人数のほうもお答えさせていただきます。

1点目の児童扶養手当や生活保護を受給している小学生・中学生別の子ども的人数でございますが、令和5年11月28日現在で、児童扶養手当または生活保護を受給しているご家庭の小学生については520名、同じく中学生については148名となっております。

議長(河合弘樹君) 矢野議員。

8番(矢野正憲君) ありがとうございます。小学生が520名、中学生が148名というふうな形であるというふうな報告をいただきました。

今現在制度を導入している自治体におきましても、大阪市が所得制限なしでやっておったりとかしておるわけでありましてけれども、そういった制度を導入している自治体で支援策が1万円と、あとは隣の町が来年度からするというふうなことも聞いておるんですが、そこは5,000円というふうな聞いておるんですが、2通りあるのかなというふうに感じておりますが、助成対象が児童扶養手当、それから生活保護を受給する世帯の小学5年生から中学3年生、月額5,000円の補助を導入した場合の予算額の試算、この辺はどのようにしておるのか、お尋ねしたいと思います。

議長(河合弘樹君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) それでは、2点目の試算額でございます。

まず、補助対象を児童扶養手当または生活保護を受給しているご家庭の小学5年生から中学3年生までとし、補助額を1人一月当たり5,000円とした場合の試算結果でございますが、年間で1,470万円程度となります。

次に、補助対象を町内全ての小学校5年生から中学3年生までとして、同じく1人一月当たり5,000円とした場合の試算結果については、年間で1億1,622万円程度となると試算してございます。

以上でございます。

議長(河合弘樹君) 矢野議員。

8番(矢野正憲君) 今のは次長、小学生のみですね。小学生も中学生もトータルで扶養手当と生活保護受給者のところであれば年間1,470万円で、もう全世帯を対象としたら1億1,622万円というふうな形になるんですね。小学生と中学生を分けたらどれぐらいの規模になるのかというのはお分かりですか。

議長(河合弘樹君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) ちょっとそこまで計算はしていないんですけれども、掛け算したら出ますので、ちょっとお時間いただけますか。後で。待ってもらうのも何ですから。

議長(河合弘樹君) 矢野議員。

8番(矢野正憲君) 分かりました。

一番最初にいただいた報告で、小学生が520名で中学生が148名というふうなことでござりますが、小学校は5年生と6年生の2学年で中学生が3学年あるんですが、大分小学生の方が数は多いですね。この辺はどういうふうな分析をされているんですか。

議長(河合弘樹君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) 生活保護が小学生のほうが多いということですよ。単純に、中学生は3学年で小学生は6学年ということで、一定、小学校の方が多くなるというふうには考えておりますけれども、具体的にそのあたりの家庭の状況というのはちょっと教育委員会では把握できていないということで、ご容赦ください。

議長(河合弘樹君) 矢野議員。

8番(矢野正憲君) ちょっと質問の仕方が悪かったみたいですね。今、520人というのは、そしたら1年生から6年生までの6学年というふうなことの答弁なんですね。すみません。ここに書いているように小学校5年生から中3までのことの質問をさせていただいているので、小学校の5年生、6年生の2学年だったら何人ぐらいなんですか。

議長(河合弘樹君) 木村健康福祉部長。

健康福祉部長(木村直義君) 小学校5年生、6年生の生活保護受給者世帯児童数が7名で、児童扶養手当の受給児童者数が小学校5年生、6年生で90名、これは同じ時点、11月の末、28日時点でございます。

議長(河合弘樹君) 矢野議員。

8番(矢野正憲君) そしたら、児童扶養手当をもらっている5年生、6年生が90名おられて、生活保護を受けられている5年生、6年生が7名、計97名というふうな形でいいんですか。はい、分かりました。この97名と148名の合計で月5,000円でやると年間1,470万円というような計算なんですね。分かりました。了解しました。

もう計算は終わりましたか、先ほどの1億1,602万円。

(「今ちょっと別室で計算しておりますので」の声あり)

8番(矢野正憲君) そうですか。

小学生の5年生、6年生でどれぐらいの金額が要するのか、中学校の1年生、2年生、3年生でどれぐらいの予算が要するのかというのをちょっと教えていただきたいなというふうに思いますので、ちょっと時計を止めていただくか何かしていただければありがたいですが。

議長(河合弘樹君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) えらいすみませんでした。

小学生で約4,800万円、中学生で6,800万円程度になります。申し訳ございません。

議長(河合弘樹君) 矢野議員。

8番(矢野正憲君) 小学校の5年生、6年生で4,800万円で、中学校の1年生から3年生で6,800万円かかるというような形ですね。これがもう所得制限なしというふうなことですね。分かりました。

例えば、大阪市なんか1万円でされているじゃないですか。例えば熊取町でこういったことをするというふうなことになれば、これ5,000円で今計算されているので、1万円にするということは

もう単純に掛ける2倍でいいというような、そんな形で考えていいんですかね。はい、分かりました。

これから来年、町長選挙があるわけでありましてけれども、この辺の考え方というのは町長、どういうふうに考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（河合弘樹君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 熊取町と大阪市を比較してみますと、なかなか財政の状態というのが相当開きがあると思うんですね。企業のない熊取町、住民税と固定資産税、そして国の補助金、負担金という形で予算を編成する中で、住民サービスを提供させていただいております。その住民サービスを進める中で公共施設維持管理、これに対して40年間で割り振った負担金額が毎年3億円の不足が生じると、これはもう皆様方にも提案、提示させていただいている数字だと思います。その不足する3億円をどうするか。幸いにもここ5、6年はふるさとの寄附をいただいた中でそれがやりくりできるかなど、これはもう大ざっぱな話ですけども、基金も財調、公共を入れて80億円ぐらいいはあります、令和4年の末ですかね。この基金があるわけですけども、この基金も毎年3億円そこから引き出していかないかんといい、それに合わせて想定外のいろんな公共施設の改修であったりというのが出てくることになります。

小・中学校の中でも西小、中央小、これが児童数が増えてきたということもあります。そのほかにも状況が変わってきたというのがあって、今の試算では西小で4億円かかります。中央小でも3億数千万円かかります。これを、国の補助金を試算しても国の補助金はその4分の1ぐらいしか当てにできないという、そうすると、早急に西小と中央小の対応を求められていますので、これを早急にやっていきますと、もうそこでは6億円、7億円ぐらいのお金が一時的にこれは町単独の経費となってきます。

私も、8年前、町長選挙へ出るときに塾代クーポン、これはやりたいというふうなことを掲げて、その思いは今も確かに持っているのは持っています。ただ、そういう状況、本当に一年一年状況が変わってまいります。そういった中で、持続可能なまちをこの熊取町で目指していくのであれば、本当にお金、財源、これをいかにやりくりしながら10年、20年熊取町が赤字を出さんような、住民サービスの低下にならないような、そういう財政運営が求められるというふうに思っております。そういったことから、本当に慎重な財政運営が求められる、そのように思っております。

皆さん方の賛同も得ながら文化ホールも公民館もリニューアルするわけです。国の補助金もありますけれども、ここでまた町の基金が確実に減ります。実質単年度収支、令和4年、これ赤字です。というのは、先ほど申し上げましたように毎年のプラス3億円が必要やというふうな、現実として実質単年度収支が赤字になっているということでございますので、基金をいかに活用しながらどこでどんなふうな割合で使っていくか、そういったことを皆さん方と相談、協議しながら、いかに熊取町の子育て支援に役立てていくかということを実績に考えていく必要があるかなというふうに思っております。

できれば私も塾代クーポンをやりたい。子育て支援は、これはもう本当に出生数が80万人を切って国の将来が危ぶまれるというふうな状況になっておりますので、合計特殊出生率、熊取町も低いですが、そういった中でいかに子育て支援が満足感を持ってもらって、熊取町内の若い世代の皆さんがそういったところで子育てがしやすい、満足感を得られる、そういったところでまた若い世代の家庭がもう一人、もう二人というふうなお子さんを育てていただけるような、そういう雰囲気づくりを進めていきたいというのが私の願いです。そのためにも、本当に熊取町がほっとできる、安心感ができる、そういったものも含めてやる必要があるかなと思います。

子育て支援も大切ですし、大切であると同時に住民の皆さんがこの熊取町に住んでほっとできる、楽しめる、優しさを感じられる、そういった熊取町にもまちづくりを進めていく必要があるというふうに思っておりますので、この基金の使い方、また一般予算の組立て方、これを本当に慎重に、慎重にではありますけれども大胆に使っていく必要があるかなと、そんなふうに思っております。

す。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 答弁が長過ぎてよく分からなかったというのが正直な話です。恐らくもう塾代は、以前の選挙の公約で塾代クーポンということをやっておられたので、やりたいけれどももうなかなかできないというような答弁だったのかなというふうな解釈はしました。

町長がおっしゃっている熊取町の中長期財政シミュレーションの話を出されたのかなと思っておりますが、令和7年度以降に収支不足になるんですよね。令和11年度には枯渇をするというような見通しが出されているわけですよね。こういったこともあるわけですが、今現在、行政マンの皆さん大変優秀なので、熊取ふるさと応援基金が39億5,000万円積み上がっていて、それとはまた別に防災基金が10億円あるというふうな形になっております。この辺はやはり上手に使わないといけないのかなというふうなことは個人的には思っています。

やっぱり熊取町も、今現在が4万3,000人を切っているような人口規模になって、令和11年頃には4万人を切るというふうなことが書かれているわけですよね。であればやはりどこぞで未来のための投資というような考え方に立たないと、熊取町は沈むんじゃないですかね。僕はそういうふう考えているんです。だから、この辺にちょっと手当てをするというか、30代、40代の皆さんが熊取町に張りついてもらうようなことを考えないと、これから10年後とか20年後になると大変なことになるのかなというふうに思っているという質問をさせてもらっているというところがあります。

町長の答弁からはなかなか厳しいというふうな話でありましたけれども、今現在、大きな39億5,000万円というふうなふるさと納税の応援基金が積んでいますけれども、こういったものは全くもう手はつけられないんですか。少し考えたら、未来のことを考えると令和11年には4万人を切るというふうなことが出されているのに、その辺は全くされないんですか。その辺はどうなんですかね。

議長（河合弘樹君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 先ほども申し上げましたとおり、慎重な相談、協議をする中で、この頂いている基金、全く使わないというふうな答弁をしたつもりではありません。いかに慎重に、効果が出るような、そういった考えを持って子育て支援に充てていきたいと、これが先ほどの答弁の趣旨です。基金を使わないということではありません。あるものはある程度使っていくって初めて、その基金の頂いた皆さんへの報告ができるというふうに思っておりますので、今求められているのはやはり子育て支援だというふうに思っております。

中央政府がやっとう重い腰を上げて子育て支援に重心を置きかけているのは、それはそれでいいんでしょうけれども、それ以上に、現場を見させてもらっている私にとりましては子育て支援、子どもが安心して安全で学校生活を送れる、家庭生活も送れる、そういったところで熊取町の活性化、まちづくりを進めていく必要があるというふうに思っておりますので、基金を使いながらやっていく、これが基本です。だけど、慎重に物事は進めていく必要があろうかなというふうに思います。そういうことをご理解願えればありがたいというふうに思います。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 令和の時代が始まったのが令和元年5月やから5年ぐらい前からなんです。人口統計を見ていると、令和5年10月と比べると、やはり30代の方であるとか40代の方という子育て世代をする現役世代ですよね。この方々がやっぱり600人減少していたりとか、40代が800人減少しているというふうな形になっていて、これって町長がやられている8年間のうちの5年でこれだけ減っているというのは、かなり大きいんじゃないですかね。慎重に慎重というふうなお話もありましたが、やはりここというのは、問われる責任というのは大きいと僕は思いますけど。やはりすべきことを少しやってきて、今、3世代近居・同居というふうな話になりますけれども、当初いろい



ると固定資産税の減額等もありましたが、この辺やっぱもう少し継続的にするべきであったのかなというふうに感じているんです。それは結果がどないになったかは分かりませんが、ただ、この令和の時代に入って30代、40代の人口が減少しているというのは大きな現職の責任だと僕は指摘しておかないといけないのかなというふうに思っております。

塾代助成というのは、大きな金額かかるところではありますけれども、恐らく誘因策にはなるんだと思います。その辺をちょっと皆さんにご披露し、それから町長の考えを伺ったというような次第になります。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）これはもう皆様方もご存知かなと思いますけれども、30代からの子育て世代、熊取町の出生数を考えていく中で出生数は280人ぐらい、300人切れるんですけども、その子どもたちが小学校に入る頃には400人ぐらいになるんですね。転入があって、300人を切れる子どもの数が100人ぐらい増えているわけですね。これが皆さん方もご存知やと思います。これをもって私の責任やというふうに言われるんですけども、現実には20代の方々は確かに転出する割合が高いというふうな、数字からそういう結果が読み取れます。ただし、子どもさんの数を考えていくと100人近く増える、ということは、現役世代の皆さん方にはこの熊取町を選んでいただいているという評価ができるのではないかなというふうに思っております。

この熊取町近辺、岬町から貝塚市、岸和田市を見ましても、現役世代が増えているという状況ではないというのが調べた結果そういう数字が出ております。プラスになっているのが熊取町だけやということで、不動産会社の皆さん方にもそういうお話をいただきますけれども、熊取町は、転居を望まれる方にとってはもう選んでいただける町やというふうに、そんな話をたくさんいただいておりますので、私の行政運営が人口減少ですか、そういったことに当たるといのは、全く私にとっては当たらないというふうに思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）この辺はまた選挙のときに話をしたらいいかなとは思いますが、令和元年5月と令和5年10月の人口統計を比較すると、間違いなく19歳以下の子どもたちも600人近く減っておられます。30代もやはり600人近く、40代も800人近く減っておるといのが人口統計で出ておりますので、ちょっと今の答弁、的を外れているのかなと僕は感じたところであります。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）日本全体で子どもの数がおおよそ4分の1になってしまっている中で、定住、転居というふうな政策を熊取町をはじめ大阪府の各市町、全国でも同じようなそういう政策を考えて施策、事業を行っていると思います。高齢化が進んで団塊の世代の方々が75歳以上になっていく中で、もう自然減というのは止めようがないというふうなことですよね。社会構造の変化が起こって合計特殊出生率がずっと下がっている、これは熊取町の責任なんでしょうか。泉佐野市長の責任なんでしょうか。これはもう社会的な構造の中での人口減少、少子化というふうなことだと理解するほうが間違っているのでしょうかね。その中で、いかに一戸建てを建てて住みたい人にとって選ばれるまちか、そういうことを考えた中では、いろんな業界から話をいただいておりますけれども、確かに熊取町は住みよい、そういうお話をいただいております。それをもって私は、ほっとする、楽しめる、そんなまちが皆さん方にある程度評価されているのかなというふうな思いで今進めているところであります。

全体に社会構造の基に原因がある、そういった人口減少、少子化、これがどこも皆頭を痛めています。それがそこを担当する首長の責任やというふうなことには、これはなかなか私には理解できないということでもあります。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。すべきことをしっかりとやるべきだなというふうに感じておるとこ

ろでございます。

いろいろと批判をして少し怒られたというふうな感じを受けましたけれども、そういうふうな思いを私は持っているというふうなところでございます。人口統計にもそういうふうに見えているのかなというふうに認識をしております。

大きな流れは日本全体で人口減少に入っておる、そういうふうな形になっておりますけれども、その中でもやはり人の取り合いというのはいや応なく自治体間でしなければいけないというふうなことになっておりますので、上手なお金の使い方というふうなことをしなければいけないのかなというふうに感じておるところでございます。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）矢野議員がそういう形で理解されているというのはよく分かるんですけども、今までの自民党の政治、これが今の状況を生み出したというふうには私は理解しております。やっと子育て支援に手を差し伸べる、これはもう20年前から、30年前から日本の人口が減る、これはもう想像されて、そのとおりに動いているわけです。ここで国政を論じるつもりはありません。ただ、こういう状況に持ってきた自民党の国政、それで今、地方自治体でこういう苦しい状況に置かれているんやということは、はっきりと私は言いたいと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）あまり言う必要はないかもしれませんが、党籍を持つ人間として、子ども家庭庁の発足なんか自見英子、当時の担当大臣であるとか山田太郎参議院議員であるとか、そういったところにやはり地方議員の我々として要るんじゃないですかというような形で声を出し続けて形になってきたのかなというふうには認識をしています。確かに自由民主党が長い間政権を取りましたから、いろんな形で至らないところもあるのかもしれませんが、そこは我々地方議員もしっかりと中から変える、そういうつもりで行動してきたというふうに考えております。

次の質問に移りたいと思いますが、2点目です。

入学準備金です。小学校、中学校のそれぞれ第1学年において学習費の総額が大きく跳ね上がり、その要因として入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入が考えられております。保護者負担を軽減するために全世帯対象10万円補助、こういった考えを持ちませんか。いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、2つ目の子育て・教育入学準備金についてのご質問についてご答弁させていただきます。

新入学児童・生徒のいる全世帯を対象に10万円を支給する場合、令和5年度の新入生の実績で計算いたしますと、小学生分で3,970万円、中学生分で3,550万円、小・中合計で7,520万円が必要となることとなります。今後継続して実施となれば将来にわたって多額の財政負担を伴うものでありますので、現時点においての検討には至ってございません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）7,520万円かかるというふうな形で、金額が大きいから全く検討していないというふうなことでしたね。これも同じような形で、各市町村同じ考え立っておられると思います。なかなかやっているという市町村もあまりないというふうに感じておるんですが、ここについてもやはり先ほどから言っておるように、子どもたちを、子育て世代の皆さんを誘引するというような形で考えると非常に有効なのかなというふうには感じておるんですが、これも全く今のところはもうする気はなしというような、そういうふうな答弁でよろしいんですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）就学援助の制度という中で、一定の所得限定になりますけれども、当然、入学時に多額の費用がかかるということで、そちらのほうは一定、入学にかかる費用、入学準備金とい

うことでの支給は、これはどこの市町でも多分されている制度やと思います。

その部分で、生活の困窮世帯と言うとちょっと言い方があれですけども、経済的なご負担については一定補填というか、制度的には賄えているのかな、こちらのほうを全世帯という話になるとちょっと事情が違ってくるのかなというところで、現時点では就学援助のほうで措置できているということで、検討には至っていないという状況です。

ただ、昨今、議員おっしゃるようにこれを取り組む市町村も現れておりますので、その辺についてはアンテナを張っていききたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） ありがとうございます。

同じ考えで町長はどういうふうに考えておられますか。

議長（河合弘樹君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 先ほど来申し上げてまいりましたとおり、財政状況、ダイナミックにやらないかんというのが矢野議員の考えかなというふうに思っております。いかに子育て世帯の皆さん方にそういった行政の気持ちを感じ取ってもらえるか、確かにそういうこともあるかなと思います。

今、世間では給食費の無償化というのが先行しているわけですね。この給食費の無償化でもっていかに子育て世帯の負担が軽減できるか、それと併せて学校運営の先生方の働き方改革にもこれは通じるものがあるかなと、そのように思っているわけです。10万円という、これを出さないとというふうな議論を今やっている最中だと思いますけれども、この世帯へ10万円出して、次なる効果がどういう具合に生まれるか、給食費の無償化をやると、もうすぐに学校の先生方の負担がなくなる。10万円と給食費ですと若干差は出るかも分かりませんが、そういう考え方を今担当といろいろやっていて、今そういう答えを出していますけれども、これは進めないかんことだというふうに思っております。

皆さん方からのご意見、拝聴しています。給食費の無償化をぜひ実現してくださいと、もう会う若い世代の皆さん方からはそういう願いを聞かされます。そういうことをもって今、教育委員会担当部局とそういう話をしていますので、10万円か給食費の無償化か、それをてんびんに量って、いかにいろんな面で効果が出てくるか、そういったことを考慮しながら、ほかの議員方からも給食費の無償化というふうなことが質問の中で述べられていますけれども、今そういった状況でございますのでご理解願えたらというふうに思います。

何もしないわけではありません。先ほど来答弁させてもらっていますように、子育て支援、いろんな状況を考えながらスピード感を持って進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） それもまた選挙を通してやればいいのかというふうに思いますが、僕が町長になったら全てやりますよ。熊取町はやはり30代、40代が減っているというのが大きな最重要課題だと思いますよ。

議長（河合弘樹君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 数字を確認してください。30代、40代、子どもの数が増えていますよ。これ、教育委員会、出してないの、資料として。30代増えてますよ。全体的には減ってます、人口が減ってるんやから。子どもの数、出生数から小学校6年生になった時点で100人ぐらい増えてるんですよ。これをどう考えられますか。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） すみません。僕が持っている人口統計表、令和5年10月が40歳から44歳までが2,584人で45歳から49歳が3,070人なんです、令和5年度10月現在で。令和元年5月、要は令和の時代が始まったときですね。そのときは40歳から44歳までは3,033人、45歳から49歳までは3,482人

ということだから、統計としては僕のほうが合っていると思いますけどね。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ここに資料があるんですけども、令和4年における年齢別転入・転出者数ですね。確かに20代、24が減っています。間違いなく減っています。ところが30代、30から39歳になりますと転入、転出でプラス42人になるんですね。40から44歳まで11の転入なんですね。ということで、子どもの数が増えているというのはこれでつじつまが合うということにはなるのかなと思います。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）矢野議員がおっしゃられているその基準が令和元年ですか。それと今の差で言えば、各市町が転入促進を一生懸命やり始めた時期で、今、町長が申し上げたのは、対前年度で毎年見ている部分には一定子育て世代の人数も熊取町はプラスに転じてきていると。当然、そういうファミリー層の人口が増えてくれば子どもさんも一緒に転入してくるパターンが多いというのが実際ある形で、中央小、西小というようなそういう学校で教室が足りないという実態、そういう状況が生じているということは、一定その階層の住民の方が増えてきているという一定の裏づけになるんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）令和元年5月と令和5年10月を比べると人口は789人減ってますよ。この減り具合というのは多分皆さん努力されているからめっちゃくちゃ大きいかと、そうではないと思います。だけど中身を見ると、中身を分析すると、やはり19歳以下の子どもたちが減っている、30代の働き盛りの皆さんが減っている、40代の皆さんもやはり減っている、その中で789人のマイナスで保っているというのは、75歳以上の後期高齢者の皆さんが増えているというふうな状況になっていますので、僕はそういうふうな考え方をやっているんです。5年間でいろいろやはりやっていかないといけない、これからもやっていくようなことはとがったようなことをやらないといけないのと違うのかなというふうな考えに立って物を言っておりますので、そういうふうなことをちょっとご理解いただきたいと思います。

いずれにしても、今回の2つの質問をさせていただいたのは、熊取町にとって誘因策にはなるのかなというふうに考えているんで、町長とか、あとは幹部の皆さんがどういうふうな考えをされておるのかなというふうな質問をさせていただいたというふうなことになります。

議長（河合弘樹君）南副町長。

副町長（南 和仁君）私のほうから、今後、議員の皆様方にどんな形でお示しできるのかなというところでちょっとご答弁させていただきたいんですけども、令和6年度からまた新しい転入・定住アクションプログラムがスタートいたします。その転入・定住アクションプログラムの中身について、今、全庁的にいろんなメニューを出しながら策定に向けて取組を進めているところでございます。

また、令和6年度の当初予算につきましても今予算編成の時期でして、さらなる教育・子育ての施策がどのようなメニューで展開できるのかということで財政当局を中心に編成を進めているところでございます。

ただ、矢野議員おっしゃったように町長選挙がございますので、それが令和6年度の当初予算に示せるかどうかというのは極めて微妙なところでございます。通常であれば来年の6月議会が本格的な予算編成になるのかなと、新しい施策をそこに盛り込んでいくのかなというふうに考えております。当然のことながら、現時点でいろんな今回の議会でもご提案等いただいておりますので、そういったところを十分加味しながら、新たな転入・定住アクションプログラム、また予算編成の中で吟味、検討、考察していきたいと考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。

具体的な施策というのはまだ持っていないんですか。それともまだ言えないような段階なんですか。

議長（河合弘樹君）南副町長。

副町長（南 和仁君）いろいろと提案は上がってきてございますが、どうしても政策的な部分であるとか大きな予算を伴う部分がありますので、それが独り歩きして、またこういった当然ネット中継で公表されて議事録にも残っていくというところで、住民の方々、また議員の方々に混乱を生じることもあるかと思っておりますので、それは確実に実施できるという段階で皆様方にお示ししたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。

僕自身は、熊取町の最重要課題は子育て世帯の皆さんを定着する、呼び込むというふうなことだと思います。それについて、町長に胸を借りて選挙しますけれども、一生懸命熊取町が一つでもよくなるように頑張っていきたいなというふうに思っております。いろんな政策論争をできたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

次に、石井議員。

4番（石井一彰君）皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い順に質問をさせていただきます。

大きな項目、本町の高齢者の支援についてお伺ひいたします。

本町もほかの自治体と同様、人口減少、少子高齢化を迎えており、今現在約4万3,000人ぐらいの人口がおられますが、令和22年、2040年ですね。今から17年後には約3万5,300人ほどになると推定されております。今よりも8,000人ほど少なくなると。逆に高齢化率も年々上昇し、現在約29.4%ぐらいですかね、高齢化率が。これが令和22年度、2040年、同じく17年後には36%まで増えていく見込みとなっております。

まず最初に、本町の今の高齢者世帯、熊取町内の夫婦のみの世帯、独居世帯の世帯数というのは把握されていますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の本町の高齢者への支援につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の本町の高齢者世帯（夫婦のみ、独居世帯）の構造についてでございますが、令和2年実施の国勢調査では、本町の総世帯数は1万7,219世帯、高齢者のいる世帯数が7,617世帯で、44.2%でございます。総世帯数のうち高齢者独居世帯数は1,758世帯で10.2%、高齢者夫婦世帯は2,496世帯で14.5%という世帯構造となっております。今後も、高齢化の進展により、高齢者のいる世帯は増加傾向で推移すると見込まれております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）この世帯数、夫婦のみ、あと独居世帯、これ全国と対比してどんな感じでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）高齢者のいる世帯、全国では65歳以上のいる世帯については全世帯の49.4%、65歳以上のいる独り暮らしの方が増加しているという状況でございますので、先ほど答弁させていただいた熊取町の現状が高齢者のいる世帯44.2%と比べますと、全国のほうが若干多いという状況でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）夫婦のみとか独居世帯については詳しくは分からないという状況でしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）すみません。全国では夫婦のみ世帯24.5%というふうになってございます。これは、高齢者以外の方も含めてということではそのような状況でございます。65歳以上の方のいる世帯の中で高齢者の夫婦のみ世帯は令和4年度で32.1%、独居高齢者世帯、独居になる世帯が31.8%となっております、熊取町のほうが若干少ないという状況でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。全国に比べると、そこまで高齢化率は高くはないということですかね。ありがとうございます。

それでは、2番目の質問になります。

現時点での熊取町の老老介護、また認認介護、認知症の方が認知症を介護するような世帯というのは把握できていますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）次に、2点目の現時点での老老介護、認認介護の世帯の把握についてでございますが、厚生労働省が3年に一度実施してございます令和4年の国民生活基礎調査によりますと、介護されている方と主な介護者の年齢構成割合は、65歳以上同士の介護が63.5%、75歳以上同士の介護が35.7%という状況でございました。

本町の正確な実態を把握することは難しく、昨年実施しましたいきいきくまとり高齢者計画2024計画策定に向けての高齢者実態調査において、夫婦2人暮らし（65歳以上）と回答された方が43.9%と最も高く、また、現在何らかの介護を受けておられる方の主な介護者については、介護サービスのヘルパーが42%、次いで配偶者、娘がともに29%、息子が25.9%という結果でございました。

そのほか、日頃の相談や地域包括支援センターの事例からも老老介護や認認介護から相談につながるケースも多く、日々対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）はい、かしこまりました。

それでは、3番目、独居高齢者への見守り支援事業というのが実施されておりますが、ちょっと詳細を教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）次に、3点目の独居高齢者への見守り支援事業についてご答弁申し上げます。

本町独自の取組としましては、独居高齢者のうち閉じ籠りなどの何らかの支援を要する方を早期に把握し、見守り支援や介護予防活動等の必要な支援につなげることを目的に、要介護、要支援認定を受けていない65歳以上の独居高齢者世帯及び75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、小学校区ごとに6年に1回みまもりアンケートを実施しております。

昨年度に実施した南小学校区の状況でございますが、751名を対象にアンケートを送付したところ564名から回答があり、回収率は75.1%でございました。独居高齢者世帯で未回収の方につきましては、保健師等による個別訪問、夜間訪問などを実施し状況把握に努めております。アンケート結果から見守りが必要な方に対しては、地域包括支援センターが実施している独居高齢者見守り支援事業につなげ、定期的な見守りや町の緊急通報装置の案内を行っているところでございます。また、フレイル状態で介護予防等が必要な方へは、総合事業の短期集中通所型サービスであるふれあい元気教室や各種介護予防事業をご案内させていただいております。

さらには、早期発見・早期対応できる見守り体制をより一層推進するため、ライフライン事業所や宅配業者など民間事業所の協力を得て、日頃の業務の中で気づく高齢者の異変を地域包括支援セ

ンターなどに連絡する連携体制として、高齢者見守りネットワーク事業を構築し、見守り体制の強化に努めております。現在、協力事業者数は44社となっており、さらに協力者を広げるため事業者への働きかけを継続してまいります。

これらの事業を重層的に実施することにより、高齢者がより安全に安心して暮らせるよう体制整備に努め、支援してまいりますので、ご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）答弁にありました小学校区、これ6年に一度ということをおっしゃいました。この6年に一度という設定にされた基準というのは何なんですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）以前は小学校区ごとということなので3年に一度という形だったんですけども、対象者数が、校区によってちょっとばらつきがございましたので、それを小まめに全数把握というところを目指して高齢者の方の状況を把握するために今は6年に一度ということで、以前は独居高齢者だけだったんですけども、対象者を75歳以上の高齢者だけの世帯も増やさせていただいたということもございまして、現在6年に一度というふうにさせていただいております。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）6年に1回のアンケート調査にはなったけれども、その間、丁寧な訪問等々で把握は努めているということですね。そのような理解でよろしいですね。かしこまりました。

それでは、4番目、本町の介護施設、特に特養の施設に対して、現在、待機自体は発生しているのか、また、今後高齢者が増えていく中で高齢者施設の建設予定というのをお考えがありますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）次に、4点目の介護施設（特に特養）の待機状況及び高齢者施設の建設予定についてご答弁申し上げます。

まず、本町の介護施設（特に特養）の待機状況につきましては、いきいきくまとり高齢者計画2024の策定において、町内の特別養護老人ホーム運営法人に待機状況について聞き取りを行いましたところ、おおむね入所者の受入れはできており、待機状況ではないというふうに聞いてございます。また、当課へも特別養護老人ホームの入所に困っているという相談も寄せられていない状況でございます。

次に、高齢者施設の建設予定についてでございますが、先ほど申しました第9期計画策定において、令和6年度から令和8年度までの3年間の施設サービスをはじめとした介護サービス量の見込みを行うこととなっており、現在、利用実績や介護ニーズなどを踏まえて推計を行っているところでございます。

現時点では現在の特別養護老人ホームの施設数で対応可能と考えておりますが、今後は、後期高齢者の増加など地域の人口動態や介護ニーズ等を中長期的な視点で適切に見据えた上で、介護サービスの基盤整備の必要性についても慎重に検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）高齢者も現在増えていっていますが、いずれピークアウトするのは目に見えています。だから、箱物を造ってしまうのが将来的にいいのかという問題はあると思います。頂いたデータによると、高齢者が増えていくに当たって現在の1.5倍以上の介護人材が必要というようなことが書かれております。熊取町としては、認知症サポーター養成講座とかキッズサポーター養成講座、またはフレイル予防マスター講座等々いろんな取組をされているのは理解しておりますが、この1.5倍以上の介護人材というのはいかがでしょう。やはりこういうエッセンシャルワーカーというのは、給料も安いですから保育士と同じようになかなか人材が集まらない業種だと思いますが、い

かがでしょう、見通しはどんな感じなのでしょう。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）議員ご指摘いただきました介護人材につきましては、先日も、医療介護の連携のひまわりネットというのを熊取町で行っているんですけども、その中でこれからの課題について皆さんと抽出したところ、大きな課題の一つとして今言われた介護人材というところは声が上がっております。

本町でできる取組としまして、生活支援の従事者研修会というのを行っております。それは、要支援の方が行くことができる通所サービスであるとか、ヘルパーのサービスに従事できる方の従事者研修を行っているんですけども、年に2回行ってございまして、その中で、その事業を行っている事業者と研修を受けられた方のマッチングというのも行わせていただいております。3名か4名ぐらいはそれでマッチングできまして、今、事業所のほうでまた雇っていただくことができたというお声も聞かせていただいております。

そういった取組でございますけれども、このような場をまた広げていきたいということが町でできることかなということと、あとは医療・介護連携の皆様と一緒に、町だけでなく事業所の皆さんと一緒に、何かできることはないかということは今後も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。やっぱり施設に入りたくない高齢者も多いですね。介護、やっぱり在宅を望む方もおられると思いますので、今後とも人材確保を要請等々よろしく願いいたします。

それでは、5番目の本町の終活支援、こちらについてお聞きしたいと思います。

本町は、残された遺族の方のしるしとワンストップサービスでお悔やみコーナーをやられているのは存じておりますが、今回私の質問は、独居老人であったり独居世帯であったり、また身寄りがいない高齢者、身寄りがいても頼りたくないという高齢者も増えていっていると聞いております。

そういった高齢者に対する支援は今、熊取町はどんなような状況でしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）次に、5点目の終活支援についてご答弁申し上げます。

本町の取組としましては、思いがけないしるしものときに備え、自らが望む人生の最後、また死後のことについて前もって考えるきっかけづくりとして、終活ノート（エンディングノート）をふれあいセンターにて配架しております。

また、本町では平成24年度から熊取町医療介護ネットワーク連絡会（通称ひまわりネット）を立ち上げ、高齢者が安心して医療や介護を受けられるまちづくりを目指し、町内の医療介護に携わる多職種の連携推進に取り組んでおります。その活動の中で、終活支援の一つであるしるしものときに自らが望む医療や介護について前もって考え、繰り返し共有する取組である人生会議（アドバンスケアプランニング、ACP）と言われるものの普及にも取り組んでおり、今後のひまわりネットの活動の重点項目の一つに掲げております。

今後も、人生会議及び終活支援は高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために重要なものと考えており、引き続き普及啓発に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）今話が出ました人生会議というのは、多分ケアプランというんですか、ヘルスプランというんですか、どういう治療を望むかということを目的としたものだと思うんですけども。私のほうは、医療とか治療が目的ではなくて、自分が死んだ後のお墓であったりとか遺産であったりとか、そういうものの処分について相談するという支援ですね。

実際、まだたくさんやっている自治体はないんですが、私が調べたところ、神奈川県の大和市で



あつたり横須賀市、また東京都豊島区、静岡県熱海市などではもう既に行われている施策であります。今まで身寄りがいない、そういう単身の方の場合はケアマネジャーとかが担当してそういうフォローをされたと思うんですけども、やはり高齢者が増えていって独り身の人が増えていく中で、なかなかケアマネジャーの負担もすごく大きくなっていて、もう対応できないというような自治体があって、そういうところでこういうサービスが行われているとのこと。結局、死後の不安が解消されることによって本人自体も精神的なストレスも解消されて、また元気になれる方も多いというふうなことも聞いております。

具体的にどういふサービスをされているかという、自らの葬儀や納骨などを執り行う町内の協力葬祭事業者を紹介して、生前に契約ができるように支援をする。2つ目、自らの死後の遺品整理や各種契約・解約手続などを希望する場合は、司法書士などの法律専門家から連絡いただけるように市が手配する。これは町でもやっていると思いますが、また、親族の代わりに死後のお墓の所在などの情報を希望者に対して知人等に連絡する。そして、最後に先ほどおっしゃってましたエンディングノートですね。これは熊取町も発行はしていますが、これ自体を大和市の場合でしたら市が保管しているということです。結局、やっぱり高齢を迎えて認知症になったりして、せっかくつくったエンディングノートをどこにやってしまったか分からない、紛失してしまったということも起こり得るということで、市のほうでそういうことを保管するサービスもされたりしております。

子どもにとって子育てのまち熊取町ということで、それも大事なんですが、高齢者にとってもやっぱり本当に住みよいまち熊取町で住んできてよかったと思えるような高齢者のサービスとして、ぜひこれを一度考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）神奈川県大和市などすばらしい取組をされているというふうには思います。本町としましては、先ほど申し上げましたとおり、独居高齢者の方に対してもしものときにどなたに連絡したらいいかというところが分かるようにということは、緊急の場合の用紙を作りまして、それを玄関先に置いていただくような取組をケアマネジャーさんや地域の皆様と一緒にこれからさらに取り組んでいこうというふうに思っております。

あとは、独居高齢者に対しては、お元気ですかということで包括のほうに年に2回訪問したりお電話で連絡を取りながら見守りは行わせていただいて、もしものときの相談先というところでのケアは丁寧にさせていただいております。形は違いますが、本町は本町でそこは自信を持って、独居高齢者の方への支援というのはある一定行わせていただいているかというふうには思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

いろんなことをやっていただいているのは重々理解しております。ただ、先ほど申しましたとおり、本当、自分が死んだ後の葬儀をどうするねんとか、お墓をどうするねんとか、そこまで踏み込んだサービスにこれはなっているんですね。今お話ししてきた内容よりもう一步踏み込んだ、また、それがもっと高齢者にとつたら現実的な不安なんだろうと思います。

これに関しては、行政がどこまでやるサービスなのかという問題はありますけれども、1度先進事例を参考にさせていただいて、何ができるかというのを前向きに検討していただければと思います。こちらは要望とさせていただきます。

それと、2番目、高齢者の健康寿命延伸対策について質問させていただきます。

先日、私は11月18日に関西医療大学で行われました健康寿命の延長に向けてというような公開講座を受講してまいりました。そのときに頂いた資料の中で、全国の平均寿命、また健康寿命についてのデータがございます。皆さんご存知の方が多くと思います。男性の方は平均寿命80.98歳、健康寿命71.19歳、だから、この差の9.79年、これ平均介護期間ですね。何らかの補助がないとい

う期間が71歳から男性の場合はもう始まってしまうと。女性の場合も、平均寿命としては87.14歳ですが健康寿命としては74.21歳、だから74歳から約12年までは何らかの補助がないというようなことが厚生労働省のデータとして出ております。現在の熊取町は、こういった平均寿命、健康寿命について何かデータ化されていますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、2つ目のご質問の高齢者の健康寿命の延伸についての1点目、現在の本町の取組についてご答弁申し上げます。

町の健康づくり計画である第3次健康くまとり21では、健康寿命の延伸を基本項目の一つとして掲げ、おなかの中で宿る胎児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた取組を進めております。

高齢者に対しましては、健康増進事業や介護予防事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、関係各課及び関係団体と連携しながら健康寿命の延伸に対する取組を進めているところです。具体的には、健康教室や健康相談の実施、健診の場を活用したフレイル相談など個々に応じた保健指導などにより、生活習慣病及びフレイルの予防と、特定健診やがん検診、歯科健診などの定期的な健診による早期発見と早期治療を促すことで、重症化予防に取り組んでおります。

さらに、本町の特色としまして、一人一人の健康づくりを支える環境づくりとして、健康づくり推進グループやタピオステーションの推進をはじめ、住民主体の健康づくりを住民・町・町内大学・関係機関が協働して進めております。

令和6年末には第4次健康くまとり21を策定予定でございます。引き続き、積極的に健康寿命の延伸に向けて取組を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

なお、先ほど申しました熊取町の健康寿命の状況ですけれども、令和3年度時点で大阪府が出された指標では、令和3年、男性が80.6歳、女性が83.8歳となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）すみません。この80.6歳、女性83.8歳、これ熊取町ですか。大阪府ですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）これは熊取町でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）男性は誤差程度だと思いますが、男性、女性とも若干全国に比べると低いという数値ですね。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）全国で出されている健康寿命の出し方というものと、それは国民生活基礎調査の中で出されたものから出しております。熊取町では、その指標でいきますと対象者がすごく少なくなりますので、それから出すことができないので、要介護認定率が2から4の人を不健康、それ以外は健康ということで大阪府のほうで算出したデータによるものですので、ちょっとデータが変わります。それでいきますと、男性、熊取町80.6歳、大阪府が79.08歳、全国が80歳ということで、若干、俗に言われる健康寿命の値の出し方が違いますので多少違いがございます。女性、熊取町83.8歳、大阪府が83.75歳、全国が84.3歳ということで、熊取町は、男性は全国よりも少し高め、女性は全国よりも少し低めというのが現状でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。丁寧に調べていただいてありがとうございます。

それでは、2番目の本町独自のインセンティブが発生するような取組予定はないかということに対して質問させていただきます

以前はくまとりぴんぴん元気ポイントアップ事業が実施された。ただ、これがもう中止になった

というふうにお聞きしました。今後、何らかのインセンティブがつくような事業をされる予定はございますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、2点目、本町独自のインセンティブが発生するような取り組みの予定についてご答弁申し上げます。

ご質問の健康寿命の延伸対策に係る本町独自のインセンティブにつきましては現在行っておりませんが、効率的かつ効果的な手法として、大阪府の健康増進アプリであるアスマイルの健診やイベントなどの機会を活用し、周知・啓発に努めております。あわせて、これまで実施しておりました町独自のインセンティブが発生する事業であるびんぴん元気ポイントアップ事業の代替といたしまして、今年度より町のがん対策の強化として町が実施する多くのがん健診の無償化を行っております。引き続き、受診率の向上を図り、早期発見、早期治療につなげたいと考えており、今後とも周知・啓発に努めてまいります。

なお、インセンティブに伴う新たな取組につきましては、継続し調査・研究してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

こちら提案になるんですが、積極的な健診というのをさせていただくためにインセンティブが発生するような取組も大事だと思うんですが、逆に、行かないとこういうふうな病気になりますよというもっとネガティブな情報を出すことによって健診に行ってもら。以前、よくたばこの喫煙、たばこをやめてもらうために、海外のたばこの場合特にそうだったんですけども、パッケージのところに正常な肺の写真があって、裏面を見たら煙草を吸ってすごい状態の肺の写真を写しているようなものがありました。だから、やっぱり積極的に検診を受けない、がんになるとこんなことになってしまうんだというようなことがビジュアルで分かるようなネガティブな情報も逆に告知することによって、積極的な健診が推進できるんじゃないかなと思ったりもします。これは、いろんな問題あるかも分からないですけども、ぜひ1度検討していただければと思います。

それでは、3つ目、今後新たな大学との連携予定についてお聞きしたいと思います。

私、大阪体育大学がやっておりましたDASHプロジェクトで若返り講座というのを今年の5月から11月末まで6か月間、月2回、1時間の座学と1時間の実技を受講してまいりました。今後、そういった新たな大学との連携の取組の予定はございますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）続きまして3点目、今後新たな大学との連携の予定についてご答弁申し上げます。

現在、町の健康寿命の延伸対策について、町内大学である大阪体育大学と関西医療大学と協働、連携し取組を進めております。

大阪体育大学とは、町の体操であるタピオ体操の作成をはじめ、チューブを使った筋トレやストレッチ、頭の体操などを含むタピオ体操プラスのDVDの作成や、DASHプロジェクトの取組であるフレイル予防マスター講座の講師として、広く住民にフレイル予防の知識の普及に努めていただいております。

関西医療大学とは、学生実習のフィールドとしてタピオステーションに参画していただき、健康情報の提供やレクリエーションを行っており、参加者にとっても学生との交流が楽しみとされております。

また、令和4年度より尿中ナトリウムとカリウムの測定と食事アンケートの調査を行う大阪公立大学の研究フィールドとして、特定健診や乳幼児健診の場を提供しております。協力者には個人の分析結果を返却することで、町の健康課題でもある高血圧対策に役立てております。

今後も、現行の連携事業を大学とのつながりを深めながら推進するとともに、新たな大学や企業

との連携も視野に健康寿命の延伸対策に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

先ほど申し上げました体育大学での若返り講座、また最初のほうに言いました関西医療大学でのセミナー等を受講した際にも、結構今言われていることは、今、熊取町が推進しているタピオ体操、こういったやつも有酸素運動というやつになるんですが、高齢者こそ筋力をつけるようなトレーニングが必要になってくると。やはり筋力が落ちてしまうと歩くこともできなくなって外に出ることも少なくなり、それによって病気も進んだり認知症が進むと。だから積極的な筋力トレーニングが高齢者こそ必要というようなことを学んできました。

提出している資料がございますので見ていただけますでしょうか。

資料1、これは厚生労働省が2023年、10年ぶりに改訂される予定の健康づくりのための身体活動基準・指針の改定に関する検討会ですね。「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023（案）」というやつなんですけど、これの2ページ目、高齢者版の推奨事項、下から3行目ですか、ここにもうたわっております。筋力トレーニングを週2、3日行うことを推奨する。

引き続き、3ページのほうも見ていただけますでしょうか。

4、取り組むべきことは何か。「有酸素運動だけではなく、筋力トレーニング（筋トレ）バランス運動などの多要素な運動を行いましょう」、これが運動ガイドとして改訂される内容になります。週2、3日というとかかなりハードですね。大変だとは思いますが、でも、有酸素運動だけじゃなくて、そのぐらいのことはする必要があると。増え続ける医療費を削減していくためにも健康寿命を延ばすためにも、積極的な筋力トレーニングは必要だというふうにうたわっております。そういったものを踏まえた上で大学との連携事業を進めていただけないかなと、そのように思っております。

私は、6月の定例会のときにスポーツ庁がやっている運動スポーツ習慣化促進事業というようなものを提案させていただきました。それは、阪南市と民間の医療機関とが連携した健康寿命を延ばすような施策に対する事業でありました。資料4ページ目、これが事業の中身となります。こういった事業を使うことによって、補助金を使った取組ができるのではないかなと思っております。また、デジタルを使った取組なんかを利用すると、デジタル田園都市構想交付金というものを使って、AIを使った取組をされている自治体もあると聞いております。何らかの形で、ぜひこういった取組を進めていただきたいと思いますと思っております。

要望だけでなく、私ども議員が間に立って動くことによって進められる案件であるならばぜひ積極的に携わりたいと思っておりますので、そういった筋力トレーニングを含めた取組、大学との連携をぜひ考えていただきたいと思います、そのように思っておりますので、こちらは要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、3番目、創業支援事業についてお聞きいたします。

まず、熊取町は平成28年度から令和7年3月までの創業支援事業計画というものをつくられております。これは、年間目標数が創業支援対象者数60人、創業者数を20人という形で設定をされている事業というふうに聞いております。もうちょっと詳細を教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）まず、本町の創業支援の枠組みといたしまして、産業活性化基金による本町独自の創業支援というのが中心で、メインと捉えて運営してございます。議員ご質問に今ありました国の枠組みによります産業競争力強化法に基づく上限額でございまして、まずは一旦、私ども産業活性化基金の中で創業支援しておる内容についてご答弁申し上げます。

ご質問の若者の定住を目的とした、若者に特化した支援事業はできないのかについてご答弁申し上げます。

創業支援事業を含む産業活性化基金事業は、商工業・農業を含む本町産業の活性化を図るために設置した基金を財源に行っているもので、本町産業の継続的な発展を図ることを目的として策定した産業振興ビジョン及び同ビジョンの実効性を担保するための行動計画であるアクションプログラムを推進するに当たり、確実な効果を生むために、一定期間の継続した支援を行うものでございます。

平成13年11月に策定しました産業振興ビジョンはこれまで2度の見直しを、平成26年4月に創設した産業活性化基金事業補助金制度も4度の見直しを実施してまいりました。都度、策定委員会や議員の皆様方のご意見をお聞きしながら見直してまいりました。

平成29年の補助金制度の見直し時には創業支援を新設し、事業所開設において女性または45歳以下の若者が補助対象の場合は補助限度額を1.5倍とするなど、女性や若い方々が思い切って開業することに対する支援策に取り組み、一定の成果がございました。

一方で、産業の活性化という視点に立てば、性別や年齢に関係なく対象者を広げるべきというご意見を頂戴したことから、令和4年度の見直し時には、対象者を限定せず、補助メニューを拡充するなど補助内容を充実させたところでございます。おかげさまで、令和5年度11月までの創業支援の実績は改定後5件あり、凶らずも5件とも27歳から44歳までの方でございます。

産業活性化基金条例の目的から、議員ご提案の若者の定住を目的とした支援事業はできかねますが、創業支援事業の補助対象者を町民や町内事業所としていることから、付随的には町内転入・定住につながるものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）答弁ありがとうございます。

私が今回質問させていただいているのは、過去2回も若者の定住ということをテーマで奨学金返還支援制度での補助であったりとかいろんなことを提案させていただきました。やっぱりなかなか難しいのかなと思うことも多々あります。今回、若い子らが学校を卒業して就職する、東京に出してしまう、これはもう止められないことなのかなと思ったりはするんですが、また一方、就職せずに何か自分で事業を起こしたい、そういう若い子らもおるのではないかなということで、これは長野県の過疎地になるんでしょうけれども、これも企業支援補助金ということをやられていまして、起業後3年以上市内で事業を継続することや、住民登録して起業後3年間は必ず居住することとか、そういう一定期間住むことを条件とした上で補助金を出すとかということをやっております。あくまでも創業支援というものもあるんですが、若者の定住化、そこにまた雇用を生むということのメリットがあるのではないかなということで、今回提案させていただきました。その観点でもう一度答弁いただければと思います。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）議員に置かれましては、本年6月、9月と若者の定住というのを大きなテーマと捉えてご質問いただいているというのは重々承知しています。

その中で、まず先ほど冒頭で議員からご紹介いただきました創業支援等事業計画、これは産業競争力強化法に基づいてそれぞれ目標数値でやっていると、これは主に融資だとかそういった面がメインでございます。あと一方、今、冊子も頂きました若者の定住でございます。もちろん本町の中でも、若者にかかわらず転入・定住促進担当部署として今頑張っていると認識してございます。その中で、産業活性化でございますから、やはり若者に捉われることなく、全ての方に熊取町内で産業を起こしていただきたいというのが趣旨で、その中で事業意欲というのはやはり若者も多いというのを感じてございますので、その中では、補助金額についても令和4年4月からは本当に拡充しまして、これは議員お調べいただいても分かるかと思うんですけれども、大阪府下の中でも本当に自慢できるような金額の補助でございますので、そういった中では創業支援しやすいような環境をつくっていると、そのように考えてございます。

また、議員の繰り返しになりますけれども、先ほどの事業計画の中では行政と商工会、そして日本政策金融公庫、そして各金融機関、銀行のほうですね。連携してワンストップ窓口の設置もいたしまして、非常に連携しながら創業しやすいような制度にしていると、また、融資の中でも若者をターゲットにした融資もごございます。そういった面でも常に若者という視点はやはり大事なかなというふうに取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）このテーマに関しては、総合政策部も含めてちょっとシームレスな感じで、若者定住という観点で事業として成り立つかどうか、また検討していただければと思います。ありがとうございます。

それでは今度、大きな項目4番、不登校対策について質問させていただきます。

若干通告とは違うんですが、9月の定例会で本町も約80数名の不登校児童がおられるということ伺いました。今、その子たちの現状ですね。復学した子どもたち等々の現状は把握できていますでしょうか、もしお分かりになるならば。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、令和4年度で81名の不登校の児童・生徒がいてというふうな状況の中で、実際、不登校が完全に解消している子どもの数というのは、まだそれほど多いというわけではございません。ただ、学校に来られる回数が増えるであるとか、あるいはなかなか家から出られなかった、学校の先生とも会うのが難しかった、でもS S Wであるとか外部の人材を活用することによって学校の関係者と話をすることができたとか、30日以上を不登校というふうにかウントしていますので、日数的はまだ不登校であるけれども実際に子供の状態がやっぱり改善してきているというふうなことは多々出てきておるといふような状況でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

そういったお子様、まだ不登校状態が続いているお子様で、1番目の質問にもなるんですが、転校等、越境、町内での転校ということを希望されているようなお子様もおったりはするのでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、1つ目のご質問のご答弁をさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、不登校対策、ご質問の1点目、ご答弁させていただきます。

何らかの理由により、児童・生徒が住所のある市町村の区域の外にある学校に就学する必要が生じた場合のために、法例により区域外就学制度が設けられています。手続としましては、児童・生徒の保護者が、就学を希望する学校のある市町村の教育委員会の承諾を得た上で、住所のある市町村の教育委員会に届け出るということになっております。また、就学を承諾しようとする教育委員会は、あらかじめ住所のある市町村の教育委員会と協議することとなっております。区域外就学については特例となることから、本町においては区域外就学事務取扱要綱により要件及び期限等の許可基準を定め、承諾を行っております。

また、区域外就学制度とは別に、本町と貝塚市では規約により、本町の七山北の一部の区域内に住所のある学齢児童・学齢生徒の小学校及び中学校教育事務を貝塚市に委託することとなっております。この場合は、教育に要する経費は熊取町が負担するということとなっております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）教育長の承諾、教育委員会の承諾が必要ということだと思うんですが、こういった条件なんですか。幾つかあると思うんですが、大きなやつを教えてください。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）要件に関しては幾つか定められております。

例えば、小学校6年生、中学校3年生という各学年段階の最終学年の場合、この場合は、例えば6年生の子が今通っている学校で卒業したいという場合には他に転出してもその学校に引き続き通うことができるというふうなルールでありますとか、あるいは他の学年で、1年から5年あるいは中学校1年生、2年生であっても、その学期間は、とりあえず節目になるまでは住居地が変わってもそこへ登校することであるというルールでありますとか、あるいは熊取町に転居する予定であると。ただ、今家を建てている途中であると。でも4月1日からやっぱり子ども、仲間となじむために、家はまだ違うところにあるけれども建ったら熊取町へ来るので熊取町へ入学したいでありますとか、さらには、もし転校することによって不登校であるとか、やっぱりしんどい状況が生じる可能性があるといったような場合は、協議により区域外の通学を認めると、こういった要件の中で許可する、許可しないということを相手さんと協議もしながら取り組んでいるという状況でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。じゃ、不登校が原因で転校希望も、それは要件として認める場合もあるというふうなことです。かしこまりました。

それでは、2番目のフリースクールに通う児童の保護者への補助について質問させていただきます。

先日、泉佐野市にありますフリースクール、キリンのとびらの代表の方とお話しさせていただきました。現在、キリンのとびらにも熊取町の児童が約8名在籍しているというふうに聞いております。これは、教育委員会としては把握されているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）実際に把握もさせていただいておりますし、本年度、教育長を含めそういったフリースクールに行かせていただいて、実際の取組状況等、あるいはお話もお伺いしているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）キリンのとびらの代表の方もおっしゃってました。フリースクール自体に対しての補助というのは決して求めていません。民間事業であるので公の支配に属さない教育事業であるということと、一般の学校には属することが難しかった児童に新しいステップとしての行く場所としての提供をしているので、学校教育ではできなかった教育や環境づくりを目指して運営されているので、決して公的な補助はフリースクール自体は求められてはおりません。ただ、キリンのとびらの場合でも、毎日通学する場合の授業料は約4万4,000円かかる、週2回の通学だけでも月額2万2,000円の学費がかかるということです。不登校児童おられる家庭の場合は、やっぱりどちらか片親が共働きではない場合も多いと思います。経済的に厳しい家庭も非常に多いという中で、この金額はかなり負担ではないかなと。実際、面接に来たけれども、やはり金銭的な部分がネックであるということで通学まで至らなかったという家庭も多いと聞いております。

義務教育自体は親が教育をさせることが義務ではありますが、やはり小・中学校の教育を受ける権利はお子さんが持っていると思います。この熊取町、昨年4月に施行された子どもの権利に関する条例、その中でも、育つ権利として学んだり遊んだり休憩したりできます、また、安心できる居場所が保障されますとうたわれています。キリンのとびらに通われているお子様たちが安心できる場所がフリースクールであるならば、この条例にのっとって何らかの補助なりというのはできないかなという質問となります。ご回答お願いします。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、不登校対策の2つ目、ご答弁申し上げます。

不登校対策につきましては、民間施設との連携が必要との認識の下、令和4年3月策定の民間施設に関するガイドラインに沿った対応を進めております。また、各校におきましては、本人や保護

者のニーズや状況に応じて学力保障等個別に対応を行っているところです。

フリースクールに通う児童の保護者への補助につきましては、フリースクールに通学する際の費用が保護者への負担となっていることについては理解させていただいているところでございます。現在検討中の不登校支援対策の拠点となり得る熊取町の教育支援センターの在り方の中で、フリースクール等に通う児童・生徒、保護者の支援について検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）前向きに検討していただけるものと解釈いたします。

それでは、3番目、スクールソーシャルワーカーとフリースクールは連携は取れているのか、これは、先ほど言いましたキリンのとびらの代表者の方とお話ししたんですけど、学校の先生は来ていただけると、子どもたちも先生が来たらすごく喜んでいいるとは聞いています。ただ、スクールソーシャルワーカーの方とは一度もお話ししたことはないですというふうに聞いております。それは事実なのかどうかと、また、なぜ連携を取らないのかということをお聞きしたいです。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、3つ目につきましてご答弁申し上げます。

フリースクールに通う児童・生徒が在籍している学校については、不登校対策委員会等を開き、関係教員やSSW（スクールソーシャルワーカー）等で情報を共有しております。この委員会では、それぞれの役割等を整理してフリースクールとの連携を進めているところでございます。また、フリースクールとの情報共有が必要な案件が生じた場合には、生徒指導担当教員あるいはSSWが窓口となって連携を行っているというふうな状況でございます。

以上、SSWも含め学校全体で協力しながら取り組んでいるというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

ちょっと時間をオーバーしましたがけれども、最後に私、先日、熊取町子ども権利月間の講演会で神原文子社会学者の方の講演を聞きに行きました。その中で、先進国の死亡率、10歳から19歳の死因の上位3位というものの資料を頂きました。残念ながら日本は第1位が自殺です。2位が不慮の事故ですけども、率でいうともう倍近く多い。自殺での死者が圧倒的に若者の場合は多いというふうなデータが出ています。韓国も実際、不慮の事故より自殺のほうが多いんですが、不慮の事故と自殺に関してはそこまで差はないんですが、日本の場合はかなり自殺が多いと。フランス、ドイツ、カナダ、アメリカとかは基本的に圧倒的に不慮の事故での死者が多いということが出ております。

また、先日、産経新聞にもございました。これは日本財団会長の「正論」という記事になるんですが、内閣府が平成30年末に米、英、韓国など7カ国、13歳から29歳、各約1,000人を対象に実施した調査で、「自分自身に満足している」「自分には長所がある」と答えた日本の若者は共に10%台で最下位だったと。日本財団が昨年1月に米、英、中国など6カ国の17歳から19歳、各1,000人を対象に行った調査でも、自国の将来について「よくなる」と答えた日本人は14%、「自分の行動で国や社会を変えられると思う」、これは27%、共に最下位、しかも各国とは大差があったと、そのような記事がございました。自国の将来について、よくなると答えた若者が少なかったというのは、私ども政治家にすごく責任があるのかなというふうに痛感しております。ただ、自己肯定感が低い、そういったお子様が多いというのは、親のしつけ、親の育て方、学校教育……

議長（河合弘樹君）石井議員、もう時間が。簡潔に。

4番（石井一彰君）もう少して終わります。あと1分ほどです。

親のしつけや教育環境、いろいろ複合的な問題があるのかなというふうに思います。

今後も、行政の皆さんと私ども議員がタッグを組んで、熊取町の若者が熊取で生まれてよかった



と思えるようなまちを目指して協力して頑張ってもらいたいと思いますので、今後ともよろしくお  
願い申し上げまして、私の質問は終了させていただきます。ご答弁ありがとうございます。  
議長（河合弘樹君）以上で、石井議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「12時04分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、小中学校の給食調理室及び配膳室のエアコン整備の実施のめどについてお伺い  
したいと思います。

この件については、9月の決算委員会にもお話をさせていただいたんですけども、その答弁の  
内容がはっきりしないというか、そういう内容でしたので、これを別に取り上げてさせていただきます。

子どもたちの安全・安心という意味で、毎日の給食についてお尋ねします。

特にここで問題になってくるのは、夏の間の非常に気温が上がる時期でございますけれども、ま  
ず、資料につけております保健所の指導内容についての見解をお伺いしたいと思います。調べま  
したら令和3年度分しかございませんでして、4年、5年についてはコロナ禍の中で保健所の業務  
が多忙であって、実施がされていないような回答をいただいております。お手元には令和3年10月  
での検査結果となっております。保健所の所長名で出ている指導内容で、全小・中学校共通の項目  
であります調理施設内に十分な空調設備がなく、夏場の温度記録が高い値でした。調理室内の温度  
は25度以下、湿度は80%以下に保つことができるように、必要な場所に空調設備を設置すること、  
対策を検討してくださいということです。

文部科学省の給食調理室、配膳室の基準では、ここに出ております25度以下、80%以下というこ  
とで、この間、元年から以降、スポットクーラーの設置はしていただいたんですけども、今年の  
気温、夏場でも同じような高い数値が出ておりますので、これについての指導に対する見解をお願  
いします。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、1点目の質問について答弁申し上げます。

学校給食施設に対する直近の保健所からの指導事項については、議員おっしゃっているとおり、  
建物の壁や床面のひび割れの改修や調理室内の温度を25度以下、湿度を80%以下に保てるよう空調  
設備設置の検討、そのほか各学校の状況に応じた指摘がございました。

この保健所からの指導事項については重く受け止めており、速やかに改善できるものについては  
既に改善しているものもありますが、施設の改修や更新を伴うなどの改善が容易でないものや多額  
の費用を要するものについては、整備計画を策定し学校全体の改修計画ともリンクさせるなど、効  
率的に改善していく必要があると考えています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ほかの施設の改修も必要だということなんですけれども、それでは、そのほかの施  
設、学校給食調理場のそういうものはちゃんと調べて、状況がどんなのかということは出ているん  
でしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）私、申し上げたのは学校施設全般の話です。当然給食室についても、現  
在ドライ運用というのは行っておりますけれども、いろいろと床面のほうで完全ドライ運用であっ

たりとか、それから細かな点では外から空気が入ってくる、いろんな施設関係の要はほこり対策であつたりとか、そういうふうな細かいところはいろいろと聞いてございます。

ただ、給食室についてはそれぞれの施設、かなり老朽化が進んでいる部分もあるので、先ほどの排水の問題であつたりとかドライ化に対応する話、それからおっしゃっている空調の話等々、施設の全体的な大がかりな改修が必要である部分については、それぞれの学校の分で把握はしているところです。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） スポットクーラーをつけてくれたということは、効果がそれだけ出ていないんですけども、夏の間は。先ほどの答弁で重く受け止めているという中で、やっぱり全体の計画をつくるということが大事やと思うんですけども、そのあたりは考えていないんですか。

議長（河合弘樹君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 後の質問等でもお答えさせていただくつもりでもございましたけれども、当然、議員もご存じの学校施設長寿命化計画というのがございます。この中で一定、給食室の改修時期というのは明記してございますけれども、昨今、小・中学校、学校によっては生徒数が増えている学校、それから生徒数の減少している学校等々ございますので、そのあたりの児童・生徒数の状況、それから給食室の老朽化の状況、そのあたりも踏まえた全体の施設改修の方向性、それから施設改修に当たっては、当然、夏休み期間中というふうな短期間で終わるもの以外に、今回の改修についてはかなり長期を要する部分も出てくると思いますので、そのあたりの児童・生徒への給食の提供、これをどうするのかというところも踏まえた検討について、来年度以降、来年度予算が取れるかどうかというふうな、どういうふうな形で計画がつけられるのかということも含めて現在検討中でございます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 同じ議論をしてもしょうがないので、次に進ませていただきます。

それでは、令和元年9月の決算委員会で町長がこのように答弁をされております。この内容について見解を述べていただきたいと思います。

ちょっと読ませていただきますけれども、行革の絡みの話がありまして、給食調理場のセンター方式ですとかそういう話も出た中で、このエアコンについて町長の答弁ですけれども、「文科省から給食調理施設の温度が、こういう温度を保ちなさいというふうな通達があるのであれば、それに向けて、これは本当に努力すべきやというふうに思っていました。私も、現場視察という意味では、ちょっと調理室のほうは抜けていたかなと思います。もう既にエアコンが入っているもんというふうに思っていました。今のこういう時代にありまして、これが入っていなかったというのは本当にうかつでした。それをわかっていたら、エアコン整備の中でまとめて国のほうにねじ込むというか、そういうことも手段としてあったのかなと思います。これは本当にうかつでした。大現場は見ているはずなんですけれども、調理室がちょっと抜けていたように思います。そういう意味もありますので、補助金があろうとなかろうと、もうエアコン整備については私の独断で、これはもう前へ進めていきたいと思います。これは教育委員会のことですが、これには町を挙げてのことですので、本当にスピーディーにエアコン整備のほうは進めていきます。ということで、衛生面のことに関しては十分な体制をとっていききたいと思いますので、よろしく願いいたします」という答弁をいただいているんですけども、これについて町長の答弁、非常に重い。我々もちゃんとしてくれるんだなというふうに思っていたんですけども、いまだにスポットクーラーはついたけれどもそれで効果があまり上がっていない、保健所の指導がさらにまだ出ているという中で、この答弁をどういうふうに捉まえて我々に説明していただけるのか、お願いできますか。

議長（河合弘樹君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 2点目の質問についてご答弁させていただきます。

空調設備の設置についての必要性については十分理解してございますが、先ほども述べましたよ

うに、改修・更新方法をはじめ、改修・更新時の給食の提供方法等検討すべき事項が多岐にわたることから、現在、町の現状や将来の児童・生徒数の推移を含めた計画の策定に向けた準備を進めているところでございます。

議員おっしゃってくれた先ほどの町長の答弁の見解に対しては、教育委員会としましても施設の整備の重要性というのは十分理解しているということで町長とも話はさせていただいております。早急な対応ということで町長のほうからも指示もいただいておりますが、ただ、費用がかなりかかるということ、先ほど来申し上げていますような課題を解決するのに時間をいただきたいということで、一定そういうような形でのご理解をいただいているというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）元年9月から何年たってるんですか。スポットクーラーで効果が出ないと分かってから何年たってるんですか。そういう重要性というか、安全という意味は非常に重要ですよ、子どもたちの命を守るという点でね。

まだ時間をくださいというのは、ほんならいつになったらそれができるんですか。教えてくださいか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今の時点でいつという答えはちょっとできませんので。

ただ、給食については当然、全ての食材を加熱しているということ、それから当然、調理中を25度に保つというのは非常に難しいと。かなりの費用がかかるということで、いつという話が現時点ではできませんが、早急な対応ということで現在検討させていただいているということでご理解ください。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今の答弁をいただいて、町長の見解をお願いできますか。すみません。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）小・中学校8校あって給食自前でやっていますから、給食場は8か所あるということです。その中で、小学校においても児童数が減っているところ、増えているところ、本当に日々変化する中で、どういった施設更新がそのときに合うかというふうなことを考えなければならぬというのが教育委員会の答えというのか、考えだと思います。

子どものことを考えれば、議員言われているようなそういった環境整備がこれはもう当然求められることではありますけれども、そこをいかに安全面をクリアしていくかというふうな、全体の温度を下げるということにおいては、なかなか施設を一新して一からやらないかんという教育委員会の話も十分分かりますし、それには本当に、先ほど矢野議員と話をしましたけれども、本町の財政、これの投資的事業をどういうふうに組み立てていくかという本当に大きな課題になってまいりますので、それは1年、2年、3年、議員は長いとおっしゃいますけれども、子どもの数から学校教育の環境を考えたときに、これは本当にすぐやりたい、やってほしいという気持ちはありますけれども、今の現状を考えて、じゃ本当に踏み込んでやったとして、結果どんなふうな展開になっていくのかということも教育委員会では考慮をしているのかというふうに思います。

まずは、取りあえずは安全面の確保、これはもう絶対的にやってもらおうということで教育委員会のほうには求めておりますので、それが今のところ結果としては無難に推移しているというふうには思っていますけれども、これは結果論でございますので、できるだけそういったものの危険性を排除できるような、そういった工夫も考えていただくように教育委員会に申入れしているところでございます。

これは本当に全庁的に、うちの投資的事業の大枠の中で本当に、それこそ慎重にと言うていたらやらないかということになりますけれども、やるためにどうすればできるかということを生懸命議論していただきたいと、教育委員会にはそのように申し入れております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5 番（田中豊一君） ありがとうございます。

元年9月の決算委員会ではこういうふうに答弁していただいたけれども、そこからやはり変わってきているというふうな解釈をせざるを得んような答弁でした。それであれば、こういうふうに変わりましたというのを当然我々に説明があってもしかるべきやったん違うかなと思うんですけども、そういうことはこの1点のことなんで説明はなかったですけども、やはりそのあたりは子どもの安全面もありますし、ここで働いている人の職場環境のこともありますので、ちゃんとやってほしかった。

ほんなら、その調査をして、いろいろ比べてみて成功しているところがあるわけですよ。私が聞くところによると、熊取町でも吹田市とか豊中市辺りに見に行くと、どういうふうなエアコンの設置の仕方をしているとか、また当然電源とかキュービクルとかそういうのが必要なもので、そういうことも電源の関係でどれだけまた投資が要るかとかということを調べていくんだというようなことを聞いていたんですけども、そこから一向に前へ進まないということで再度質問させていただいているところなんです。

そういう中で、3番目、今年の7月の前半から中旬にかけて給食調理室の室温が37度を超えるというふうな状況が連日あったわけですけども、これに向けては、もう設備、建物がそういう状況なんで、何か工夫しているかというふうなことがあったら教えてください。

議長（河合弘樹君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 一応、3点目の質問ということでご答弁させていただきます。

給食室の空調設備については、令和4年度に設置いたしましたスポットクーラーを最大限活用している状況でございます。給食室全体の室温を常時25度に下げることができませんが、例えば食料保管場所など必要な箇所の温度を下げることは可能であると考えています。現状、温度を下げる必要がある場所、そういうふうなところに重点的に活用するというふうな形での利用をさせていただきます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5 番（田中豊一君） 工夫はされているようですけれども実効は上がっていないということで、やはり夏場は湿度と気温が室内温がそういうばい菌やウイルスを増やす原因になるということは、これはもうよくご存じのことだと思います。

それでは、町立保育所、これは今やったら配膳室だけなんですけれども、それから指定管理とか委託とかで任せた元町立の保育所、そういうところ、こども園にもなっていますけれども、自園給食をやっているんです。ここについてはエアコンが全部ついていて僕、聞いているんですけども、それは把握されていますか、教育委員会のほうで。

議長（河合弘樹君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 申し訳ないです。保育所の状況までは確認してございません。

町立保育所はデリバリー方式等でされているというのは確認してはございますけれども、民間保育園についてはちょっと確認はできておりませんでした。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 町立保育所の調理室等につきましては、今3園あるんですけども、全て大規模な改修を終わっております。その際にエアコン整備は完了しております。民間保育所も同様に整備されております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5 番（田中豊一君） 保育所やこども園のほうはそういうようなちゃんとしているのに小・中学校は……。

これも全部一遍にせえという話じゃないわけですよ。当然、ほかの施設との絡みもあって、また財源の問題もあって、やっぱり計画をつくるということは非常に大事やと思うんです。

4番目の内容に移りますけれども、3年3月策定の学校施設長寿命化計画及び実施計画に基づいて順番に給食調理施設の改修を進めてはどうかと思うんですけれども、これについてはいかがですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）4番目の質問でございます。

熊取町学校施設長寿命化計画につきましては、令和3年3月に策定しており、校舎だけでなく給食調理場も含めた整備方針を記載してございます。これら長寿命化計画の内容も踏まえ、先ほどのご答弁でもお答えさせていただいたように、具体的な整備の方向性や順序なども含めた課題整理を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）この長寿命化計画の中でやはり何点か、南小学校だとか、それから北小学校は判定ではCということになっていて、あとAというところもあるんですけれども、実施計画を見れば何年から準備を進めるという表がありまして、それにはそういう部分も入っているんですけれども、令和6年度から、これ、意味がよく分からないんですけれども、実施計画か検討を進めるという項目があるんです。それは計画どおり進んでいますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）先ほど来申し上げていますように、全体の改修計画というものの策定に向けて現在作業を進めていると。どのような形で先ほどから申し上げますように設備の改修を進めるのか、それからその改修中の給食提供をどうするのか、その辺も踏まえた検討準備を進めてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ちょっとトータルで話をさせていただきますと、この項目について、今のところは計画は進めるけれどもいつか分かん。それと、全体の小・中学校の耐震は東小学校で全部終わりだと。トイレの関係も熊中で全部終わりだというふうに聞いていますので、次は長寿命化計画に基づいて、前のような大規模改修ではなくて、この計画に基づいて順番にやっていくということですね。これは要望になりますけれども、やっぱり子どもの安全・安心、毎日の給食というのは非常に口に入るものですので重たいし、町長のほうからも非常に重要な問題だということでは何とかしたいということも聞いていますので、これについてはやっぱり具体的に前倒しでも進めてもらいたいなど。設備や施設の建物と共通で直さなあかんというものであれば、やはりこのランクがAとかというのは後になるかも分かりませんが、相当悪くなっているよというようなCとかそういうところについては早く手をつけてもらいたいと思うんですが、その点はいかがですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）もちろん、劣化状況に応じて当然傷みの早いところからというのは理解してございます。そのような形で計画的にということで進めてまいりたいと思います。

給食については特に重要やというふうに考えてございます。ただ、体育館のエアコンであったりとかいろんな部分での課題がたくさんある中で取捨選択をしながらやっていくと。給食については、おっしゃるように25度80%はクリアできてございませませんが、基本的には給食は加熱が前提ということで、加熱して温かいうちに子どもたちに食べていただくということで、現在の対策がベストとは言えないと思いますが、一定、費用対効果も含めた上でそれなりの対応ができていっているのかなというふうには考えてございます。

だからといって後回しにするというつもりはございませんので、今後、そのあたり財政当局、補

助金の関係もいろいろと検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）この項目の最後にします。

長寿命化計画の実施計画というのがあって、概要版の4ページに令和4年度から、これはもう実施計画か実施測量かちょっとよく分からないんですけども、中央小学校なんかは給食施設も含んで具体的に検討に入る。南小学校もそういうふうなスケジュールになっておりますので、これも若干遅れてるん違うかなと僕は思うんです。今後、ほかの計画もあってなかなか大変やと思いますけれども、進めていただきたいなど、そういう課題があるということをよくご理解いただきたいなど思います。教育長、何か見解ありましたらお願いします。

議長（河合弘樹君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）いろいろご心配をおかけしまして、ご意見ありがとうございます。

先ほどから答弁させていただいておりますけれども、学校施設のほう、いろいろ課題も多い中で、やっぱり選択と集中といいますか、優先順位をつけてしっかり対応してまいりたいと考えております。

いろんなものを造るに当たっても、当然、費用対効果だけでなく住民負担をいかに減らしていくかというような財源確保でありますとか、そういった観点も含めて検討のほうを進めておりますので、整備計画等をまたお示しできるような段階になれば、提示させていただいてご説明のほうもさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）どうもありがとうございました。

次に、2つ目の質問にさせていただきます。

この質問は9月議会で大林議員が質問されたんですけども、私も違う観点から質問させていただきたいと思っております。

避難所でもある小中学校の体育館のエアコン整備についてでございます。

今年の夏はどうなったか、皆さんも今の状況から見たら夢というか、そういう感じで、非常に暑かったことを覚えていますけれども、たしか7月に大きな雨が降って台風も1回来ましたけれども、何とか、ふれあいセンター等で避難所の開設あったんですけども、小・中学校の避難所での開設というのは、大きなものはなかったということで幸いやったんですけども。

今年のような猛暑になりますと、例えば南海・東南海の地震とかそういうことの懸念もある中で、小・中学校の避難所でこの異常高温を考えると、非常に今の設備では不十分かなと。避難所を開設した、非常に高温の日が続く、その中で熱中症だとか病人が出る可能性だってありますので、これについては整備計画を立てて実施すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、体育館エアコン整備の1点目の整備計画について答弁申し上げます。

学校体育館の空調設備の整備につきましては、適切な教育環境の整備や避難所開設時の利用など、特に夏場の熱中症対策としての必要性は十分認識しており、令和6年度からの順次設置に向け、小学校体育館の空調設備設置に係る設計業務をこの12月補正で予算計上させていただいております。

設置に係る助成制度につきましては、以前からご提案いただいているようなLPガスを活用した経済産業省の補助制度、それから議員の資料にもございます緊急防災・減災事業債等がございますが、できるだけ条件のよい制度を活用し整備を進めてまいる予定でございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今のその補正予算は、例えば小学校だとか中学校だとか何かどういふ補正予算のおつもりでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）この12月補正では、一応避難所開設となると開設頻度の高い小学校5校に対する設計業務というふうな形で現時点では考えてございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

資料をつけておりますように、これは防災の担当から頂いたもので、緊急防災・減災事業ということで交付金が出るということです。対象は避難所ということで、小・中学校の体育館も入っております。充当率や元利償還金に対する交付税措置についても非常に大きなものがあるということで、実際にこの事業をやった資料については貝塚市のものをつけております。ちょっと分かりにくいんですけども、小学校で11校、中学校で5校がありまして、小学校の場合は4年2月ですから3年度で終わっています。中学校が5年2月で4年度で終わっておりますけれども、工事費に対して起債と一般財源もそうめちゃくちゃ大きな金額ではなくて、非常に有利なものかなと。ただ、この事業については、令和7年度で時限立法で一旦切れるということなので、ちょっと国会議員を通じてお聞きしたら、まだ延長については分からない、多分延長されるでしょうねというようなところでした。これは非常に有利かなと思っております。

もう一つは、泉佐野市や現在、岬町は小学校3校、中学校が1校なんですけれども、小学校はもう既に終わっています。3年度、4年度で工事も終わっております。中学校は4年度に設計で5年度、今年度で工事ということで、これはLPガスの石油ガス災害バルク等導入事業費の補助ということです。地域の産業との絡みでしたらこれもいいのかも分かりませんが、財源的な有利な面では緊急防災のほうの起債事業のほうの方が有利かなと私は思います。

もう一つは文部科学省の事業もあるんですけども、これは、先ほど町長が矢野議員との答弁で言われていたように、補助率が低いのと、あと超過負担というのか単価に対する補助率が低いので、全体の4分の1ぐらいしか補助金はないですというような、さらに文部科学省の事業で問題なのは、断熱工事をせなあかんのですね。もう一つは、場所によっては例えば二重ガラス窓にするとかそういう工事が必要なんで、余計なと言うたら何ですけども、そういうお金が必須ということに設計の中でなっているということを国のほうから聞いておりますので、その選択肢をどれにするかというのはあるんですけども、これもちょっと一歩前へ、大林議員の質問もあったり、またこういうことで補正予算も上げていただいているということで、早期の実現を期待したいと思います。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）すみません。ちょっと1点だけ修正させてください。

この12月補正で設計を上げさせてもらっているのは、すみません、避難所の開設頻度の高い中央小、南小、それから東小の3校分をまず設計を上げさせていただきたいと思っています。

状況によっては、令和6年度中の予算で残りの小学校についての予算化について、財政当局と調整をさせていただきたいというのが現状でございます。

以上です。すみません。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）3校という話ですけども、一歩前へ出てくれたかなということで、前に進めさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁で、2番については話が前へ進んだかなと思いますので今後を見守っていきたく思うんですけど、今のところ、3点ある補助事業や交付金、また起債事業、どれにしようかというのとは何かヒントがありますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）この間、いろいろ財政当局、それから町長、副町長のほうとも協議をさせていただいております。議員提案いただいた分もございまして、やっぱり災害時電気が止まるということを想定するとLPガスを活用するというのが一定いいのかな。隣の泉佐野市、それから先

ほどありました岬町はこちらの方法を取ってございます。何よりも、これについては補助金ということで現金が年度中に頂けるということで、地方債の制度とはまた違った形での部分もございまして、現時点ではの話ですけれども、こちらのLPガスのほうを活用した部分、全般を見ながらするんですけれども、これか緊急防災か、どちらかの有利な対応をさせていただきたいと考えております。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。今後について期待をしておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、3番目、熊取町の文化財を生かしたまちづくり、これは観光にもつながるんですけれども、この内容をちょっとお話しさせていただきます。

ここでちょっと訂正があります。質問の内容で令和6年度末の策定ということで、これは8年度の間違いです。ちょっと訂正をお願いします。

前回の一般質問の答弁で、熊取町文化財整備活用計画の策定を令和8年度末ということの答弁をいただいたんですけれども、進捗状況の報告をお願いします。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、熊取町の文化財を活かしたまちづくりについての1点目、熊取町文化財保存活用地域計画の作成の進捗状況についてご答弁申し上げます。

当該計画につきましては、文化財の保存活用に関する総合的な法定計画であり、マスタープランかつアクションプランとしての役割を担うものでございます。現在、令和6年2月までの予定で、大阪府建築士会に委託して町内全域の歴史的建造物悉皆調査を実施、1,100件の調査を終了し、現在報告書の作成に取りかかっているところでございます。今回得られました情報を含め、過去に行ってきた石像物や民俗調査などの資料の現況調査を踏まえ、文化財リストの整理を行い、文化財の総合的な把握に現在努めているところでございます。

またあわせて、本年6月に文化庁へ要望しておりました計画作成に係るアドバイザーの派遣が11月に決定し、今後、文化財の保存活用に関する目標や、それらを実現するための方向性の考え方などについてアドバイスをいただく予定となっております、計画作成に向けて取組を進めているところでございます。

なお、文化財保存活用地域計画の作成は、令和8年度を目指し予定どおり作成作業を進めておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。文化財の関係では、だんじりの関係の補助金も頂く中で、熊取町の文化というものをやっぱり盛り上げていただきたいなと思っております。

この文化財の保存活用計画については国の定めた方式で、これがないと次、補助金の対象にならないということになってきますので、しっかりとお願いしたいと思います。

文化財保護審議会の議事録やそれについている資料をホームページで見られますので、私もどういう調査をどういう分野にやっているかということを知りたいと思いますので、見ておりますので、その点については漏れなくよろしくお願いしたいと思います。

2番目、国の史跡指定となっております土丸・雨山城跡は、整備計画が過去に史跡指定の頃に泉佐野市と合同で策定済みでございますけれども、今年度、頂上の建屋の中に簡易のトイレを造るということで工事が進んでおると思うんですけれども、この整備計画の中にある整備ですね。これについての進捗状況も教えてください。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の2点目、国史跡土丸・雨山城跡の整備計画の進捗状況についてご答弁申し上げます。

土丸・雨山城跡の整備計画につきましては、史跡日根荘遺跡保存活用計画書として、泉佐野市と



共同で平成30年に取りまとめたものでございます。現時点では、活用事業として、泉佐野市と共催で令和4年6月に煉瓦館において土丸・雨山城跡の写真展を開催いたしました。

当該保存活用計画において計画している案内板やビューポイント等の設置につきましては、日根荘遺跡全体として文化庁認可の下、補助事業として泉佐野市が主体となって進めていく必要がございます。現時点では、土丸側の史跡内の所有者の同意が得られていないところもあり、整備には着手できていない状況でございます。

土丸・雨山城跡の整備につきましては、今後も事業主体である泉佐野市と連携、協力しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 泉佐野市のほうが進んでいないというのはちらっと聞いていたんですけども、働きかけも含めて、議会でもこういう話が出てますよということも含めて泉佐野市にプッシュしていただいて、土丸城のほうも大事ですけども、熊取町の雨山城跡も大事ですので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目、本年9月23日に図書館主催の大阪観光大学橋教授による郷土史の講演会がございました。主題は江戸時代の中 盛彬、この方は天保年間に生きた方で、降井家の先祖で蘭学者の方ですけども、この方がまとめた「かりそめのひとりごと」という随筆についての話がございまして、その内容は、皆さんもご存じの柳田國男の「遠野物語」、これ東北地方のいろいろ逸話とか風俗とか風習とか事件とかそういうものが出ていますけれども、それにも勝るとも劣らない江戸時代の泉州全体を示したそういう記録だと。以前、昭和20年代にこの「かりそめのひとりごと」というのは岸和田市の方の出版で限定部数が出たんですけども、現代語訳、それから解説、いろいろ研究も必要ではないかということで、その話をいただきまして、参加されていた町民の方々も出してもらいたいなという雰囲気でもございました。

本町による出版の可能性についてお尋ねしたいと思います。

議長（河合弘樹君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） ご質問の3点目、中 盛彬の著作「かりそめのひとりごと」の本町での出版の可能性についてご答弁申し上げます。

「かりそめのひとりごと」は、江戸時代の文化から天保年間に熊取の大庄屋である中 盛彬によって、当時の熊取町を中心とした泉州地域の歴史・故事・逸話などについて記述された書物です。古くから泉州地域における貴重な歴史資料として認識をされておりまして、既に昭和42年に和泉文化研究会から翻刻、手書きの書物をそのままの内容で活字にしたものとして出版されており、熊取図書館にも所蔵している状況です。

本町における「かりそめのひとりごと」の出版の可能性につきましては、町史編さん事業も完了している状況であり、現代語訳された誰もが読みやすいものにするとなりますと、現代語訳ができる泉州の歴史に精通した人材の確保のほか、調査・研究に膨大な時間と経費が必要となります。こうした状況から、現時点で出版する予定はございませんが、貴重な資料である「かりそめのひとりごと」の活用の在り方や手法につきましては今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） なかなか難しいというのはよく分かるんですけども、所有者である降井家の現当主のほうに私、この間一般公開がありましたときにこういう話どうですかという話を勝手にさせてもらったんですけども、その講演会にも現当主が来られていたみたいで、理解は示していただいております。

郷土史家の方とか地域のことをよく知りたいという方については、この本は図書館にある1冊は実は私が寄附させてもらった本です。図書館になかったんで、コピーしか持っていなかったんで、

私が持っていたものを寄附させてもらって今活用されているんですけども、古文書的なものを読める人はいいんですけども、そうでない方はやっぱりもっと見やすいような、また手元にあったらもっといいのかなというふうに思います。この点はまた文化財の保存活用計画も含めて、降井家の書院とか向こうのああいう壁画とかも全部関連していますので、屋敷図を書いたのもこの中 盛彬さんですので、そこら辺、また前向きに検討をお願いしたいと思います。

続きまして、4番目、熊取町に日本遺産の登録を進めてはということでございます。

隣の泉佐野市に3か所、3つの日本遺産があるんですけども、熊取町には全くございません。実は泉佐野市の文化財保護課長は私の後輩でして、一度話を聞いたときに、拡大の可能性があるかと、葛城修験道については、これはこの近くでしたら和泉市、岸和田市ですね。河内長野市のほうもあるんですけども、泉佐野市、それから泉南市、阪南市、岬町、ここらは皆葛城修験道の日本遺産に含まれています。これ、日本遺産になると、活用のためのトイレの整備だとか道案内だとか、そういうものがいろいろ国の補助金が3か年たしか得られるということだったと思うんですけども、拡大の可能性があるということで、私と一緒に担当者と、泉佐野市は事務局をやられていますので、行ったら可能性があるということで案内をさせてもらって、向こうの整備計画とかも見せていただいて、熊取町にも日本遺産の可能性あるんだよということをちょっとお話しさせていただきました。

この拡大を何かいろいろ調査されているというのを聞いていますけれども、それと中家と根来寺の関係で和歌山県岩出市、これは中世根来寺の関連遺跡ということで日本中世三大遺跡の一つになるんですけども、熊取町も絡んできますので、これも連携して登録されるような動きをされたらどうかなと思うんです。歴史的格付が文化庁によってできると、観光も含めて、またほかの市町村との連携でストーリーとかということでもつながってくるかと思うんですけども、これについてはいかがですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、熊取町の日本遺産への登録についてご答弁申し上げます。

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組に対して支援が行われるものです。平成27年より始まり、現時点で104件のストーリーが認定されています。

ご質問の葛城修験道とその関連遺跡につきましては、令和2年度に大阪府、和歌山県、奈良県の20の市町村から構成される葛城修験が日本遺産として認定されたものでございます。葛城修験は、和泉山脈と金剛山地一帯において7世紀に修験道の開祖、役行者が初めて修行を行った場所であり、今も残る経塚や滝、寺社などの行場といった文化財を中心に構成されているところであり、本町においても雨山や雨山踊りがこの修験道に関連するのではないかとということで、現在、追加認定に当たっての要件等について関係市町村と検討を行っている段階でございます。

また、中世根来寺の関連遺跡につきましては、熊取と根来寺との歴史的なつながりもあることから、岩出市と連携することにより、何ができるか情報収集をしていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

議会で取り上げることで、そういう気づきだとかよそとの連携だとかということの、また、よその市町村はどういうことをしているか、まちを売り出すのにどういうふうになっているかということが大事かと。当然、その地場産品であるとか今現にある歴史施設も大事なんですけども、そういうところで国の格付をやっぱりちゃんと受けて、観光、またそういうものに関連した例えば食べ物だとかそういうものをつくっていくということも非常に大事かなと思いますので、その入り口で

すので、教育委員会、ご苦勞ですけれども、熊取町を格付して盛り立てていくという観点で今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）すみません。先ほどの学校体育館の件ですけれども、今回債務負担行為を取らせていただいているのは小学校分です。5つの小学校分を前半、後半で分けてさせていただきたいと思ひています。

何遍も修正で申し訳ございません。また総務委員会のほうでもご議論のほう、よろしくお願ひしておきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）もう終わるつもりやったんですけれども、ちょっとすみません。

前半、後半というのは、その債務負担行為でということは今年と来年度という意味ですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）先ほど申し上げました補助金の申請が6月ぐらいの予定になりますので、そのあたりも踏まえて、取りあえずさきに述べた避難所の開設頻度の高い3小学校をまず設計させていただいて、債務負担ですので当然6年度末までの予定での設計委託ということになりますので、一定、先に3校を進めさせていただいて、次に残り2校分を進めさせていただいて、6年度末には5校分の設計を終わるといふふうな、6年度じゃなく6年中ぐらいには設計を終わりたいなといふふうな現時点で考えてございます。

失礼しました。よろしくお願ひいたします。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）よく分かりました。ひとつよろしくお願ひします。

これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

次に、大林議員。

6番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、地域公共交通と産業振興ビジョンアクションプログラムについて質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

これまで地域公共交通については度々質問をさせていただきました。熊取町のこれからのとって、地域公共交通計画の策定というのが非常に重要であるといふふうな考えていますので、策定が来年度に見えてきましたので、改めてご質問をさせていただきます。

まず、1点目、地域公共交通協議会の進捗とこれからの予定についてご答弁をお願ひいたします。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、ご質問の地域公共交通についての1点目、地域公共交通協議会の進捗状況と今後の予定について答弁申し上げます。

熊取町公共交通協議会につきましては、地域公共交通活性化再生法に基づき、公共交通事業者、利用者、行政等を構成員として本年2月に設置し、今年度は3回の会議を予定し、第1回会議を5月24日、第2回会議を8月25日に開催したところです。

第1回、第2回会議におきましては、本町の公共交通を取り巻く現状やこれまでに取り組んだアンケート調査、ワークショップ、AIオンデマンド交通実証実験の結果などについて説明、意見交換を行うなど共通認識を深め、課題の抽出・整理といった大切な基本部分について、しっかりと時間をかけて実施したところです。

第3回会議につきましては、令和6年1月頃に開催を予定しており、さらなる課題の抽出・整理

を行うとともに、来年度策定予定である熊取町公共交通計画の基本的な方針と目標将来像の設定に向けて議論・協議を行っていただく予定としてございます。

令和6年度も3回程度の会議の開催を予定しており、さらなる検証を深めるとともに、具体的な事業体系の設定等について議論・協議をしっかりと行っていただき、将来的にも持続可能な公共交通網を形成し、本町におけるよりよい公共交通の実現に向けた計画の策定に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。これまでの流れと今後の予定というのを聞かせていただきました。

次は年が明けて1月中にはというふうな感じみたいなんですが、これからの予定の中で意見の集約、民間の事業者が入っておられますので当然いろんな意見が出るだろうと、出て当然だろうというふうに思っていますので、その意見の集約というのは、会議が次回を含めるとあと4回程度になるのかなという予定なんですが、1回の会議が2時間程度やと考えると、ご意見を頂戴する作業というのが、これまでもやってきていただいていると思うんですが、次で基本的な方針と全体的な方向性というのをつくと。そこでさらなる課題をいただく。その次の会議でもまだぎりぎり意見をいただいても大丈夫なのかな、その次ぐらいで素案を示してというふうになると、なかなか意見を頂戴する場という期間、時間というのが短いのか、それとも足りないかというような気はするんです。

会議の場だけでなく書面でも、例えば会議が終わってから当然いつまでも頂きますというわけにはいかないので、今日会議が終わりました、今日の会議について何か言い漏れた、今日の会議を受けてこんなことを思ったというのを例えば1週間以内に手紙という、このご時世手紙かというわけにもいかないので、メールで送ってくださいなり、この様式に沿ってテンプレートどおりにメールで送ってくださいなりというところをいただくと、会議は2時間しかないの、そこでは言い切れなかった思いなども伝えられるんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひともそういうふうにしていただきたいというふうに思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問2点目の持続可能な公共交通実現のための意見集約期間について答弁申し上げます。

先ほど、公共交通協議会を設立したのが今年度の2月、今年度3回を予定しており、次年度も3回、計6回程度を予定しているというところですが、この持続可能な公共交通実現のための意見集約としましては、令和3年度に住民や公共交通利用者を対象としまして実施しました公共交通に関するアンケート調査、令和4年度に公募委員・長生会代表・学生等で組織した公共交通ワークショップ及び同じく令和4年度に6地区で実施したA I オンデマンド交通実証実験における利用者アンケート調査等により、住民や公共交通利用者の意見集約を行うとともに、令和3年5月に設置し令和4年度まで計8回の会議を開催しました法定外の前協議体である熊取町公共交通会議におきましても意見交換等がなされており、十分に意見集約に努めたものと認識してございます。これらを踏まえて、今の協議会でしっかりと議論をいただきたいというふうに考えています。

今後は、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、令和5年度から6年度にかけて開催いたします法定の協議体である熊取町公共交通協議会におきまして議論を深めた上で、議員の皆様からも意見を頂戴して、熊取町公共交通計画の策定につなげてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。意見の……。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）意見の提出については、3回会議以降2時間程度、おっしゃるとおり会議ですので、書面等でもやり取りをさせていただくように検討させていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

来年度になればもう早々に素案の作成に入って、素案が出来上がれば、その素案に修正は加えど、その素案自体をつくり直すなんてことはまあないと思いますので、このタイミングで質問もさせていただいたんです。

次の質問なんですが、ひまわりバスについても度々質問させていただいているんですが、ひまわりバスは現在無償化というところなんですが、来年度も無償化を継続するのかどうか、決まっているのか決まっていないのか分からないんですが、ご答弁お願いいたします。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ご質問の3点目、ひまわりバスの運賃無償化の継続についてご答弁申し上げます。

令和3年度に、新型コロナウイルスワクチン接種を促進するとともに高齢者の通院や買物等への外出支援を目的に開始したひまわりバスの運賃無償化につきましては、令和5年度におきましても、エネルギー・食品価格等の物価高騰が続く中、住民生活の支援等のため無償化を継続してまいります。

国においては経済対策に対する出口を模索する動きもございますが、令和6年度につきましては社会情勢等を踏まえ前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

令和3年度から、その理由はいろいろ変わってきているんですが、一番最初は熊取町版緊急、ごめんなさい、全部出てきませんが、その第3弾のところ初めて出てきたなというふうに思うんですけれども、3年、4年、5年と無償化を続けてきたんですが、それぞれの年にこれだけの費用がかかりましたというところは今出ますか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）これまで利用料、乗車費用を取っていましたときには、大体300万円から400万円程度の収入が見込めてございました。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。過去に300万円から400万円ぐらいあったものが無償化でなくなっていた。議員がこんなところで無償化は来年続けるのかという質問をすると、当然来年も無償化を続けるというんだらうなという感じなんですが、もうそろそろ、こんなところで言ったら怒られるんですけれども、一度無償化をやめたほうがいいんじゃないかというふうに私は思っています。町としての姿勢としていろんな思いがあって無償化を続けているんだと思いますが、地域公共交通という中でひまわりバスが果たすべき役割というところで考えると、いつまでも無償化を続けるべきではないというふうに思っています。

一番直近の理由が燃料高騰、エネルギー高騰に係る支援というところだったんですが、それにひまわりバスの無償化がこのまま続いていくのがふさわしいのかどうかというのを考えたときに、僕はふさわしくないと思っているので今回この質問をさせていただきました。

後ろから痛いような目線もありますが、無償化が当たり前やというふうに考えておられる議員も中にはいますが、ひまわりバスが何で走っているのかというのを考えると、当然無償で走らせるべきではないというふうに思っています。コロナウイルスから始まった無償化ですので、コロナウイ

ルスも5類に下がりましたし、コロナウイルスへの対応も公というところで対応していたのが全てで、個人で対応してくださいというふうに変わってきていますので、そろそろ一度やめて、本来ひまわりバスはお金がかかるんですよというのを思い出してもらわないと、このまま続けるとひまわりバスは当然無料で乗れるものやというのが当たり前になってしまいますので、いいかげんにこのあたりはちょっと。

ひまわりバスでお金を取りますよという、当然、文句と言ったら駄目ですね、ご意見がたくさん熊取町に入るとは思うんですが、その辺はちょっと頑張っていたきたいなというふうに思っています。それでもやっぱり全体的に無償化をするんだというのであれば、それは熊取町としての考えですので、それはああそうですかということなんですけれども、その中でも例えば高齢者だけは無償にしてほしいというのであれば、こっちを向いて言えないですけれども、それなりの担当部局がしっかりと予算を取って、高齢者は無償にします、乳幼児は無償にしますとかというふうにするべきだというふうに思っています。何でもかんでも無償で乗れるというのはいいかげんにやめたほうがいいというふうな意見で、今回この質問をさせていただきました。

毎回、毎年300万円から400万円というところが収入としてあったというふうに聞きましたので、その分、あるかないか分からない収入をほかに回すというのは難しいでしょうけれども、例えば来年から下水道使用料が上がりますよね。例えばそこで絶対に必要な、みんな絶対必要なですけれども、例えば介護施設、幼稚園、保育所、ほかにも100立方メートル以上使うような大きな大規模事業者の方とかは当然しんどいであろうと。そこで働いている方々の賃金を上げないといけないという理由で何がしかの支援ができないのかとか、そういう考えもあるので、そちらのほうに回せるのであれば回していただきたいなと。ひまわりバスは、皆さん申し訳ないですが実費で乗ってくださいというふうには私は思っています。

大林が言っていたのでこういうふうにしますという、文句はあの人に言ってくださいというのでも構いませんので、来年からはぜひとも一旦無償化はやめていただきたいなというふうに思っています。

今の運賃なんですけれども、本来であれば200円でしたよね。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）1乗車100円でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）この100円というのも、今の料金設定でいくとどこまで行っても100円なんで、この辺の運賃とかということも含めて、当然公共交通協議会のほうでもまれる話やと思うんですけれども、次の質問の現在のひまわりバスの更新時期、償却期間が終わる時期になるのか何なのか、更新時期についてご答弁をすみません、お願いいたします。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問4点目、ひまわりバスの車両更新の時期について答弁申し上げます。

平成11年4月1日から運行を開始しましたひまわりバスにつきましては、約16年経過の平成28年10月1日に現車両への更新を行い、現在8年目を迎えているところでございます。

車両更新について、運行事業者の南海ウイングバス株式会社では、運行状況を考慮し、おおむね12年から15年をめどに更新しているとのことであり、ひまわりバスにおきましても、車両の状況を考慮しながら南海ウイングバス株式会社と協議の上、車両更新について検討してまいりたいと考えてございます。

今後も地域公共交通の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）じゃ、令和10年から15年ぐらいが更新の時期になるんじゃないかというふうな感じ

ですよね。それはそれでいいと思います。今の現状のバスを今すぐ売ってペイできるのであれば替えてもいいかなとは思いますが、しっかりと更新時期まで使ったほうがいいんですよね、きっと。

今のバスの大きさがという話、きっと議員になりたてのときにやったような気はします。今の大きさのバスじゃなくてもよかったんじゃないかなというふうに今現在も思いますが、当然、今のバスを捨てるわけにもいきませんし、売ったところで次のバスが買えるわけでもないと思いますので、できるだけ皆さんが乗りやすい、使いやすいひまわりバスを目指していただけたらなというふうに思っています。

熊取町の立地適正化計画と道路網計画とこれからつくる公共交通計画が、熊取町のこれからのインフラというのを支えていく計画やと思っていますので、当然、熊取駅から出る路線バス、タクシーというのが熊取町のこの公共交通を支えていく要になるものだと思っています。ひまわりバスはそれを補完するためのものであって、当然熊取町の公共交通を支えていくのは、これまでもそうですが、民間の事業者がしっかりとこれから100年先でも熊取町でバスを走らせていけるような計画をつくっていただきたいなというふうに思っています。

突然に路線バスがなくなるというニュースがちょいちょい飛び込んできますので、熊取町でも、便数の減はあれど線がなくなるというのは大変困りますし、当然そうなってしまうと、ひまわりバスだけで全てがカバーできるのかという大変な費用負担になってきますので、そのあたりはしっかりと考えて、路線バス、民間の事業者を閉めるようなことのないようにしっかりと計画をつくっていただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に産業振興ビジョンアクションプログラムについて質問をさせていただきます。

産業振興ビジョンの策定委員にも私、参画をさせていただきましたので、産業振興ビジョンアクションプログラムをしっかりと進んでいけるように自分の中でも考えているわけなんですけど、令和3年から5年というのが短期のところの計画の目標になるのか、目標というあれになるのかな、ですが、その進捗についてお尋ねをいたします。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、ご質問の1番目、令和5年度で短期計画が終わりとなるが、進捗状況はどうかについてご答弁申し上げます。

現行の産業振興アクションプログラムは、産業振興ビジョンの実効性を担保するための行動計画で、その目標期間を令和12年度までと定めております。令和3年度から令和5年度を短期、令和8年度までを中期、令和12年度までを長期の3期に分け、取組項目の推進に鋭意努力しているところでございます。

ご質問の短期計画に係る進捗状況についてでございますが、アクションプログラムに掲げております全52項目のうち、短期での取組項目は25項目でございます。うち事業を実施または取組中も含めた実績は23項目ございまして、約92%の進捗率となっております。

短期での主な取組実績を申し上げますと、商業・工業・サービス業の振興としまして、熊取駅周辺近隣商業地域での開業に伴う支援でございますが、4件ございます。そのうち1件は、駅指定地域での飲食店の開業支援となっております。また、空き家・空き店舗等の活用に対する支援は1件ございました。

次に、農林業の振興としまして、農業生産性を高め持続可能な農業を推進するための支援でございますが、農業用ハウス建設支援が1件、農業のスマート化への支援が1件、6次産業化への支援は1件でございます。続きまして、販路拡大の取組への支援でございますが、庭先販売農家への支援が2件でございます。

いずれも、審議として位置づけました項目について、おおむね計画どおり進めることができていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

しっかりと進めていただいているというところで、当然目標を定めたからその目標に向かってしっかりと頑張っていただければ、たとえ短期の目標が中期のところにずれ込んで、そこに行ったからどうこうという思いはないんですが、しっかりと10年後の姿というのを描きながら取り組んでいただければというふうに思います。

短期、中期が終わって12年になれば当然最終の報告ということになるんですが、短期が終わって中期が終わってというところで中間報告というふうになっているんですが、その中間報告というのはどういうふうに行うのか、もう決まっていれば教えていただきたいなど。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、続いて2番目のご質問の中間報告はどのように行うのかについてご答弁申し上げます。

議員におかれましては、第3次産業振興ビジョン及びアクションプログラムにご参加をいただき、また貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

現アクションプログラムでは、令和6年度中に中間報告を行うこととしております。改めて産業振興ビジョン策定委員会の委員の皆様方にご参集いただき、取組項目について進捗状況を報告し、ご意見等を頂戴してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

5年度が終わって6年度に入ってからまとめをつくって、それを報告いただくというふうになるんですね。当然振り返りも必要ですし、中間報告を行ったときに、この3年間で自分たちが思ったよりも何か変わったこととかも出てきていると思うので、それについて次の3年間というふうに流していくのかという話しは多分必要だなというふうに思いますので、またその場合はしっかりと設定していただきたいというふうに思います。

例えば、短期が終わって次、中期の目標、それで長期の目標というところに流れていくわけなんですけど、この3年間計画、アクションプログラムつくったときに想定していたことよりも、この3年間ですごく変わったな、例えば次の3年、その先の12年を想定していたよりも何かが変わったというようなことがあったら、そのときに修正しないといけないなというふうに思うんですが、何かそのあたり、次の質問なんですが、見直しが必要だなと感じるようなところはございますか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、3番目でございます。

中間見直しが必要だと感じる取組事項についてでございますが、1点目のご質問でご答弁申し上げますように、短期項目で約92%の進捗となっておりますので、現時点では早急に見直しが必要な項目はないと考えておりますけれども、やはり未達成項目を中心に内容の見直し、また議員からご指摘あったように新たな追加が必要な項目について、まずは皆様からご意見をいただき検討してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）策定のときにはコロナ禍真ただ中のときやったんですが、コロナについては考慮しないとイケないだろうという話で、しっかりコロナの中で考慮しながらやったんですが、まさかこんなに、物価が上がるというよりはエネルギーの費用も上がったりとか、そういうところもなかなか皆さん大変やなど。ビニールハウスを建てた方とかも、思った以上に冬になると暖房をかけないとイケない。燃料をたかないとイケない。そのあたり、農家の方に関しては肥料代も上がりました、燃料代も上がりました、ただ、それを商品代に全て転嫁できるのかというところはそうでもないという中で、皆さんしっかりと頑張ってやっていただいています。



産業振興ビジョンの最終的な目標として、10年後に熊取町がどうあるべきかという姿を描きながら始まっていますので、その間に社会情勢が変わった点はしっかりと考慮して、見直ししながら進めたいという思いで、これまで中間報告なんてあまりないまま、その前の計画は10年間進んできたというところで、中間報告をもっとたくさんしてくださいという意見も酌んでいただいて3年ごとに中間報告というふうにしていただけたので、そのあたりについては次の見直しというのであればありがたいというふうに思うんですが。

議長（河合弘樹君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） ご指摘のとおりで、ビジョンにつきましては令和3年3月の策定、それでアクションプログラムについては令和4年3月でしたから、議員からの指摘もありましたように、コロナ禍の真ただ中での議論でございました。今後、先ほど物価高騰のこともございました。やはり世界情勢の不安定であったり円安の進行であったりと、これまた誰もが予想できたかどうかというのは本当に大変なことでございますので、それはまず対症療法的に対応しなければならない部分というのは、やはり去年も実施させていただいた事業者支援であったり、また農業についても費用の支援であったりというのは、個別対応はしていきます。

その中で、繰り返しになりますけれど、いよいよコロナ禍でございますからアフターコロナに向けた人の動きがございます。経済の動きもございます。その中で、ビジョンについては大きな項目で捉えて、さらなるデジタルトランスフォーメーション、グリーントランスフォーメーション、食料安保の農業支援だとか、あるいは観光、新たな産業となり得る産業振興だとか、大きなくりの中でまた皆様からご意見いただきながら、それを実現するために小さな積み重ねのところアクションプログラム、また見直すべきところがありましたらご意見いただきながら進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 大林議員。

6番（大林隆昭君） よろしくお願いたします。

産業振興ビジョンについても熊取町の未来のための計画だと思います。その前の質問の公共交通計画についても熊取町の未来のための計画だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君） 以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、長田議員。

3番（長田健太郎君） 議長のお許しをいただきましたので、私のほうから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく分けまして3項目ご質問させていただきます。

まず、1点目、森林環境譲与税につきまして、平成26年より住民税の均等割に加算されておりました復興特別税が令和5年度で終了となります。令和6年度から新たな森林環境税が徴収されます。金額こそ同じ年額1,000円ですが、その趣旨は全く別物となります。

遡りまして、令和元年度から森林環境譲与税ということで譲与されておりますが、本町へのこれまでの森林環境譲与額並びに用途についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君） それでは、ご質問の森林環境譲与税についての1点目、森林環境譲与税額並びに用途についてご答弁申し上げます。

今年度の森林環境譲与税額につきましては、昨年度と同額程度の500万円と見込んでございます。ちなみに、これまでのということでございますので、令和4年度は505万6,000円、令和3年度は308万9,000円、令和2年度は382万円、令和元年度が179万8,000円のそれぞれの譲与額でございます。

また、用途につきましては、森林環境譲与税は、適切に樹木が育成するための間伐や下草刈りなどの森林の整備に関する施策、林業の担い手を育成するための研修や林業に必要な技能講習経費への助成などの森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林整備の必要性や木材利用の意義を伝えるイベントの開催などの森林の有する公益的機能に関する普及啓発並びに木材を使用した製品購入などの木材利用の促進に係る費用に充てなければならないとされてございますが、本町ではこれまで、森林の整備に関する施策の森林病虫害対策として、ナラ枯れ等の被害木の伐倒、薫蒸処理を主に行っており、今年度につきましてもナラ枯れ対策を行う予定でございます。

また、本議会に提案させていただいております補正予算案に計上させていただいておりますが、740万3,000円を森林環境譲与税基金より繰り入れ、公民館・町民会館整備に伴う木製ベンチ、テーブルの購入財源として活用予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

今ご説明していただきました基金の用途につきまして、最後のところで、充てなければならないという文言があるために、全国の自治体で、どこもそうですが、本町も過去2年間基金のほうに繰り入れたということなんで、いろいろ調べますと非常にそういう自治体が多いんですね。

基金に繰り入れるのはなぜかという理由の一つに、使い方が分からないとの理由で基金に繰り入れているというのがきっちり文章に出ている自治体もあります。こういったことで、せっかくの譲与税が使われていない、基金によその自治体も非常に多く積立てを行われている、事業実施に至っていないということから、国から何かしらの通達があったと聞いておりますが、その内容についてご存じでしたらお聞かせください。

議長（河合弘樹君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）通達そのものはいろいろ出ておりますので、個別にというのはあれなんですけれども、もともと令和元年度制度創設当時から用途については定まっていなかった部分があったのは確かでございます。その中で、その当時からナラ枯れというのは非常に問題視されておる部分がございます。本町としてもやはりナラ枯れ被害が出ておりますので、その対策にということで、令和元年度につきましても179万8,000円の譲与額に対して満額執行というような形で対応してきたというようなところで、以降、ナラ枯れ対策は毎年するんですが、その途中で大阪府の補助制度、これは国の財源を伴うんですけれども、ナラ枯れ対策に対する補助制度ができてまいりました。今現在はこの補助制度と譲与税の両方を使う形で、ナラ枯れ対策のほうを中心にやっていきたいというようなところで、次の質問に関連するんでこれぐらいにとどめさせていただきますが、そういうような形で、本町のほうはナラ枯れ中心にというような形で当初から運用しておるといふところなんです。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

じゃ、そういうことがあって今回、譲与配分の見直しということが考えられているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）後ほどまた3点目でさせていただくんですけれども、譲与配分の見直しの基本的なところは、いわゆる大都市で大阪市のような森林がないようなところですね。そこに結構なお金が行っているというのが、やっぱり地方の林業とかでなりわいをしているような団体が多いところの市町から要望が出ているというのが基本となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

森林環境譲与税ということで、先ほどから用途が限られるということで、他の自治体ではいろん

な使われ方が緩和されていくというお話も聞いております。林野庁のほうのアクションプログラムやそういったところで柔軟な使い方の事例やいろんな報告がされておりますので、そちらのほうも参考にさせていただけたらと思うんですけども、森林環境税の活用方針と、あと見える化ということで、さきの大阪府議会において府の森林環境税の継続議案が可決、成立されました。そしてまた一般質問においても、その使途において、府民の理解を得るために見える化の必要性が訴えられております。

先ほどご説明ありました国民1人当たり1,000円ですね。大阪府民においてはこれとは別に300円、合計1,300円の課税が開始されております。市民税に対しては来年度からになります。本町でもこれらの税金、特に国から譲与される森林環境譲与税の使途については、しっかりと住民の皆さんに納得していただく取組が本町に求められていると思います。

そこで、この譲与税の創設趣旨並びに住民理解を得る必要があるということを鑑みまして、本町の譲与税の活用についての見解をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）すみません、その前に2点目、3点目はもう先ほどの答弁でよろしいでしょうか。

（「積立てと配分ですね」の声あり）

都市整備部長（田中耕二君）はい。

（「ほんならよろしいです」の声あり）

都市整備部長（田中耕二君）よろしいですか。

そうしましたら、4点目の活用方針と見える化につきまして答弁申し上げます。

活用方針につきましては、1点目で答弁させていただきましたように、現在のところ森林の整備に関する施策の森林病害虫対策として、ナラ枯れ等の被害木の伐倒・薫蒸処理を主に行ってございまして、今後におきましても、先ほど申し上げました大阪府の補助制度も活用しながら、ナラ枯れ対策の財源として活用してまいります。

しかしながら、対応が必要な被害木の全体量の把握が現状できておらず、計画的に事業を進めていくためにも、全体量を把握し事業計画を策定する必要があるものと考えており、今後検討の上、大阪府とも協議を進めたいと考えてございます。なお、計画策定等の費用につきましても譲与税の対象となるものでございます。

また、ご指摘の見える化につきましては、現在も森林環境譲与税の事業費並びに事業内容等についてホームページで公開してございます。これは、一応公開しなければならないというところで国が統一のフォーマットを出しておりますので、それと同様のものをできるだけ写真を使う形で公開しております。

こういったものを使いながら見える化を図っているところでございますので、今後も続けてまいりたいというところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

先ほど答弁の中にもありましたが、このたびの補正予算で公民館、文化ホールの什器一式のほうに充てられるということですが、本町では森林環境、木材利用基本方針ということで、木造・木質化等で使用する木材については可能な限り大阪府内で産出された木材とするとありますが、今回の什器に関して何か購入先等は決定されているんでしょうか、またこれからですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ホールと公民館に導入予定の木製家具については、もう既に入札のほうは終わっておりまして、業者のほうも決まって製作途中となっておりまして納品を待つ、今そういう状況になっておりまして、使う木材は南大阪産の木材ということで伺っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

譲与税につきまして、活用につきましていろんな見解をお聞きしました。適正な森林環境の保全に係る国民の理解と協力を得るためには森林環境教育というものが非常に大事だと考えますが、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）それでは、5点目の森林環境教育の実施について答弁を申し上げます。

先ほどの活用方針でも答弁させていただきましたとおり、本町では森林の整備に関する施策の森林病虫害対策として、ナラ枯れ等の被害木の伐倒・薫蒸処理を主に行っているところでございますので、現在、森林環境譲与税を活用した森林環境教育は実施してございませんが、住民提案協働事業といたしまして、NPO法人グリーンパーク熊取と共に中学生を対象とした間伐体験や枝打ち体験の実施、山の日イベントとして、より多くの人たちに森林の大切さや奥山雨山自然公園エリアの自然のすばらしさを知ってもらう取組を行っており、住民提案協働事業として森林環境教育を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

森林環境譲与税を財源としました全国の取組事例、先ほどご紹介いただきましたイベントやNPO法人との交流ですね。また、一例としましては出生記念品配付事業ということで、新生児を対象に地元の木材で作製された木製玩具、積み木ですね。そういったものを出生の記念に町から贈呈されているところもあると聞きました。また、先ほど聞きました什器一式に充てる、また木材利用促進事業としましてコミュニティバスのバス停にベンチ、先ほどお伺いしました公園にベンチ、そして町民が集うところに地元産の木材を利用したベンチを置くと、そういう活用をされている自治体もございます。この財源を活用しまして、町民の方々が森林に関する正しい知識を持って、そしてその価値を理解することで、森林保護、持続可能な利用に向けた取組が促進されることと思います。木質化につきましては、先ほどおっしゃいました南大阪産、本町の木材利用基本方針に基づきまして、少なくとも大阪府内産、その利用促進をもって行政としましての役割を果たすべく、この財源をぜひとも活用していくことを要望いたします。

議長（河合弘樹君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）ありがとうございます。

1点ちょっと申し上げておきたい部分、先ほどの譲与基準の見直し等も踏まえまして、また公民館の整備に伴う木製ベンチ化も踏まえまして、今のところ令和5年度末で基金残高が約500万円程度に縮小されます。なおかつ譲与額が令和4年度で500万円程度あったものが、これは恐らく減に熊取町の場合は働くだらうと想定しておるというところで、原資としては非常に高くあるというわけではなくなってまいります。というのが1点ありますので、その辺も考えながらどう活用していくかというところと、もう一点、先ほど私の答弁でも言いました今まさにNPOにやっていたいような森林環境教育的な事業、また、別のNPOには奥山雨山自然公園のハイキングコース脇の間伐であるとかというようなこともやっていたいております。こういったことがこの譲与税の対象になるかどうかというのをまだしっかりと大阪府と議論したことがございませんでしたので、その辺も含めて、今やっている事業で効果的に活用できるものがあるかどうかという視点でも考えていきたいなというところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

続きまして、2点目の項目に移らせていただきます。子育て支援についてでございます。

先日、長崎県大村市に視察へ参りました。世帯数4万1,000世帯、人口が約9万8,000人、面積が126.73平方キロメートルで、長崎県央地区に位置しておりまして、長崎市、佐世保市へのアクセスもよくベッドタウンとしての一面を持たれております。50年近く連続で人口が伸び続け、そして共働き世帯も増加しまして、これに伴い保育園などの利用希望者の増加傾向から2017年に待機児童が99人発生し、市は施設の新設や拡充に補助金を出すなど対策を講じましたけれども、待機児童は2018年で75人、2019年で70名と解消には至っておりませんでした。これを受けまして、大村市のほうでは児童の受入れ枠をさらに拡大、希望の園に入れなかった家庭に対しても個別に別の園などを紹介する等して、2020年4月に待機児童ゼロを達成されました。

全国的にも待機児童数は年々少なくなっている一方で、隠れ待機児童というのが全国で約7万人いるとの報道がありましたが、この隠れ待機児童につきましてどのような状態が当てはまるのか、教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）大村市のご視察に行かれて資料も頂きまして、いろいろありがとうございました。

それでは、2点目の子育て支援についての1点目、隠れ待機児童について順にご答弁申し上げます。

まず、隠れ待機児童とは、認可保育所に入れなかったのに待機児童に該当しない事例を指します。具体的には、保護者が育児休業中であること、求職活動を休止していること、それと特定の施設のみを希望していること、また自治体が独自に財政支援する施設に入所している場合などの自主的な待機をいいます。

1つ目の有無に関して申し上げますと、本町でもこういったケースはございまして、本年12月1日入所の状況では町内全園で合計80名おられます。しかし、その内訳は、保護者で育児休業中の方が65%おられるなど、保育所入所できるんですけども積極的に希望されないケースも多くあるというふうな状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

80名という人数にちょっとびっくりしたんですけども、その65名の方は保護者の方が育児休業中で、強く保育施設に入ることを要望されていないということなんですが、残りの35%の方の対応というのはどういうふうにされているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）80名のうち52名が先ほど言いました育児休業中の方、あと残りの28名の方がいらっしゃるんですけども、その方々というのは特定の園を希望しておりまして、それ以外の園をお勧めするんですが、その園だけを希望するという方で待機をするというふうな選択をされた方々でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）その特定の方が28名いらっしゃる、分かりました。ありがとうございます。

この方々ですけれども、そういう条件で希望されているということはそのご本人から市のほうに伝えられると思うんですけども、その条件を変えたときにはすぐさま待機児童の基準内に入ることによって待機児童に扱われるんですか。

私、A園を望んでいます、でもB園でも構いませんというときに、町としましたらそのB園にすんなりと入ることができる状態なんですか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）例えばその方がA園を希望されていまして、B園は空いているという状態のケースがあるとしますと、その方はA園だけを希望しているということになりますので、B園には入れるという状況にありますから、そういう状態をもって隠れ待機児童という取扱いをしているということでございます。

その方が例えば3歳児で希望されていて、どこの園ももう全ていっぱいだというケースになりますと、それは待機児童というふうな扱いになるということでございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）分かりました。結構な数の子どもがいらっしゃるんですね。ありがとうございます。

8月に本町のほうで議員との間で熊取町民間保育園・こども園協議会との意見交換会の中でも強く危機感を持たれていたのが、保育士の人材不足についてでありました。前回の9月定例会で複数の議員からこのことについて多数の質問や提案がありました。答弁いただきました内容では、泉州地域他市で実施されている保育士就職祝い金や修了支援金については把握していきまして、人材確保支援策に対しては積極的に取り組むとのお話をいただきました。

そのときの私の個人的な印象なんですけれども、先ほど言いました隠れ待機児童が80名いますけれども、公表される待機児童がゼロ、そして町立保育園に関しましては保育士の配置基準を満たしているとのことで、それほど人材不足に対する危機感というものがあまり感じ取れなかったんですけれども、あれから3か月たちました。本町の保育士人材不足に対する展望と今後の取組について再度お聞かせいただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、次に2点目、保育士人材不足に対する展望・今後の取組について順にご答弁申し上げます。

1つ目の大阪体育大学教育学科との連携につきましては、今年度、教育学科の中に幼児教育コースというのが新設されまして、保育士の養成にも取り組まれているところでございます。これについて、去る9月13日に藤原町長が大学の野田理事長を訪問し、コースで保育士を志す学生に町内の保育所等に就職いただけるよう、今後連携を図っていくことについて話し合いをいたしました。また、10月20日には担当職員が民間園の職員と共に教育学部を訪問して具体的な意見交換を行い、本町が今後、学生の保育実習受入れに協力を行うこと、また、大学側でも学生が地元の熊取町に就職できるようにしたいという意向であることを確認し合いました。

2つ目の本町での就労前提による学生への生活・就労支援につきましては、大学との意見交換の中では、就職時の経済的な支援や保育所の待遇など勤務条件が重要との意見をいただいております。現在、学生に限らず保育士確保のための支援策の実施に向けて、制度内容の検討を進めているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）各項目についてちょっと質問を用意していたんですけれども、全部ご答弁いただきましたので、大学のほうで非常にこれからの、もう今年開設された幼児コースですんで、これからいろんなところでそういった学生との交流を持っていただいて、ぜひとも連携を重ねていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

冒頭でお話ししました視察先の犬伏市では、待機児童の解消を図ることを目的にしまして、保育コンシェルジュという名前で令和2年度から保育所等の入所相談に従事する職員を1名、そして令和3年度から保育士の就労支援の相談、いわゆる保育士の確保に従事する職員を1名配置されております。

この保育コンシェルジュですが、保育を希望する保護者のニーズと保育サービスを適切に結びつける橋渡し的なお仕事です。各自治体で待機児童を減少させたということで、一躍この保育コンシ

エルジュという名前の認知度が上がりました。大村市の保育コンシェルジュが受けられた相談件数、内容を視察の際データ資料として頂きましたので、今回私からの資料としまして令和5年度分のこちらのデータを提出させていただきました。

4月からの6か月間のデータにはなるんですけども、保育施設等に関する相談が243件、保育士就労に関する相談が68件、そのうち就労者数は10名という結果が報告されております。

まず、こちらのデータを見まして本町の所見をお聞かせいただけたらと思います。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、次に3点目の保育コンシェルジュについて順次答弁を申し上げます。

1つ目の大村市の資料の所見につきましては、保育施設等に関する相談では、保育所等への入所に関する相談が最も多く、頻繁にない手続でありますことから、効率的かつ円滑に申請するためにも相談される方が多いのかなと考えられます。次いで保育所の特徴等についての相談も多く、保護者の方が入所希望先を慎重に検討されているということが見受けられます。

また、保育士就労に関する相談では、就職お祝い金関係や潜在保育士、転職等が多いことから、就職に当たっての待遇面に敏感であるということがうかがえるかなと思います。

なお、こうした役割につきましては、本町におきましては保育課の職員が担っておりまして、相談者に対して丁寧な対応を行っているというところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

保育課の方が対応していただいているということですが、大体内容的には同じような内容になるんでしょうか。本町だからこういう相談が多いとか、特別そういったことはありますか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 相談内容ですけれども、いろいろ相談があるんですけども、特に保育所入所に関する相談ということで、例えば今の保育所の空き状況でありましたりとか、あと本町に引っ越してこられるという方につきまして、例えば引っ越した先の近くにどのような保育所があるかとかいう質問であったりとか、あと就労に関しましては、いろいろ保育所には就労形態がありまして、例えば扶養の範囲内で働ける職務内容があるかどうかであったりとか、そういった内容の質問をいただくことがあって、保育課のほうでは丁寧にお答えさせていただいているというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

件数的にはどんな感じでしょうか。相談件数ですね。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、2つ目の質問に対する回答ということでよろしいですかね。

（「はい」の声あり）

健康福祉部理事（松浪敬一君） 2つ目の保育課への保育施設・保育士就労に関する相談件数についてでございますが、どちらも統計的な件数は記録していないんですけども、保育所等の受入れ可能枠や入所申請の方法、まれにはありますが保育所等の特徴や見学の可否など、保育所等の入所に関する様々な相談が1日平均5件程度寄せられております。また、保育士の就労に関しましては、町立保育所の会計年度任用職員になりますが、月平均1件ないし2件の相談がございます。

なお、就労に関しては相談者の生活スタイルに応じて相談を受けますが、いわゆる年収の壁問題などから、保育現場が最も求めている長時間勤務の加配職員の確保が厳しいという状況にあります。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

保育施設に関する相談は1日5件程度ということで、非常に多いと感じたんですけれども、先ほど視察先の大村市のお話をさせていただきましたが、大村市はコンシェルジュが各園と直接的なつながりを持って、例えば先ほどおっしゃいました施設見学の動向や、そして就労希望者がいらっしやったときにはその方と一緒に各保育園を回って、特色や労働条件、環境なんかを直接見ていただくということで、非常にお互いが話しやすい環境をつくられているんですね。相談する側も、窓口が一つになって非常に問合せしやすい環境ができるとは考えるんですけれども、本町でも保育課が対応できているというお話なんですけど、こういった専門的な人材を配置することに関しましてお考えはありませんでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）熊取町の中には、保育園が公立保育園が3か所、認定こども園が2つ、民間保育園が4つということで、そういった数の保育園があるんですけれども、その園のご紹介等ですけれども、各園では毎週園庭開放であったりとか、あと子育て教室というか、そういうのをやっております。一旦そういったところをご案内するとか、あと随時保育所の見学というのも可能でございますので、そういったことをご案内させていただいたりとかすることで対応させていただいております。

今年度に入りましてから、5月20日と11月25日に就職フェアというのを開催いたしました。その就職フェアの中では、各園がブースを設置しまして、これは町立保育所もですけれども、そこで各園の特徴であったりとか、各ブースで同じ空間で聞けるといふような機会も設けておりますので、そういった中で自身の就職先を選んでいただくということもやっておりますので、そういった中で自分の生活スタイルであったりとかに合う保育所を選んでいただけるというふうな取組をやっているというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

春の就職フェアには、9月の定例会でも議員の方々いろいろなお話をされましたが、少し町にしては消極的な参加だったんじゃないかという意見が出ましたが、秋の就職フェアに関してはいかがだったんでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）秋の就職フェアは11月25日の土曜日に開催をさせていただきました。各園同じようにブースを出させていただきました。14名の方が来られました。それでいろいろ保育士の方、看護師の方、栄養士の方、いろいろな種類の職種の方がおられまして、熱心に各ブースを回ってお話を聞いておられました。中には男性の保育士を目指す方も来られていまして、来年就職ではないんですけれども、再来年の就職なんですけれども、ぜひ熊取町の保育所、保育園に就職をしたいという申出をされた方もいらっしやいまして、非常に盛況に終わったというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

近隣のほかの自治体がいかなる魅力的な就業支援策や就労支援金ということや、ちらつかせてと言ったら言葉は悪いんですけれども、そういったことをされている中で、こうやって本町で就職するということを決めていただけるということは非常にありがたいお話だと思いますので、ぜひともその方のアフターフォローもしっかりとさせていただきまして、一人でも本町の保育士として就職していただけるという形に持って行っていただけたらと思います。



人材不足の問題というのは、当然本町だけではなく、もうこれは全国的な問題になっております。エッセンシャルワーク、日常生活に必要な労働、担い手、そちらのほうを持続可能にするためには、もう昨今AIやそしてロボットの技術革新を待つ、そういう余地はあるものの、何よりも担い手の環境や待遇の改善が急務だと考えております。自治体それぞれが人材育成、就業継続支援、再就職支援、職場の環境改善ということを軸に人材確保を進めております。先ほどのこども園協議会のお話の中でも、そういう保育士の人材の取り合いが始まっているというお話もありました。

その急務とされる人材不足に対しまして、近隣自治体との人材の取り合いなんかを避けるためにも泉州地域の全体の問題として取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）最後に、4点目、人材を確保するための広域連携についてご答弁申し上げます。

昨年10月の保育士の有効求人倍率は全国レベルで約2.5倍、大阪府では約3倍と高いことから、どの自治体も保育士の需要は高い状況でございます。したがって、限られた保育士人材をそれぞれの施設が確保したいという状況の中では、広域連携を図ることは少し慎重に考えていく必要があるというふうに考えております。

以上、ご理解賜りますよう申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

取組の一つとしまして、広域連携をすることによって相互派遣や人材交流を積極的に実施ができて、より広い知識や経験を共有することができる。そして個人のスキルアップ、さらには幼児教育や保育サービスの向上に絶対つながると思うんですね。現場でのいい循環が環境の改善につながるということで、離職率の低下にもつながるのではないかなと考えてもおります。

先ほどおっしゃいましたように、各地域の保育園、こども園では、それぞれ任用上の問題や勤務条件や給与等の違い、理念や方針の違い等の課題はあると思うんですけども、広域連携によって人材不足解消の取組としまして、また相互派遣や人材交流を含めた政策をぜひとも一度検討していただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）4点目の人材確保の広域連携についてご提案ありがとうございます。

議員からもお話がございましたように、共同での採用試験の問題でありますとか人事の一元化、そういったところはやっぱり中長期的な視点で考えていかないといけないのかというふうに考えてございます。その中におきましては、当然市町村間の連携は必要というのは当然なんですけれども、そこに都道府県、大阪府というところも、やはりこの市町村の連携の中に府との連携というところも非常に大事になってくるのかというふうに考えているところでございます。

人材不足につきましては、これはもう当然のことながら民間園で当然一番いわゆる確保に苦慮しているというところで、いろいろ全国的なデータにはなるんですけども、公立園では職員の確保、保育士の確保というのは比較的スムーズにいつているんです。本町におきましても、ここ3、4年前になるんですか、採用のときは数十人とかなりの応募があるんです、保育士ですね。ですので、そういったところ、やっぱり民間園になりますとどうしても今後、少子化になって将来の雇用不安ですよね、いつ首を切られるか分からんとか。ただ、公立になったらやっぱり安定的な雇用が望めるとか、そういったところがあって、公立保育園では比較的安定的に確保はできるけれども、民間園ではその辺が非常に苦慮されているというところもいろんな文献では出ておりますので、そういったところを含めて、議員からご提案いただいた分についてもやっぱり中長期的な視点でちょっと考えていきたいなと思います。

短期的には近隣市町、ほかでもいろいろ議員からも提案いただいた、そういった施策を早急に打

っていききたいというふうに原課としては考えているところがございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

熊取町は子育て支援ということで、先ほど公立のほうは配置基準もあり、人材も多くいるということなんですが、いざ子育てしやすいまちの特色の中に、あるいは休日保育だとか時間外保育、こういったことを担っていただいているのはやはり民間園なんですね。そちらのほうにも、町のほうが足りているので大丈夫ではなくて、町全体としまして子育てしやすいまち、それに対して、中長期的で結構です。そのために1つずつ物事を進めていただけたらと考えております。

そして、実は私の妻が民間園の保育士です。その妻からも話をいろいろ聞かせていただく中で、やはり今大変です。こういう時期的なこともありますけれども、病欠の保育士ができましたら、いろんな手をかき集めてそのときそのときで対応している状況というのを毎日聞いております。ですので、何かしら少しずつでも進んでいただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）議員からも今ご指摘ございました民間園での休日保育でありますとか延長保育、そちらの事業につきましては、側面的な支援にはなってきますけれども、そこはもう全面的に町としてはこれも早急に行っていきたいというふうには考えているところがございます。

また、民間園で構成されています協議会の方とも、担当課のほうとはもう本当に膝を突き合わせたような形で、話も民間園の実情というののもいろいろ9月以降も聞かせていただいております。そういった中で、今、議員からもおっしゃられたように、やはり保育士の職場環境づくりというのも非常に大事だというふうに認識しておりますので、そういった面でも町として何か側面的な支援はできないのか、これも早急にいろいろ検討のほうを進めていきたいというふうに考えているところがございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ぜひともよろしくお願いいたします。

3項目めの質問に移らせていただきます。

熊取駅西交通広場について、こちらはロータリーとお聞きしております。そのロータリーの活用に関する方針やガイドラインがあれば教えていただきたいんですけども。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、ご質問の熊取駅西交通広場についての1点目、活用に関する方針やガイドラインについて答弁申し上げます。

熊取駅を利用される乗降客については、8月末時点の調査では乗降客の約1割が西出口を利用されているところですが、駅西交通広場の供用開始から1年が経過し、利用者も増加傾向にあると認識しております。

ご質問の駅西交通広場の活用に関する方針やガイドラインはないものの、駅東側の朝夕の交通混雑の分散を検討しており、近畿大学附属泉州高校の通学バスの乗降場所については10月から駅西交通広場に変更されたところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

そういう学校、私立の学校ですけれども、公共交通の乗り入れ計画なんかはないのでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）熊取東のロータリーのほうには粉河バス、それから南海ウイングバスの

路線バスが乗り入れてございますが、町域の大半が東側に位置しているために、西側に入れることで余計に利便性を害するということで、公共交通と呼ばれるものにつきましては東側というふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）駅を利用される方の利便性からいうと西も東も一緒かなとちょっと思うんですけども、先ほど西側ロータリーのほうに泉州高校のスクールバスが発着されるということで、ロータリー、朝夕私もちょっと見たりするんですけども、非常に学生の路線バスを待つ列、そして送迎のマイカー、そしてウイングの職員が朝の通勤時間帯にはそういう人混みを整理するためにわざわざ出てきていらっしゃる状況も見させていただいています。

泉州高校以外に、例えば大阪体育大学、大阪観光大学、そして企業の発着も結構見受けられます。鍼灸大学なんかも大きいバスで1日12往復ほどされていると聞いておりますが、そういったバスを西側に持っていくとか、そういう働きかけとかされるといかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問2点目の具体的な提案、計画について答弁申し上げます。

先ほどとちょっと重複しますが、熊取町域の大部分が熊取駅から東側に位置しており、路線バス等については運行ルートの特長等から駅西交通広場へ乗り入れる計画はございません。これにつきましては、南海ウイングバスについても昨年、西側ロータリーが完成した際には申し入れてございます。申し入れた結果、やはり熊取駅を発着する便、また南海泉佐野駅から来て、そこで東側の同じ場所でスイッチして運行を切り替えられる便等もございますので、西と東に分けるということはもう難しいということで、東側だけを路線バスについては使うというふうに聞いてございます。

あと、東側に通勤通学バスを乗り入れられている事業者等に対しましては、先ほど泉州高校の件はもう移っていただいておりますが、他の事業者に対しましても西交通広場への利用促進の働きかけを行っているところでございます。具体的には、先ほど議員のほうからも提案いただきました大学等事業者については、大学連絡会を通じて打診申し上げ、他市町から乗り入れられている事業者に対しても提案をさせていただいているところでございます。

なお、タクシーにつきましては、現在タクシー会社1社が駅西交通広場へ乗り入れを行っております。

今後におきましても、駅西交通広場への交通分散を図りつつ、熊取駅利用者の利便性の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございました。路線バスの事情もよく分かりました。

交通広場といいますとロータリーの今お話なんですけれども、熊取駅の西地区におきまして、泉佐野市のエリアには高層マンションの建設が始まりまして、ディスカウントストアも横に建ちまして、その先にはコインパーキングができて、その横には児童公園ができてと着々と開発が進んでいるというのが目に見えるんですけども、本町の都市計画、まちづくりの観点から、熊取駅西地区整備計画として熊取町の玄関口にふさわしいにぎわい創出を図る、また、アクセス道路を整備することにより、熊取町東西に交通量を分散し、東側駅前ロータリーの混雑緩和を図るとありますけれども、西地区につきまして具体的な開発の提案や計画等がありますでしょうか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）今のご質問の関係なんですけれども、本年9月の議会のときに田中議員のほうからも同じ質問をいただいております。そのときの答弁の関係の繰り返しの部分になってくる部分がございますが、今現在、土地の所有者の方々、複数名おられます。その上の中で協議を行うに当たって、もともと協議会というものをつくった上の中で、土地の利便性の関係ないしはその開発の関係についておのおの話を聞きながら進めていくということで進めておりましたけれども、

今の現在の社会情勢を踏まえた形の中で、長期的な土地利用ということではなく短期的な土地利用の検討をしてはどうだというようなご意見等も、なかなかやっぱり複数名土地の所有者の方々がおられるということで、協議会をつくったということだけで一つにまとまるということについては今現在難しい状態でございます。

先ほど白川理事のほうからもいろいろ答弁をいただいたように、まず今の通行される方々ないしは人の流れ、こういうものを根本的に変えていくという形の中で西側の利便性をまず高めていく、ないしは交通の関係について使っていくという形のまず人の流れを変えていかない限り、現在、今の協議会もそうなんですけれども、個別の開発等についてもなかなか誘致等、ないしは個人の思惑が絡む状態の中で今ちょっと物事を進めるということが現在難しい状態になっておりますので、当然、それだからといって手をこまねいてほったらかしとくというわけにはいきませんので、今後は引き続き、また土地の所有者の方々と当然協議のほうを進めていって、協議会という形の中で全面的な開発ができるかどうかは置いておいたとしても、個別の開発ができるのかどうか、ないしは人の流れをやることによっていろんなまたアイデア等の考え方が出てくるかなというところを、引き続き協議をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

本町唯一の駅ですし、交通の拠点であることはもちろんですけれども、防災時の防災拠点や地域コミュニティの中核として人々が集いやすい、先ほど人の流れというお話がありましたけれども、本当に利用しやすい環境の整備を今後もよろしくお願いいたします。

では、これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）以上で、長田議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時40分まで休憩いたします。

---

（「15時17分」から「15時40分」まで休憩）

---

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、多和本議員。

2番（多和本英一君）通告に従い、一般質問させていただきます。

今回の質問のテーマは大きく3つ、順に質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、小・中学校の給食についてですが、今年度も2学期、3学期は給食費を無償にさせていただき、住民からもありがたい、とても助かっていますとの声を多くいただいています。急激な物価高騰が家計を圧迫している中、給食費無償化は子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減にもなります。

夏祭りなどを見ていただいている町長も体感していただいているとは思いますが、私の住んでいる地域は子育て世代が多く、朝の見守り活動や自治会活動などに出ているときにもお母さん方から給食費の無償化を続けてほしいと強く要望があります。

質問です。来年度以降の給食費無償化継続の予定についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、小・中学校の来年度以降の給食費無償化継続についてご答弁申し上げます。

本町における小・中学校の給食費無償化につきましては、令和2年度から始まり、今年度6年3月末まで実施の予定でございます。給食費無償化を実施する場合の財源は、これまで主に国の地方創生臨時交付金を活用しており、本町独自で実施する場合は多額の財源を必要といたします。令和6年度以降の無償化継続についての必要性は十分理解しているところではあります。継続に際して多額の費用負担が生じることから、国の動向も見据えた上で庁内関係部局と検討、協議を行って

まいりたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。やっぱり多額の財源が必要ということで、それは理解はしているんですけども、たくさんの議員もいろいろ給食費の無償化について要望を出されているんですけど、厳しい社会情勢の中で物価高騰や塾や習い事など、子育て世代は費用負担が多いのが現状です。

給食は、子どもたちがバランスの取れた食事を取れる機会であり、学習意欲や学力にも影響が出ることも考え、家庭の経済力の格差などに関係なく、未来を担う子どもたちの栄養である給食費の無償化、再度町長にお聞きしたいんですけども、予定はどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）朝からの政策論争というんですか、その中でもお話をさせていただきましたように、子育て支援、これは本当に大きな住民サービスの柱だというふうに思っております。ある基金をいかに有効に活用しながら、この熊取町が子育てに優しいまちやというふうに思ってもらえるような施策の一つとして、給食費の無償化が考えられるというのが皆さん方のご意見だと思います。いろんな形の経費があつて物価高騰で苦しんでおられる住民の皆様に対して、どのような支援、応援をすることでそういった状況が生まれるのかということ、重々教育委員会との協議も含めて、財政部局との協議も含めた中で、前向きな方向性を私は出したいなというふうに思っております。

それによって一つ効果があるとすれば、学校の先生の負担が一つなくなる、これも付随した効果だとすれば働き方改革につながるというふうなそういうことを思うと、いろいろな子育て支援の策、ありますけれども、優先度が一番高いのではないかなというふうに判断しているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

給食費無償化はもう本当に子どもを育てる家族の強い要望であると思いますし、給食費無償化をこうしたら実現できるんやよということをこれからも検討いただいて、ぜひ来年度も給食費無償化を継続していただいて、恒久的に無償化をお願いして、今回、給食費に関する質問を終わらせていただきます。

次に、不登校支援について質問させていただきます。

9月議会でも不登校について質問させていただきましたが、そのときは全国の小・中学校での不登校の人数が24.5万人とお話ししましたが、国の情報が更新され、文部科学省は10月4日、令和4年度不登校に関する調査結果が公表され、前年度から22.1%増加し、過去最多の30万人となっております。

子どもが不登校になったときの相談をどこにしたらよいか分からないという声も聞きます。スクールカウンセラーの先生の相談は待ちがあり、子どもたちの対応に時間が注がれてしまい、不登校の子たちへの対応が遅れることもあると思います。本町においても不登校が年々増加している中、9月議会でも同じ質問をさせていただきましたが、不登校の児童・生徒、保護者の窓口、支援の拠点となる教育支援センター、校内教育支援センターの設置や本町の取組についての進捗状況などをお聞かせください。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、教育支援センター、校内教育支援センターの設置予定についてご答弁申し上げます。

現在、学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを、町には教育相談員等を配置し、相談体制の充実を図っているところでございます。

ご質問の児童・生徒の新たな居場所となる教育支援センターの設置につきましては、令和5年3月31日付文部科学省初等中等教育局長通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」を踏まえ、設置に向けて先行市町の運用状況等を参考に現在検討を進めております。

もう一つの校内教育支援センターにつきましては、これまでも各校において状況に応じ個別に対応を行ってきたところですが、今年度より大阪府教育庁から小学校1校に対し校内教育支援員が1名配置されております。今後、この校内教育支援員配置の効果を検証し、各校での別室指導の在り方や校内体制のさらなる充実に反映させてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

そしたら、今の答弁をお聞きするに当たって、現状まだ教育支援センター、熊取町における設置はまだ先になるということでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、先ほど検討を進めておりますというふうにご答弁させていただきました。当然ながらこれから予算化であるとかいろんなことも考えていかなければならないと思っておりますが、現在の進捗状況を申し上げますと、場所の特定、どの場所が子どもたちの居場所として適しているのか、どれぐらいの広さがあれば子どもたちが活動しやすいのか、それが町内においてはどこが一番適しているのか等も検討を今しているところでございます。

また、この支援センターを開設するに当たってどういった人員が必要になってくるのか。例えば教育センターを中心に運営するものであるとか、あるいは臨床家が必要なのか、町で教育相談員を配置しておりますので、その辺も含めて支援センターをどのような形で運用したらいいかということ今ちょっと検討を進めている段階でございますので、我々教育委員会としましては、不登校の子たちの居場所あるいは町内で子どもたちが学んだり遊んだりできる場の確保ということはやっぱり必要だというふうに考えておりますので、そういったことを踏まえて今検討のほうを進めているというところでございます。ご理解いただければありがたいと思います。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）検討を進めていただいているということなんですけれども、それは9月で私、質問させていただいてから3か月なんですけれども、そこから進んだこととかというのはあるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）具体的な場所の特定、どこがええのかということも想定した中で今進めていくことができしております。

当然ながら今、空いた場所、新しいものをなかなか建てるというのが非常に難しい状況の中で、既存の施設の中でどの場所を使うことができるのか、あるいは今、設置がここは適しているから、ここにある荷物をどこへ動かしていったらいいのかとかいったことも含めて進めていっているというふうな状況でございます。また、実際の人員、どれぐらいの人数が必要なのかということも具体的に今検討を進めているというところでございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）教育支援センター設置に向けてですけれども、他の市町などの状況とかも研究してこられていると思っておりますが、センターがうまく活用できていない市町があるのも現状にあると思います。熊取町が目指す教育支援センターは、学校復帰だけが目的ではない、子どもたちが安心して信頼関係を築くことを優先し、その先に学ぶ意欲が湧くようなセンターをつくっていただきたいと思っております。

少しずつ進んでいるということなんですけれども、年々不登校の生徒も増加していますし、やっぱり保護者の方、どこへ相談に行つてええのか分からへんというような状況がもうどんどん増えて

いくような状況で、できるだけ早く対応していただきたいと思うんですけども、造ったは意味がないわというような教育支援センターではやっぱりどうかなというふうに思うんで、熊取町の中でも住民の中で不登校の児童・生徒の居場所づくりを始められたり考えられたりしている方もいらっしゃると思いますので、そういった方々や保護者の方々との意見交換とかをする機会を持ってもらって、よりよい教育支援センターをつくっていただきたいというのが僕の要望なんですけれども、いつできるか分からへん、もういつ頃やったらできるかも分からへんというような具体的なのってありますか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、具体的な時期の前に、今お話しいただいた不登校の子どもたちが学校復帰だけが目的ではない、我々教育委員会も本当にそのように思っています。学校に行くことじゃなくて、子ども自身がその場所ですっかり学んで、充実感を持って、将来の展望をしっかりと持ってくれる、あるいは信頼できる人がその場にいるというふうなこと、やっぱりそこを一番大切にしていきたいと思っています。その結果、学校に復帰することができた、もっといろんな人と話をするのができたというふうなことがついてくるのかなというふうに基本的には思っています。

だから、支援センターを造っていくにはやっぱりそういった場になるように我々は頑張りたいと思っていますということと、それから保護者の方々等との懇談、ご意見をお伺いすること、これはもうぜひやっていきたいと思っています。

ただ、開設当初の状況の中でどういったものがつくっていけるかということは今考えている中で、当然理想というのはあるんですけども、だから相談に関しても必ずしていきたいと思っていますが、それが実際に設置し動き始める中でご要望をお伺いするのか、そこはどんな形でご相談をさせてもらうのがいいのかというのは考えたいと思いますが、当然そういった保護者の方、住民の方のご意見もお伺いしながら、よりよいものをつくってきたいというふうに思っております。

それから、設置の時期につきましては、ただ、まだ今予算のほうもまだ固まっていない、予算も要求している状況の中で、実際に必ずしもそれができるかどうかということをごでなかなか明確にお答えはしにくいんですが、我々はその居場所づくりをできるだけ早くやりたいと思って今取り組んでいるということをご理解いただいて、そこで、今教委はこんなふうに考えているんだなという、あるいは町は考えているんだなというふうにご理解いただけたらありがたいなと思っております。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

居場所づくりを積極的に考えられているということなんで、ただ、やっぱりそれを待っている人たちというのはもう早急に待っている人たちもいらっしゃると思うんで、それは9月議会でも言わせてもらいましたけれども、その中でできるだけ早く対応していただけるようお願いしたいなというふうに思っています。

それと、先ほども出ましたけれども、9月議会の答弁の中で大阪府教育庁より小学校1校に対して校内教育支援員を配置しての取組があると聞きましたが、それはどのような取組になっているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今現在、南小学校に1名支援員を配置させていただいております。その方につきましては、週10時間という非常に短い時間ではあるんですけども学校に入らせていただいて、今入っておられるのは元教諭の方でございます。その方は授業を教えるのではなくて、いわゆる教室に入りにくい子等とお話をしたりであるとか関わったりであるとかというふうな取組をしております。この支援の在り方等に関しては、ここは校内教育支援センターについてのご質問の中でのご答弁をさせていただいたんですけども、校内教育支援センターというのは、セン

ターという名前がついておりますが、南小学校はたまたま府から1名ということで配置をされていますが、特別に支援員をプラスして入れているのではなくて、学校の現有のメンバーの中でいわゆる不登校の子へ対応できる支援の部屋、支援室をつくっているという状況でございます。

ですから、各学校においては、例えば教職員の時間割を組む段に、この先生のこの時間は必ずそういう支援室へ行って子どもがいつでも来たときには対応できるようにということで、全ての時間にその先生方を割り振りしているというような形で取り組んでいる中学校も実際でございます。ですから、そういった形でこの支援員が1名南小学校で現在は配置され、ただ今後これが増えていくかという、なかなか増えるという見通しが無いというのが現状でございます。ですから、今の支援の在り方を参考にしながら、各校のいわゆる校内での支援センターの在り方、ここをしっかりと検証し、取組を充実させていきたいと考えているところでございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

南小学校ということなんですけれども、僕もほっとルームというのを南小学校のやつを聞いて、それと同じことだと思んですけれども、具体的にそのほっとルームは、例えば不登校であったりとか学校に行きたくない、教室に入れない、いろんな条件があると思んですけれども、実際どういうふうなことをやられているんですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まずは、学校へなかなか来られない子が登校してくれたときにその子と一緒に遊んだり話をしたりというのがありますが、やっぱり今一番ニーズが多いのは、教室に入れずに飛び出してしまってなかなかじんでいけないというような状況が起きた場合に、いわゆるほっとルームでクールダウンしたりであるとか話をしたりであるとか、今後こんなふうにしていこうということを話する、また、その支援員が担任とその状況についてお話をさせていただく、あるいはそこにスクールソーシャルワーカーが入っていくというような形で、その子の状況について共有し、具体的な支援策をまた考えていくというような形で運営をしているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）それは、不登校に限らず、学校に行きづらい子とかいろんなことを含めてほっとルームみたいな形でやられているということですよ。はい。

それが、その実績というかそういうのを検証して、いろんな今後の対策につなげていかれる予定ですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、この校内教育支援員は実際に教員免許を持った方なんですけれども、特にこの支援員は教員免許が必要であるというふうないわゆる資格要件というのは特にないんです。

本町では、体大等が近くにあって、学生のボランティア等も非常にたくさん入ってくださっているという状況があります。ですから、例えばそういった子どもたちに教員と同時にボランティアの方がいわゆる各校の支援センターの中で関わっていくと。じゃ、そのときに学生がどんなふうに関わったらええんやろうとか、どんなふうにしたら効果があつたよということを、南小学校でやったことをしっかりと広げていきながら、受け入れながらやっていくというのも一つの方法だと思っています。ですから、府から配置されている以外に本町独自でやっているいわゆるボランティアの制度であるとか、そういったもの等も活用していきながら取り組んでいけば、各校のこういった教育支援の体制が充実するのではないかなというふうに考えているということでございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

午前中の質問の中で石井議員も質問していただいていたように、フリースクールへの補助につい



での質問等あったと思うんですけども、その中の答弁で、教育支援センター等を設置して、それを中心に様々なことを考えていくというご答弁を僕は聞かせていただいたので、もうそこまでいっている状況であれば、もう本当に早く何か対策というか、最初からそれはすばらしいものなんて多分絶対無理やし、誰も想像ができへんようなものをつくるということなんで難しいとは思うんですけども、まず、もう窓口としてやるよというところを本当に待ち望んでいるご家族とかもいらっしゃるのが現状なんで、それはもう吉田統括理事もよく分かっているような状況だと思うんですけども、再度、積極的に考えられているということをもう一回またお願いします。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）熊取町あるいは教育委員会といたしましては、本当に子どもたちがしっかりとそこで学んだり遊んだりいろんな人とお話しできたりできるような支援センター、その場所をできるだけ早く開設できるように努力はしていきたい、しているというふうに思っております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございました。

もう開設に向けての努力として動いているということで、本当に、かねがね何度も言いますけれども、できるだけ早く対応していただけるように検討というか、もう実行段階に移っていただけるようお願いして、不登校についての質問を終わります。

次に、3番目、本町の重要な公共交通であるひまわりバスについて質問させていただきます。

私も議員になる前、令和4年度に実施された熊取町公共交通会議、公共交通ワークショップに住民代表として参加させていただき、ひまわりバスだけではなく本町の地域旅客運送サービスの現状や問題点について聞かせていただいたり、住民として意見もさせていただきました。選挙のときにも多くの住民から、本町の主要な拠点である熊取駅への乗り入れや、日根野イオンにもうちょっと近づいてくれたらいいのになとか便数を増やしてほしいとか、そういうひまわりバスに対する要望もお聞きしました。

私自身、公共交通ワークショップに参加させていただいてからひまわりバスに対する興味や関心が増し、その後度々利用するようになり、今日も役場までひまわりバスを利用させていただきました。私がひまわりバスを利用して感じたことは、コースや停留所、時間なども含めてよく考えられているとてもよい公共交通機関だと思っています。利用されたことのない住民にも一度利用をしていただきたいと思っています。

ひまわりバスについて質問させていただきます。直近3年間の利用状況をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）昨年11月のワークショップ、ありがとうございます。貴重なご意見、今回2月に設置しました公共交通協議会のほうでもしっかりと議論させていただきたいというふうに考えてございます。

それでは、1点目の直近3か年の利用状況について答弁申し上げます。

まず、令和2年度の利用者数が4万9,766人、令和3年度が6万7,548人、令和4年度が8万4,633人となっております。令和2年度におきましてはコロナ禍における社会活動の停滞等から利用者が減少したのですが、令和3年度から4年度につきましては、熊取町版緊急生活・経済支援により運賃を無償化したこともあり、利用者が大幅に増加し、令和4年度では過去最大の利用者数となっております。

また、継続して運賃無償化を実施している令和5年度、今年度におきましても増加傾向にありまして、10月末時点の利用者数は5万7,020人で、年間に置き換えますと10万人近くになる見込みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

この数字というのは運賃、今現状無償化なんですけれども、こういった形でカウントをされているんですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）乗車ごとに運転手が記帳して集計してございます。だからバス停ごとで集計してございます。

以上です。

（「バス停ごとで」の声あり）

都市整備部理事（白川文昭君）はい。バス停で何人乗られたかというのもチェックしております。あと、確認としまして、中にはカメラも設置しておりますので、トラブルとかの防止用に設置しているんですけれども、そういうところでも確認をさせていただいているというところでは。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）現在、運賃無償化での運行でありますけれども、利用者数が増えているということは熊取町の公共交通として重要な役割を果たしているのかなというふうに思いますし、今後も必要な住民サービスであるなということが分かりました。

2番なんですけれども、運転手の現状、人数や交代時間、休憩時間などのことをお聞かせください。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問の2点目、運転手の現状、人数や交代時間、休憩時間などについて答弁申し上げます。

ひまわりバスの運行につきましては、熊取町内循環バス運行に関する協定書を南海ウイングバス株式会社と締結し、同社が運営し、本町はその運行費用を補助金として負担してございます。

ひまわりバス運転手の現状等におきましては、南海ウイングバス株式会社に確認しましたところ、労働基準法に基づく法令を遵守し、連続運転時間や休憩時間を考慮した上で、必要交代人員を確保し運行に当たっているとのことでした。ひまわりバスにつきましては1台当たり2名で運行してございます。

また、働き方改革関連法の施行に伴う労働基準法の改正に対するいわゆる2024年問題につきましては、ひまわりバスに係る運転手に限っては特段の影響はないと伺っております。ただし、業界全体で運転手不足の影響もあり、人材の確保に伴う給与、費用面については少なからず影響はあると思われるとのことで、今後、本町においても費用負担が増加する可能性があると考えられるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

ひまわりバスの運行を続けるに当たって、民間のバスやタクシーなどにおいても運転手不足となっていて、ひまわりバスの運転手も、私が乗らせていただいて感じるんですけれども、年齢の高い方が多いのかなというふうに思いますが、安全運行のため、運転手への待遇改善なども含めて、先ほどもご答弁出ましたけれど、今後の取組についてお答えください。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）運行につきましては、南海ウイングバス株式会社のほうに運行事業主体として関わっていただいておりますので、そちらのほうで運転手の教育指導、健康管理等をしていただいております。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

ひまわりバスも当然人の命を預かる重要な機関なんで、しっかり管理していただいて、事故等ないような形で運行していただけたらと思います。

3番の質問ですけれども、町内2か所でフリー乗車区間が設定されていますが、その理由と利用状況をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問3点目、町内2か所でフリー乗降区間が設定されている理由と利用状況について答弁申し上げます。

フリー乗降の実施につきましては、平成26年3月から南海ウイングバス株式会社が運行する路線バス南海熊取ニュータウン線の希望が丘北バス停から希望が丘南バス停の間で開始されることを契機としまして、ひまわりバスについても利便性の向上を図るため、警察等の各関係機関と調整の上、交通量、道路幅員やバス停の立地状況等を踏まえ、安全に乗り降りできる区間の選定を行い、平成26年7月1日から路線バスのフリー乗降区間と同じくする七山方面循環コースの希望が丘北バス停から希望が丘南バス停の間に加え、自然公園方面循環コースの成合バス停から高田バス停の間の2か所において導入したものでございます。

また、フリー乗降区間での利用者数につきましては、令和2年度で362人、令和3年度で555人、令和4年度で844人、令和5年度は10月末時点で722人と年々増加傾向となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

私も乗らせていただいて、ああフリー乗車区間がこういうところにあるんやなというのは見させていただいているんですけども、そのフリー乗車区間を利用されている人数も年々増えているということで、便利に使える区間なのかなと思うんですけども、今後、町内でフリー乗車区間を増やしていくとか、考えられている、ここやったら大丈夫じゃないかというようなことはありますでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）フリー乗降につきましては、導入当時、他のエリアについても我々もちろん実施ができないかというのは検討したところでございます。ただ、その中で交通量、安全にバスが停車でき乗客が安全に乗降できる区間として、警察、事業者、南海ウイングバス等々立会いをして選定できた区間がこの2区間ということになってございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

安全に乗車ができるような場所がこの2区間だったということなんですけれども、私自身利用させていただく中で、別にここでも大丈夫じゃないかなというような安全な場所って結構町内でたくさんあると思うんで、こういう便利な区間を適用していただけて乗車していただける方が増えて、便利に使っていただけていいのかなということもあるんで、その辺、また今後フリー乗車区間が使えるようなところがないのかということも検討していただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、4番、町が把握しているひまわりバスに望む住民の声をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問の4点目、町が把握しているひまわりバスに望む住民の声について答弁申し上げます。

令和3年度に住民や公共交通利用者を対象として実施しました公共交通に関するアンケート調査

において、ひまわりバスについては「低価格で駅まで行けること」や「青年会場前から歩くのは5分でも大変」などの理由から駅への乗り入れを要望する声がある一方で、「駅へ乗り入れることで路線バスが減便、衰退されると困る」や「青年会場までで十分である」などの理由から駅への乗り入れを要望しない声もありました。

また、「あると利用しやすい」や「目的地までの往復がしたい」などの理由からひまわりバスの逆回り運行を要望する声がある一方で、「時刻表や運行が複雑になる」や「便利だが費用がかかり過ぎる、公費負担が増す」などの理由から逆回り運行を要望しない声もあるなど、様々な意見がございました。

ご意見につきましては、総体的に住民・個人の利便性の向上を望む声と、公費削減や公共交通全体の役割分担にとどめるべき等の経済性や効率化を求める声の対局的な意見に分かれる傾向となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

私自身にひまわりバスのことを聞かれる住民からの声自体も、駅まで行ってほしいという声もあれば、そうじゃなくてほか、もうちょっとこういうところを変えてほしいと言われる、それが二極化しているような状況なんです。

駅に乗り入れるという問題なんですけれども、私、これ議員になって初めての質問になるんですけれども、駅に乗り入れすることはできないような状況でしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）熊取町においては、駅を中心に運行している路線バス、これは公共交通として利用いただいている方も多と思うんですけれども、と目的が異なる、ひまわりバスにつきましては公共施設を循環していくバス、ただし駅にもより近くというところで、平成24年にあその地点に乗り入れたわけでございまして、それぞれ目的のすみ分けを行いながら運行しているところが実態でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

そしたら、特にすみ分けをしているということで、南海のほうから駅には乗り入れんといてよという、そういう要求とか要望とかがあったというわけでもないということですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）協議の中で、申入れではないですけれども、確実に路線バスが衰退することになるかと思えます。

ちなみに、熊取町もそういう配慮というんですか、運行のバランスを図っておるところですけれども、ちなみに泉佐野市の西側ロータリーができましたが、あそこは13号までコミュニティバスが走っておりますが、同様の理由で乗り入れられていないという状況です。

ですので、本町においても路線バスとコミュニティバスについては目的を異にしておりますので、コミュニティバスについては駅への乗り入れをせず、施設の巡回、各地区の巡回をさせていただいているというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今ご説明にあったように、駅への乗り入れはせずということなんですけれども、実際住民が、僕も住民に聞かれたらこういう状況なんやよということはお答えするんですけれども、それでもやっぱり乗り入れてくれたら便利やのになというような声もあるのが現実ですし、当然その路線バス、

言われていますけれども、例えば、つばさが丘なんかでも、朝晩は熊取駅に行くバスがあるんですけども、間のお昼の時間帯とかはもうなかなかそういう熊取駅に行っていないような状況のこともあったりするかと思うんです。それは、町内全域で路線バスが熊取駅にうまいこと乗り入れというか、熊取駅に入っているようなのが現状でしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）路線バスは、つばさが丘方面のほうに行く路線、それは熊取町の西側のほうを走られている路線ですね。それから中央部分を走っているバスというのが山の手台、小谷のルート、それから南海ニュータウン方面のコースに走られている路線バスがございます。あと、町のほうで運行していますひまわりバスにつきましては、青葉台方面でありますとかつばさが丘方面、七山方面、それから自然公園方面、四葉のクローバーのような形で8の字運行ですね。真ん中の役場を、これは役場が目的地ではなくて経由地もしくは乗換地、目的地でもいいんですけども、そういう形で町域全域を走っていると。でそれぞれの目的を達しているものと考えてございます。

それと、議員おっしゃられたように、今の質問ではないですけども、私らのところにも寄せられるご意見の中では、ほかの地域のエリアのコミュニティバスは駅に乗り入れていると。確かに岸和田市以南のコミュニティバス、全て駅に乗り入れております。ただし、例えばですけどお隣、貝塚市であれば、コミュニティバスは南海の貝塚駅から山手区間を4ルートだったと思いますけれど、で動かし、臨海部分を路線バスが担っている。泉佐野市においても路線バスが動いていますのが山手へ行く1路線、あと市街地はコミュニティバスが担っている。熊取町の場合は路線バスも3ルートしっかりと健全運行していただいていますので、そこをすみ分けして駅に乗り入れずに対応しているというところでご理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

やっぱり住民が望む声というのも熊取町としても今後も検討を続けていただかないといけないと思いますし、実際、駅に路線バスが入っていると言っても、本当に駅まで行きたいときに行けているのかということも含めて、例えばひまわりバスじゃなくても普通の路線バスの便数がもうちょっと欲しいとか、そういう意見とかそういう要望等も聞くことも多いんで、それらも踏まえて公共交通の会議ですか、そういうのを発展していただいて、よりよい交通をつくっていただけたらいいのかなというふうに思います。どうですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）議員おっしゃっていただいているように、公共交通会議の目的というのはそういうところもございます。

先ほどの大林議員の提案とかにも通ずるところがあるのかも分かりませんが、真に持続可能な公共交通の確保といいますのは、公費を投入して自治体だけが公共交通を担うのではなく、公共交通事業者による事業継続を確保し事業者による経営継続を促すとともに、各公共交通が相互に補完し合い、地域の移動ニーズに応じた交通手段を中長期的に構築することを目的としてございます。しかしながら、結果的にコロナ禍における経営状況の悪化や運転手不足等から交通事業者が衰退し、自治体主導型になってきているという現状でもございます。

このような状況において、令和5年2月に地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通協議会を設置し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランである地域公共交通計画の策定に取り組んでいると。その中で、多和本議員おっしゃられましたひまわりバスの運行ルートでありますとか、料金であったり他の交通システムの検討であったり、非常に複雑な内容、問題ではございますが、しっかり議論をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

私自身も、何度もひまわりバスを利用して感じたこと、住民からの意見も取り入れて、現状のコースを基本に改善したほうが選択肢も増えて、いいのではないかと思い、資料を作りました。この内容に関しては、通告をしていないものになるので答弁の必要等はありませんが、またもしよければ最終的に感想など教えていただけたらと思います。

一応、私が案として出させていただいている部分になるんですけども、まず1ページ目なんですけど、つばさが丘方面循環コース、これ「メジナちゃん号」なんですけども、現状T12番の和田からT13番の熊取団地までの間なんですけども、僕が乗っていて、あっこ長いと初めに何となく、それまでのバス停の間隔からいくとここちょっと距離長いなというふうに自分の中では思っていて、このルートの中に南中学校であるとか南山の手台があることから、こういうここに停留所を1個置いても特に時間的にも問題ないやろうし、南山の手台の方の選択肢が増えるとともに、当然つばさが丘から南中学校へ通っている生徒もいるんで、例えば保護者の方がひまわりバスを利用して南中学校にも行きやすくなるんじゃないかと思って、一応この一つの案、ここに停留所を増やせないかというふうなことを思って提案をさせていただきました。

次なんですけども、2ページ、自然公園方面循環コース、これ「ジャンプ君号」になるんですけども、これ、自然方面循環コースもつばさが丘方面循環コース、両方に言えることだと思うんですけども、K10番高田からのK11番ひまわりドーム前の間に、ここも比較的距離が長い区間であって、この間に南海バスのつばさが丘東の北口のこの写真でもあるような駐車場があることから、ここに停留所を増やしてはどうか。こちらについても、T4番ひまわりドーム前からT5番つばさが丘中央の間も結構な距離があるんで、ここで1回増やしてもらおうと高田の人、つばさが丘に選択肢も増えるんじゃないかなと思って提案をさせていただきます。

次に、3ページ、青葉台循環コース、これ「ジャンプ君号」なんですけども、A14からA15の朝和口の間も少し距離があるかな、山の手台がもうそこにあるのでというふうな思いで、山の手台は実際、上のほうはほかのルートのバスが走っていて、山の手台が全然走ってないわけじゃないんですけども、これでもいいかなと思うんですが、山の手台の中にもともと山の手台のバス停があって、ここも駐車場みたいなところがあるんで、こういうところをフリー乗車区間にしたりとか、ここに実際止まっていったとしてもそんなに時間もかからないのかなというふうな思いがあって、今回提案もさせてもらいました。

実際、僕が乗っているときでも、時間調整で停留所に止まったりするケースとかというのも結構多いので、それやったら、間にもし停留所が増やせて住民の方々が使いやすいひまわりバスになるんじゃないかなと思います。

最後、4ページなんですけども、自然公園方面循環コース、「ジャンプ君号」なんですけども、これK13の東保育所前からK14の山の手台口、これに関しても少し距離があるな、間に停留所があったらいいなとも思いますし、次のつばさが丘方面循環コース、これもT16の高塚台からT17の朝和口も坂や距離があるし、間に翠松園なんかの上のほうのところもあるんで、これも停留所が1個あってもいいのかなと思いますし、僕、ここには書かなかったんですけども、朝和口から役場までの距離も結構あるんで、その間にも農協とかいろいろあるんで、その間にも1つぐらい増えてもいいのかなというふうにも思います。

先ほども町民からの要望等のところにもあったんですけども、青年会議所前が熊取駅に比較的近い停留所になるということなんですけども、熊取駅に乗り入れないとしても、もう少し、あと一歩前に停留所をつくれないうことということも含めて検討していただきたいなというふうに思います。

ひまわりバスのマップなんですけども、青葉台方面コースの赤と自然公園方面循環コースのピンクなんですけども、僕自身が見ていてすごく色がかぶって分かりにくいので、こういうマップ

をさらにまた作り変えていただくときなんか、色分けをもうちょっと分かるようにしてもらったほうがいいかなと思います。

ちょっとした工夫の中で利便性や選択肢が増えるかと思いますので、一応今回こういう提案を出させていただきました。ほかにもたくさんいろんな提案とか考えられることがあると思うんですけども、今後、ひまわりバスの少しでも利便性をよくするために、検討材料にさせていただけたらと思います。

答弁等は求めてはいないんですけども、よかったらまた感想をできたらお聞かせ願えますでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）様々な提案ありがとうございます。利便性の向上につきましても我々は住民の利便性の向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、今個別具体的にはあれですけども、1ページ目のバス停の設置については地元区からも実は相談がございまして、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

ただし、バス停の設置につきましては、関係機関、警察、運行事業者、それとバス停位置の周辺の住民の方からの同意等も必要となりまして、それから近畿運輸局への申請という行為がございまして。これは、先ほどのフリー乗降区間のご説明等もありますが、安全に乗降できるというのがもう第一前提でございまして、令和元年12月に国から、実はバスを降りた乗客の事故が多発したという中で通達がなされ、交差点付近とか横断歩道付近等の危険バス停という、そういう名称で呼ばれ、この議会でも何度か質問もされたかと思うんですけども、そういう中でバス停の設置が非常に制約を受ける状況となっております。そんな関係もあり、当時よりフリー乗降区間は狭められる可能性も、もう認定した部分については問題ないんですけども、新たに認定させていただくことは非常に困難で、バス停の設置も交差点近くであれば設置できないというような状況となっております。見通し、勾配、その辺も全てでございます。全て事故扱いになりますので、乗客が中で転んだ場合でも。そういう制約がございまして。

それとあと、その関係で高塚内のバス停が遠いところにあるという、これも以前は高塚台側にありました。ただ、これも危険なバス停に位置づけられ、バス停を移設するということになったので、逆に離れて遠ざかっていったというような経過がございまして。

あと、また駅へ乗り入れないまでも近づくということですけども、これについても、ロータリーに乗り入れるのは別ですけども、青年会場前から駅のほうへ向かえばそこで迂回できるとか転回できる場所がございませぬので、もう乗り入れざるを得ないという状況になる中で、先ほどからも説明のとおり、コミュニティバスが路線バスと競合することにより路線バスが衰退することになれば、路線の便数の減少、撤退等によりひまわりバスが路線をカバーしなければならないなど、公費負担が増すなど、結果的に住民負担が増えることにつながる可能性があるというところでございます。

いろいろと議員提案の利便性が増す、例えば停留所を増やすというところは、一方で他の利用者、現状利用者にこれまでより時間が長くかかるなど、利便性が悪くなるという側面も有しておりますので、慎重に対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）答弁ということ求めてない中で感想を言っていただけでありがたいんですけども、バス停なんかでも実際、南海のバス停とひまわりバスのバス停が兼用になっているバス停なんかもたくさんあると思うんです、この中でね。だから、やっぱり今の南山の手台の南中学の前のところを通るルートなんですけれども、ちょっと横に寄れば南山の手台の今現状のバス停があるのはあるんですけども、でも、確かにそのバスを乗れば同じように役場まで来られるんですけど、そこで乗っちゃうと今度山のほうへ入って行って、また高田のほうへ下がってきてというようなル

ートになるかと思うんです。だから、そこに1つまたバス停をつくっていただくことによって、また違う選択肢もたくさん生まれるかと思えますし、やっぱり選択肢が多いほうがきっと利用もしやすいと思えますし、先ほどの転車場の中にもあったように、つばさが丘の人が東保育所に通っているというようなところもあるし、そういうルートなんかも含めて今後もうちょっと、今でも十分便利なんですけれども、さらに便利に使えるように考えていただけたらいいのかなと思います。ありがとうございます。

そしたら、最後なんですけれども、これ午前中にも答弁ありましたけれど、現行車両更新の時期をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問の5点目、現行車両の更新時期について答弁申し上げます。

大林議員のご質問と重複いたしますが、平成11年4月1日から運行を開始したひまわりバスにつきましては、約16年経過の平成28年10月1日に現車両へ更新を行い、現在8年目を迎えているところでございます。

車両更新について、運行事業者の南海ウイングバス株式会社では、運行状況を考慮し、おおむね12年から15年間の運行使用をめどに更新しているとのことであり、ひまわりバスにおきましても、年度では令和10年度から令和13年度にかけてかと思われませんが、車両の状況を考慮しながら南海ウイングバス株式会社と協議の上、車両更新について検討してまいりたいと考えてございます。

今後地域公共交通の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

この車両の更新の時期に、バスの形状であったりとか今後どうしていくのかというような、今現状で何か考えられているようなことってあったりするんですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）今現状で持ち合わせているものはございません。

ただ、南海ウイングバスにつきましては、岸和田管内でコミュニティバスを全て運行されておりますので、その利用の状況であるとかそういうのを踏まえながら協議してバスの形態を決めていくというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今現状、実際乗り入れできてない地区というか、その要望とかうちの地区にも入ってほしいよというような、そういうのを認識されている場所はあるんですか。地区はあるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）昨年度A I オンデマンド実証実験をさせていただいた地区等につきましては、先ほどから説明させていただいていますように、路線バスのバス停から遠いというラストワンマイル問題というのはまた別の問題で、解決すべき内容となっております。そういうところについては、カバーできない部分をひまわりバスで走らせるのか、もしくは昨年度実証実験いたしました小型のタクシーを利用させていただきましたけれども、そういう新たな交通システムを構築するのか、その辺も検討には入れておまして、しっかりと公共交通協議会のほうで議論してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

本町でも高齢化が進み、免許返納者など病院や買物など日常の足として、ひまわりバスは重要な



交通機関であると思います。今後、乗り入れできていない地域への対応なども考え、住民にとってよりよいひまわりバスになるように考えていただけたらと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

---

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「16時39分」延会）

---

12 月熊取町議会定例会（第 2 号）

## 令和5年12月定例会会議録（第2号）

月 日 令和5年12月7日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事 兼 危 機 管 理 課 長	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	総 務 部 理 事	井口 雅和
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 長	木村 直義	健康福祉部統括理事	石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
会計管理者兼会計課長	野原 孝美	教 育 次 長	阪上 敦司
教育委員会事務局統括理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	阪上 高寛
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例  
議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例  
議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例  
議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について  
議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について  
議案第89号 町の区域の変更について  
議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）  
議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）について  
請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年12月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

---

(「10時00分」開会)

---

議長(河合弘樹君) 発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において暖房がほぼ効かない状態となっています。重ね着等、服装に工夫をするなど、各自寒さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、江川議員。

11番(江川慶子君) おはようございます。

議長からお許しが出ましたので、私から一般質問させていただきます。

資料を添付しておりますので、資料をご覧ください。カメラでは絶対見えないと思うんですが、一応私も資料を作ってきました。

まず1点目は、「土地利用規制法」についてお伺いします。

この土地利用規制法というのは、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、これが正式名称となります。これは、私たちの暮らしが規制、監視されるのではないかということで、この質問をさせていただきます。

土地利用規制法は、自衛隊の施設など重要施設の周辺1キロメートルが注視区域に指定されます。注視区域では、土地の利用状況を把握し、施設の機能を阻害する行為、そういうことが判明すると、中止勧告や命令などの規制を行い、従わない場合には、懲役2年以下か罰金200万円以下を科されることとなります。まさに戦前、戦中の要塞地帯法や軍機保護法のようになりかねない事態になっています。

今年の9月11日、第6回土地等利用状況審議会を政府が開催し、土地利用規制法に基づく第3回の指定候補として全国で180か所が示されました。熊取町の原子燃料工業株式会社熊取事業所が候補地に上がりました。その記事、これ赤旗新聞なんですが、9月12日号の候補地の一覧図です。土地利用規制法に基づく指定候補ということでここに載せてありますが、自衛隊基地、それから米軍基地、原発関連施設、このブルーのところですね。それから空港、こういったところが第3回目の指定地になっています。

2枚目をご覧ください。

これは、第6回土地等利用状況審議会の資料、これがホームページに上っておりますので、左からページ3、上段右にいてページ4、下にいてページ19、ページ20と並んでおります。抜粋です。この中に区域の指定の基本的な考え方ということで、安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、基本方針において経済的社会的観点から留意すべき事項が記載されております。

熊取町は、1の「注視区域又は特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項」ということで、国有地の所在、機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域の特性、これらの事情が存在する場合は、指定の要件に該当しても、それらの区域を注視区域または特別注視区域として指定しないことがあると書かれています。

右側の3回目の区域指定の考え方の資料の中では、これまでの審議会の経過が書かれており、1回目及び2回目の区域指定では、国境離島等におけるものが審議されて、矢印の下、第3回目の区域指定においては、防衛関係施設等及び、それと同一地方公共団体に所在する他の施設のうち、準備が整ったものを指定の候補とすると書かれています。

下の段にいきまして、3回目の指定に関わるスケジュール、9月11日に発表があったわけですね。第6回の土地等利用状況審議会において3回目の指定の候補を指示されました。その後、関係地方

公共団体へ区域図（案）を送付して、意見聴取を約1か月されております。11月頃、意見聴取の結果の整理で、その後、関係行政機関の長と協議と書いてあります。

その後、4回目の区域指定に向けた検討・準備が行われるということなのですが、1つ目の質問に戻りますが、国から事前に問合せ、注視区域の検討、内閣府から届いた資料があれば、答弁資料にて説明を求めます。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ご質問の1点目、町内事業所が指定候補になったことに対する国から事前の問合せ、注視区域の検討、内閣府から届いた資料について答弁申し上げます。

まず、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、以後、重要土地等調査法と申しますが、防衛関係施設等の重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止することを目的に、令和3年6月16日に成立し、令和4年9月20日付で全面施行されました。原子力関係施設等が重要施設として位置づけられました。

また、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内は、内閣総理大臣が注視区域として指定することができるものであり、重要土地等調査法第14条に規定する土地等利用状況審議会の意見を踏まえ、このたび本町に所在する原子燃料工業株式会社熊取事業所の敷地の周囲が注視区域の指定候補となったものでございます。

同事業所の敷地の周囲が注視区域の指定候補となったことについて、国から本町に対し事前の問合せはなく、注視区域の検討に係る意見聴取につきましては、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止にする基本方針に基づき、1点目、区域の範囲に係る地理的条件、2点目、開発計画・開発行為の情報、3点目、その他区域の外縁設定等の参考となる情報について照会がございました。

なお、意見聴取の際、内閣府から送付された資料につきましては、各地方公共団体に非公表として取り扱うよう内閣府より依頼があったことから提供を控えさせていただいております。

以上、答弁といたします。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）事前の問合せはなかったということですね。

それから、意見聴取は、内閣府のほうから地理的条件、それから開発行為の情報、それから外縁ですね。当地の1キロ先のどこまで含まれるかということですね。その調査が行われるということで問合せがあったと。要旨については非公開なので、提供できないということですね。分かりました。

なぜ知らせないのかなというふうに思うんですが、そこはいかがですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）これは当地的に、熊取町だけということではなくて、今回指定の作業の中で該当市町村に対して非公表でお願いしますということで依頼を受けているのみという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）そういう状況なんですね。

それから、熊取町は、政府に対して意思表示はしたんでしょうか。2つ目の質問です。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次、2点目、町の政府に対する意思表示について答弁申し上げます。

1点目で答弁いたしました国からの照会に対しましては、町の国に対する意思表示として「意見なし」との回答を行ったところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）国からの問合せに、「意見なし」ということで熊取町はお返事したということですね。それは、どういった経過でそのようなお返事になったのでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）先ほど3点申し上げたんですけども、まず区域の範囲に関する地理的状况というところで、現在、国が持っている地図的な情報に対して実際にそれが反映されていないものがあるかないとか、あと大きな開発がその外縁とか、あと中で行われる今後計画とか見込みがないか、あとその他は情報を下さいということですので、今回の候補地となって、指定に対して、それに対して町の意見を述べるというような項目じゃなくて、あくまで指定された項目に対しての照会があったという中身の中で、「意見なし」ということで回答したような次第でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）質問資料の中には、関係行政機関の長との協議とかいう言葉があるんですが、協議というのはされていないと理解してよろしいですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）議員ご提供の資料で、下線で書いている関係行政機関の長との協議というのが、この法律の中での取扱いとして、今回基地が非常に多いんですけども、基地を指定する候補とするならば、防衛大臣、防衛省のほうとの協議ということで、地方公共団体に対する協議というのは、指定のまず前段階では基本的に仕組みとしてはないような状況です。

今回の照会につきましては、法律に基づいてつくられた基本方針の中で行われるもので、その根拠が法律とは直接は異なるんですけども、市町村に照会するという仕組みがあります。ですから、議員ご提供の関係行政機関の長というところは、地方公共団体の長はここに入っていないということでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ということは、熊取町の意見は聞かないというものなんですね、もともと。そういう法律なんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）1点目でもご答弁したんですけども、候補地として選ばれることについては、事前に熊取町に原子燃料工業が候補地としてという、そういう作業途中での問合せはございません。ただ、法律の中で、原子燃料工業、ああいう法で規定されているものがそのままざり書かれていますので、その作業の中で指定されていくということに対しては、自然な流れなのかなというふうには考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）9月議会では、若者の4情報を国が請求した自衛隊問題ですね。名簿の提供があったと。今回は、その指定区域の中の住民の情報ですね。土地の所有だとか、開発、どのようにされるのかとか、そういうのが聞かれたら情報を提供するという形になりますよね。そういったことが、住民のプライバシーやら、後に続くんですけど、思想・良心の自由だとか、財産権を侵害するものだというふうに私たちは考えています。

それでは、資料の3を見ていただけますか。

中に機能阻害行為というのがありまして、このことについて文章を見たら長々と書かれていたのをうまくコンパクトにまとめたのが自民党のホームページだったんで、これを引用させてもらったんですけど、基本方針で例示された機能阻害行為というのは、該当する行為は、自衛隊員等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置や自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置、施設機能に支障を来すレーザー光等の光の照射、施設に物理的被害をもたらす物の投射装置を

用いた物の投射、施設に対する妨害電波の発射、流出することにより係留施設の利用阻害につながる土砂の集積などということで書かれております。該当しない行為にも書かれています。時間の都合でちょっと割愛しますが、3つ目の質問に入ります。

熊取町は、過去に発生した機能阻害行為として、どのような情報を持っていますか。また、国に対して回答する場合は、どのような調査を行いますか。お願いします。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 次に3点目、過去に発生した「機能阻害行為」の情報と調査について答弁申し上げます。

まず、基本方針に示されております機能阻害行為とは、対象となる重要施設の種類、機能等に応じて様々な態様が考えられることから、個別具体的な事情に応じ、内閣総理大臣が適切に判断するものとされております。また、調査につきましては、同法第6条に基づき、区域指定を受けた後、土地等の利用の状況を把握し、区域内における機能阻害行為を防止することを目的に国が行うものがございます。

現時点において、本町として基本方針に例示されている機能阻害行為の類型に該当する行為は把握しておりません。また、先ほど申し上げたとおり、土地等の利用状況の調査は国が行い、機能阻害行為につきましては、個別具体的な事情に応じ、内閣総理大臣が適切に判断するものであることから、本町が調査し、国に回答するものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 江川議員。

11番（江川慶子君） 分かりました。国が全てやってしまうということなんですね。町からは提供することはないと。個別具体的に聞かれたら答えるということですか。

あと、機能阻害行為については現在のところは把握していないけれど、その中で、例えば原発反対という運動が、近所でデモで歩いたとか、集会を行ったとか、そういうことが入ってくると、これは機能阻害行為に当たると国が言ったら、それで行為に当たることになってしまうんじゃないかという危惧を感じているんです。それで、この質問も入っているんですけど、そういう状況にならないようにしてほしいと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 今回の法律の中におきましても、留意事項としまして、その措置の実施に当たってということで、個人情報の保護に十分配慮しつつということで、必要最小限のものとなるようにしなければならないということも法律に規定されておりますので、そういう個人のプライバシー等には十分配慮されて行われるものと考えてございます。

議長（河合弘樹君） 江川議員。

11番（江川慶子君） 分かりました。

この下の表、地図なんですけれど、自分、こういうの苦手なんで、これで合っているのかどうか分からずに示しました。指定された地域、細い線で枠を入れてあります。熊取町の地域と泉佐野市の地域が含まれてくるんですが、もしかしたら原燃工自身が2万8,000平方メートルということでホームページに書かれておりますので、私がここかなと思うところに印を入れた以上に大きいかもしれません。そうなると、この範囲はもっと広がるように感じています。

安全性とか保安面では非常に力を入れてやってくれている事業所なんで、その地域がどのぐらい熊取町に影響するのかというのが特定できないんですよ。それで資料の提供をお願いしたんやけれども、資料も提供できないということで、この記事が出たときに気がついた住民、それから平和団体たちから問合せが来たんです。熊取町はどのように考えているのかなということで動きを見ていました。議員には説明もないし、住民には12月の広報に載せてありますけれども、これ、大きな問題があるんです。日本国憲法に関わる住民に関わる問題として、第13条のプライバシーの侵害、第19条の思想・良心の自由、それから第29条の財産権、不動産や開発の関係も含まれてきますので、

こういうものを侵害するということでもあります。この範囲の予想図は私が勝手に思っていることなので、全然根拠ないんで、このぐらい広いんだなということだけ見ていただければいいかと思って描きました。

資料4は、今月の広報くまとり10ページにありました「重要土地等調査法に基づく区域指定について」ということで書いてあります。これについて初めての公表となるんですが、4番目の質問に入ります。町民への公表はどのようにされますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）最後に、4点目、町民のみなさまへの公表について答弁申し上げます。

本町に所在する原子燃料工業株式会社熊取事業所の敷地周辺が注視区域の指定候補となったことについて、広報くまとり12月号に掲載するとともに、正式に指定が行われた後につきましても、改めて広報において公表をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。

これで、横に書いてあるんやけれど、町長はやっぱり国へ注視区域に当たらないと表明してほしいと求めることと言ったんですけれど、これはもう無理だと。協議する場もないということは今答弁の中で聞いて分かりました。承知したということで、情報があれば提供するという形で今なっているんですね。ですので、余計に注視区域について、もっと住民に分かりやすく知らせることが大切やと思います。大体どの範囲までが注視区域に入るのか、目安、分かる図、それから国から求められた情報提供の内容、そして、機能阻害行為等の住民の行為のための内容など、お知らせしていただきたいなということをお願いしておきます。よろしく願いしておきます。

それでは、2つ目の質問に入ります。

子どもの給食費無償化についてお尋ねします。

未就学児と小・中学生と2つに分けさせていただきました。

1番の未就学児の給食の無償化についてですが、2019年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、それに伴い給食費として実質負担分が始まりました。熊取町では、令和5年度は、物価高騰の値上げ分を補助を行ってくださっています。ありがとうございます。

それで、参考図なんですけれども、これは一般的な図を入れさせていただきました。令和元年9月までは、保育料の中に副食費だけ入っていた。主食費は現物持参。これが基本の形なんですけど、熊取町は、主食費は町から補助していたということがこの間の話をお聞きする中で分かりました。すごいことだなと、ありがたいなと思いました。主食費は、町が長年、昔からずっと補助していたということですね。

それで、令和元年から体制が変わり無償化になったときに、副食費と主食費という形で給食費が外枠になって保護者負担になったということですね。給食費の中で主食費と副食費という言葉が分かっているということ自体が、一般的から見たらおかしい話に思えるんです。ですので、ぜひ給食費は無償化にと思っております。

1つ目の未就学児の給食費無償化についての現状と課題をお聞きします。お願いします。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、2点目の子どもの給食費無償化についての1点目、未就学児の給食の現状と課題についてご答弁申し上げます。

まず、給食の現状でございますが、保育所等の給食費につきましては、お米やパンの主食費とおかずやおやつ等の副食費で構成されております。主食費については、本町では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化以前より、町立保育所、民間保育所等ともに無償化しております。なお、副食費については、令和2年5月から令和4年3月分においては新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活支援として、また、令和4年12月から令和5年3月分においては物価高騰に伴う子育て世



帯支援として、国の交付金を活用して無償化いたしました。

次に、課題でございますが、昨年から続く物価高騰の影響により給食に係る食材費などが高騰していることがありますが、この物価高騰の影響に対しては、昨年度及び今年度の2か年にわたって民間園へ補助金を交付することにより、副食費の値上げを保護者に求めることなく、これまでどおりの給食を提供いただくよう支援しております。

物価高騰の今後の動きは不透明ではございますが、物価の変動や国等の対応には注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ありがとうございます。

表の中に令和3年度、コロナ対策でと書いてあるところはちょっと違う。もう一回教えてください。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）この資料の中では、令和3年度、コロナ対策で一時期副食費を無償化すると記載いただいているんですけども、副食費については、令和2年の初めからコロナウイルス感染症というのが蔓延をするという事態になりまして、そのときに、令和2年5月から令和4年3月、1年11か月、まず国の交付金を受けて無償化をしております。

それと、あと令和4年12月から令和5年3月にかけては、これはコロナが収束をし出したこともあって物価が高騰する、それとウクライナの情勢等もございまして物価が高騰してきたということに対応した形で無償化というのを4か月間やっております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

この右側のグリーンのところから下は、熊取町のホームページから抜粋しました。実費負担分がそれぞれの幼稚園や認定こども園、保育所・認定こども園、3歳から5歳のクラスの子ども、それから0歳から2歳児では、無償化の部分に入っているところと入っていないところとあるんですよね。そういうことも含めて、主食費は補助しているんだから、あとちょっと上乗せして副食費まで足してもらえたら、熊取町の未就学児童の給食費は全部無償だよと言えるんですよね、副食費とかややこしいこと言わなくても。何かそういうことも考えて具体的な検討をぜひ進めてください。お願いしておきます。

ごめんなさい。元に戻ります。

6ページの資料をつけさせてもらったんです。健やかくまっこ給食特区ということで、昔、これをつくったから熊取町の公立保育所が外部搬入でいけるということをやられてしまって、ぜひ公立保育所にも自園給食をとずっと言い続けてきたのがこれで、ちょうど中西町政だったと把握しています、理解しています。そのときにこういうことになったんですけど、公立保育所の特区により外部搬入で節約が図れたのなら、これも給食費の財源に充ててもらえたらなということで、意見だけ、これは。

それから、先日、西保育所の自園式の温かい香りのする、すごくいいなと思いました。民間、西保育園の献立表も写真を撮っておきましたので、それをアップさせていただきました。ありがとうございます。答弁はいいです、すみません。

次、小・中学校の給食についての引き続き恒久的な給食費の無償化を求めますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、小・中学校の恒久的な給食費無償化について答弁申し上げます。

小・中学校の給食費無償化につきましては、昨日の多和本議員のご質問でもお答えしましたとおり、本町独自で実施する場合には多額の財源が必要となってくると。給食費無償化につきましては、

毎年度、経常的に費用が発生することから、国の動向等も見据えた上で、町内関係部局と検討、協議を引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。

これまでの答弁の中で、前向きに町長は考えているということを感じました。職員が仕事量の軽減のためにも給食費、ちょっとうまく言えませんでした。ようまとめていないんですが、前向きに捉えていると見ました。今回、3月は町長選挙があるので骨格予算になるので、6月ぐらいに話が出れば前向きに進むのかなというふうにも感じました。国のほうが最初は前向きに考えていたのが、地方によってばらまきがあるからとちょっと慎重な姿勢になっておりますので、ぜひ熊取町は先駆けて給食費の無償化を進めてほしいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の3つ目の特別障害者手当について質問させていただきます。

ちょっと走ってすみませんが、特別障害者手当について、精神や身体に著しく重い障がいがあり、常時特別な介護が必要な人に月2万7,980円を3か月ずつ支給する国の制度があります。要介護4、5の高齢者も該当する場合があります。町は福祉事務所がないので、特段の配慮を求めますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、特別障害者手当についての1点目、制度の周知徹底についてご答弁申し上げます。

特別障害者手当は、二十歳以上であって重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障がいのある方に対して支給される国の制度でございます。

申請に当たっては、申請書をはじめ、当該手当専用の診断書や所得状況届等の指定様式を障がい福祉課に提出していただきます。ただし、本町は福祉事務所がございませんので、認定につきましては、本町より大阪府岸和田子ども家庭センター宛てに申請書類を進達し、ここで認定事務と申請者への通知等を行っております。

制度の周知方法といたしましては、障害者手帳の交付時には、町で作成しています福祉のしおりをお渡しして制度についてご説明しております。また、毎年8月には広報に「現況届について」として記事を掲載しております。年1回の現況届の時期には、認定を行っている岸和田子ども家庭センターより各受給者宛てに現況届のご案内を送付しておりますが、制度の周知も兼ねまして、本町におきましても毎年広報に掲載しているところでございます。記事をご覧になった方から問合せをいただいた際には、個別に状況をお聞きしつつ、制度のご案内を行っております。

ご質問のありました介護保険を利用されている方への周知といたしましては、ケアマネジャー連絡会等において、当該制度をはじめとした障がい福祉サービスの周知を検討してまいります。

なお、申請に当たりましては、障害者手帳の取得が申請要件にはなってはございませんが、介護度の高い方であっても、必ずしも認定されるものではないということをあらかじめご説明させていただいているところでございます。

本町といたしましては、当該手当の認定事務について岸和田子どもセンターが行われていることから、引き続き連携を図りながら制度の周知に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ありがとうございます。答弁いただきました。

この資料の中に、8ページ、8枚目の資料の中に厚生労働省の特別障害者手当について書きました。張りつけました。先ほど答弁でもありましたような内容が書かれています。

支給手続は、住所地の市区町村の窓口へ提出してくださいということで、一番最後に書かれているんですが、熊取町では障がい福祉課ということですね、今の答弁では、障がい福祉課のほうに届

けてほしいということなのですが、特に重度の障がいということでは、障がい福祉課なのですが、介護保険に関わる重度な障がいの方に対しては、手帳をお持ちでない方もおられますよね。そういった場合でも、やっぱり窓口は障がい福祉課になりますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）この手当並びに障がい福祉に関するあらゆる制度がございます。それについては、窓口は障がい福祉課のほうになります。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。

障がい福祉の制度だから、そこがそうになっているということなのですが、介護保険の要介護の4、5の中であっておられる方にもこういう制度があるよということ、障害者手帳を発行するときに出した説明だけでなく、介護保険の対象者の中でも該当するような方がおられたら説明するというのは、そういうのはどうされているのでしょうか、窓口では。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）先ほど頂いた資料の中で、少し車椅子で要介護の人の多くの方が対象になりますと書かれているんですけども、この制度自体、身障手帳1級、座位保持が難しいという方になりますので、車椅子に乗られている方がこれの対象になるということと、もし誤解をいただいたらあれですし、手続に診断書をもらいに行ったり、現況届を取っていただいたりといつて案外いろんな書類をそろえないといけないので、これをお願いしますと言われて、違いますよということのほうの方がご苦労をかけることになりますので、まずはその辺については障がいのほうの窓口でご相談いただけたらと思います。

ご答弁もさせていただきましたように、広報に載せていただくのプラス、ケアマネジャー連絡会というものが2か月に1回熊取町のほうで行われております。町内のケアマネジャーの会なんですけれども、案件がいつもたくさんありまして、なかなか時間を取っていただくということはすぐには難しいんですが、障がい者福祉制度というものについて知っておいていただくという機会になるかと思っておりますので、この制度も含めまして、それは周知させていただきたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ありがとうございます。

全ての車椅子の介助の必要な人が対象になるということではないんですけど、対象になる場合があるということで書かせてもらったんですが、誤解のおそれがあるんですしたら、そういうことだということで申し上げておきます。これについては、資料の9枚目になります。

診断書は、患者を診察し治療する臨床医であれば書けるということで、その申請についても簡単に思わずに、これだけの手続が必要ですよということも周知することが必要やと思うんです。だから、周知が必要だということで質問しているわけですが、ここに精神または身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態ということで、「制度解説Q&A」を参考に載せていただきました。

どんな人が対象かという、特別障害者手当には幾つかの認定基準があって、肢体不自由の場合、表1の両上肢（腕）、両下肢（脚）、体幹のうち一つに当てはまる必要があります。その上で、表2の日常生活動作評価表が10点以上であることが求められます。また、次、施設入所の方は対象外なのかということでも、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、グループホーム、軽費老人ホームなどは対象です。入院、老人保健施設、介護療養型医療施設は3か月以内なら対象です。一方、特別養護老人ホームは対象外ですと、このようなことが書かれています。

所得制限については、本人の給与収入の目安は518万円以下、扶養親族がいない場合です。

診断書の作成は、特別障害者手当の申請に医師の診断書が必要です。障害者手帳の診断書は、指定医が書きますが、特別障害者手当は、かかりつけ医に依頼できますということで、詳しく書かれ

ています。こういったことも周知することが大事ななと思っております。

先ほどの話では、ケアマネジャーの説明会も今後やっていくということもいただきましたし、介護保険を含む関係窓口についても、状況に応じてやっていただけるように感じたんですけれども、特別障害者手当が対象となる人にきちんと受けられるように周知徹底を求めます。

それで、今、受けられている方というのは、何人か分かりますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）現在、受けられている方の人数ですけれども、本町で60名の方となります。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ありがとうございます。

この60名の内訳とかいうのは分かりますか、障がい関係、介護関係みたいな。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）この制度自体、重複ということになりますので、身体であれば1級程度が2つ要るとなりますので、その状況ではなく年齢で見させていただきました。

65歳以上は、そのうち21名というふうになります。一番多いのは、20歳代ですね。そこも21名いらっしゃるということです。支給で60名と言ったんですけれども、4名が今、支給停止中です。それは、所得があると、それで支給がそのうち停止する。例えば、施設に入ったということで停止されるという方は、プラス4名いらっしゃいますので、それも含めて答弁させていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。

思ったより人数が少ないなというふうに感じました。特別障害手当が対象となる人にきちんと届けられるような周知徹底を求めます。お願いしておきます。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）ですので、この周知のほうはさせていただきたいというふうに思っておりますが、身障1級の方でも、1つの身障1級でということではなく重複というのが必要になりますので、対象者がそれだけ絞られているということも少しご理解いただきたいというふうに思います。その辺につきましては、丁寧に説明のほう個別個別に行っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）国の制度なんで、利用するほど住民が助かると。知らなかった、知らないで老老介護しているとか、家庭で見ているとかそういう方がおられたらすごくお気の毒なんで、せっかくある制度なんで、活用できるようにどうぞよろしくお願いします。

それでは、4番目の国民健康保険について質問させていただきます。

大阪府は、来年度、令和6年度から国民健康保険料が完全統一されます。激変緩和措置の期間が終わったから、なおさら保険料の引上げになります。保険料の負担は、本当にもう限界に来ています。現在の状況と町の考えをお伺いします。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、国民健康保険について、現在の状況と町の考えにつきましてご答弁申し上げます。

国民健康保険につきましては、持続可能な医療保険制度を構築する必要があり、国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行などによる財政基盤の安定化を図るため、これまで大阪府におきましては、府と市町村が一体となって保険料の統一に向けた取組を進め、令和6年度から保険料の完全統一が図られることとなります。

現在の状況といたしましては、大阪府において次期大阪府国民健康保険運営方針の策定作業中で

あり、大阪府で一つの国保として基本的な考え方が示されるところでございます。同運営方針では、被保険者間の受益と負担の公平性の確保と被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現を2本柱に掲げ、安定的かつ持続可能な制度の実現を目指すこととされてございます。

また、本町の考え方につきましては、これまでもご答弁いたしてきたところではございますけれども、保険料の府下統一に向けた取組を進めてきたところではございまして、令和6年度の完全統一後も、大阪府国民健康保険運営方針に基づいた取組を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）この国民健康保険については、持続可能な制度になるために暮らしが厳しくなる、本当に生きていくのが大変、支払うことが困難という方がどんなに大変なのかということ、この間もずっと言い続けてきています。持続可能な制度にするためには、やはり町はずごく努力して下さっているんで、国からの補助が来ない限り財源がないということですよ。

令和6年度からは、熊取町は出していないですけれども、一般財源からはもう駄目だということで、基金の活用もしてはいけないという縛りの中で来ていますものね。ですので、本当に低所得者の方やら高齢者の方やら、すごく大変な方のセーフティーネットになっている国民健康保険が、非常に高い保険料を払わないと入れない制度になっているということの問題点、これについては本当にどうにかしてほしいという気持ちで毎回質問させていただいています。町側も、個別具体的に相談に乗って担当課のほうでは努力されているのはよく理解しているんですが、本当にどうにかできないかなと思っていますところですよ。

10月31日に大阪府のホームページにアップされたのがこの表です。「次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方」という表です。この表の中に熊取町の意見が出ていたんでちょっと書きましたが、字が小さくてあまり見えませんね。すみません。中身的には、熊取町の担当課が大阪府にどのような意見を出したのかなということで、ちょっと残念な思いで見ましたが、熊取町は、保険料率だけでなく減免制度のほうも府内統一の基準を求めてほしい。そうしないと現場がぶれるんだということで、ぶれないようにしてほしいというようなやり取りが大阪府の国保のほうとあったということで、ほかの市町村では高い保険料をどうしたらいいかとかいうやり取りとかがあるんですけれども、ちょっと残念だなという思いで見ました。

それから、最後の資料なんですけれども、これは大阪府だけでなく、全国の保険料の状況です。今年度、2023年度は大阪府だけが統一国保ということで全国一高い保険料、今年は熊取町独自の補助をしているので、今年までは特別な措置ができるということで、来年からは一切それがなしで統一になるということです。保険料の軽減措置ですね。それが今年までということで、来年からはそれがなくなるということで一気に上がるということになります。

金額を見てもらったら、軒並み北海道から沖縄までどういう状態かということが見えます。それで、これって黒字になるように大阪府は計算して各行政区に請求しているんで、黒字になる会計になっているんです。しかも、その黒字は保険料の引上げには使えないと。基金に積み上げていくしかない。だから、その基金をどう利用するかということで、保険料で返せないんやったら健康増進という形で活用できへんのかとかいうことも、これまで質問させていただきました。

この国保、共助でも公助でもない。国保は法に定める社会保障の制度であることが明記されています。なぜなら、この国で最も困難な人たちが加入する医療保険だからです。困難とは、低所得であり、無収入だったり、病気、障がい、ひとり親などということです。だからこそ、条例に基づき以下が可能だということで、第44条、一部負担金の減免、第77条の保険料減免、徴収猶予、こういうことが可能だということで、これからも住民の声、被保険者の声を大阪府へ届けて担当課のほうは頑張してほしいということを申し上げておきます。答弁はまた平行になると思うんで、何かありましたら。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）議員のほうからご提供いただいている資料、まずその中で、本町から減免に関する府下統一基準を求めるといった内容についてご意見、非常に遺憾というか残念であるというご意見だったんですけれども、保険料を引き下げるとするのは、これはどこの市町村も同じ思いでございます。それをあえて書かなかったのは、そういう気持ちがないから書いていないというわけではございませんで、その中で、統一したものの、減免を各市町村がばらばらにしていると、統一保険料というのがなし崩しになってしまうという我々の思いもございまして、今までもいろいろ府のほうで行われているワーキングの中でもとか、担当者への説明の中でも、既に減免を実施している団体からは継続できないのかという質問があったらしいんですけども、そこははっきりと、府はそれはできないというような回答があったというふうに聞いてございます。

あと保険料につきましても、府のほうにおいて、今のところは具体的な数字というのはお示しできないんですけれども、ある程度はできるだけ保険料を抑えるべく、いろいろ市町村へのアンケートであったり、そういったことも進めておりますので、その点につきましては、我々も引き続き大阪府と連携しながら努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）時間が来たんですが、住民に一番身近な熊取町の職員ですので、柔軟に対応していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、ふるさと応援基金の活用についてであります。

令和4年度決算において、ふるさと応援基金は約6億円を積み立て39億円余りの残高となり、財調の積立て3億円を合わせれば、一般会計の基金総額は約9億6,000万円増加して86億円もの基金総額となっております。

そこでお尋ねしたいことは、まず1点目が、熊取町のホームページでふるさと応援基金のところを見ますと、ふるさと応援基金の活用について全く報告がされておられません。多くの自治体では、活用実績をホームページで公表しておるのですが、熊取町は、過去1年間にどれだけ寄附があったかということの詳細は報告はされておりますが、基金の活用についての報告が全くございません。過年度分も含めた報告が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、ふるさと応援基金の活用についての1点目、ホームページでの活用方法の報告について答弁申し上げます。

くまとりふるさと応援基金につきましては、令和3度、令和4年度の2年にわたり取崩しを行っておらず、基金の活用実績がないことから、現時点で町ホームページへの基金活用に関する記事の掲載は行っていないところでございます。今後、基金を活用した際には、町ホームページにおいてご報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ただいまの答弁では、令和3年度、令和4年度、活用の実績がなかったので報告していないということでありましたが、それ以前については活用はされておりますよね。そうであれば、過去の令和2年度及びそれ以前の分について本来は公表すべきではないかと思うんですが、ほかの自治体であれば、かなり過去に遡って報告されているのが通常なのですが、その辺はいかがですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ホームページの編集につきましては、以前は当然載せていた時期もございましたので、そのあたりも含めて今回活用が生じたときに合わせて編集していくような形で、バランスの取れた報告といいたいでしょうか、やっていきたいというふうには思います。

ただ、これから活用する機会が多くなるかと思しますので、できるだけ皆さんに分かりやすい内容としてホームページのほうを編集していきたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）今年度は、ふるさと応援基金を取り崩した活用はされているんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ふるさと応援基金の取崩しにつきましては、2点目の質問にも出てくるんですけども、現状、一般会計の予算の中で財源が足りないんで、令和5年度で既に8億2,000万円を予算のほうに計上しておりますので、決算が最終出納閉鎖を行った際に全体でお金が足りなくて黒字化させると。それで基金から入れるといった形の中で、その時点でどれだけ繰り入れるかという判断がなされますので、もう崩したんですかということについては、今は行っていないんですけども、現状、予算は100%執行されれば全額崩さざるを得ない状況となりますので、実際は決算の状況に応じて取崩しの量を調整するという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。現時点では、ふるさと応援基金、今年度どれだけ取り崩して活用するかということはまだ不確定だということのようですね。

それでは、2点目のほうの質問に移りますが、今後のふるさと応援基金の活用について、取崩しの基準をどう考えておられますか。また基金の組替えの予定はないのでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目、基金の取崩しの基準の考え方および組替えの予定について答弁申し上げます。

くまとりふるさと応援基金は、「定住魅力あるまちづくりの推進」を目的に設置したものであり、当該設置目的に基づき、寄附者の意向に沿った事業の財源として有効に活用できるよう取り崩してまいりたいと考えております。

また、基金の組替えについては、令和5年度一般会計予算において、子ども医療費助成事業、公民館・町民会館整備事業などの財源の一部として歳入予算に計上しており、有効に活用していることから、現状、予定してはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）取崩しの基準については、ふるさと応援基金条例の第1条に「定住魅力あるまちづくりを推進するため、くまとりふるさと応援基金を設置する」、第6条で「第1条の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」と、そういうふうに条例に規定してあるわけで、そういう条例に基づき、そしてまた寄附者の意向に基づいて活用していくということのようであります。

私は、このような基金の組替えの予定はないのかという質問をこれまでも何度かしておりますが、今回も組替えの予定はないということなんですけれども、基金を蓄えておくことの必要性については、これまで私の質問の中でも、将来の公共施設整備のための財源としても必要であると。それは別にあえて公共施設整備基金に組み替えなくても、ふるさと応援基金のままでも活用できるから、別に組み替える必要はないんだと、そのような答弁であったかと思うんですが、その辺は今も同じ考えでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）変わりございません。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）実際、基金を使うに当たっては、公共施設整備基金に組み替えた上で活用するのも、ふるさと応援基金に残したまま活用するのも、別にそう大きな違いはないかと思うんですけども、ただ、我々議員の立場から、あるいは住民の側から見ても、多額のふるさと応援基金を蓄えたまましていると、それは何にでも使えるというふうなことの誤解にもつながりかねません。公共施設整備のために多額の基金を蓄えておく必要があるのであれば、公共施設整備基金に、例えば20億円ぐらい思い切ってそこに組み替えるというふうなことも、そういう判断もありかかとは思いますが、そういう考えは全くないんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）現状、くまとりふるさと応援基金の基金残高は約40億円近くあるんですけども、やはりその中で一番額として大きいのは、子育て、教育の充実に関する事業に使ってくださいますというものが約半分ぐらいは占めるわけです。

令和5年度の予算編成の中でも、学校関係とか、あと教育費ということもありまして、生涯学習的なもので言えば、公民館とか文化ホールというような今回新たに大きく費用を投じて整備するものについても一定の額を予算上、計上しております。

何に使うか分かりづらいというところもあろうかと思うんですけども、現状、寄附者の意思、使途の範囲内で柔軟性を持って活用できるということ言えば、一つ今の状況がいいのかなというところもあります。ただ、お隣の泉佐野市なんかでしたら、ふるさとを公共に直接積んでいるというような、そういう状況も承知していますので、今後、研究はしていく必要があるかなというふうには感じます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。

住民の側から見て基金活用についての今後の見通しと伺いますか、それが分かりやすいような形で、ぜひご検討いただきたいと思えます。

大きな2点目に移りますが、会計年度任用職員についてお尋ねします。

熊取町は、会計年度職員の占める割合が大変高くなっております。保育士や介助員などを合わせると、職員数の50%を超える比率となっております。また、CSW、コミュニティソーシャルワーカーなど、相談業務を担う職員に会計年度職員が多いのも特徴です。

そこで、まずお尋ねしたいのは、このような会計年度職員に依存する体制というのは変えられないのでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、坂上巳生男議員からのご質問、会計年度任用職員についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の会計年度任用職員に依存する体制は変えられないのかについてでございますが、本町における非正規化につきましては、従前から、行財政改革の観点から正規職員数を削減し、人件費の抑制を行う必要があることから職員の事務内容の整理を行い、事務補助業務のほかにも相談業務など専門性の高い業務なども会計年度任用職員の方々に担っていただいております。

事務補助業務につきましては、育児休業者や病気休暇などの一定期間や繁忙期など一時的な受付窓口業務が中心となりますが、今回、議員からご指摘いただきました相談業務を担う職員にも会計年度任用職員を採用している理由といたしましては、補助金が非正規職員に限定される場合もあり、それらの補助金をできる限り活用し、より効率的な行政運営を行っていく観点から採用を行っているものでございます。



人件費につきましては、歳出全体の中でも高い割合を占めており、住民サービスを維持・向上させていくためにも、可能な限り人件費を抑制することが必要不可欠であります。

今後におきましても、先ほど申し上げました考え方の下、会計年度任用職員の方々のマンパワーを活用していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ただいま答弁いただきましたけれども、結局のところ、会計年度職員に依存するというのは、正職員を極力減らしたいと。正職員を減らして足りない部分を会計年度職員で補うということで、ずっと一貫して会計年度職員に依存する体制がつけられてきた、そういう状態は続いているということのようではありますが、そういう理解で間違いないですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）そのとおりでございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）そのことに関して、それでよしとするか、いや、それはまずいんじゃないのと考えかの違いなんですけれども、会計年度職員というのは、待遇が非常によくはないわけですよね。これまで臨時職員とかいう形で進めておられた非常勤職員が、数年前から会計年度職員という形になったわけなんですけど、期末手当とかそういう面で若干は待遇改善されたかと思っておりますけれども、抜本的な待遇改善には至っておりません。

そこで、2番目の質問に移りますが、会計年度職員の待遇改善がどうしても必要かと思っております。そしてまた、このたびの人勧実施について、会計年度職員への提供はどうなっておりますか。ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）次に、2点目の会計年度任用職員の待遇改善と人勧実施についてご答弁申し上げます。

会計年度任用職員の待遇改善につきましては、令和5年5月の地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度からパートタイムの会計年度任用職員についても勤勉手当が支給できるようになったところでございます。

また、人勧の実施につきましては、毎年、正規職員と同様に会計年度任用職員についても、国公準拠の観点の下、人事院勧告に準じて対応しているところではございますが、年度途中の入れ替わりも多いことやシステム運用上の課題もあり、遡及適用はせず、翌年度以降の適用としております。

なお、本年5月の総務省通知により、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本として、適切に対処すること」とされたことを受け、現在、対応について検討しているところでございます。

以上のことを踏まえ、他団体の動向や本町の財政運営に与える影響等を勘案しつつ、勤勉手当の導入並びに人勧実施に伴う遡及適用について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁では、人勧実施に関しては、会計年度任用職員には遡及適用しないと。だから、今回の人勧については来年度から実施するというようなことなのですが、そのことに関しまして、今回資料にはつけておりませんが、毎日新聞の11月17日付の記事に、この人勧実施の遡及改定を行っている自治体は全国の自治体の3割程度だというふうな記事がございました。これは労働組合の調査に基づいた記事でありますけど、遡及改定を実施している自治体も3割ではありますけれども、あるわけですね。結局のところ、熊取町は実施していない7割に所属しているわけなんですけれども、なぜ遡及改定をしないんでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）もう少し説明させていただきます。

まず、会計年度任用職員につきましては、毎年、単年度の契約として金額をお示しし、それに基づき1年の契約となっているということ。それとあと、今回はプラス人勧になっておりますが、今まではマイナス人勧が多かった。その場合、会計年度任用職員の方にも返していただくということもあり得たということから、従前からこの人勧適用については翌年度対応という考え方で進めてまいりました。

ただ、5月に総務省のほうから常勤職員と同様の取扱いをするよう通知を受けた際に、うちでも検討いたしました。先ほど申し上げましたシステムの課題等々に加えまして、例えば扶養とか社会保険の調整をされている会計年度任用職員もいらっしゃいます。遡及を適用させると、12月に支給した場合に逆に大きなマイナスになっていくということも想定されましたので、これは事前の募集の際にそのような周知を行ってございませんでしたので、まずは一旦12月については、遡及は見送らせていただいたという経過でございます。

私ども、会計年度任用職員の待遇改善というのは必要であるということは私自身も認識しておりますので、引き続き3月に向け、先ほど申し上げました勤勉手当と併せて人勧の実施についても、他団体の状況、また財政状況も見据えながら注視していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）実務的な面で、かなり煩雑な部分もあるかと思いますが、ぜひ前向きに積極的に検討していただきたいと思います。

それとあわせて、人勧実施に限らず待遇改善という部分なんです。会計年度職員の給与という面で、果たして今のままでいいのかという点で非常に疑問に感じております。今回の質問をするに当たって、人事担当課に会計年度任用職員の熊取町の現在の時給、あるいは月給で頂いている場合の月給とか、そういう資料も頂いているんですが、例えば学校の支援教育介助員の時給が1,088円となっております。学校の図書館司書の場合も1,088円、短時間勤務の保育士の会計年度任用職員の場合は1,078円ないし1,088円というふうに、1,000円をちょっと超える程度の時給で働いている会計年度任用職員の方も多数おられます。

このような極めて低い時給で働いておられるということについては、どう感じておられますか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）私自身も今ご指摘いただいたとおり、非常に安い金額の中で頑張っていたというので、本当に会計年度の方々には感謝してございます。

ここも全体的に及ぼす財政に与える影響等々を踏まえまして、しっかりと今後はまた他団体の状況、また社会情勢も見据えて、この単価についてはしっかりと調査して、いい方向に向かうような形では検討させていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）恐らくほかの自治体でも、熊取町とほぼ似たような状況であろうかと思います。

熊取町が特段会計年度任用職員の時給が低いとかということはないのかとは思いますが、これは国としても会計年度任用職員の処遇改善といえますか、一定の方向性を示しながらこれから推進していくということを示していると思いますので、ぜひ他団体の状況を見ながらというのではなくて、熊取町が率先して会計年度任用職員の時給を引き上げていくというふうに頑張っていたらいいと思います。

時給が1,000円をちょっと超える程度というのは、仮にこの時給でフルタイムで毎日働いたとしても、1か月せいぜい給料に直せば、手取りで15万円程度になるかと思います。そんな程度のお給料で働いてもらっているというふうなことかと思っておりますので、幾ら短時間勤務とはいえ、やはり同一労働同一賃金という考え方で、ヨーロッパでは短時間勤務の方でもかなりの時給でお支払いしているというふうなことも聞いておりますし、ぜひ自治体職場におきましても、会計年度任用職員の

賃金、給料の改定という面では積極的に頑張っていたいただきたいということをお願いしておきます。

次の質問に移りますが、大きな3点目、物価高騰対策の給付金についてお尋ねします。

国の財源で、これまで住民税非課税世帯への給付金が、コロナ対策、あるいは物価高騰対策として実施されてきましたが、住民税非課税の条件から外れる低所得世帯への対応が求められています。

泉佐野市など、住民税所得割非課税世帯、均等割課税世帯ですね、均等割だけ住民税を払っていると、そういった世帯を対象に給付金を実施している自治体も多数ございます。そして、またそれにさらに上乗せして所得制限を設けて給付金を実施している自治体、これは東京の中野区ですが、そういったところも現れております。

今般、政府は国会での審議の中で、内閣の方針として4万円の所得税減税や住民税非課税世帯への7万円の給付金などを打ち出してはいますが、このどちらの恩恵も受けられない世帯への対策はいまだ示されておられません。町独自の給付金を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、政府の施策に該当しない低所得世帯への町独自の給付金の検討についてご答弁申し上げます。

令和5年度には、国の施策において、児童扶養手当を受給するひとり親世帯及び子育て世帯の住民税非課税世帯を対象とした低所得の子育て世帯生活支援特別給付金や、住民税非課税世帯への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を実施しております。なお、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の家計の急変により収入が非課税並みとなる見込みの世帯には、町単費での給付金の支給を実施したところでございます。

また、本町では、国の施策により給付を受けている、受けていないにかかわらず、物価高騰や低所得により生活に困窮する相談があった場合には、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）などが一人一人の状況をお聞きし、関係機関と連携しながら、支援が必要な方が適切な支援を受けることができるよう努めているところでございます。

議員ご提案の町独自の給付金につきましては、限られた財源の中でこういった支援策を講じるのかを検討し、現時点におきましては、低所得者への町独自の給付金は考えていないところでございます。しかしながら、今後も物価高騰の状況等を見極めつつ、国や府の動向を注視してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁では、現在のところ、このような給付金は考えていないということでありましたが、町独自の財源が必要だということで、なかなか難しいということなんですけれども、今、国のほうで物価高騰対応重点支援地方交付金というものが補正予算で追加されております。そういった物価高騰対応重点支援地方交付金、これは国全体としてたしか1.6兆円でしたかね。それは補正予算で決まっているわけなんですけど、それを活用して実施するというのも可能ではないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）重点支援交付金につきましては、後ほどまたご質問も出ているんですけれども、町のほうで今現状それを活用する事業について、一つはこういう事業できるよねというところでの作業を進めている途中でございます。

予算はこの12月議会の最終日の本会議で上程させていただきたいなというふうに考えておきまして、中身はまだ何をするのかというのは精査中であるというのと、会期中の議員全員協議会でまたご説明したいなというふうに考えておりますので、現状、交付金は活用していきたいというふうに当然考えているんですけれども、どのメニューで、どの事業でというのは現状まだお答えできる状況ではないので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）現状、重点支援地方交付金の活用については、まだ具体的にお答えできる状態ではないということの答弁でしたが、ぜひとも活用の候補の一つとして検討していただきたいと思うんですが、活用可能だと思うんですが、それはそういう理解でよろしいですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません、推奨メニューの中で手当てされているかどうかは、ちょっと確認させてください。実際、個々具体的に照会をかけていけるんかどうかとか、そのあたりも過去にしたこともありますので、ちょっとお時間いただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ぜひ研究していただいて、可能であれば、そういった交付金も活用して検討していただきたいと思います。

それでは、大きな4点目の……

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員、ちょっといい。東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）先ほどの課税世帯と非課税世帯のはざまの分については、今、マスコミの情報ですけれども、政府のほうで一定その部分については措置していくというようなことが流れてきている状況もありますので、そのあたりの状況も踏まえて活用のほうは考えていきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。

国のほうできちんとした方針が示されるというのであれば、それはそれで問題ないかと思います。それでは、次の質問に移ります。

奨学金返済の支援策についてであります。奨学金返済に苦しむ若者が多く存在いたします。卒業時に300万円の借金を抱え込むことになれば、毎月1万5,000円返済しても17年かかることになり、手取り18万円にも満たない若者にとっては、将来設計も困難になります。

若者の定住促進の観点から、奨学金返済を支援する自治体は増加しています。和泉市、岬町などを参考に、本町でもぜひとも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、奨学金返済への支援策について答弁申し上げます。

奨学金返還支援事業は、域内の企業へ若者が就職する場合などに、若者が抱える奨学金の返済を地方公共団体が支援することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地方企業への就職やU I Jターンを促す奨学金返還支援による若者の地方定着を推進するものでございます。

当該事業につきましては、これまでも導入の検討を行ってまいりましたが、やはり20から29歳の若年世代の転出超過については、一般的に進学や就職が主な移動理由となっており、希望する学校や職種が集積する大都市圏へ転出する傾向が強いことや奨学金返還支援制度に係る国の財政支援が事業費のおよそ3割にとどまること、加えて制度を新たに導入した府内団体がある一方で、過去に廃止した団体もあることから、現時点におきましては、本町の新たな転入・定住促進事業として導入することにつきましては、政策効果を慎重に引き続き判断すべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）このテーマについては、これまで公明党の渡辺議員でありますとか、維新の会の石井議員など他の議員も度々質問されてこられたわけですが、それだけ奨学金の問題について、背景としては奨学金返済に苦しむ多くの若者が存在するというそういう事実があります。もちろん若者の定住あるいは転入促進、そういったことのための一つの手段として活用している自治体も多いわけなんですけれども、ただ単に転入・定住促進効果があるかないかという判断だけではなくて、やはり奨学金返済に苦しんでいる若者への経済的な支援策という観点でもぜひ検討していただ

きたいと思うんですが、その点はいかがですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ご質問でもお話しいただいた近隣の大阪府内の状況で、実際は各市町で行われている実情といえば、若い世代の方に市なり町の中に住んでいただきたいという主たる目的はやっぱりそこになっているかと思います。

奨学金を負担している方への支援となりますと、性質、考え方がまたそれに特化するとなると、変わってくると思います。現状、奨学金返済でかなりの負担を抱えている方は多いとは思いますが、実際そのあたりは広く国なり政府なりが考えていくべき実情なのかなというふうには理解してございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）もちろん、これは国の政策として奨学金返済に苦しむ人を支援するというのをぜひ実施していただきたいというふうに思っているんですが、それはそれで国に対しても町のほうから働きかけをしていく、我々議員のほうからもそういう奨学金返済支援制度を国に求めるということをやっていきたくと思うんですけれども、熊取町としてもぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、最後の質問に移ります。

5点目の障がい児のおむつ代助成についてであります。重度障がい児において、学齢期に達しても排せつを訴えられず、おむつに頼らざるを得ないこともあります。そのような家庭を対象に、おむつ代助成を実施している自治体も全国的にはたくさんございます。主には東京都などに多いというふうに感じているんですが、この近辺では、ちょっと不十分ではありますけれども、貝塚市にもそういう制度がございます。

参考資料としてつけさせていただいているのは津市の事例でございますが、参考資料を見ていただきましたら、津市重度障がい者（児）紙おむつ等給付事業ということで、市民税非課税世帯と課税世帯とを区別した上で、1か月当たりの上限額を決めて、このような紙おむつの経済的な支援策を実施しております。こういった制度をぜひ熊取町としてもお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、重度障がい児へのおむつ代助成についてご答弁させていただきます。

重度の障がいのある方につきましては、排せつを訴えられない方や寝たきりの状態にある方などで、おむつを使用している方がおられるところでございます。こちらに対する助成制度といたしましては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つといたしまして、日常生活用具給付事業にて紙おむつ等に対する給付を行っております。

対象者としては、ストマ装具の使用が困難な方や3歳以上で高度の排便障がい若しくは排尿障がいの方、または脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難な方であり、現在制度を利用されている障がい児の方は4名でございます。

今回ご質問のございました三重県津市で実施しているおむつ代の購入費助成制度につきましては、本町でも実施している日常生活用具給付事業の給付対象外であり、重度の障がいである身体障害者手帳1級、2級や療育手帳A判定の方への助成制度ではございますが、本町以南の3市3町においては、いずれも同様の事業の実施はございません。

本町といたしましては、近隣市町の動向や町の財政状況を踏まえながら調査研究を行ってまいりたいと存じますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）重度障がいの方へのおむつ代の給付については日常生活用具給付事業があつて、

それを利用している障がい児の方は5名ですか。5名おられると。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）18歳未満の方が4名で、64歳未満では、全体では17名の方が利用されております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）18歳未満の方が4名、全体で17名ということなんですけれども、日常生活用具給付事業というのは私も存じておりますが、それを利用するというのは、かなり条件が厳しいんですよ。

実質寝たきりの状態のような方が対象になっておりまして、私が今回提案しております重度障がい児の紙おむつの給付事業というのは、三重県津市の場合におきましても、療育手帳の1、2級を持っている方、こういった知的障がいの方におきましても、小学校1、2年生になったような年齢になってもなかなかおむつが取れないと、そういった方がおられます。直接そういった知的障がい児をお持ちの方の保護者の方からそういう相談もいただいたわけなんですけど、一応制度としては、この津市の制度に似たような制度は貝塚市にあるんですけど、ところが、貝塚市の場合も実際の運用適用はかなり厳しくて、担当課の職員に電話でお聞きしたところ、貝塚市ではほぼ寝たきりの状態の方にしか適用していないということで、これを利用している児童の方は全くおられないというふうなことでした。

だから、貝塚市の制度はあまり制度としては十分ではないというふうに感じておりますが、ぜひこういった制度を研究していただいて、実際、紙おむつ、年齢の小さいお子さんは当然多くのお子さんが紙おむつを使用しているわけなんですけれども、ある程度の年齢になってくると、紙おむつの種類も変わってまいります。大人用の紙おむつに近いような、年齢が上がるほど紙おむつ代もかなり高くなっていくということで、小学校の年齢に達してもなおかつ紙おむつを利用せざるを得ないような方のそういうご家庭の紙おむつ代の負担というのは、かなり大きなものだというふうに感じております。

恐らくこのような制度を設けたとしても、実施するに当たってこれを利用する方というのはそんなに多くないと思うんですよ。だから、この制度をつくっても、町としての負担というのはさほど大きなものにはならないと思うんですけども、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですが、再度、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）おむつ代が学齢期になっても必要な方ということは、その方の経済的なところは理解しているつもりでございます。

ただ、現在17名で使用している交付決定の分ですけれど、その分で町財政としては167万7,000円程度の歳出のほうが出ております。ちょっと試算はしてみたんですけど、3歳以上18歳未満で今回の質問の趣旨と同条件でいたしますと、もし皆さん使われるとしましたら500万円程度の予算ということで、その分予算が必要になってございます。

今回、障がいの施策につきまして、議員の皆様からいろんな方面からのご提案をいただいております。どの事業も必要と、皆さん困られていると実情は理解するところなんですけれども、やはり町財政であるとか、国にやっぱりやっていただきたいという事業であるのか、ここは町としてやっていかないといけない事業であるのかということ、優先順位とかその辺をつけながら、そこは検討していきたいというふうに思っておりますので、その辺のご理解のほう併せてよろしくお願いたします。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）担当課のほうで試算したところ500万円ぐらいかかるんじゃないかというふうなことのようでありますが、ぜひとも障がい児をお持ちのご家庭の方々の経済的負担というものを考えていただいて、検討していただきたいと思っております。

紙おむつ代の支給ではないんですけれども、熊取町の場合、乳幼児のおられる家庭に対しては、ごみ袋を無料で支給しておりますよね。だから、せめてごみ袋の無料支給だけでも、まずはやっていただきたいと思うんですが、そういうのはいかがですか。ちょっと話の方向性が変わりますが、

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）すみません、通告にはなかったもので、そこはなかなか関係部局と調整が必要になるかと思えますので、この場ですぐにはご答弁は控えさせていただきたいと思えます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ぜひそういった点も考えていただいて、重度の障がい児をお持ちの家庭の方々の経済的な負担というものの軽減のために、ぜひ知恵を絞っていただいて前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）先ほど確認しますとご答弁した重点支援交付金の活用のルールなんですけれども、いわゆる減税と、今回でしたら7万円の非課税世帯とのちょうど間ということで、低所得者支援ということで、物価高騰の負担を軽減する支援ということで活用は可能だと思います。あくまでこれは制度上の説明ということでご理解ください。

以上です。

議長（河合弘樹君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時51分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問に入る前に、9月議会で藤原熊取町長、オーストラリアへの外遊の件で一般質問させていただいた際に、これは通告していないので答えなくていいです、コーディネーターの費用とか日当とかは出ているのか、そのほか添乗員の日当や費用などは全部出ているのかという質問をさせていただき、東野部長から後で答弁をさせていただきますと言われましたが、3か月たってもされておられません。よろしくお願ひいたします。

それでは1点目、熊取町指定ごみ袋についてでございます。

1、本町の独居・2人世帯人数は何世帯あるか教えてください。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、熊取町指定ごみ袋についての1点目、本町の独居と2人世帯数についてでございますが、地域振興券の配付時に把握しました令和5年6月1日時点の数字となりますが、独居世帯は6,204世帯、比率にして33.17%、2人世帯は5,701世帯、比率にして30.48%となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、単純に独り世帯と2人世帯を足したら60%なので、半分以上はもう独りか2人世帯と考えてよろしいですか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）議員おっしゃるとおりで、60%を超えているという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そのうち、昨日、石井議員からの質問でしたかね、高齢者独居の世帯数ってお分か

りですか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）ちょっと、その数字につきましては把握しておりません。これは6月1日時点の地域振興券の配付時に把握した、それが一番、現時点で直近の正確な数字というふうに理解して答弁させていただきました。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）今回、指定ごみ袋の件、また独居・2人世帯人数のことについての質問に関してですが、これも前回の4月の選挙の際に、独居世帯、特に府営住宅、公社などのエレベーターの完備していない上層階の部分の方で、また、さらに高齢の方からの指定ごみ袋の件、これまた後でもいろいろ出てくるんですけど、そういうところからのすごいお声が多かったというところで、前回の給食費無償化の2学期、3学期の次に、このごみ袋の小さいサイズ、それはほかの議員も多分聞いておられると思いますので、今日はそういったところをいろいろと質問させていただきたいと思います。

2点目、指定ごみ袋の販売で本町の利益というものは幾らぐらいありますか、教えてください。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）2点目の、指定ごみ袋販売での本町の年間利益についてでございますが、指定ごみ袋につきましては、ごみ処理手数料を指定ごみ袋の購入という形で住民の皆さんにご負担いただいているものであり、一般廃棄物処理手数料ごみ袋分としての歳入が過去3年間の平均で約2,800万円となっております。

それに対し、歳出において、ごみ処理に必要な主な経費として、ごみ袋の製作及び配送に係る費用のほか、一般廃棄物処理手数料徴収事務委託手数料、そしてごみ・不燃物収集業務委託料の合計が、過去3年間の平均で約9,200万円となっております。

さらに申し上げますと、環境センター運営経費の中にも多額の可燃ごみの処分経費が含まれており、差引き不足分は税金等で賄っていることとなります。したがって、年間利益はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、ごみ袋を年間に販売した合計から、販売手数料、製造料などを引いての熊取町への収入はないという理解でいいですか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）利益と申すまいでしょうか、このごみ処理の手数料の考え方からすれば、原価、作った費用、また、それと併せてごみの収集・運搬・焼却の処分に係る経費全般を歳出といたしまして、歳入につきましては、その手数料、この差額を考えますと、やはり多額の税金、また地方交付税のほうから算入されておりますので、そういったところの財政的な手当てがあり、全体的なバランスを図っているということになります。ですので、利益がないということで、普通に考えたらマイナスになっているというような状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、その運搬処理費用とかを抜いて、僕の聞きたいのは、ごみ袋を単純に売って、その利益があるのかないのかをちょっと聞きたいんです。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）歳入につきましては、先ほど申し上げましたごみ袋分としては2,800万円となります。

歳出で、田中議員がおっしゃっているところの考え方で申し上げますと、可燃ごみの徴収事務の



委託手数料、また、その可燃ごみを作った場合に配送料、こちらを、あとまたその作製費用、それと、この袋を売るときに係りますバーコードの登録手数料がございまして、それらを足しますと約1,600万円となります。ですので、田中議員が言われている入と出の差といいましょうか、それを考えますと、その差は1,200万円、歳入のほうが多いという感じになります。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、単純にごみ袋だけ、そういうふうな経費を差し引いたら、数字だけやったら1,200万円収入があるという理解でいいですか。はい、分かりました。

次、3番にいきたいと思います。本町は20リッターと45リットルの2種類しかございません。近隣市町のように、5リッターから10リッターのようなミニサイズの指定ごみ袋を製造販売する予定はございますか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）3点目の、5から10リットルのミニサイズの指定ごみ袋の販売予定についてでございますが、本町では、平成21年度の指定ごみ袋導入当時、需要の多いサイズとして20リットルと45リットルの2種類を採用したものでございます。その後、ミニサイズ追加のお声をいただいたこともございましたが、種類が増えれば作製費用もかさみ、手数料増額への影響があると想定されましたので、現在までサイズを2種類で据え置いてきたところでございます。

しかしながら、全世帯の6割以上が独居世帯もしくは2人世帯であるという現状において、住民の皆さんのライフスタイルの変容などにより、ミニサイズの要望が増えてきているということは認識しており、また一方で、その導入となれば、全サイズの料金設定について見直しが必要になることも踏まえながら、今後においてミニサイズの導入につきましては検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、提出資料の1ページを見ていただけますでしょうか。

これ、近隣市町、和泉市から岬町までのごみ袋の販売をしている、これリットル別にミニマム、ミニというのは僕が勝手につけた名称なんですけれど、熊取町を見ていただくと、20リッターと45リッターの2種類しかないです、2種類ね。

和泉市を見ていただくと5種類あります。泉大津市、そして岸和田市、泉佐野市を見ていただいても、ほとんどが4種類。その次に少ないのが田尻町と貝塚市、ここが3種類でございます。

この中で、先ほど言われたように料金体系というのが、ほかの市町、熊取町とほとんど全く一緒というのが貝塚市でございます。貝塚市の欄を見ていただきますと、やっぱり貝塚市も10リッターとか、それ以下の小さいサイズがないんですね。これ上からずっと見ていただきますと、5、10、7.5、10リッターというふうな、小さいサイズがない市町というのは熊取町と貝塚市です。

熊取町と貝塚市というのは、1枚当たり、やはり単価が安いんですね。20リッターやったら10円、45リッターやったら20円。ほかの市町は、これ全部1リッター1円の換算なんで、20リッターやったら20円、45リッターやったら45円というふうな価格設定なので、恐らくその設定やから、この小さいサイズが作られているというのは重々分かりますが、少子高齢化になってきた今の現状を見ますと、この高齢独居世帯の方が、夏に20リッターを……、ごめんなさいね、熊取町のサイズが一番小さいのでこれですね、一番小さいサイズ。和泉市の一番小さいサイズはこれです。

各市町、熊取町と貝塚市以外は、この10リッターというのがどこの市町もあります。泉大津市だけは7.5リッターですけど、見てもらったら、大きさが全然違います。プラスチックごみというのは、うちのところやったら別で出せるんで、ここに入れるのは主に生ごみであります。生ごみをこの20リッターで、独居暮らしでどれだけで満タンになるかと聞いたら、1週間でも全然満タンにならんと。夏やったらすごい臭いがする。ほかの市町やったら、10リッターサイズがあるから、ど

ないかして10リッターのサイズを作ってくれへんかという相談がめちゃくちゃ多いのと、5階から週2回、週1回でも、これを満タンにして持っていくのと、これを満タンにして持っていくのやったら、重たさが違うと思います。

僕も、2か月前ぐらいに、ちょっと足をけがしてしまいまして、階段を降りるのがかなりつらかったんです。そこで、この20リッターの袋しかうちにはないんです。これ最小ね、うちの。うちの最小がこれですわ。これを、安くていいというところは分からんでもないんですけど、これよりか、やっぱりこの独居世帯に欲しいというニーズがある10リッターサイズのものを作る予定はありますか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、ミニサイズのごみ袋の作製についてのご意見というのは、これまでも拝聴させていただいております。また一方で、熊取町の特色として、低額での手数料の設定ということが住民サービスの充実につながるということで、これまで取り組んできて、それは町としての特色、また成果であったかなというふうには思っております。

ただ、ご意見をいただく中で、やはりこれまでの意見も踏まえまして考えたときには、そろそろミニサイズのごみ袋のほうも検討していかなければいけないということ認識しておりまして、答弁の中でも申し上げましたけれども、そちらのほうは、すぐにとということになれば、やはり影響が大きゅうございますので、また検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）いつ頃をめどに検討していただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）やはり日常生活に密着している事項でありますので、すぐにとということではできないかなというふうに、私、先ほど申し上げましたけれども、一つのタイミングとしましては、近々に今検討しておりますごみの処理の広域化というものがあるって、それは住民の皆さんに大きく影響してくる事案でもあります。こういったときに、1市2町で広域化を目指しているわけですが、泉佐野市、田尻町の状況もありますし、熊取町の今の特色も照らし合わせながら、トータル的に考えて、ミニサイズ、いろいろご意見をいただいておりますので、その時点でまた考えていければなど。その要望とか声があるというのをしっかりと受け止めて、また検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひとも前向きに検討というか、少子高齢化はこの先も続くのはもう目に見えていますよね。別に、この5リッター、10リッターって、独居世帯の方のみが使っているわけではなくて、和泉市の知り合いの若い世代、4人のお子さんを持っている6人の家庭の方も、この5リッターと10リッターは便利やからといって買っているそうです。なので、僕が一番に独居と2人世帯はと聞いたんですけど、必ずしも独居・2人世帯、数が少ないからごみ袋が少ないんじゃないじゃなくて、選択肢をやはり増やさなければ……。

僕、和泉市のほうにレクチャーに行かせていただきました。2種類と言うた途端、「え、まじですか、2種類しかないんですか」って聞かれました、ほんまに。そらそうですよね。和泉市その他は大体4つの選択肢があるんです。だけれど、うちは2しか選択肢がない。安いから、それでええやろうではなくて、やっぱり多様性というのをこれから求めていかないといけない。そしてまた今、物価高騰も……、この後もちょっとバイオマスのことについてもあれしますけれど、ここはやっぱり住民生活が、安いからいいではなくて、選択肢を多くしてあげるといいうのも、熊取町としては考えていかなければならないとは思いませんか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）ちょっと繰り返しになるんですけども、田中議員のおっしゃっているところ、ご指摘のことは私も同じ考えです。ただ、やはりこれまで、この低額料金の設定で来ているということは、それもやはり住民の皆様喜んでいただいているということもあります。ですので、私、即答はできませんが、やはりその辺のご意見を拝聴しながら、また広域化のタイミングで近隣の市町の状況も踏まえながら判断していかなければいけないのかなというふうに思っております。

繰り返しになりますが、ミニサイズの必要性は理解しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ということは、広域化のことを見ながらということは、10年間は作らないという理解でいいんですか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）広域化につきましては、今、議論を重ねております。広域化するタイミングは、現時点では令和12年度というふうに発信されております。まだちょっと内部でいろいろ議論をやっているところなんです、それを目指してやるならば、もう近々にそのための準備として考えていく必要がありますので、その辺のところを考えながら、ミニサイズのごみ袋につきましても考えていければと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これ料金設定を変えなければいけないとおっしゃられておりますけれど、可燃ごみというのは週に2回ありますよね。週に2回、例えば20リッター、1袋ずつ出したら、年間どれくらい上がるか分かりますか。1リッター、1円に値上げをしたとして。ごめんなさい、ちょっと言い方がおかしかったと思います。

今の20リッター、10円を、20リッターを20円にして、1年間、週2回出し続けたら、負担がどれだけ増えるかということです。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）すぐに計算はできていませんが、数千円の差になるかというふうには、ちょっと暗算して感じるところです。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）すみません、僕のほうできっちり勘定をいたしました。

週に2回出たら、約105回可燃ごみを出すことになります。この場合、週に2回、20リッターの袋を1袋ずつ出せば、年間プラス1,050円です。45リッターだと2,625円ですね。これを週2回じゃなくて、週1回の方もおられます、週1回の方を計算いたしますと、53回、半分ですよ、となったら、20リッターを週1回出す、1リッター、今0.5円のが1円になったとしても、年間で530円、45リッターやったら1,325円になります。

熊取町と貝塚市以外は、さっき言うた、熊取町に幾ら入っているのかというので、1,200万円ほど入っているとされておりますが、やはり大きい市町になると、和泉市では約20億円、泉大津市では5,000万円、岸和田市も1億5,800万円、これ結構、環境の基金等に積み立てていたりするみたいです。というのも、やはりレジ袋は、うちと貝塚市が高いけれども、その分税収として入ってきているという形で、何らかの環境保全や何かに……、いろいろこれ市町によってちょっと使い方が違っていて、入ってきていても、全部一般会計に入ってきていたりする部分もあるんで、一概に環境に全部使っているかというたら、そこら辺も市町によって使い方が違うんですけど、例えば熊取町でも、ミニサイズも作らなあかんし、物価高騰も今している中、この金額ではちょっとつらいということで、住民の皆様、年間を通じたら、やっぱり週2回出しても1,000円、よくても2,000円ちょっとということをご理解いただくのと、バイオマスは後で言いますけれども、そう

いう形で基金として違う形で住民にサービスができるんじゃないかなと僕は思っているんです。ただ安いだけで、実際人口が増えているかということ、別にそうではないですよ。安いだけで、大量に作って、20リッターと45リッターを売っていますという感じだと。

次の質問にいきますが、4番目の指定ごみ袋の素材に温室効果ガスの排出抑制、資源の使用削減等に効果があるバイオマスプラスチック製ごみ袋の導入の考えはあるかの質問にお答えください。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）4点目の、バイオマスプラスチック製のごみ袋の導入についてでございますが、令和2年度に一度、その導入について検討いたしました。その際には、コスト面や、バイオマス原料の安定供給が難しいなどの理由により導入には至りませんでした。

しかしながら、本町といたしましても、熊取町気候非常事態宣言や、熊取町地球温暖化対策実行計画に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しているところであり、プラごみの削減を目指す観点からも、バイオマスプラスチック製ごみ袋の導入は今後の課題であると認識しており、導入実現に向け取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そうですね、やっぱり、CO<sub>2</sub>削減、本町といたしましては、ゼロカーボン宣言都市、令和3年5月にしております。同じく和泉市も令和3年4月にゼロカーボンシティ宣言をしたので、バイオマス配合のごみ袋を辻市長は作ろうかというふうな形になったそうで、最初はパーセンテージも10%やってみたいですけれど、やっぱり10%では駄目だということで、日本一、これ25%やっている自治体って、まあまあ少ないんですね、見たら。「25%で日本一になるんやで、せえ」ということで職員に言うて、和泉市の辻市長はやられましたが、熊取町長、この考えはありますか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）もちろん、カーボンニュートラルということを考えれば、バイオマスのごみ袋、これはもう使う方向で考えていく必要があろうかなというふうには思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）やはりこううたって、ゼロカーボン都市宣言、熊取町ということで、こういうことは取り入れていかないといけない。環境省も促進をしております。和泉市に至りましては、ちゃんと結果を報告もしております。25%のバイオは年間のCO<sub>2</sub>の削減が約177トン、杉の木に換算をいたしますと、1万7,700本分の森林のCO<sub>2</sub>削減に値する量など、やはり各市町にこういうふうなCO<sub>2</sub>削減、ゼロカーボンシティについて取り組んでいこうという形でどこも動いていて、やはり熊取町もゼロカーボンシティ宣言をしている都市としては、こういうようなバイオマスプラスチック配合のを入れていかないといけないんじゃないかなと。

1番の表を見ていただきましても、入れているのは岸和田市と、阪南市も10%配合をしております。やはり配合することによってCO<sub>2</sub>削減になりますし、この間の流行語大賞に選ばれた「地球沸騰化」ということで、この夏も非常に暑く、雨が降らなくて、魚も、昔、南のほうの魚が、今徐々に海温が上がってくるというところで、やはり自治体としてこれを先に取り組んでいかなければならないんじゃないかと思えます。その先端として、熊取町は、僕は和泉市に続いてやっていただきたい。

この配合もそうやけれど、やはりまず10リッターのごみ袋のことにに関して、早急に1市2町の合併の処理場ができるまでに、どないかしてちょっと考えていただきたいと思えますが、一緒の答えになりますか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）先ほど申し上げましたミニサイズの件につきましては、やはり手数料の関係

とかといろいろ照らし合わせながら考えていきますので、広域化のタイミングが非常に分かりやすくいいのではないかとこのふうにはお答えさせていただきましたところですが、このバイオマスプラスチック製のごみ袋の検討というのは、我々もいろいろ情報収集をやっておりまして、できるタイミングでやっていければというふうには考えております。

以前、ここ2年ほど前に検討をやったときには、金額もあるんですけども、その材料なんですけれども、安定的に供給しにくいというような事業者からの情報をいただいておりますのと、そのとき考えたのが、10%と30%配合のバイオマスプラスチック製のごみ袋なんですけれども、30%、25%もそうですけれども、そこまでいきますと、やはり強度の問題がその当時出てきておりました。ですので、現実的に言えば10%から入っていく、議員ご指摘のとおりかなというふうには思いますが、そういったところも踏まえまして、こちらのほうは、広域化のタイミングと言わずとも、引き続き導入実現に向けて考えていきたいなというふうには思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）今、強度の問題をちょっと言われましたけれど、和泉市の実際のこの袋、破りませんけれど、これ何ぼ横に引っ張っても、めちゃくちゃ力が強い人でも引き裂くことはできません。なので、強度が弱いということになることはないかと和泉市の担当課の方もおっしゃっていました。何かボディービルを趣味か何かでされている担当課の方で、僕の目の前で、こうやっても引きちぎれないんですというふうな形で、その代わりに、ごみ袋の角が当たったら、これはどこのごみ袋でも裂けていくのはしょうがない。多分そのクレームはどこの市町もあるんじゃないかということはおっしゃられていました。

あと、原料を調達できないというのは、僕の中では、あんまりよく分からないんですけど、その辺ちょっとご説明をお願いいたします。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）その当時、話をやった事業所は、バイオマスの原料は、主に、その当時の話ですと、サトウキビを原料にした有機性資源という形で製作していくというふうなことを想定していたんですけども、そちらのほうで、熊取町が契約をやった場合に、ずっと1年間必要な分の製作を保証できないというような話があったんです。ですので、それは住民生活に密着したごみ袋の供給というふうなところの考え方から申し上げますと、それは困るということで、やはり踏み込みにくかったところではあります。これは、我々が、ほんなら、どこにどういった原料で何ができるのかといったところまでは、私らもその当時、その事業所とのこの折衝の中での話ですので、詳しいところまでは把握していないんですけども、当時そういう話があったので、やはり踏み切ることができなかったという理由の一つとはなっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それを言い出したら、また僕も環境省のことを言わなければならないんですけど、50万人以上の都市でも既に導入しているところは4団体、10万人以上でも7団体、5万人以上でも7団体あります。ということは、うちの人口より多いけれど導入されている。原料が確保できないというのは、これは別にあんまりこう……、50万人といたら、うちより10倍以上のところも導入しているんで、そこが、原料がないからどうのこうのという話にはなっていないと思うんですね。これはあまりにも原料の、そこで不安感がどうのこうのと言いたいのか、よく分からないんですけど、やはり現状は調達できていると思います。

そして、今、コンビニとかよく行って見てください。ほとんどバイオマス25と書いています。そやから、コンビニ等でも大量にちゃんとそういうふうな契約も結べますし、環境省の、また後で見てください、令和4年度の3月号、環境省のホームページの31ページに、このバイオマスプラスチックの平均の調達価格というのが載っています。これが、10リッターから20リッター、普通のやつ

やったら7.3円、これがバイオマスになったら9.2円、大体2円ですわ、1袋。これが大きくなって、35リッターから40リッターでも、これはバイオマス20%程度らしいんですけど、これも大体2円ぐらいです。だから、バイオマスに変えたからって破格に倍になるかと思ったら、ならないと思うんで、その辺もちょっと頭に入れて、導入の方向に、前向きに検討していただけないでしょうか。議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）その当時、サトウキビが原料ということで、そういう意見があったということは、これは事実です。また、その後、いろんなバイオマスの原料というものが出来ていることも確かですし、以前に比べますと、供給する、また技術の開発等によって強度も上がってきているということも認識しております。

金額の点なんですけれども、単価を言えば2円になりますが、やはり数がすごくありますので、ウン百万円、ウン千万円の違いが出てくるので、その辺の金額、費用対効果を慎重に判断した上で導入という形にはなるかと思いますが、熊取町のスタンスとしましては、プラごみ削減に向けて頑張っ取り組んでいかなければならないということ踏まえ、しっかり考えていく必要はあるのかなというふうには認識しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。

そしたら、次の5番にいきたいと思います。

町内のコンビニ・スーパーなどと協力し、町指定ごみ袋を1枚販売できるようにして、町指定ごみ袋か、今置いている白い有料レジ袋かを選択できるように考えてはということの答えをお願いします。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）5点目の、町内のコンビニ・スーパーと協力した町指定ごみ袋の1枚販売についてでございますが、まず、町といたしましては、現在、プラごみ抑制の観点から、購入した商品の持ち運びには、可能な限りマイバッグを使用させていただくよう啓発しているところでございます。

議員ご指摘の指定ごみ袋の1枚販売、そして町指定のごみ袋か有料レジ袋かを選択制の導入につきましては、コンビニ、スーパーとの協力、協議をはじめ、10リットル程度のミニサイズの指定ごみ袋の導入も必要になってくるものと思われま。そのため、今後において、ミニサイズの導入に至った場合は、併せて当該選択制の導入についても検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひとも10リッターを導入したときには、こういうふうな形で、資料にも、2ページから4ページまで、千葉県と沼津市とか、東京都日野市、もう先駆けて、これ自体がお持ち帰りのレジ袋になって、そのまま家に持って帰ってごみ袋にできるということで、普通のレジ袋を1枚削減ができる、そういった取組も進んでいる自治体ならしております。

これは、なかなか、まだ10リッターもないうちの熊取町ではしにくいとは思いますが、いずれかはこういうふうな形で、今、オレンジのデザインやったら、スーパーのレジ袋としてはちょっとあれなんで、東京の日野市では、明星大学というんですかね、この大学、こういう大学生にデザインを頼んで、これでちょっとかわいらしい指定ごみ袋も別で作ってあげたら、それを持って帰るとか、そういう形でちょっとずつ白いレジ袋をなくしていただけたらいいかなと思います。よろしくお願いたします。

次にいきたいと思います。2番、小・中学校の安全管理・防犯などについてでございます。

1、各学校の防犯カメラ（記録型）・オートロックシステム非常通報装置等の現状を教えてください。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、1点目の各学校の防犯カメラ・オートロックシステム非常通報装置の現状について答弁申し上げます。

現在、本町小・中学校では、防犯カメラについては全小・中学校に設置をしております。また、オートロックシステムは、過去に他市で発生した小学校侵入事件発生後、当時の流れを受けて小学校では設置をしておりますが、中学校では当時、クラブ活動などの出入りの多さなどもあり、現時点での設置には至っていない状況でございます。

3つ目の非常通報装置については、近年、設置する市町村が増えてきているというのは認識してございますが、近隣市町を含め、本町においても設置の実績は現時点ではございません。

以上、ご答弁といたします。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ありがとうございます。

そしたら、小・中学校ではオートロックシステムは全部ついているという形で、防犯カメラに関しては、小・中学校全て設置しているということで理解したらいいですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）オートロックシステムについては小学校だけでございます。中学校はちょっと今現在では、まだ設置には至っていません。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）今現在、正門に全て小・中学校はついておるんですか、防犯カメラです。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それはカメラの話で。

（「はい、防犯カメラです」の声あり）

教育次長（阪上敦司君）基本的には正門、それから裏門というか、子どもたちが通常出入りするところをメインにつけています。中央小学校なんかはご存じだと思いますけれども、門が4か所あるとかというような特殊なところで、学校の通学上、使っていない門とかもございまして、そこについては設置していないところもございまして。一部、通用門にはカメラがないとかという中学校等ありますけれども、基本的には通常、生徒が登校のときに入って、その後、施錠されて使わないという門以外の、通常、一般の方の出入りのあるようなところについては、ほぼ設置を完了してございます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、子どもたちが通常入ってくる門についていないところもあるということですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）基本的には、小学校についてはミマモルメというランドセルにタグをつけて、子どもたちは登校いたしますので、小学校については全て子どもたちが通過する門についてはカメラを設置してございます。

中学校については、当然、正門と通用門とございますので、通常、子どもたちが通学をして、全ての生徒が学校に入った時点では、一旦門は施錠されます。その後、一般の来客等がある門については、防犯カメラの設置、あるいはインターホンで職員室の呼出しをして入っていただくというふうなシステムを取ってございます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）一般の方の入ってくる中学校の門というのは、通常、閉まっているんですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）一部給食業者の出入りとかもあるので、常時閉まっているというわけではございません。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ちょっと僕、電話でお問合せをさせていただいたら、今、南中学校の防犯カメラは画面が全く白くなって見えない状況らしいという報告は聞いていますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）現在、学校のほうから状況については聞いておりまして、修理対応のほうを今検討しているところでございます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そして、北中のほうは、職員の駐車場側の門にはカメラはついておりますけれど、生徒たちが入ってくる方向の門には、僕、何年か前に一般質問で言わせてもらった記録型のない防犯カメラしかついていないですね。そこに録画型の防犯カメラをつけるというような考えはないんですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）小・中学校の防犯対策というのは、基本的には進めていく必要があるかなとは思ってございます。昨今、いろいろ外部からの侵入等の事件も起こっておりますので。ただ、先ほどの北中の例で申し上げますと、現在、生徒が登校した時点で、8時20分前後には通用門を一旦閉鎖していると。その後の利用につきましては、先ほど言いましたように、1か所のところに来客対応等を行っているということで、現時点では記録型の防犯カメラ、記録型も含めてカメラはついておりませんが、現状そういう形で安全対策のほうはできているかなと思っております。

ただ、今後は、やっぱりいろいろと、いろんなところからの侵入というのが想定されますので、一定の対応というのは取っていく必要があるかなとは思ってございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）北中学校のほうの職員の駐車場のほうの門ですよ、防犯カメラのついているほう、あそこの門がかなり重たいと。学校ができてから、恐らくあそこの門は変わっていないかと思われまます。熊取中学校の門とかは、ちょっと蛇腹式な感じの軽い形になっていると思われるんですけど、北中のは、昔の鉄格子という言い方はあれなんですけれど、ああいう形の昔型の門で、さらにさびがついて、もうぼろぼろになっている状況で、なかなか人力で毎回、毎回、開け閉めというのがしんどいというようなことも聞いているんですが、そこに関して、次のあれにもなるんですけど、文部科学省がこの2か年で徹底的に防犯対策についての補助金を振り込むというふうなことを言うていますので、学校からのリクエストがあると思うんですけど、そこは今後変えていこうという気はありますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）門扉の改修の要望というのは、毎年、各小・中学校の校長会のほうから、8校のこういうことが困っているよというような意見をいただいております。やっぱり門については、複数の学校からご要望のほうはいただいております。

ただ、いろいろと先日来の体育館のエアコンであったりとか、学校とはいろいろと長寿命化に当たっての改修計画等もございまして、それらの中で一定の改修を図っていくと。当然、夏休み中あるいは夏休みからちょうど新年度の予算要求のタイミングで、担当課のほう、学校のほうに赴きまして、ここちょっと傷んでいるよねという話を実際に校長先生、教頭先生と話をしながら、その中で、必要に応じて、今年度は南小学校の門扉のほうの改修もさせていただきましたけれども、緊急性等を踏まえて検討はさせていただいております。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それでは、次の項目2に移ります。文部科学省が、来年度から2025年度まで、防犯カメラ設備等の補助を拡充すると発表しておりますが、これを利用するといった考えはありますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）2点目の質問ということでご答弁させていただきます。



議員ご提案の、文部科学省の交付金事業である大規模改造特別防犯対策施設整備工事事業につきましては、本町も府からの通知等々で把握のほうはいたしております。防犯カメラ、オートロックシステム非常通報装置などの設置に対する補助制度であり、令和7年まで補助率が現行の3分の1から2分の1にかさ上げされるというものでございます。

近年の先ほど来申し上げています学校への不審者等の侵入事案の発生に伴い、防犯対策の強化については必要という認識はしてございます。町立学校において今後必要な対策を講じるに際しましては、今回の補助制度の拡充を受け、費用対効果の検証をしつつ、活用の是非について検討してまいるところでございます。

以上、ご答弁といたします。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）先ほど次長がおっしゃられていましたとおりの3分の1から2分の1、補助下限額、今まで400万円までやったのが、100万円まで落ちるといのが2年間限定でということをやっております。なので、来年度、再来年度で、先ほど言うたような学校の門も換えて、さらにオートロックシステムを加えるとか、これは門の代金が出るかどうかは、ちょっと定かではございませんけれど、やはり学校の現場の声を形にしていくというか、要望を聞いていく。そして国のほうも、こういう事件が起きているから未然に防いでくれというところで、こういう補助率の引下げ、そしてまた補助金の拡充等を示しております。ぜひともこの2年間で、この制度を使って、防犯カメラの台数、そして先ほど言うているオートロックシステム等を、8校ありますよね、8校それぞれでここに欲しいという要望、現場の声をまず優先的にしていただいて、半分の予算でできるという前向きな考え方で、ぜひとも熊取町の小・中学生の身の安全……。

昨日、田中豊一議員と藤原町長の答弁でもございましたけれど、ここは給食の調理室のことで、藤原町長も、子どもたちの絶対の安全面を確保とやっています。なので、生徒・児童が集中的に朝から夕方まで集まる小・中学校の防犯システム等々を、文部科学省が頑張って推奨して、国も予算を投じるからしてください、2か年でということをやっていますので、ぜひとも、いろいろなメニューがあると思います、8校もあればそれなりの予算もかかってくると思いますが、これを上手に利用してやっていただきたい。これは要望ですし、逆に言うたら、熊取町としてやらなければいけないと思います、これを使って。

この2か年をまた越してしまったら、もう補助下限額ですか、これもまた400万円に上がります。補助の割合も2分の1から3分の1に減らされます。この2か年で、どないか、この8校、今、正門についているなら、次、下足につける、オートロック、先ほど言うたような門を換えたりするなりして、熊取町の子どもたちの安全、今、通学路には、熊取町は通学路以外でも100台の防犯カメラを町中に設置をうたっておりますが、いざ子どもが集まる小・中学校のところには1つしかございません。それを増やしていただきたい、今回のこの2か年の計画で。それをぜひとも、現場の校長先生と、また現場の職員との意見交換をして、現場の声を聞いてあげてほしい。そこには、ふるさと納税で頂きました子どもに対するそういった寄附金を回しても、何らクレーム、苦情は出ないと僕は思います。そのために、ふるさと応援基金、先ほどから、ふるさと納税を上手に使えるという議員の声が多いと思いますけれど、僕も、こういうところにもやはり使っていかなければいけないかと思えます。

ぜひとも、この2年間、約8校ありますけれど、1台ずつ増やすなり門の改修、そしてまたオートロックシステムの導入をしなければ、この戸田市みたいな殺人未遂事件が起こってからでは遅過ぎます。ちゃんとこれがあるからというても、起きるときは起きると思います。でも、警察の方からも、やはりここはちょっと防犯緩いよねとは言われているらしいです。警察からも言われているらしいです。なので、そこは、やはり警察が見ても、ここは弱点やなというのは分かるんでしょうね。

北中の、さっき言うていた正門ですわ。昔の記録型でないカメラは置いています。でも、その記

録型でないカメラも、今、中では映っていません。ただのカメラを置いているだけです。こういうことをやっているようやったら、熊取町の子どもの安心・安全を確保できなかったと後で言われても、僕は、やってなかったやろうと言われるのが嫌なので、ぜひとも今回のこの2か年、頑張っ、この補助金なりを使って小・中学生の安全を確保していただきたいと思います。

最後に要望になりますが、次長、どうですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）いろいろ子どもたちのことをご心配いただいてありがとうございます。

1つ、別に反論というわけではないんですけども、この補助制度がかなり使い勝手がよくないというだけはお伝えして、我々も、これ来年度以降、国・府要望についてはさせていっていただきたいなと思います。

というのは、これ、もともと学校の施設改修に伴って増加された補助金ですので、前年度中に補助申請をしなければならない。それと、工事費でなければならない。当然、今、電気錠、防犯カメラについては備品で購入して設置をしてございます。それを工事費ですとなると、当然、工事経費がかかってくるということで、費用が余分と言うたらおかしいですけども、工事費にすることによってかなり費用が割高になると、そういうような点もございます。

実質、文部科学省の補助金については、3分の1、2分の1と言いながら、補助対象経費がかなり絞られます。門扉に関しては最大の事業単価が何ぼ何ぼというのが決まっています、それを超える分については単独での事業になります。ですので、一応、門扉の改修に合わせて活用はさせていただきたいとは思いますが、安価な方法ももちろん考えられますので、そういうような方法も踏まえて、いろんな面で早急に対応していきたいと思います。

それから、いろいろ調べる中で、今回いただいた中で緊急通報装置、ボタンを押すと警察に発報が行って、警察官が駆けつけていただく、銀行等でよく使われているシステムですが、このシステムについては、そういうふうな大がかりな工事が必要としないということもありますので、これについては近隣市町、まだまだ実績は少ないんですけども、いろいろと警察とも協議をしながら、早急に入れられたらなというふうな思いを私自身は持っておりますので、議員のご提案も踏まえて検討させていただきたいと思います。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）いろいろ試行錯誤を練っていただきまして、子どもの安全・安心を守っていただけるようよろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、教育委員会の皆さん方とのやり取りをお願いしております。どうかよろしく願いします。

2点出しております。1点目は、昨今の学校の状況、先生方の過密なお仕事の中身ということで、教員の働き方改革という大きな項目で質問を出させていただいております。資料もつけさせていただいておりますが、質問の要旨で、教員の志願者の減少が止まりませんと、まさにこれが新聞の見出しになっておりましたので、長時間労働が常態化している教育現場への不安が学生のほうにあるんですということを導入で書かせていただいているんですが、資料をつけさせていただいております。

1の①、今申し上げました「教員志願 止まらぬ減少」、これはちょうど今年の9月20日の新聞でございます。来年度6,000人減になっているんだと。

2番目の1の②の資料は、24年度教員採用試験の志願者数の増減、23年度比ということで、これ

も北海道からずっと政令都市も含めて出ております。

3点目は、それに対して、教員免許なしで受験できたり、出題範囲の縮小とか、志願者増へ各教育委員会が対策をしていると、こういう新聞の記事をつけております。

そういうことによって、専門家で、もっと増員や待遇の改善など、抜本問題を改善しなければというような形で、専門家の、対症療法じゃなくて、それこそ根本的に先生のお仕事の中身をもっと考えなければいけないんじゃないかというような、一応、この質問をするに当たって、新聞と、そういった動向を共有する意味で今回資料としてつけさせていただきました。

質問に入っていきたいというふうに思います。

今、申し上げましたように、非常に必要性についての問題がマスコミやテレビや、そういうような状況の中で、必要性についての問題はもう顕著化しているわけですよね。そういった意味で、結果的に先生の成り手不足というようなことになっているわけでございます。ちょっと一つ一つ、現場の先生方との意思疎通という意味合いで考えていってみたいと思うんです。

一番初めに、この1の①で見ていただきました来年度の教員試験、大体、4月から5月に出願があって、7月から8月にそれぞれで受験されて、この9月、10月で合格発表がされるんだらうと。ですから大阪府の場合もそのケースでなっているわけです。

今年は、特に2番目の北海道から政令都市の最後まで載っている出願状況の増減で、星マークがついているところは、教員採用試験をやっている中で過去最低の志願者数のところを示しているわけなんです。都道府県の人口によって、この棒グラフの高い、低いというのは、人口とか、そういう募集人員、子どもの数、学校の数によって変わってくるわけなんです。大阪府の横の棒グラフを見ていただくと星がついています。そういった意味で、過去最低の志願者数がこういう状況になったんだなというふうに思っております。

そういった意味で、今、資料も事前に提出しているわけですが、今日に当たりまして、まず、今の状況を熊取町の教育委員会としてどのように捉えておられるか、そういうことから聞かせていただきたいとします。よろしくお願ひします。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、教員の働き方改革についての1つ目、教育委員会の現状認識についてご答弁申し上げます。

町立学校教職員の令和4年度時間外在校等時間は、年360時間以下が21.7%、対前年度3.3%増加。年720時間超えが31.7%、対前年度4.6%の減少。一月1人当たりでは、45時間以下が40.0%、対前年度1.0%増加し、改善の傾向も見られるものの、80時間超えでは22.5%、対前年度3.6%増加と悪化。平均では、前年度と同じ54.6時間と非常に高い値であり、看過できない長時間勤務の実態となっていることから、これまでの働き方改革の取組に加えて、さらなる取組が必要であると、教育委員会といたしましては認識している状況でございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

今言っていた点について、後ほど、私のほうも、お互い情報交換と、そしてどうしていこうかというところにまたつなげたいというふうに思っています。

先ほど、9月、10月に合格発表があってということも言ったんですが、これは例年そういうスケジュールで教員採用試験が行われているわけなんですけれども、やはり、今、理事がお答えいただいたように、僕らが学生のときに、これから進路をどうするんだといったときに、私の友人もたくさん教職に就いた人もいます。もちろん、もう現役を退いているんですけども、やはり、ある一つ、その人の性格にもよるやろうし、安定を求めるという価値観もあるのかも分からへんけれども、かなり私の友人の本当に多くは教職を選んだ、そういう学校があったんですけども、そういうふうに今思っているんです。

それからすると、やはり今の先生方が大変、先ほどの田中議員のあれもあったけれども、学校と

いうのは安全な場所と分かっているのに、そこに不審者が現れるかも分からへんというようなことで、子どもたちの成長に伴う学習に責任を持つという先生のお仕事、まず安全を守るというところから入らないかんぐらい社会情勢も変わってきているんやなというふうに、先ほどの質問も聞いておったんですけども、そういった状況で、本当にまだまだこれから我々の孫なんかでも、小学校へ上がって、中学校へ行ってということになってくることを考えると、このままでは放っておけないというふうな思いで、ちょっとこの問題、深く関心を持って今回質問をさせていただいています。

まず、採用の形態なんですけれど、これは義務教育になっている熊取町でございますから、今、大阪府として採用試験をやっていますよね。それが、この採用試験の制度ができて、志願者が過去最低になっているということにまずは驚いたんですけども、この後、ちょうど9月、10月、合格発表ということでありますんで、大変厳しい試験を通られて、来年度4月から新たに赴任される、本当にその方は、教育をやろうということで仕事を選んで、めでたく合格した人ですから、希望に燃えているというふうに思うんですけども、9月の決算委員会の中でも、そういうお話を若干やり取りはした記憶が残っているんですけども、大阪府で採用されました、その後、この熊取町に辞令が出るわけなんですけれど、そういう流れについて教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、9月から10月、今おっしゃられましたとおり、合格の発表があります。そこで、各教育委員会に対しまして、今、教職員がどれだけ足りないかという調査が実際あるんです。これは年間3回行われます。その調査の結果、府下全体でどれぐらいの教職員が今必要になってくるのかというふうなことを府の教育委員会は把握します。それに応じて、各地区、泉南地区、泉北地区、中河内等の各地区に何人ずつ新採を配当するかというのを府の教育委員会が決定します。それで、泉南地区に配属となった先生方、これを今度は各市町で何人必要であるかというふうなことの調査に基づいて、熊取町には何人の新採を配当するといったようなことを府教委が決めて、熊取町に来ていただくと、こういった流れになってございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

採用側の立場ではそうなんですけれど、例えば府の職員に採用され、合格しましたよと。私も、ずっと昔、それやったんですけど、希望の部局とかありますとか、そんなんを人事から年末ぐらいにあったんですけども、その合格された府教委のほうで、ニーズはそういった形で熊取町にも聞いてくる。それで、採用が決まった、合格された方の希望とかいうのは府教委は聞いているんですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）どの市町へ行きたいという希望はなかなかなくて、どの地域、地区へ行きたいかというふうなことの希望は、府教委は聞くようにしています。それと、あとは、お住まいのところ、どこから通われるのかというところで、あまりにも時間がかかり過ぎるところにはやっぱり配属されないというふうなことになっております。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ちょうど9月の決算のときに若干言ったんですけども、北高南低みたいな、例えばいつもいろんな行政サービスとか、医療体制であるとか、そういうことの中で、大阪でも、北のほうと南で、病院の数であったり、いろんなそういった部分がなかなか南は人気がないんやと。もうずっと昔ですけども、そういう希望者自体、何かの会議で聞いた記憶がずっと残っているんですけど、我々の所属する泉南地区への希望者がそもそも少ないんやみたいなことは聞いたように思うんですよ。

現実、今までの状況の中で、泉南地区でこれだけ下さいと、その後来た人で、各市町村で、科目にもよったりいろいろすると思うんですけども、そういった現実の中で、実際のところ感じられ

るような経験とかいうのはありますか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）確かに新規採用者につきましては、当然ながら大阪府下全体に平等に、やっぱり必要な数を配属していく必要があるというふうに、府のほうも認識されておられますので、当然ながら教員免許の取れる大学の立地、なかなか中央部から北のほうに多かったりであるとかというふうなことで、泉南のほうにはなかなか少ないというふうな現状は実際あるんですけれども、ただ新採に関しましては、そのあたりは平等に配属はさせていただいていると。

ただ、今お話しいただいたように、例えば今現在教員をしている方が転勤を希望される折には、やっぱり泉南のほうを希望される数というのは、若干他の北の北摂のほうと比べれば少ないというふうな状況にあるなというのを感じる部分はあります。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）人口の分布とか、学校の数とか、あるいは交通の便とか、そういったことも当然あると思うんですが、そういう意味では、現時点では、この4月から熊取町に何人か、新しい先生として来られる方を受け入れる体制というような形では、まだ誰がどう来るかということはこれから先ですけれども、そういう要望も出しながら、府教委のほうで各それぞれの地域へ配分をされるということですね、分かりました。

先ほど、資料の中で、とにかく少子化ということで、しかし学校の教室の子どもさんの数も、教室の数も減ってきているから、子どもが減ったからといって先生の数が減ることではなくて、より、昔やったら50人詰め込んでいたのが、40人、35人学級を要求していたけれども、自然とそうなくなってしもうてるというような状況もね、クラスもだんだん減ってきていて、子どもの数が減ってきている。しかし、それ以上に教員の成り手が少なくなっているということが今問題で、いろいろ冒頭紹介した教員試験自体、出題の範囲を縮小したりとかいうような形で、ちょっとでも競争率を上げる、そういうふうな形で、そしていい人材を確保したいというような形になっているのかなというふうに思うんです。

現実、先ほど勤務時間等の形でも言っていましたけれども、やはり決め手は増員であったり、そういうふうな待遇改善、抜本的に今の先生が抱えている問題を、受け入れる側、学校側、我々で言えば町の教育委員会の皆さん方が、その問題の認識の上に立って、どう新たに来る先生、ベテランの先生、また他地区から転出してこっちへ来られる先生、そういうことを、やはり熊取のこの小・中学校でスタートしてよかったとか、今までやったらこういうこと、俗によく父兄の対策であったり、モンスター何たらとかいうような言葉もこの頃生まれているんですけれども、そういったことも踏まえて、教育委員会がその先生方の実態を何とかよくするために汗をかき、話を聞き、関係課との対話をする中で、先生がそういうことにあまり気を遣わずに、本来子どもに向き合って教育者としてやっていく、新人であればそれがスタートになる、そのスタートが熊取町でこういう形でできてよかったなということで、それこそ途中で辞めることなく、先生の職を退職まで全うしていただける、そういうことをやはり準備をしなければいけない、今、期間やなというふうに思うんです。

そういう意味で、2点目に、学校現場から教育委員会に対して、新しい先生を迎えるに当たっての要望であるとか、そういったことはあるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目のご質問にご答弁させていただきます。

学校現場からの要望等の把握につきましては、毎月、教職員の時間外在校時間を各校から教育委員会に報告していただいております。学校と教育委員会が常に教職員の勤務状況について共有しております。また、毎月、町内8校の学校長が校長連絡会を行っており、そこで協議された内容や要望等について、その都度、教育委員会に報告していただいているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）そういった中で、今言っている働き方改革云々というようなことがテーマで、各校長先生なり指導主事の先生方から意見とか、今まではこういうことはなかったけれども、積極的にこういう声が大きくなっているとか、特に、やはりこれは熊取町としてやらないかんと違うかというようなことが会議の中で、そういういい雰囲気では僕はやっていると思っているんで、そういう現場の声なんか、もし何か言えるような話があれば、教えてください。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、3つ目のご質問の取組の中でもお話をさせていただこうと思っていたんですが、例えば、学校のほうから留守番電話、一応、教職員が電話対応の時間、今までは午後7時が留守番電話の対応スタート時間というふうになっておったんですけども、ただ、これを決定するときも、実は、「子どもたち、クラブ活動があるでしょう」であるとか、あるいは「保護者の方々が何か学校に対して連絡したいことがあるだろう」ということで、午後7時にしていたんですが、勤務時間等の関係からすると、やっぱり7時では遅いであろうと。各校からは若干早めたいんだといったようなご意見もいただき、教育委員会と協議し、この9月から午後6時ということで一応設定はさせていただきました。

当然、その6時と設定する折も、やはりその子どもたちのことをいろいろ考え、それでいけるかどうかというふうないろんな悩みを持った中で、6時でスタートしたんですが、今現在のところ、特に大きな問題もなく、午後6時で進めていけると。

あるいは夏休みに学校の閉庁日というのを設けているんです。つまり、学校の先生方は、土日以外の夏季休業中というのは当然勤務日ですので、そのときには日直の先生というのが必ずいらっしゃるんです。そうなりますと、お盆の時期なんかには休みを取りたいけれども、日直の加減でなかなか休みも取れない。教委からは、どんどん休みを取ってください、年休も取ってくださいということをお願いしている状況の中で、例えば「閉庁日3日を増やしていきたいんだけど」というような学校からの要望も承っておりますので、それもどれぐらいの日数がいいのかということも、今、協議している状況でございます。

あるいはスクールサポートスタッフというのが学校に入っていますが、学校のほうから、今、このサポートスタッフが学校でどんな仕事をしてくれているんだというような情報もたくさんいただいております、例えば資料の印刷、あるいは子どもへのプリントの仕分、小テストやテスト採点の補助、あるいは電話の対応、あるいはプリントの文書のファイリングであるとか、トイレトペーパー、石けん、アルコールの補充とかといったような、いろんなことをスクールサポートスタッフが今やっただけしていると。そんな状況の中で、学校の先生方の仕事のほうが若干軽減もされていっているという状況もあるということで、その辺、学校からの要望を受けて形を変えていくであるとか、よりよい環境づくりをするということで、要望を受けた取組、常にやっぱり学校長は、この校長連絡会以外のところでも、校長からの要望があれば、気軽に教育委員会には、こんなところを考えてほしいんだということによってこられますので、そこは、こちらは常に対応していっているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひ、現場の声ですからね。前も何かの会議で、電話対応を1時間早めた、もうそれは本当にいいことやなと思います。

教員の働き方改革ということで、ちょっと大きなテーマにしていまして、実は中央教育審議会特別部会、これがたまたま8月28日の夕方のNHKニュースライブを見ていたんです。そのときに、先ほど来、現場の熊取町の状況も聞いている中で、本当に今、先生方が大変だということで、この中央教育審議会特別部会というのが緊急に取り組むべき施策を盛り込んだ提言をまとめるということで、この提言が出ましたよと。そういうきっかけの中で、テレビですので、いろいろ編集をされていて、まず現場の先生方の声を聞くところから始まっていくことがありましたんで、ちょっとご披露したいと思うんです。

ある先生は、その先生だけなのか、その学年なのか分からないんですけども、夏休みの宿題をなくしました。そのメリットは、もうとにかく2学期が始まったら宿題の丸つけに追われて大変なんだよと。僕も想像するに、それもあるやろうし、子どもたちは、7月、8月と長い休暇の後で、9月やから、また学校生活を再スタートするに当たって、いろいろ目配りせないかん時期に、自分はずもそういうこともせないかん。ですから、宿題をなくしたことによって、丸つけの時間が2学期で、まあ言うたらシフトチェンジができると。今言ったように、子どもたちに向かい合う時間であったり、自分の新しい2学期の授業に対するとか、そういう時間がつくれる。そういったことをおっしゃっていたのがすごく印象に残りました。

先ほど冒頭のほうで、先生の学校にいる時間なんかのこともおっしゃっていたんですが、この中央審議会の緊急にまとめないかんという状況の中で、やはり一番きっかけになったのは、残業時間の統計を取っておられるんですね。数字は重複するか分からないんですが、全国的な話なんですけれども、残業が月40時間を超える教員の方が、中学校で77.1%、小学校で64.5%あったんですね。その上に、数字を重ねて聞くと、過労死ラインと呼ばれる月80時間相当の可能性がある先生が、中学校で36.6%、小学校で14.2%、まだあったというんです。これは文部科学省が約3万5,000人を対象に、昨年10月、11月の各1週間の実態調査をして、この数字を基にしたと。そういうことから、中央教育審議会特別部会は、繰り返しますが、緊急に取り組むべき施策を盛り込んだ提言をまとめないかんということで、緊急提言を出されたんです。社会全体で一丸となって課題に対応する必要があるんだと。そういうことで4つの提言が出ております。

ご披露しますと、1点目は、教員以外の分担、負担軽減策。例えば、登下校の対応、校内の清掃、休み時間の対応。今、例えばで3つ出しましたが、14の業務について、地域の人、他のスタッフでできるものは代わってもらおうというような提言ですね。

2つ目は、年間の授業時数の見直し。1,086コマ以上の学校に対して。

3点目は、学校行事の重点化あるいは準備の簡素化。

4点目は、教科担任制の前倒し実施。これはどういうことかといえば、例えば理科であったり体育、高学年の中で、専任の先生に任せる。これは中学校のイメージですよ、これを小学校で実施すれば、小学校の高学年で実施すると、担任の先生の授業時数が週に3.5コマ軽減できる、こういう提言が出されています。社会、理科、外国語活動、体育で、それぞれ担当を決めて実施をする教科担任制みたいな形ですね、それをすると、3年、4年で実施ということがついているんですが、子どもたちのメリットは、いろんな先生の授業を受けるメリットがある。先生側は、同じ授業を2回できるため、教材の準備の軽減になる。1回準備して、自分のクラスだけでやったことじゃなくて、隣のクラスでもそれができるといようなメリットがあるんじゃないか。

現行行われている取組として、休み時間の例えば見守り、これを、今までであれば、映像で私見たんであれなんです、グラウンドで先生が4人、大きな校庭の中で先生が立っているわけです。4人当番制。そこにPTAの人に2名入ってもらおう。そうすると、提出物を見る時間に割ける、その軽減によって。子どもたちと関われる時間になる。

子ども側のメリットというのは、これは先生方が、子ども側にはこういうメリットあるんじゃないかということの意見の一つなんです、自分たちを見守ってくれているのは先生だけではないんですよ。ほかの、学校の先生じゃない大人も見守ってくれるんだという自覚を覚える。

こういうふうな提言が、普通、紙で、これが提言やと見たら、ああそうかぐらいで終わるんですが、それがNHKのニュースライブでは、すごく映像を含めて編集をさせていただいて、私も何度も見て、こうやって書き写したりもしながら、結構腑に落ちたんです。

ですから、本当に先生の働き方改革、何から手をつけたらいいんやろ、やらないかんことは、テーマとしては絶対必要やけれども、そういう意味では何か一つのヒントを与えてくれるような報道であったなというふうなことで、今回こういう質問をさせていただきました。

いずれにしても、僕らが子どもの頃を思ったら、先生ってもっとゆとりがあったと思うんです。

宿直もありました。宿直のときに、「今日、学校におるから、おまえ、ちょっとテストあれやったら、ちょっと来い」とか、呼んでくれて、先生とラーメンを食べもってそんな話をしたり、何人か呼んでくれていたりとか、そういう先生とは今でも年賀状をやり取りやっていると、そういう、先生も本当にゆとりと、もう本当に親身になってそれぞれの子どもの特性に合わせて、授業を教えるだけじゃなくて、何かもっと大切なものを学んだような、僕は何人も恩師がいますけれども、そういうふうな先生のイメージがあるんですね。

ですから、このご時世の中で、初めの話に戻りますが、幾ら競争率が減ったといたって、難関の試験で、それと、人を育てるといふ本当に重要な職業を選んで来られる先生方ですので、今の現職の先生、フレッシュからベテランまで学校っていますけれども、今はこんなやということだけではなくて、やはりこういう問題点を先輩としても持っているんやけれども、おまえらも含めて、新しい人も含めて、改革していこうなというような、風通しのよい熊取町の小・中学校であってほしいなというふうに実は思っております。

ですから、今、試験に通って胸躍っていると思うんですね。どこに配属されるかが一番心配なところやと思うんですけども、結果的に、こういう受入れの熊取町教育委員会、こういう理解があって、そこに来た先生方は、そこがスタートで、長い教員生活をスタートするんで、ぜひとも、見て、忙しいな、しんどいな、ほかの仕事を選んだらよかったなというようなことがないように目配りいただいて、対話をさせていただいて、やっぱりいい先生、教育者を、一緒に後輩を育てていくような雰囲気各学校の先生方にもお伝えさせていただいてやっていただけたらなという、今回の1点目の僕の目標はそれなんです。よろしくお願ひしたいと思います。

理事、何かまとめで。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、3つ目ご質問いただいています、具体的にどういった取組をしているかというところ、ご答弁させていただきたいと思ひます。

町立学校における働き方改革につきましては、従前より、出退勤管理システム、留守番電話や校務支援システムの導入、学校閉庁日の設定及びスクールサポートスタッフ等外部人材の活用など、様々な取組を進めてまいりました。加えて、児童・生徒の支援を行うSSW、スクールカウンセラー、介助員、学校図書館司書等の配置により教職員の負担が軽減されております。令和4年6月には改めて、教育委員会、校長等管理職、各教職員が働き方改革を進めていくための当面の取組方策を取りまとめ、負担軽減を図る枠組みとなる制度と、それを運用する教職員一人一人の意識改革を両輪として、継続的に各校の特色や、実情に応じた取組を着実に進めているところであります。

また、本年度の新たな取組としましては、部活動指導員の導入、在校等時間の長い教職員に対する医師の面接指導に加え、従来午後7時としていた留守番電話対応時間を9月より午後6時に一時前倒しいたしました。また、既に運用している健康観察アプリを活用した、保護者と学校間の連絡のデジタル化や、グループウェアを活用した教職員間の情報の共有等について、令和6年4月を目安にさらなる校務の効率化等を図ることとしております。

なお、これらの取組を進めるに当たり、11月24日付で教育委員会より保護者宛て、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。

教育委員会といたしましても、今後、より一層、長時間勤務の是正を図る取組を進めていく等、教職員の健康を守るため、働き方改革を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

一つ一つ積み上げで今の数が出てきたと思うんですけども、学校の先生というのは本当に、この業務、この業務、子ども1人を考えても、これをやっというあげなあかんわという、それぞれがあるんで、計り知れないほど個々に応じてあると思うんで、ぜひとも、もうベテランになれば、こ



うやっつしんどいのは当たり前やみたいなことなんです、今から、この4月に来る人を大事にすれば、一番初めに戻りますけれども、やはり先生の仕事というのを、もっと本来の子どもたちの成長と一緒に見守れて、影響を与えられる仕事なんやという生きがいを感じてもらえるような、この4月から来る人、この2、3年の人も、思ったよりしんどいわと思っているはずなんです。だから、そういう風通しを、いつでもそういう悩みを聞いてあげたり、優しくアドバイスしていただいたり、一緒に汗をかいたり、一緒に悔しがったり、そういう仲間的な、先輩、後輩はありますけれども、ぜひそういう学校の先生の雰囲気をつくっていただけたらと思いますので、よろしく願いします。

それでは、2点目の学校部活動の地域連携・地域移行についてのほうに移らせていただきます。

スポーツ庁は、令和5年度から、休日の部活動の地域連携・地域移行を始めています。資料のほうは、ちょっとたくさんつけさせていただきます。

2の①、これはスポーツ庁の「令和5年度から、休日の部活動の地域連携・地域移行が始まります」という見出しから、なぜこの改革を進めるのかとか、部活動の地域連携って何やとか、いろいろ2枚で、こういうふうカラーでできておりました。

先ほどの話ではないんですが、やはり今、学校の先生方の負担とか、そういうことにもこれはつながってくると思うんですが、私が所属しております総務文教常任委員会、それと事業厚生常任委員会も含めて、11月8日の日に長崎県の長与町へ部活動地域移行の勉強に行っていました。

この部活動の地域移行というのはどういうことやということから、そして具体的に進んでいる先進的な取組をやっているところで、資料として、2の②でつけていますけれども、これをスライドで見せていただいて、教育長がこれの仕掛け人でして、非常に熱い教育長のお話もお伺いしながら、地域移行というのはこういうことやねんということも腑に落ちましたし、そのやる気もすごく感じてまいりました。

1番目の先生の軽減ということも踏まえて、少子化というようなことも踏まえて、この地域移行についてのスポーツ庁の方針については、私も大賛成やなというふうな思いから、今回、2点目のテーマに上げさせていただきました。

時間のこともありますので、この熊取町のスポーツ庁の令和5年度からということについての取組への考え方について、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、文野議員の学校部活動の地域連携・地域移行についてご答弁申し上げます。

まずは、1点目の取組への考え方についてでございます。

学校部活動改革につきましては、令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインがスポーツ庁及び文化庁から示され、その大きな方向性として、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動改革に取り組む必要があるとされたところです。

学校部活動改革に当たり、既にある学校の部活動に関して、部活動外部指導者や部活動指導員の導入といった人材を活用することなどや、地域のスポーツクラブや関係団体が受皿となって部活動を移行していくという枠組みも今後必要となってくると認識しております。

一方で、子どもがスポーツや文化芸術活動をしたいと思ったときに、活動の場が学校の部活動だけしかないというのではなく、地域で実施できるという選択肢を新たに設けるということも重要であると認識してございます。今後は、他市町村の先行事例や、国が今年度実施する部活動の地域移行等に向けた実証事業の成果を参考とするなど、国の動向を注視しながら、地域の関係団体との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

まさに、この地域へ移行するということについての答弁としては完璧やと思うんです。今回、冒頭言いましたように、長与町に行かせていただきました。ここは、熊取町とちょっと似通ったところ、似通ったというのは、今、クラブ活動が学校だけのときではなくて、もっと広く地域に広めてということで、ここの長与町というのが、小学校が5校、中学校が3校なんですね。そういう意味では熊取町とも同レベルの規模であるし、クラブ活動についての悩みであるとか、人材の確保であるとか、安全面をどうするかとか、継続してどうするかとか、そういったこともほんまに熊取町とよく似た地域やと思うんです。

その中で、ちょっとはしよりますけれども、2の②の資料を見ていただいて、この推進をするときに、現在の長与町地域スポーツ活動が12種目で429名が参加で、指導者が124名おると。やはり学校の外に出て、中学生、子どもたちが集まるわけですから、誰でも指導者、自称サッカーの俺はコーチやとか、それでは基準がないわけで、そういったスポーツ活動をする地域のところで一定の勉強をしてもらう、セミナーを受けてもらう、講習を受けてもらうというような形の中で、ここのスライド番号でいえば14番のところを見ていただけたらあれなんですけど、長崎県の長与町へ行って渡された資料に、この指導者確保の右側、長与スポーツクラブNSCの取組で、「公認指導者資格プログラムの開催、受講支援」というところで、「大阪体育大学の運動部活動指導認定プログラムの開催、認定プログラム受講費」ということで書いているんですね。熊取町にある体大の名前が長与町で出てきたので、あと思ったんです。

ここはまたじっくりこの資料を読んでいただけたらいいんですけども、以前からやっぱりこういうスポーツ活動というのが地域でもある中で、この後のあれになるんですけど、いろんな地域移行のやり方というのは、それぞれの自治体に応じてやっているんですけど、長与町はこういう、もともとある長与スポーツクラブということを土台として、それを中学の運動クラブを地域で受け入れよう。しかし、コーチの認定、指導者の認定は、大阪体育大学の認定プログラムを受講して、受講費を払って、その資格を取って、それに通った人が受入れのコーチになる、指導者になる、こういうことをやっているんですね。熊取町にあるところやなど、まず、そこで思ったんですね。

ですから、今後、熊取町の取組のお考えを聞かせていただきましたけれども、それと、時間的なこともあるんであれなんですけど、後ろのほうの資料には、先行して実施している4つの自治体を書いています。

2の③は、富山県黒部市です。ここは受益者負担での制度構築をしています。

2の④は、東京都日野市です。地元企業、地域と一体となった部活動です。

2の⑤は、茨城県つくば市、学校が主導する部活動改革で地域移行しています。

ちょっと番号を振るのが抜けたんですけど、最後が愛知県半田市、2の⑥と入れておいてください、総合型地域スポーツクラブでの取組が中心になってやっています。

まだまだそういう、この令和5年度からですけども、先行実施をしているところ、実験しているところがあるんで、今日は4つの資料をつけておるんですけども、それぞれアプローチの仕方は違います。しかし、そこに登場するのは、スポーツをやっている中学生、クラブ活動を学校でやっている。それを地域移行、子どもの数が減ってくる、指導者の負担がある、もっと言えば、学校によったら、野球部はここにはあるけれども4人しかおれへん、試合ができへん。しかし地域のところへ行ったら、そこのチームでスポーツができる。あるいは、このクラブをしたくて、ここの中学校に来たけれども、サッカー部がない。しかし、地域のそこへ行ったら練習できる、サッカーができる。やっぱり中学生ですから、行ったところのないことをしたくても、しかし、数が、そこへ行けばその一員となれる、こういうふうなメリットがあるんじゃないかなというふうに思っています。

ちょっとはしよるんですけど、様々な先行事例があるんですけども、熊取町はどんなプランというか、そういうのを検討しているか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、2点目のご質問、どのようなプランを検討するのかについてのご質問ですけれども、先行事例の紹介として、今、文野議員おっしゃられたようなスポーツ庁あるいは文化庁の取組の事例紹介だけではなく、新聞紙上などでも様々な取組が紹介されており、こうした事例を今後も研究していきたいと考えておりますし、地域の資源として、スポーツや文化関係団体、町内大学、あるいは既存の子どもの居場所づくり事業の中で、熊取町の地域特性に合致するような部活動改革とはどういったものかを模索し、多方面の関係者の理解を得ながら、実施可能なところから慎重に進めていく必要があるかと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）そしたらもう、3番目も、タイムスケジュール。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）続きまして、3点目、タイムスケジュールについてですが、既に学校部活動改革に向けた関係課を集めた検討会議や、先行事例の研究を進めておりますが、今後、これらの検討、研究を継続するとともに、学校部活動や、新たな地域クラブ活動の在り方について、町職員以外の関係者も含めた協議、検討組織についても並行して進めてまいりたいと考えております。

また、学校部活動の新たな選択肢として、既存の部活動にとられない新たな取り組み、試みについても、併せて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

非常に柔軟な発想でやっていただくべきもんやと思うんです。スポーツ庁なので、クラブ活動、何も僕は運動部だけではないというふうに思うんですね。中学校には文化系のクラブもあります。そういった意味で、ぜひ、この中学にはこれがあるけれども、ここではないというようなことがあります。1人でやってもつまらないけれども、みんなでやったら楽しい。

例えば、もう完成間近ですけれども、新しい町民ホールができますね。そこに熊取町吹奏楽団をつくらうということで、ご尽力いただいています。理事にも汗をかいていただいていますけれども、そういう中で、例えば、熊取町の中学校3つある中で、1つの中学はブラスバンドがない、しかし、そこでも、絶対楽器をやりたいのになと思う子がおるはずなんですね。ですから、今回、そういう一つの例が本当にできますよね。今、4月からスタートしようという思いで汗をかいていただいているんですけど、そういうことも踏まえて、文化クラブ系の人たちも、そういうところへ入れていただけたらいいと思うんです。

今想定しているのは、社会人であったり、もうちょっと高校以上の子だったりするんですけども、みんなそろって練習するというのは、土曜日とか、日曜日とか、夜になったりとかあると思うんで、中学生は、そういう時間帯はあれやと思うんで、平日そこに集まってやるとかね。合唱であれば、北中にはあるけれども、ほかにはないとかね。コーラス、やっぱりみんなと、ブラスバンドもそうですけれども、楽器、声を合わせて協調してやる、1人では絶対味わえない楽しいものなんですよね。ですから、今回このホールができることによって、そういう文化面での文化部の地域移行というか、一つのメニューとして、ここへ来たら好きな歌が歌えるよ、楽器もできるよ、練習できるよというようなことも併せて、これから楽しみの一つとしてメニューに入れることも考えていただけたらなというふうに思います。いかがですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）貴重なご提案、本当にありがとうございます。

文野議員おっしゃるように、文化系の部活動、これに関しては、運動部活動とともにセットで考

えていく必要があろうかなというふうに思っております。

今、このホールのオープンに先駆けて吹奏楽団の団員募集をさせていただきまして、そこには募集の要件としては中学生以上ということで設定をさせていただいております。公立ではないんですけども、中学生も何人か参加はさせていただいておりますが、将来的には、学校の吹奏楽部に関しても、この熊取吹奏楽団というところに、どういう形で、移行ということを書いていいのかわからちょっと分かりませんが、学校の部活動の場所としてもホールは使えるかと思っておりますし、この部活動、吹奏楽団の中で一緒になって活動していくということも考えられると思っておりますので、いろんな面で、総合的にそこは地域にとっていい方向、あるいは学校部活動をする生徒にとってもいい方向で、何ができるかというのはこれからも考えていきたいなと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひ、立派なものができるんやから、本当に誰でも気軽に、そして、ずっとあの空間を空けていたらもったいないですからね、せっかくええのができるんやから、いっぱいメニューを考えて、みんなが楽しめるような場にするためにも、この地域移行、文化クラブを含めて、やっていけたらなというふうに思いますので、今、理事の答弁を聞いて本当に共鳴しました。しっかり、お互い頑張ってやっていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時20分まで休憩いたします。

---

（「14時58分」から「15時20分」まで休憩）

---

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議席5番、田中豊一議員から早退の届けがありましたので、ご報告いたします。

次に、渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めはHPVワクチン接種についてです。

ちょっと資料を見ていただきたいと思っております。すみません。申し訳ありません。

まず、資料の3ページのところなんですけど、HPVワクチンといいますのは子宮頸がんにつきますのでの予防ワクチンということになっております。予防するワクチンということで、その子宮頸がんにつきますので少し説明をさせていただきます。

資料の3ページに書いてあるんですけども、日本では毎年約1.1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が子宮頸がんで亡くなっている。また、若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんであると。患者は20歳代から増え始めて30歳までにがんの治療で子宮を失ってしまう（妊娠できなくなってしまう）人も1年間に約1,000人いるというところでもあります。

そういった状況の中で、子宮頸がんに苦しまないためにということで2つのできる施策があるというところで、予防できるというところで、1つ目がHPVワクチン、ヒトパピローマウイルスというんですか、そのワクチンを接種して予防する。2つ目が子宮頸がん検診を受けるという、その2つが予防策としてあるということ。まず、前もってそのことだけちょっと説明をさせていただきます。

その上で質問をさせていただきます。

昨年、令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開されました。あわせて、積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代に対してもキャッチアップ接種が開始されました。

資料の1ページ、これ厚生労働省が出した資料なんですけれども、その上に書いてありますが、

平成9年度生まれから平成18年度生まれの女性がキャッチアップ接種対象者世代となっております。現在17歳から26歳の女性になるかと思えます。そのキャッチアップ対象世代はワクチン接種率が1%未満という学年でありました。国のほうで積極的勧奨はされていない、そういった世代でありましたので、そういった感じで1%未満という数字になっております。将来の子宮頸がん罹患を減らすためにはこの機会に接種を進める必要があります。しかし、公費で接種できるキャッチアップ接種は令和4年、昨年4月から令和7年3月までの3年間の時限措置となっております。期間内に3回接種を完了するためには令和6年9月までに、来年9月までに1回目の接種を開始する必要があります。というのは、3回接種するためには6か月の期間が必要だからであります。

そこで、まず1点目ですが、キャッチアップ接種対象者の接種状況についてお聞かせください。  
議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、HPVワクチンについてご答弁申し上げます。

まず1点目、キャッチアップ対象者の接種状況についてでございます。

初めに、これまでの経過を簡単に説明をいたします。

子宮頸がん予防ワクチンであるHPVワクチンは、平成25年4月から予防接種法に基づいて定期接種がスタートし、対象となる小学校6年生から高校1年生の女子は無料で接種することが可能になりましたが、定期接種化直後から接種後に体の痛みや運動障がいといった症状の報告が相次いだため、平成25年6月からワクチン接種の積極的勧奨を差し控えていたというところがございます。その後、令和3年11月に専門家の評価において積極的勧奨を差し控える状態を終了させることが妥当だとされたことに伴い、令和4年度から他の定期接種と同様に個別の案内を再開することとなりました。

また、積極的勧奨を差し控えていた期間に定期接種の機会を逃してしまった平成9年度から平成17年度生まれの女子に定期接種と同様に無料で接種できる機会としてキャッチアップ接種が設けられ、これらの対象者に対し、個別通知により接種勧奨を行ったところがございます。

キャッチアップ対象者の接種状況でございますが、現時点で対象者数は2,139人で必要接種回数3回の接種を完了している方は608人、28%となっております。また、3回全ては完了していませんが接種を開始している方を含めると750人、35%ということになっております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 説明もしていただきありがとうございます。

対象者は2,139人ということで、3回接種された方が28%と今ご報告いただきました。1回でも打った方が35%ということですが、令和4年度と令和5年度では人数は分かりますか。分からないですか。今5年度は途中かと思えますが。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 人数ではちょっとそれぞれの年度での把握はできていないんですけども、接種回数で言いますと令和4年度で278回の接種回数、それと、これはもうキャッチアップだけですけども、令和5年度10月時点、半年経過した時点で206回の接種回数ということになっております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

接種率から見てまだまだ少ないのかなというところで、ちょっと年度別にも聞かせていただきました。この分につきまして、接種につきましてどのように勧奨されたのか、ちょっとご説明お願いしたいと思います。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） キャッチアップ対象者の周知なんですけれども、令和4年度から3年間

ということで、まず令和4年6月にキャッチアップ対象者で未完了者全員に積極的勧奨になりましたというところで予診票と、それとあと国が示すワクチンの説明パンフレットを全員にお送りをしております。その後、今年度、5年度に入りましてからまた新たにキャッチアップの対象者に入ってくる方、具体的には高校2年生になる方なんですけれども、その方に対して個別に通知を送らせていただいております。それと、あと今年度6月ですけれども、その6月の時点で定期接種の対象者、それとあとキャッチアップの対象者で未完了の方全員に対してはがきで全ての方に勧奨通知を送らせていただいたというところでございます。

今後も、3年間で期間がありますので、また勧奨というのを積極的にやって、できるだけ希望される方には打っていただくように努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

4年度も、また5年度もそういうふうに個別通知を出していただいているというところ、ありがたいかと思うんですが、今回資料の中にもつけさせていただいたんですけれども、まだまだ情報が行き渡っていないというところがありまして、次の資料の5ページのところにHPVワクチンに関する調査というもので厚生労働省のほうで調査されたんです、その理解度に関する調査、情報収集の実態に関する調査というものをされまして、その調査の結果について資料をつけさせていただきました。その中で、6ページのところにもあるんですが、そのワクチンについてまとめとして書いてあるんですが、HPVワクチンについてという、真ん中のところ辺にあるんですけれども、政府がHPVワクチンの接種を勧める取組を再開したことについて、いずれも対象者本人の53%、また保護者の23%が「知らない」、「聞いたことがない」と回答したという、もう本当に本人自身がワクチン接種についてそういった積極的勧奨をする取組を再開したことを知らなかったという。

そしてまた、それがまた自費ではなくて公費で接種できるんだ、そういう機会があるんだということ、それについても知らなかったというのが、次のところにもあるんですが対象者本人も53%、保護者も26%が知らなかったという、そういうふうな結果があったというところが、そのまとめとしてあるんですが、その分につきまして、ずっと繰り返していただきまして、16ページのところでその調査の結果が載っています。この子宮頸がんという病気についてどういう病気かというのは「知っている」というのは50%程度いるんですけれども、ワクチンについて「知らない」という方が、やっぱりワクチンの接種方法や必要な手続について知らないという、分からないという方が50%いるという、この表にあるんですが、これアンケートの結果をまとめたもの。

だから、そういうことがあるというところを見たときに、通知は出しているんかと思うんですが、まだまだ個別に通知出しているんかと思うんですが、対象者の方にその情報がまだ行き渡っていないのかなというところを感じるわけなんですけれども、そういうところについてちょっとどのように思われますでしょうか。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 熊取町といたしましては、できるだけHPVワクチンが積極的勧奨になった、無料で打てるということを知っていただきたいというところの中で、これまでの取組を進めてきたところでございます。ただ、今回、議員が示していただいた資料の中でこういった結果も出ているということは、これはまた我々としても国全体の状況としては受け止めさせていただきたいと思っております。当然、来年度の予算編成の時期でもあるんですけれども、その勧奨の経費であったりとか、そういったことも予算の中に組み込めるように努力していきたいというふうに考えております。あと、いろんな媒体を通じてのPRも考えていきたいと思っておりますので、接種を希望する方にできるだけ多く打っていただけるように努力していきたいということで考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

2点目にもなるんですけども、結局公費で接種できる期間というのが令和6年度までというふうになっていますので、その対象者というのが本来に来年度期限を迎えるわけですので、そういった対象者につきましては再度また情報提供をすべきではないか、期限が6年度までですよというところで、しっかりとまたその辺の情報提供をせなあかんのかなというふうに思うんですが、その辺のところにつきましては、今もちょっと答弁は予算を取っていくようなお話もありましたが、ちょっとその辺のところ、どうするのか、対応についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）先ほどもご答弁させていただいたところですけども、これはもうできるだけ周知を図っていくというところで努力は続けていくということになるんですけども、2点目の質問ということでお答えさせていただきますけれども、接種の機会を逃した方への公費での接種期間につきましては、令和4年4月から令和7年3月までの3年間と設定をされています。したがって、この接種期間を過ぎた場合は公費負担の対象とはなりませんので、任意で接種いただくということになります。

本町といたしましては、令和7年3月までに接種を希望する方に、できるだけ多くの方に接種いただけるよう周知に努めてまいりたいと、ちょっと繰り返しの答弁になりますが、そういうことで進めていきたいと思っております。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）そうですね。その周知につきまして、またもう一度改めて個別通知ということは考えておられますか。新たになった方だけではなくて、対象になった方じゃなくて、もう一度そのキヤッチアップの対象者全ての方に。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）これは時期を見て、接種が開始されていない方に対しては全てまた個別通知をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ぜひともお願いしたいと思っております。

いや知らなかったということのないように、そしてこの厚生労働省の資料もつけましたが、なぜこのワクチンが有効なのか、打たないといけないのかといった、そういった資料もしっかりとつけていただいて、その内容について理解してもらえるように、そういった資料もつけて通知をしていただきたいなというふうに思うんですが、その辺もよろしいでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）資料をつけて封書で令和4年6月に全員に対してまずは送らせていただいております。今年6月には、はがきなんですけれども、一応このワクチンの内容、公費負担で打てるということ、それと期間、そういった情報を記載したはがきで通知をさせていただいたというところでございます。もう一度パンフレットを送付するかどうかというのは、ちょっと担当課のほうでまた検討したいというふうに考えます。

以上でございます。すみません。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）最初、令和4年4月に送っていただいているかと思うんですが、結局こういうふうに厚生労働省が出したアンケートの中で情報がまだ伝わっていないというところもあるので、もう一度パンフレットをつけて、もう一度個別に通知をしていただけたらなど。再度、もう最終なんで、この公費助成というのは、ということをお願いしたいと思います。お願いします。

また、町の広報とか、また今町のLINEとかもありますよね、そういったところの広報とか、また医療機関へのポスターとか、また熊取町内には大学がありますよね、3校ですか、ありますの

で、4校ですか、京大も入れたら。そういったところでの啓発ポスターというんですか、そういったものも効果があるのではないかなというふうに思うんです。それと、また成人式のときにもそういったお知らせというものも効果があるのではないかなというふうに、今度また成人式じゃない、二十歳の誓いでしたか、そういうところにもそういったものも掲示していいのではないかなというふうに、目に触れるところを増やすという、機会を増やすという、そういうことも考えていただけたらなというふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）がん検診のときにそういったPRをやっているのと同時に……

（「成人式でやっている。PR」の声あり）

健康福祉部理事（松浪敬一君）成人式でやっているのと併せて、町内の協力医療機関もございますので、そこを通じてPRをしたりとか、あと町のホームページ、あとSNSを通じてPRも併せてやっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

二十歳の誓いでは、がん検診を受けましょうというような、そういった啓発はしていただいているかと思いますが、このHPVワクチンにつきましても、また新たにちゃんと期限があるというところで、そういったものをつけてお一人お一人渡せる、来られた方の参加者の袋の中に入れていただいたらいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、3点目の質問ですが、肛門がんや中咽頭がん、尖圭コンジローマなどから男性自身を守る、そして将来のパートナーへの感染を防ぐという2つの意義があるため、厚生労働省は男性の、今度は男性です、男性のHPVワクチン接種の定期接種化を検討しております。男性のHPVワクチン接種の助成制度を創設する自治体も広がってきております。本町も男性のHPVワクチン接種助成制度を導入してはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは次に、3点目の男性のHPVワクチン接種の導入についてでございます。

HPVワクチンの男性への定期接種化については、現在国において審議中であり、方針が決まれば速やかに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

今、国のほうで定期接種化に向けていますので、またそのときには取り組んでいただきたいなというふうに思うわけなんです、今本町におきまして、男性のHPV感染による発症例とかいうのはありますか。肛門がんとか中咽頭がん、尖圭コンジローマといったがんの発症例というものはありますか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）ちょっとお時間いただいてよろしいですか。大阪府内のコンジローマの件数というのはちょっと分かるようですので、ちょっと調べてまた答弁させていただきます。ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

そういうものがあるということで、また分かったら教えていただきたいんですけども、この分につきましては、なぜ国のほうも定期接種にしようとしているのかといいますと、WHOによりますとこのHPVワクチン接種を公費でもう男女ともに接種している国というのがアメリカ、カナダ、



オーストラリアと先進国含めて57か国もあるそうなんです。日本は、HPVワクチン自身も、女性に対するワクチン自身も遅かったわけなんですけれども、承認が、今そんなふうにならぬように男女ともに接種が進められているというところで、そんなふうが増えてきております。

また、40か国では公費助成がされているというところなんです。また、進んでいるところはオーストラリアでは2028年には子宮頸がんの撲滅が達成できると、男女ともに打っているから撲滅が達成できるとされているとございます。また、なぜそうかというとならぬように男女ともにそういう接種をしているので、イギリスでは未接種のワクチンを接種していない人も感染率が下がってきているという。だから、みんながワクチン打っているから全体的に感染者が減ってきているんだという、そういう現実があるそうなんです。

だから、国も定期接種に向けて検討を進められているということだと思いますので、定期接種を待たずして、本町としては、今日本では8自治体が公費助成をやっているんですけれども、大体が東日本なんですね。青森県とか北海道とか千葉県とか群馬県とかでそれぞれの市町で取り組んでいて、8自治体だけなんですけれども、西日本でまだどこもやっておりませんので、西日本初、また大阪府初で熊取町が取り組んではどうかというふうにならぬようにちょっと提案したいんですけれども、いかがですか。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 男性へのHPVなんですけれども、男性に対しても、先ほど議員言われたように肛門がんであったりとか陰茎がんとかにかかる可能性がある。それと、あと性行為によって男性から女性にHPVウイルスが感染する可能性があるというところの中で、これの必要性というのかなり非常に重要なのかなという思いは持っております。令和2年12月に厚生労働省の薬事承認を受けて、今4価のワクチンは男性は打てる、任意ですから自費負担で打てるという状況なんですけれども、本町といたしましたら、これが定期接種化されたという状態になったときに速やかに対応していけるように準備を進めていきたいというふうには考えております。

任意接種と定期接種で補償内容というのが違いますし、あといろいろところで条件が変わってきますので、あと費用負担の問題も当然でございます。そんな中で、定期接種化というところで速やかに対応していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

そういうご答弁になるかなというふうに思っておりましたが、定期接種になりましたときには積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、2項目めへいきます。

2項目めですが、先日、国の2023年度補正予算が成立いたしました。乳幼児健診の対象を1か月児と5歳児を追加するという事業が盛り込まれたとございます。公明党が推進してきた5歳児健診なんです、それを国のほうで予算として盛り込んでくれたわけなんです、1か月健診につきましては産後ケア事業の中でも実施していただいております、承知しております。また、5歳児健診につきましては、軽度発達障がい早期発見につながることもう既に独自で実施している自治体もございます。私たち熊取公明党におきましても、二見議員が5歳児健診につきましては何回も質問していたかと思ひます。それが今年、そしてまた予算要望もずっとさせていただいておりました。それが国のほうでも予算を盛り込んでくれたというところでありたいことなんです、そこで1点目ですが、ようやく国が財政支援する方向ですが、5歳児健診の実施についてどのように検討しているのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 乳幼児健診の拡大についてのご答弁なんですけれども、その前にちょっと先ほど議員からご質問いただいた男性のHPVの感染なんですけれども、10月1か月で尖圭コンジローマという病気なんですけれども、大阪府内で47人、泉州という枠組みでは1人の感染者があ

ったというふうにデータとして出ておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、乳幼児健診の拡充についてご答弁を申し上げます。

まず1点目、5歳児健診実施の検討についてでございます。

乳幼児健診につきましては、母子保健法に基づき4か月児、1歳7か月児、3歳6か月児を対象に実施をしております。健診で支援が必要と思われる乳幼児については、保健師が発達相談や医師による相談につないだり、訪問、面接、関係機関との連携による支援を行っています。また、5歳児への対応としましては、定期的に町立保育所、民間園への巡回相談に発達相談員、理学療法士、作業療法士などの専門職も同行し、より丁寧に対応することで、5歳児も含め、年齢にかかわらず支援の必要性を判断できる機会を設けています。さらに、次年度就学を迎えるお子さんを対象に、5歳児相談を月1回のすくすく相談時に実施し、就学前に気がかりがある子どもの早期発見に努めているところでございます。

以上のように、発達面で支援が必要となる子どもの早期発見の機会を様々な形で設けておりますので、現段階では5歳児健診を実施することは考えてはおりませんが、今後、国が示す詳細な事業内容を把握するとともに、本町にとってトータルで効果が見込める事業であるかどうか注視してまいります。

いずれにいたしましても、保健師を中心に乳幼児健診や様々な教室、相談事業等を通して、また各保育所やNPO法人等の関係機関との連携の中で早期発見と支援につなぐように努めてまいります。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 町としては考えていないけれども、国が予算措置してくれるんやったらやってもいいよという考え方ですか。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） この5歳児健診の補助制度なんですけれども、先月29日に国が補正予算案を可決して、そこで補助金化がされたというふうな内容になっております。まだ補助要綱であったりとか、詳しい内容が担当課のほうにも下りてきていないという状況でございます。内部でも今話をしているんですけれども、5歳児健診、発達障がいを見極めるところの中でどういった形態でやるのか、人員体制であったりとか、果たして集団健診ということが示されていましてけれども1日で発達検査、発達のことを診ることができるのかとか、いろんな把握しなければいけないところがあるというところで、これからまたちょっといろいろ情報も集めていかないといけないというふうなことで、今保健師のほうとも話をしている状況でございます。

ただ、熊取町、これは3歳6か月から5歳の間で、3歳6か月のときに特に異常がなくて、5歳になったときに一定発達面でいろいろ出てくるんじゃないかというところを発見していこうという事業だと思うんですけれども、熊取町も3歳6か月から5歳の間、3歳、4歳、5歳というのは大体子どもは何らかの所属がありますので、うちの子育て支援課すくすくステーションにおいてはそこの保健師を中心に各園とも情報共有を密にしておりますし、保育所巡回というのも年数回、専門職と一緒に回ったりしています。熊取町の保育所は、以前からインクルーシブということで、障がいの程度にかかわらず同じ保育をするというようなやり方でやっていますから、そういった意味で保育所巡回というのかなり以前から充実した形でやっているということもございます。

あと、いろいろ地域のつどいの広場事業であったりとかホームスタートの事業もあります。そこから保健師との連携の中でいろいろ情報を共有することもございます。ですので、3歳半から5歳の間でいろんなすくすくステーションとの関係の中で情報収集をして保健師が対応していくと。保護者の共有が得られた段階で発達相談、それと医者につなげていくという取組もやっておりますので、5歳のときに初めて出てくるというのはあまり可能性としたら少ないのかなというふうには思っております。ですが、5歳児健診ということで、ここで出てくる可能性もあるということはそれ

は我々も思っておりますので、そのあたり町として本当に効果があるのかというのは見極めていかないといけないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

健診以外にもすすく相談、すすくステーションの中でいろいろ取り組んでいる、保健師も関わっていらっしゃるくださっている、その中で発達障がいに関しては掌握できているんだというふうなご答弁やったと思うんですけども、一応町としては取り組んでくださっているかもしれないんですが、健診として社会性、また集団性というところで新たな専門の方も入っていただいて、健診という形で、すすく相談ではなくて、一人一人みんな健診という形で、保育所ではなくて集団健診という形でまた取り組んでいただけたら、さらに少しでも早く発達障がいの方を発見できるのが一番子どものためにも、またそのご家庭のためにも必要なことですので、そういった面で国のほうも手当てしようということになったと思いますので、またその辺のところは前向きに取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと時間の都合で次にいきます。

その中で、2点目ですけども、これは平成29年9月定例会でも質問させていただいたんですが、発達障がいの早期発見について、大阪府がそのときはモデル事業として推進してきた社会性発達評価装置、ゲイズファインダーという、「かおTV」というんですが、その導入について提案させていただきました。ゲイズファインダーとは、子どもの目線の動きを測定することにより子どもの社会性の発達について評価する装置で、保護者と客観的な結果を共有し、子どもの発達への理解を深めてもらうための一つのツールとされております。

今回、この5歳児健診導入に関しまして、それと併せてこのゲイズファインダーを導入してはどうかというふうに再度提案させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは次に、2点目のゲイズファインダーの導入についてでございます。

ゲイズファインダーの中身について今議員がご説明いただきましたので、ちょっと省略させていただきますけれども、ゲイズファインダーの活用に当たりましては、発達障がいの早期の気づきや早期療育へのつながりが期待される場所ではございますが、その評価結果をもって発達障がいの確定診断となるものではないとされておまして、ゲイズファインダー実施により発達障がいの傾向が見られた場合でも、乳幼児健診による場合と同様に専門医による診断が必要となってまいります。

大阪府では、平成26年度から28年度までの3年間、発達障がい児者総合支援事業の乳幼児健診体制整備事業として、7団体がゲイズファインダーモデル事業などで実施しました。当時実施した7団体のうち、今も実施を継続しているのは2団体ということになっております。現時点では、近隣市町、岸和田市以南では実施している団体はないというふうな状況でもございます。

また、乳幼児健診で実施する場合、ゲイズファインダー実施に時間がかかり、健診受診者全員への実施が困難であるため、希望者のみの実施となることや、実施のための場所や操作するための人員確保が難しいことなど、実施については課題がございます。

したがって、ゲイズファインダーの導入につきましては現時点では考えてはおりませんが、大阪府内や母子保健事業において連携して実施している近隣市町の動向等も注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

発達障がいと言われて専門医のほうで診断受けてくださいと言われてたときに、その保護者の方がえっ、そんなことないよというところで、その診断に対して保護者の方が同意なかなかできないと

いうところにつきましては、そういった「かおTV」があることによって共通にそういう認識できるというもので、有効かということで以前提案させていただいたわけなんです、ちょっとなかなか今は難しいということですが、また近隣の状況を見て継続して検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次いきます。すみません。

3項目めは、蜂の巣駆除についてです。ご近所の方や地域の方からよく相談を受けるのが蜂の巣の駆除です。

まず1点目、蜂の巣の駆除について町にはどのくらい相談がありますか。2点目も併せてお願いします。そのときどのように対応しておられますか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、蜂の巣の駆除についての1点目、相談件数についてでございますが、6月から9月にかけての夏季を中心に、例年、年間約50件程度の相談をいただいております。

次に、2点目の町の対応についてでございます。

蜂の巣の駆除は、本来土地所有者または管理者の責任の下で行っていただくべきであり、専門的な知識や技術が必要である上、危険も伴うことから、町職員による駆除対応は行っておりません。相談のあった方には、害虫駆除を専門に行っている業者をあっせんしていただける一般社団法人大阪府ペストコントロール協会を紹介させていただいているところでございます。

なお、本業者の紹介につきましては、町のホームページにも掲載させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）はい、分かりました。

年間50件というところで、蜂の巣、本当に結構私たちも身近に蜂の巣を発見して相談を受けたりとかもしてまして、その中でどんなふうに町は対応しているのかということで聞いたら、そういうふうな業者を紹介して貰ったということは聞いているわけなんですけれども、そこで3点目になるんですけれども、ご相談をいただいた方から和泉市の対応というか、施策を紹介していただきました。その方は和泉市のほうにお勤めなので、今日も午前中、何か和泉市の、お昼からか、取組の紹介ありましたが、和泉市につきましては、防護服の貸出しを行っているそうなんです。資料41ページなんです、つけております。これ41ページ、ワンセットになっているんですが、そしてこういうふうにセットになっております。殺虫剤もついております。65歳以上の高齢者の方には、駆除費用として上限2万円ですけれども、補助しております。

熊取町も、防護服の貸出しや高齢者の方への補助を実施してはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）3点目の防護服の貸出し等についてでございますが、まず防護服の着用経験のない方の場合、完全に防護ができる着用になっているか、また駆除対応中、蜂が付近に飛来して危険な状態に陥らないかなど、自ら駆除を行う場合、一定のリスクが介在いたします。また、最近では感染症リスクへの懸念の高まりや、岸和田市以南の近隣市町では防護服の貸出しを行っていない状況であることを踏まえ、本町といたしましては、引き続き専門業者への駆除依頼を推奨してまいりたいと考えております。

また、蜂の巣の駆除に係る補助金の創設についてでございますが、こちらも繰り返しになりますが、本来は土地・建物所有者または管理者の責任の下で蜂の巣の駆除を行っていただくべきところでございます。したがって、引き続き先進市町を参考に研究してはいくものの、補助金の創設につきましては慎重に判断していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）和泉市のちょっと生活環境課ですか、そのほうに問合せしました。この防護服貸出しセット、殺虫剤も含めてセットで貸出しをやっているんですが、この防護服につきまして、どのくらいの申込みがありますかということをお聞きさせていただきましたら、令和5年度、今年度10月現在で100件を超える申込みがあったそうなんです。今感染症どうの云々と言っていました、やっぱり皆さんこれいいなということで。私もご近所の方、雨がっぱ着て水中眼鏡、あんなんしてマスクして自分で殺虫剤かけてやっている方がいらっしゃったんですけども、そういう方にはやっぱりこれ貸出ししてもらったらめっちゃありがたいかなと。今どこか使い方が慣れていないというようなことを言っておられましたが、和泉市では100件を超える申込みがあったということなんです。

和泉市は本庁と、アグリセンターともう一か所あるんですが、そこでは20件、これ新たに多いからまたアグリセンター、場所、和泉市は広いんで2か所で貸出しするようになったらしいんです。アグリセンターで20件あったということなんです。その防護服の購入費は1着幾らなんですかと聞いたら15万円と言うてました。3着ずつ用意しているということなんです。

これは、別に町としてはそんなこだわる必要ないんじゃないかな。町民のために、これを使う使わへんは町民なんで、準備してどうぞ使ってくださいという、そういった住民へのサービスというものもやっても別に問題ないんじゃないかなというふうに思うんですが、再度お尋ねします。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）やっても問題ないかという意味でおかれましては、それは問題ないかなというふうには思います。ただ、やはり基本的に、原則的にお持ちの土地や建物について、そこに対して公費を投入するということはやっぱり慎重に判断していく必要があるのかなというふうに思っていますし、和泉市はなかなかしっかりやってはるのは分かるんですが、近隣市町、また一方では安全面を理由に事業をクローズしている町も中にはあるということも聞いております。ですので、現段階、我々のほうではやはり原則的には専門業者を推奨していくという立場を取らせていただいた上で、問合せには丁寧に対応しているというような状況で、それはこの先も堅持していきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）やることは全然考えられないというふうな答弁やったと思うんですが、またちょっと和泉市のこのパンフレットをよく読み込んでいただきまして、本当にすごくたくさん来られているというところで、あらかじめ電話で予約していただかないと在庫ないですよというふうなことも書いてありますので、結構利用されているのかなというふうに思っておりますので、一つの本当に身近な住民サービスとして取り組んでも別に文句言う方はいらっしゃらない、住民の税金を使って今そういったものはできないというようなことのご答弁ありましたが、それは全然そういう住民サービスですので誰も文句は言わないかというふうに思いますので、再度もう検討していただきたいなというふうに思います。

補助につきましては、ちょっとなかなか和泉市はすごいすばらしい対応されているなど、高齢者の方に対して、要綱もつけておりますが、1人2万円というところで補助をしています、高齢者の方にこの防護服貸し出しますよと言っても、なかなか高齢者の方、そんなん着て駆除できないのでというところで、本当に住民に優しい施策を、高齢者の方に優しい施策を考えておられるんだなというふうに、和泉市の方の和泉市の施策すごいなというふうに思いました。

ちょっとちなみに、それでもどのぐらいの予算取ってんのかなと調べましたら、令和4年度の蜂の巣駆除の決算は38万1,400円でした。ですので、そんな目をむくほどではないかと思っておりますので、ちょっとこの分につきましても、もう一度、和泉市のほうにも聞いていただいて検討していただきたいなというふうに思いますので、時間の関係で終わらせていただきます。すみません。

次にいきます。すみません。

4項目めは転入促進についてです。

第2期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び熊取町人口ビジョンを達成させるための行動計画として、第3期転入促進アクションプログラムを令和3年4月に策定されました。二十歳から30歳代の若年世代を中心とした人口の増加もしくは確保により、生産年齢人口の減少を鈍化させることを第1の目標とするとされており。また、転出の抑制、転入者の増加による社会増減数の増加を第2の目標とするとされており。その第3期転入アクションプログラムの計画期間は令和3年から令和5年度までとなっております。

1点目ですが、社宅誘致と三世代近居等支援、この2つのプログラム、このプログラムの成果と課題についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、転入促進について答弁申し上げます。

ご質問の1点目、第3期転入促進アクションプログラムの成果と課題につきましては、同アクションプログラムに掲げる三世代近居同居等支援制度や社宅誘致支援制度のインセンティブ施策に取り組んできた結果、令和4年における社会増減の総数が37人の転入超過となっております。とりわけ0歳から4歳、30歳から39歳の年齢層における社会増が顕著であり、プログラム期間中2か年連続で転入超過となるなど、子育て世代から本町の子育て支援、教育関連施策をはじめとするまちづくり全体が評価された結果、本町が転入先として選ばれているものと考えております。

次に、課題としましては、インセンティブ施策のうち社宅誘致支援制度について、熊取町のみならず泉佐野・関空エリア事業者に対する営業活動や制度内容の見直しによる改善を図りながら運用してまいりましたが、プログラム期間中の3年間で申請件数が2件にとどまっており、事業者の積極的な活用につなげられていないことが課題であると認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

転入超過が0歳から4歳、そして30歳から39歳というところが37人の転入超過ということですが、このプログラムの中の二十歳から29歳の年齢層はどうなんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）158人の転出超過です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ここに問題がある、課題とはされないんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）以前もこういうお話、議論させていただいたかと思うんですけども、ちょうどこの二十歳から29歳、いわゆる社会人になって仕事を始めるという人生の中でも非常に転換期にあるというところで、その際に住むところをまずどう決めるのかというと、まず就職先がどこに勤めるかというところになれば、その決まった先にどうしても通える場所という形になってきますので、現状この年代の方については特に持家を持っているわけでもないの、やはりなかなか定着するのが難しいというところで、これは熊取町だけでなくほかの市町でも同様の傾向が出ているというところで申し上げますと、実際どういう施策で熊取町に若い世代を引っ張れるのか、なかなか難しいところというところで課題というふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）では、最初にその課題を聞いたときにそれは課題として上げていただけたらなというふうに思いました。課題、この20歳から29歳、どんなに転出超過を改善していくか、それは大きな課題かと思えます。

次、ちょっと2点目へいきます。

2点目、次期計画についての検討状況についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目、次期計画の検討につきましては、現在、これまでの成果と課題を踏まえ、また利用者アンケートを分析しながら次年度以降のインセンティブ施策について検討作業を進めており、しかるべき時期にその内容を明らかにしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）しかるべき時期というのはいつでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）まず今年度中になろうかと思えます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）今年度中。この分につきましては3月までですので、4月からは新たなまたプログラムを立ち上げるということですね、計画を。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）転入促進は、町のほうでいわゆる政策的な要素が非常に強うございます。

あと次年度以降の取組という形で、当初計上ができるのかどうかとか、また肉づけとか、現状、令和6年度の予算編成は骨格予算が基本で作業を進めていることもございます。令和6年度の骨格であっても実際にどれぐらいの金かさが出てくるのかというのは、実際年明けてからやっとまとまるような状況になりますので、その中で6年度から出発できるものはどれぐらいの量があるのかとか、また肉づけでいく分にやっぱりこれぐらいの財源が要るような調整なり、あと査定作業が待っていますので、そういう作業の中で決まっていくということとご理解いただければありがたいところでございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）その査定作業にはどのぐらいの時間がかかりますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）実質は1月中に査定作業を行って、あと役場の中の庁議、熊取町で言えば部長会にかけて議案として、予算案に乗るのであれば議案書の中身として議員に見ていただくような形と。それはもう通常のスケジュールと全く一緒なんですけれども、そういう作業でやらせていただいております。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）そしたら、今回は骨格予算というところもあってということですか。3月の予算ではまだ上がってこないということですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）その辺も含めて、どのタイミングにするかというのをそのタイミングで決めたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）この三世代近居等は継続するのか、またこの前あった社宅誘致はどうするのかというところについてもまだ検討中ですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません。三世代近居につきましては、やはりご利用いただいている方が非常に多いというのがあります。それと、実際おうち買って住んでいただきますので、定着していただいて長く住民でいていただけるという、そういう性質もございますので、これはできればという担当課としての考え方はございます。ただ、社宅誘致につきましては、12月補正でちょっと1件予算上げたいと思っているんですけれども、実際は先ほど申し上げたとおり実績があまり芳しく

なかったということで、そのあたりが次期のインセンティブの中でどう組み替わるかというふうな、そんな感じになろうかと思えます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、新規に取り組む分につきまして今検討中というところであれですね。

そしたら、3点目、一応就職期層というんですか、若年世代の、先ほどもありましたが二十歳から29歳のそういった方たちの転入策というものは今後、今回盛り込んでいただきたいなというふうに思っております、以前より要望しております奨学金返還支援事業、また新婚新生活支援事業を新たに導入することを検討しているのかどうか、お聞かせください。検討しているかどうか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 私は、ちょっと全般の奨学金返還支援制度についてご答弁させていただきます。

先ほどの坂上巳生男議員への答弁のとおり、奨学金返還支援制度に関する国の財政支援が事業費のおよそ3割にとどまること、加えて制度を新たに導入した府内団体がある一方で廃止した団体もあることから、現時点におきましては、本町の新たな転入・定住促進事業として導入することにつきましては、政策効果を慎重に判断すべきものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 廃止した団体もあるというふうに、やらない理由についてちょっと言ってはりましたが、廃止した団体はなぜ廃止したのかということにつきましては、そこは前回、私9月議会かで質問したかと思うんですけども、東大阪市は企業が多いです。だから、企業が返還を支援する、そういった事業にシフトしたんです。だから、そういったそれぞれの環境が違うんです。熊取町は、なぜこれを言うかといったら、大学生が多いから、熊取町にたくさん大学生が来てくれているのに、みんな二十歳から卒業してからは熊取町を出ていく。出ていかにするには、定住してもらうためには、転入してもらうためにはどうしたらいいかという熊取町としての環境の中で新たな転入策を考えてほしいということで、せっかく4年間学んで熊取町に住んで学習し、愛着を持っていただいた学生に熊取町に住み続けていただけるための施策をとということで、奨学金返還支援事業を熊取町としては取り組んではどうかということをご提案させていただいておりますので、その検討の中でもう一度、やらないことを前提に考えないで、やる方向で検討していただきたいことを要望させていただきます、何かあつという間に。すみません、以上をもちまして……

議長（河合弘樹君） ちょっと待ってください。もう一つ、松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 新婚新生活事業についての答弁書を用意していますので、ちょっと今読ませていただきます。

新婚新生活支援事業の導入について答弁申し上げます。

この事業につきましては、6月定例会でも少子化対策としてご質問いただいているところですが、様々なハードルを超えて結婚に至ることと思えますが、そのハードルの中でも、新生活を始めるに当たって必要となるまとまった費用の助成を行うものですが、6月でも答弁させていただきましたが、結婚に対する意識そのものも大きく変化している中で、婚姻を要件とする政策は慎重に考えるべきであるというふうに考えております。

現在、第3期子ども・子育て支援計画を包含し、令和7年度を始期とする（仮称）熊取町こども計画の策定に向けて取り組んでいるところでございますが、その中で18歳から39歳を対象とした若者の意識等の調査も行う予定でございます。対象世代がどのような施策を望んでいるかなどの調査も行っております。そこでいただいた意見などを基礎資料として、本町に必要な少子化対策も踏まえた施策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答



弁といたします。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございました。

以上をもちまして終了します。

議長（河合弘樹君） 以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、二見議員。

10番（二見裕子君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、質問は3項目をさせていただきます。

まず初めに、第1項目めですが、基幹相談支援センターについてお聞きいたします。

基幹相談支援センターはどのようなものかを教えていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） それでは、ご質問の1つ目の基幹相談支援センターについての1点目、基幹相談支援センターの概要についてご答弁申し上げます。

基幹相談支援センターとは、地域における障がい者相談の中核的な役割を担う機関でございます。その業務といたしましては、地域の拠点としての総合的な相談支援や専門的な相談支援及び成年後見制度利用支援事業、地域の相談支援体制の強化などを地域の実情に応じて行うこととなっております。これらの支援によって、障がいのある方が地域で自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う機関であり、令和6年4月からは市町村の整備については努力義務となるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 二見議員。

10番（二見裕子君） 分かりました。基幹相談支援センターについてお聞きをいたしました。

今言っていただきましたので、利用者が相談対応を支援まで必要とするサポートをワンストップで受けることができるという地域のコンシェルジュカウンターのようなものが基幹相談支援センターであるかなというふうに思います。障がいを抱えていることでいろんな悩みがあるけれども、どの福祉サービスで解決できるか分からないといった方の駆けつけ先であるというふうな形で相談支援センターを設置するようになっておるかと思えます。これにつきましては、今努力義務であるというところでありますので、次の2番目の質問になりますが、大阪府内基幹相談支援センターの設置自治体が43団体中36団体、令和4年4月時点ですが、熊取町には基幹相談支援センターの設置がありませんが、これにつきましてご答弁をお願いいたします。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） それでは、ご質問の2点目、熊取町が設置していない理由についてご答弁申し上げます。

本町は、基幹相談支援センターはまだ設置しておりませんが、町内の3法人に相談事業を委託しており、相談事業をはじめ情報提供や助言といった総合的な支援を実施しております。具体的には、社会福祉法人和光福祉会、社会福祉法人弥栄福祉会、医療法人爽神堂に委託しており、障がい者支援の経験があり、所定の研修を受講した職員が相談支援専門員として相談業務に当たっていただいているところでございます。また、委託相談をより円滑に進めるに当たりましては、町と3法人での定期的な会議の開催をはじめ、各法人とも密に連絡調整を図っております。

このように、3事業所がそれぞれの強みを生かし、相談員同士が顔の見える関係の中、連携を図りながら個々のケースに応じて対応を行い、基幹相談支援センターに準じた支援体制を既に構築していることが現時点において設置に至っていないという理由でございますことをご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）相談支援事業者との違いというところがあるかなと思うんですけども、その辺はどうなんですか。相談支援の事業所があるから、じゃそれでいいというふうになれば、今大阪府下43団体中36団体が基幹相談支援センターをつくるということはしなくてもいいというふうに逆に取れば、そんなふうになるのかなと思いますけれども、やはり基幹相談支援センターを設置しなければならないという努力義務ではありますが、それが国のほうから、また大阪府のほうから言われているというところをしっかりとちょっと見ていただかないといけないのかなというふうに思うんです。

障がいのある方、その相談事業者幾つかありますけれども、では個々にそれぞれの相談事業者にここに行ってあそこに行ってということではなくて、やはり障がいのある方にとっては本当にワンストップで1つのところに行けば全て、じゃこの相談はこの事業所でとかというそういう役割もあるのかなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）次の質問にも関係しますが、今の状態でいいとまでは思っておりません。本町においても、いかにこの基幹相談支援センターが設置できるのかということは課題であり、検討課題というふうに今までも思っていました。ただ、今の相談支援センターの方々がとてもベテランというか、優秀な方が多いですので、これはあっちですよとかいう形でなく、障がいの施設の方も精神のほうも見たりとか、そこら辺は大きく見ていただいたり、成年後見人のことにつきましても、少し範囲を超えた形の方であっても親身に個々に応じて相談は応じていただいているという体制は今のところはとっている状況です。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）基幹相談支援センターというのは、相談事業者への専門的な助言であつたりとかという、そういう立場もありますので、今3つ目に設置をいつするのかということと問わせていただこうかなというふうに思っているんですけども、既に府下36団体が設置をされているというところで、熊取町はいつも先進事例とかというふうにおっしゃっていて、なかなか後々にというところ、皆さんがやった後でというところが多いところかなと思うんですけども、もう本当に既に36というところで、堺市から以南で和泉市、岸和田市、高石市、貝塚市、泉佐野市と田尻町は一緒に、そして阪南市というところで開設をされているわけです。情報によりますと令和6年には泉南市も設置をするというところと、あと泉大津市につきましても開設に向けて動いているというところで、多分熊取町はもしかすると大阪府下一番最後になるんじゃないかなというふうにも思っているところでもあります。

なので、しっかりとその辺、いつ設置するのかというところについてもどのようにお考えなのかということで、3番、ちょっと説明をお願いしますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、3点目の設置時期についてご答弁申し上げます。

現在策定中である第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画において今後の施策を検討中ですが、基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務になることから、現在の相談体制を基盤に置きながら、令和8年度までの次期の計画の間に前向きに進めてまいりたいと考えております。

今後とも、地域や関係機関との連携を図りながら施策を推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）障がい者の施策推進委員会の11月1日に開催された議事録を見させていただいたところにも、令和8年度設置となっているがというところで、令和7年度にはできないのかというふ

うな委員のほうからの指摘もございました。何がネックになってできていないのかなというところかなというふうに思うんですけども、そのあたりは何がネックでできていないんでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）一応令和8年としておりますけれど、できれば1年でも早く、できたら7年度というふうには課としては思っているところです。ネックになっているところというのは何かというと、まず相談する人材、今相談に応じている方というのはもうベテランの方ですけども、それを包括する相談できる人材というところであるとか、あとは施設3法人に今委託しているその形をどのようにまた組み立てるのかというところを今検討している、調整中のところがございますので、ちゃんとその辺が定まった際には、令和8年としておりますけれど、少しでも早くそれが設置できるようにというのは努力していきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）基幹相談支援センターの人員というところですけども、一応必ずその資格を有した人材を配置しなければならないというのは決まりがないというふうにも見させていただきました。推奨できる基本的な人員配置基準というのは相談支援専門員であるとか、また市民相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などというふうなこともありました。人材というところはすごく大きいところかなというふうに思うんですけども、今相談事業が3つでされているというところで、この36団体中で委託で基幹相談支援センターを設置しているところもございまして、いろんなやり方があるのかなと思うんですけども、本当に障がいのある方が相談しやすい場所であると考えたときに、やっぱり役場じゃないかなというふうには思うんです。役場の中に設置することによって相談しに来やすいんじゃないかなというふうに、直営でやるというふうな考えというのはお持ちではないんでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）全体的には委託の方向では考えたいと思っておりますんですけども、内容につきましては、それも含めまして検討はしていきたいというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

最低限、本当に市民相談支援専門員という方がやはり要るのかなというふうにも思いますし、この専門員の方につきましては2018年に創設された専門員でありますし、大阪府でも令和元年度から養成の研修とかもやっているような状況でありますし、この方が地域での中核的な役割を担っていただけるのかなというふうに思いますので、しっかりと人員を確保しつつ相談の事業所にやっていただくというふうなこともありなのかなと思いますけれども、町としてしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

本当に前回というか、今の第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画が策定されたときにアンケートを取られていまして、その中に相談支援事業所にしてほしいことは何ですかということの問いかけがあったかなというふうに思うんです。それは、障がい者の福祉計画と障がい児福祉計画、両方とも問うような形になっているんですけども、やはり相談の内容等にこだわらず相談を聞いてほしい、また障がい福祉サービス等の制度等や、また相談内容について具体的なアドバイスをしてほしいとか、必要な関係機関との連携、調整等をしてほしいというお声のところやっぱり一番大きいので、今事業所同士連携されているとはいえ、やはり一つの事業所ではなくて基幹相談支援センターをつくることによって、しっかりと住民、支援を受けたいと思われている方に寄り添っていただけるような相談支援センターというのは必要じゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）議員おっしゃっていただきましたように、直営か委託か、今のとこ

る委託という選択を考えておりますけれども、これから考えるところです。議員おっしゃっていただきましたように、個々の皆様に、その人に応じて相談に乗っていくというのは基本で考えております。役場の窓口も常にそういう気持ちではやっておりますので、さらに町の窓口プラス相談窓口についても、これからは個々に応じた対応でさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

基幹相談支援センターは、本当に相談支援の中核的な役割を担うわけですし、身体障がい者、また知的障がい者の方、精神障がい者にわたる総合的にそういう方のご相談というところの役割は、発達センターであるかなというふうに思いますので、本当に障がいのある方、またご家族の方に寄り添う、今までもやっていたいただいているかなと思うんですけども、本当に寄り添うということをやっぴり前提に、早急の設置に向けて動いていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目にいきます。

2050年脱炭素社会に向けて温室効果ガス排出量を削減していくための取組についてというところで質問させていただきたいと思います。

熊取町は、地球温暖化による気候変動への対策に注力をしてSDGsが目指す持続可能な社会を実現するため、令和2年5月25日に熊取町気候非常事態宣言をいたしました。省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用の促進、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること、気候変動の影響に対応でき、災害に強いまちづくりを目指すとしています。

そこで、熊取町の取組についてお聞きしたいと思います。

1番目の2030年度までにCO<sub>2</sub>削減目標を達成するための取組は具体的にどのようにするのかということをお聞きしたいと思います。再生可能エネルギー導入戦略、熊取町地球温暖化対策実行計画の区域施策編のところの概要版の12ページに、2030年までに何をしたらいいのかということと、また14ページのところに「やってみよう」ということで、家庭における省エネの取組の効果というのも載せていただいておりますので、その辺も含めてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、1点目の2030年度までにCO<sub>2</sub>削減目標を達成するための具体的な取組につきましてご答弁申し上げます。

本町では、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指し、昨年度、熊取町再生可能エネルギー導入戦略及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定したところでございます。

ご質問の2030年度までの具体的な取組でございますが、当該計画において位置づけております2030年度の温室効果ガス排出量を基準年度である2013年度に比べ59%削減することを目標とし、そのための主な取組施策として、省エネ強化やエネルギーの効率化として住宅・建物のZEH化・ZEB化や高効率給湯器の導入、また再生可能エネルギーの利用といたしまして太陽光発電システムの導入促進、脱炭素交通と自動車対策といたしましてエコドライブの推進や電動車・充電設備の導入、廃棄物発生抑制等といたしましてプラスチックごみの削減や食品ロスの削減を図るなど、様々な分野において目標達成に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）この区域施策編がよくできていまして、それを見れば分かりやすいかなというふうに思うんですけども、12月4日、ホームページにゼロカーボンチャレンジですか、ホームページのほうに上げていただいて、本当に分かりやすい、見やすいものが上がってきているなというふうに思ったんですけども、これを町民のほうに周知をしていくというふうなことかなというふうに

思うんですけども、実際じゃこれをどう進めていくのかという提案のところも事業者、町民が提案できるようなフォーマットも載っていたんですが、これはただホームページに上げただけか、何かもうちょっと周知とかもしていく予定ですか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）早速見ていただいてありがとうございます。しっかりと啓発をやっていききたいなと思います。

この特設サイトは、議員ご指摘のとおり、住民の皆さんや事業者の皆さんがいろんなアイデアとか考え方等々を自由に発想していただいて、それを積み上げて、この12月4日に立ち上がったばかりなんですけれども、育てていくという視点も持ち合わせておりまして、どんどん内容を充実させながら、また後ほど答弁させていただきますが、補助制度などの構築なども考えておりまして、そういった情報をしっかりとその特設サイトに載せながら、分かりやすく情報発信をしていきたいなと思っておりますので、そういった意味でしっかりとこれを中心に今後は啓発をやっていききたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

周知というところでもうちょっと聞こうと思っていたのが、ちょうどホームページに載っていたので、タイミングよく何か周知されているなというふうに思いましたので、ホームページに載っているということをなかなか知らない方もいらっしゃるのかなと思うので、そこら辺はちょっと難しいところかなというふうに思いますので、上手に町民のほうにしっかりと周知して、ここから申込みできるよみたいな形でやっていただきたいなというふうに思っております。

2点目なんですけれども、脱炭素ロードマップにある家庭部門というところで今回ちょっとお聞きしたいなというふうに、具体的に家庭における取組というところで、熊取町はどのように推進をしていくのかというところをお聞きしたいなというふうに思ったんですけども、中長期の計画で2025年までと2030年までのところでもしっかりと示されているようなものもありますので、今何か考えているようなことはありますか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）2点目の家庭部門の取組の推進についてでございますが、まず住民の方々に対し、日常生活における身近なところで気軽に実践してもらえる省エネ対策として、エアコンや電気カーペットなどの適切な温度設定や、お風呂やシャワーの使用法の工夫など、家庭でできるCO<sub>2</sub>削減の取組例とその効果について、議員がおっしゃっていただいた12月4日に立ち上げましたカーボンニュートラルに向けた特設サイトの活用を中心に、情報の提供や住民の皆さんの行動変容に向けた啓発を重ねながら、一人一人の取組の実践を促してまいりたいと考えてございます。また、さらには省エネ対策や太陽光発電システム導入に係る経済的支援策としての補助金制度の創設などについても現在検討しているところであり、年度末には一定の補助メニュー（案）を議員の皆様にお示しさせていただく予定にしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

このところではちょっと違う部分で提案させていただこうかなというのが1点ありまして、和歌山県の環境生活課がやっていますわかやまこどもエコチャレンジというのを和歌山県ではやっています。子どもが家庭でエコ活動の率先者として家族一緒に楽しみながら取り組むことにより、水、電気、ガスを大切な資源として捉え、その資源の有効利用に関心を高めること、これは4年生の社会科で使うようなものです、環境に配慮した生活、5年、6年の家庭科についてが大体その体験の学習ということで、そのような取組をされていまして、これは当然学校教育のほうなので学校のほ

うも教育されているということで。

対象者が県なのでちょっと大きい単位ですけれども、4年生、5年生、6年生というところで、具体的な取組の内容については、住まいの中にエコシールを貼るといふ、何についてエコにするのか、水道にエコのシールを貼ったら水の出しっ放しとか、歯磨きするのに水を出しっ放しにしないでコップに取ってとか、そういう意識を子どもたちが自分がエコでやりたいというところにシールを貼っていくというのを大体夏の期間に家族と一緒に節電、節水、クーラーであったら1度下げたらどれだけ電気代がとくとかという、そういうことも踏まえて、あとごみの減量、そういうエコ活動の取組をチャレンジシートに記録をしていくということと、あとエコ活動の活動レポートをそれぞれがまとめて応募して、これについては入選があれば表彰もしていただけるというようなことを提案がされておりました。

和歌山県では、もう平成27年からこのエコチャレンジ活動レポートというのはされているようでして、今回ちょっとこれ探したときにエコシールを貼ってとかといって、それぞれいろんな楽しめてできるような内容がありましたので、すごく子どもたちがエコをやることによって、やはり親がそちらのほうと一緒にあって、1週間続けてじゃなくても取りあえず7日間というようなくくりでされていて、一応ホームページを見ていたら学校の指導の方針についても書いてくれていて、4年生では初めての体験なので、まずはエコシールを使って家庭の中のエコ活動を発見しようとか、5年生は2年目だから去年行ったことをまた再確認して去年のが続いているかなというようなことであるとか、6年生はもう最後なのでエコチャレンジ3年目のプロという形で、そのように子どもたちとも一緒にあってそういうエコ活動のチャレンジをしているというふうなことなんですけれども、熊取町でも何かそういう学校の中で、学習の中でというんですか、エコに対して何か子どもたちに提案しているようなものというのはあるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）小学校4年生の児童に対しまして、学校教育セミナーという形で講師の方、また環境課職員が出向きまして、エコであったりとか、あと地球温暖化に対する情報、例えばスライドで北極の氷が解けていっている、温暖化しているから氷が解けていて、そこの北極のシロクマの住んでいる場所がなくなってきているんですよとか、そういうものを見て児童はシロクマがかわいそうだというような感想、またそのためにはやはり私たちが日頃から温暖化対策、ごみを減量化していくとか、一つ一つのプラスチックごみの削減に向けた取組をせなあかんというのを身近で肌で感じていただいて、そういう授業をさせていただいております、またその後に感想も子どもたちからいただいてそれを見るんですが、いろんな感じ方をされている子どもさんがたくさんおまして、それは議員おっしゃったように、家庭でもこういうような話をするきっかけになりましたというようなそういうような意見、感想も子どもたちからはいただいていると。

ですので、やはりそれはいい機会と捉えまして、温暖化も一つですけれども、ごみの減量化とか、身近にできることもひっくるめまして情報提供、子どもたちとコミュニケーションを取りながら授業をやっていると、そういった機会は設けております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）セミナー的なのであれば、ほとんど受け身になるかなというふうに思いますので、そこでチャレンジシート的な、「じゃあどんなのをやったの」とか、「夏にこういうことを挑戦したよ」みたいなことが、これちょっと全員にというのは、やりたい人ってなるのかもしれないですけど、そういう形で何か提案して子どもたちが積極的に取り組んでもらえて、またそのチャレンジ活動レポートみたいな感想であったりとか、そういうのを、いつも環境のフェスティバルがありますけれども、そういうところに展示して、「この子はこういうことで頑張りましたよ」みたいなとかいうのも少し考えていくのも、一番町内、これから子どもたちがそういう意識を持ってもらうというのが、親は子どもが電気つけっ放しとか、クーラー暑いよ、暖房効き過ぎているわ、下げて

とか、そういう何か子どもたちからの意識改革というのはすごくいいのかなというふうに思いますので、提案を少しさせていただきます。

また何かそういう家庭で置けるもの、具体的なものを数字で示していただいても、そうなんやというところがやっぱりなかなか大きいかなと思うので、実際動いて節電、こんなようにつながったよとか、去年の電気代に比べてこれだけ安くなったよというのをを出してある活動レポートもありましたので、実際そういうことも子どもたちは結構シビアにやるのかなというふうに思いましたので、また一つの試みとして見ていただければいいかなというふうに思っております。

次、3点目として、熊取町として、先ほど補助金という話ありましたが、CO<sub>2</sub>削減のために推進補助金というのを何か考えていますでしょうか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）3点目のCO<sub>2</sub>削減のための推進補助金についてでございますが、2点目のご質問でも申し上げましたとおり、現在、本町における補助金制度の創設に向けて検討しているところでございます。その内容につきましては、環境省における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金など財政支援策の活用も視野に入れながら、できる限り実りの多い、そして効果的な支援策となるよう、また財政状況などにも注意を払いながら、優先順位をつけて補助制度の構築に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）いろいろ考えていただいているかなというふうに思うんですけども、先ほど圭介議員のほうからごみ袋のことで質問があったかなというふうに思ったんですけども、泉大津市がもう本当に地域環境基金活用事業というのを立ち上げていまして、これは先ほど圭介議員が言われていた可燃ごみの指定袋の手数料利益を積み立てた基金というのを創設してやっているわけです。1リットル1円というところの、先ほども収益の分だけを見れば1,200万円というところがあったんですけども、これを泉大津市はもうそれをそのまま環境基金に積み立てて、そこから住民にバックをしているというような内容になっているんです。

泉大津市では、その分で予算を決めて、先ほど太陽光というのもありましたけれども、住宅用のゼロカーボンシティ推進補助金という項目の中に太陽光発電システムの設置補助金、これ予算375万円、蓄電池設置補助金、これ予算100万円、高効率給湯器設置補助金、これが予算200万円、家庭用燃料電池設置補助金、これ予算250万円、V2H充放電設備設置補助金、これが100万円、充電スタンド設置補助金、これは事業者になるんですか、これは予算75万円ということで、あと泉大津市は省エネ家電製品買換え促進助成金ということで、これも先ほど言った基金のほうから出ていまして、省エネルギー家電製品買換え助成金に予算400万円ということで、うまく、もう予算なので枠はまったら終わりですというような形で、毎年ここは本当に繰入金としてごみの袋の手数料というのが結構な金額が4,000万円、5,000万円ぐらいちょっと予算のやつを見ていましたらありますので、できることは熊取町と比べたら違うのかなと思うんですけども、そのあたり少し考え方を変えていくという、先ほどごみの焼却の分でお金を使っているとかということもあるのかなというふうに、結局持ち出しがあるというふうなお話でしたけれども、その辺をちょっとしっかりどういうふうにするのがいいのかというのは考えていただきたいなというのがあったので。

あと、ふるさとの寄附ありますよね。その分も、先ほど基金の組替えをとちょっと巳生男議員のほうからありましたけれども、そのあたりも環境に使ってくださいというのをしっかりとそちらのほうの基金に積み立てて、しっかり創設して、それでもって使っていくというようなこともできるんじゃないかなというふうに。なかなかふるさとの、先ほども活用していないから何に使ったというのを上げていないみたいのがありましたけれど、ふるさと、これに幾ら入りました、これに幾ら入りましたという入の部分もだあつとあるだけなので、本当に結局町長お任せはどれだけ来ているんやろうとか、各項目で幾ら入っているというのがちょっと見えない、ふるさと、総額としては頂

いているんですけど。あと、使った分に関しても、この分は町長お任せの分ではこれに使いましたよとかという、そういうきちとした内容というのは必要じゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたり、ふるさととかを使ってとかいう基金的な創設というのは考えてはないでしょうか。

議長（河合弘樹君）ちょっとお待ちください。議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）ご提案ありがとうございます。

住民部といたしましても、その辺は情報収集しておりまして検討しております。基金化につきましても、可能性の一つとして、やはりすごく補助メニューをたくさんつくったりとか、それは予算の枠組みであるとか、こういったこと、ある程度枠内を設けなければ、どの程度投資やったらいいのかというところもございますので、やはり事業の進め方として分かりやすくこのカーボンニュートラルに向けた取組を発信していく上でも、可能性の一つなんですけれども、今内部でいろいろ協議やっているとあります。検討をやっているところでもありますので、それは実現するかどうかは置いておいても補助金としてメニューを年度末には皆さんにお示しさせていただいて、一定の町としての意気込みを示していければなというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）熊取町として有効なのは太陽光というところはあるかなと思うんですけど、これなかなか住宅古くなると乗せるところというのが、私ところで20年過ぎていきますけれど、もう20年過ぎた物件には、今駐車場とかの上にもできるような軽い太陽光パネルというのはできていきますけれど、じゃそこになかなか乗せられるのかというところの不安の部分と、あと蓄電池というこの2つを備えた場合、どれぐらいの補助金が出ることによって、じゃやろうかというふうになるのかなというところがやっぱりすごく難しい。であるならば、新築の住宅の部分でZEH化ですか、とかというその新しく建つ住宅には、施工される業者には、もう必ずこれは設置しないと熊取町では家建てられませんよぐらいのくくりがないと、やっぱり進んでいかないのかなというふうに思います。

田尻町だったか、どこかの住宅、全部上に乗っているところがありました。住宅の一角ですけど、屋根に全部乗っているような住宅もありましたので、熊取町でやっぱり太陽光というのが進めていく一つの施策というふうに考えるなら、既存の今もう建ててはるお宅と新しく建てられるお宅という、そのあたりのところというのはすごく考えていかないといけないのかなというふうに思います。

それと、先ほど泉大津市の住宅へのゼロカーボンシティ推進補助金というのは、やっぱりたくさんメニューがあるからこそ、自分ところは蓄電池は無理やけれど高効率の給湯器やったら替えられるわとか、次買い換えるときはとかという部分で、いっても1万円、2万円の話ですけども、でもそれを使って新たに買い換えるときにそういう補助があるというのはやはりうれしいなというふうに思いますし、意識が少し変わるのかなというふうに思いますので、この辺も併せて、メニュー1つではなく、たくさんできればつくっていただきたいなと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）先ほどの答弁の中に補助メニュー案をお示しさせていただくというふうに言わせていただいたのは、議員ご指摘のとおり、1つ、一部の、例えば新築されようとしている方だけを対象にした補助メニューというものを考えていなくて、広くやはり町民全体の方々がカーボンニュートラルに向けて意識が向いていくような形で、工夫しながらメニューを考えていく必要があるのかなと。身近なところから、また新築という一生に1回だけの取組もあるでしょうし、いろんな方々を対象に啓発やれるような補助メニューを考えていければというふうには内部では話し合っ



ているところなので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）国の支援も12月31日まで経済産業省のほうで、これ新婚とかもあるんですか、何かいろいろ分かれていますけれど、窓の断熱の改修とかいろんなメニューありますし、ここも国もそういうふうに出しておりますので、新しく建てる方だけでなく住んでいる方も意識持っていただけるように、またちょっと先ほど提案させていただきました、子どもたちからもしっかりとそういう意識を変えていくということが、一番大きなCO<sub>2</sub>削減のために進んでいくことになるのかなというふうに思っておりますので、新しくできる補助メニューを楽しみにしておきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目、物価高騰から町民生活を守るための総合経済対策についてお聞きをしたいと思えます。

政府が決定した総合経済対策には、低所得世帯支援枠として7万円給付分と、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かな支援策を進めることができる重点支援地方交付金の予算が追加をされました。私たち熊取公明党といたしまして、11月22日に物価高騰から町民生活を守るための緊急要望として3項目要望させていただきました。まず、1点目が全町民に地域振興券配布、2点目に省エネ性能の高い家電への買換え費を補助、3点目、介護や障がい福祉サービス事業、保育施設等の光熱費や食料価格高騰への支援という3項目を要望させていただきました。熊取町への重点支援地方交付金の推奨事業メニュー分の金額がもう交付決定をされておりまして、9,306万円でしょうか、されておりますので、もう多分この実施計画の提出期限も1月半ばぐらいですか、になっているかなというふうに思いますので、このあたり熊取町としてどのような事業に活用するのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ご質問の重点支援地方交付金の活用事業について答弁申し上げます。

令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、重点支援地方交付金の追加が盛り込まれ、当該交付金が計上された国の令和5年度補正予算が11月29日に成立しました。このうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に活用できる推奨事業メニューの本町への交付限度額は約9,300万円であります。今年度、本町はエネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、前回配分された約1億3,000万円を活用し、住民1人当たり3,000円の地域振興券の配布、民間保育園等の副食費、小・中学校給食費の価格高騰分の支援を行っており、事業費として約1億7,600万円の予算を計上してございます。

また、8月から追加実施している小・中学校給食費無償化事業に係る事業費として約1億700万円の予算を計上しており、物価高騰対策事業費として総額で約2億8,300万円の予算を計上しております。

追加配分される交付金は、年内の予算化・早期執行が求められている中、物価高騰の影響を受ける住民生活を下支えするとともに、町内事業者等の事業継続を支援できるよう、効果的な事業を検討・実施してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）今いろいろ検討されているかなというふうに思っておりますので、これは議員にはいつぐらいに説明をしていただけるようになっているんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）会期中の議員全員協議会でこういう形で活用させていただきたいという形でご説明する予定でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

そしたら、ちょっと最後に、低所得世帯支援の7万円という分につきましては予算化後、大体いつぐらいの給付になるか、分かっておりましたら教えていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）低所得者向けの7万円給付でございますけれども、現在、この12月議会補正予算計上に向けて今作業を進めているところでございます。また、それと並行いたしまして、できる限り早く住民の皆様にお届けできるよう、そちらも併せまして現在作業を進めているところでございますので、詳細が分かりましたらまた議員の皆様の方にはお示ししたいんですけど、まずもって、先ほど総合政策部長も申し上げましたように、12月15日の会期中の議員全員協議会のほうで、その時点でお示しできるところはスケジュールも含めましてお示しさせていただく予定としているところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

具体的に議員全員協議会で12月15日にお示しをしていただけるということですので、しっかりとやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

---

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「17時09分」延会）

---

12 月熊取町議会定例会（第 3 号）

## 令和5年12月定例会会議録（第3号）

月 日 令和5年12月8日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 務 部 長	藤原 伸彦
総 務 部 理 事	井口 雅和	住 民 部 長	巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長	木村 直義	健康福祉部統括理事	石川 節子
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸
会計管理者兼会計課長	野原 孝美	教 育 次 長	阪上 敦司
教育委員会事務局	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	三原 順
統 括 理 事			

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書	記	阪上 高寛
-------------	------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例  
議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例  
議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例  
議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について  
議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について  
議案第89号 町の区域の変更について  
議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）  
議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）について  
請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年12月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

議長(河合弘樹君) 発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において暖房が効かない状態となっています。重ね着等、服装に工夫をするなど、各自寒さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、坂上昌史議員。

13番(坂上昌史君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は大きく3つ質問させていただきます。

まず1つ目、人工内耳の助成について質問させていただきます。

1点目、人工内耳のスピーチプロセッサの買換えの助成についてどうか、ご答弁お願いします。

議長(河合弘樹君) 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事(石川節子君) それでは、ご質問の1つ目、人工内耳の助成についての1点目、スピーチプロセッサの買換え助成についてご答弁申し上げます。

人工内耳は、体外にある人口内耳用音声信号処理装置であるスピーチプロセッサにより、体外に装着するマイクで音を集め、音を電気信号に変換し、頭皮を介して内耳に埋め込んだ電極へ音の電気信号を送ることで聞こえる仕組みとなっており、装着には電極の埋め込み手術が必要となります。

手術時の費用につきましては、健康保険が適用され、また、更生医療や育成医療の公費負担医療費制度の対象であり、加えて、令和2年4月より補装具修理項目にスピーチプロセッサが追加され、助成対象とさせていただいたところでございます。

スピーチプロセッサは数年から十数年で交換が必要とされており、買換えに際し一部の助成金を支給している市町が府内で一部ございますが、本町におきましても、国・府、近隣市町の動向を見据えながら検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長(河合弘樹君) 坂上昌史議員。

13番(坂上昌史君) この質問については、数年前にもさせていただいたんですけども、国の状況とか全国の地方自治体の状況も変わっていますので再度質問させていただいています。府内でもというのがあったんですけども、これ全国的に見ても当時よりは増えている、100を超えるくらいの自治体がスピーチプロセッサの買換えについて助成をされています。何でこのスピーチプロセッサのことを言うかということ、これ高いんですよ。日本製もなかったんじゃないかなと思いついて、検討ということやったんですけども、例えば18歳まで区切って、子育て世帯に対して、子どもたちに対して買換えの助成について区切ったときを考えると、どうでしょうか。

議長(河合弘樹君) 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事(石川節子君) 今ご質問いただきました内容について、私たちも幾度も質問いただいております。坂上議員、二見議員合わせますと、もう5、6回していただいている内容で、住民のニーズでもあるのかなということは真摯に受け止めております。このスピーチプロセッサ自体が高額であるということも承知しております。国のほうの通知文を見ますと、まず医療費助成ができるようになったということで、もし破損した場合というのは、それは医療費として給付の対象になります。それに加えて、令和2年度からは、もし破損ではなく修理が必要な場合、それについても状況になったということで、それについては一歩ずつ進んでいるのかなと考えているところでございます。

ただ、この分が高額であることは承知しておりますので、言われた内容については真摯に受け止めさせていただきながら、本当に医療なのか、新しい器具が出たので買い換えるであるとか、こういう形のほうがいいから買い換える、それはちょっと対象にはどうしてもならないんですけども、本当にはざまの方については、何らかの形で、どういう形がいいかは分かりませんが、ほかの市町村の状況を見ながら少し勉強、検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

(発言する者あり)

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）年齢で区切ったらというご意見もいただきました。そこも含めまして検討のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）この技術自体がまだ歴史の浅い技術なんで、国のほうも対応が追いついていないかなという部分はあるんですけども、18歳で区切ったらという質問をしたのは、子どもたちが生まれてすぐ耳が不自由やというのを気づいて、そこで手術して人工内耳にする。そうなったときに、成長に伴ってスピーチプロセッサが壊れていないけれど、体が大きくなるにつれて替えなければならない、そういう状況が今小学生の子とかやったりするとあるんですね。じゃ、壊れていないのに、今は国の対象にならないんですよ。だからこの質問をしています。

全国的に見ると、20歳未満とか区切っているところもあるし、ざっくりこれ40万円から50万円ぐらいするんですけど、大体20万円ぐらいを助成していて、上限、50%の半分ぐらいを助成しているんですけども、そういうことも考えたら、今、国の対応が追いついていないから、子育てに力を入れている熊取町やったらやろうかなと思うかなとも思うんですけども、その点はまだまだ、もうちょっと近隣の自治体の様子を見るということですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）小さいときに、大体3歳ぐらいまでに始め、今は新生児の段階で難聴の状況というのは検査もしておりますので、早くに分かる。早くに分かれば早くに対応することが必要でありますので、人工内耳が必要な方には早くつけていただいて、成長に合わせてということも一部理解はしております。

先ほど答弁させていただいたとおり、少し前向きには検討をしたい。状況については、言っていたいただいた和泉市等の状況も見据えながら、内容について検討したいと思っておりますので、全然考えないじゃなくて、少し前向きであるということは付け加えさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。ちょっと前向きに検討してくれるということで、もうちょっと早く対応してくれたらなと思います。

2つ目です。

人工内耳のスピーチプロセッサが高額なので、次に、人工内耳の電池、バッテリーの購入についての助成はどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、2点目の電池、バッテリーの購入助成についてご答弁申し上げます。

人工内耳における電池、バッテリーについて市町村が助成を実施する場合、日常生活支援用具給付事業として実施することとなりますが、国が示している対象用具の要件の目安として、「用具の製作、改良又は開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」との要件があり、電池がこの要件に合致するかは検討が必要と考

えているところでございます。

1点目のご質問と同じ回答となりますが、本件にいたしましても、国・府の動向や近隣市町の動向を見据えながら検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）そうやろうなと思いながら質問しているんですけども、スピーチプロセッサに限っては100を超えるぐらいの自治体なんですけれど、この電池とかバッテリーになったら、全国的に見てもすごく多いんです。何でかという、これ、電池とかバッテリーがないと動かないからやと思うんですけども、実際に電池やったら多少不便やと思うんです。バッテリーの助成もしている自治体が多くて、ぜひこの辺は、先ほどスピーチプロセッサを前向きにと言っていたので、電池、バッテリーの購入助成については、もっと前向きに検討していただきたいんですけども、これも同じように、18歳以下で区切ったらどんな感じでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）いただいたご意見、ありがとうございます。

電池、バッテリー、電池は何日かに一回替えないといけないということで、費用がかさむことも重々承知しております。ただ、この電池につきましては、ずっと以前は補聴器の電池は国の補装具の対象経費であったということを聞いております。ある一定、それだけかかるのであれば、国のほうに対しても、これについては条件を設けるのではなくて、一律にやっぱり考えていってほしいということは、それは要望していきたいというふうには思っているところです。

先ほどご質問いただいたスピーチプロセッサと電池、バッテリー、じゃ、両方というのはいきなりというのはちょっと難しいですので、まずはちょっとスピーチプロセッサのほうを前向きに考えさせていただきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）考えについては分かりました。

でも、どっちかといったら、このバッテリーのほうがとつつきやすいんじゃないかなというふうに思います。バッテリーも大体耐用年数3年で2万5,000円、2万円ぐらいの助成のところが多いんですけど、バッテリーの充電器も同じように買い換えてというところが多いので、ぜひこの点については、人工内耳の方にとっては体の一部ですので、ぜひ考えていただきたいし、あと、子育て世代に対して子どもたちにかかる費用を負担軽減という意味でも、ぜひもっと前向きに検討していただきたいと思います。よろしく願いします。

では、2つ目の質問にいきます。

町内の青年団の活性化について。これも数年前に何度かさせていただいた質問です。

青年団の活動への支援について、コロナ禍を経て何か変わったところはありますか、ご答弁お願いします。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の2点目、町内の青年団の活性化についてご答弁申し上げます。

熊取町青年団につきましては、町内11地区の青年団支部で構成されており、親善競技大会や駅伝競走大会などを主催するほか、盆踊りやだんじり祭りといった郷土文化の発展及び保存に関する事業を通じて、各地域における青年相互の人間関係を育成し、青少年の健全育成に大きく寄与されているところでございます。

熊取町青年団に対する支援といたしましては、教育委員会が事務局となり、会議資料の作成や駅伝競走大会等の実施に必要な各種手続を行うほか、補助金を交付し支援をしております。

これらの支援につきましては、コロナ禍を経て何か変わったところはございませんが、引き続き、青年団の自主性を尊重しながら、必要に応じて青年団活動が活性化するよう、助言、環境整備を行

ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）前回というか以前とスタンス変わっていないんですけれども、青年団、以前も減っているという質問をさせてもらって、今回もコロナ禍を経てよりやっぱり抜けられた方とかもいるし、実際に肌で感じるぐらい減っているんですよ。

社会教育関係団体ということで、要は青年団で自立して活動してくださいねということやと思うんですけれども、このままじゃ青年団ってなくなっちゃうんじゃないのかなというぐらい減っているんです、コロナ禍を挟んで。その辺について、今、町の中で事務局として何か考えていることとかあってないんですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）議員おっしゃるように、青年団の団員数、こちらは確かに全体的には減少傾向にあります。全体的には減少傾向にはあって、議員おっしゃるとおりではあるんですけれども、各地区の動きを見ていますと、増えている地区も、少ないですけれども、ございます。この青年団の各地区の動き、増加、減少ということとか、あるいは、それに対してどういった問題意識があるとか、そのあたりの課題として青年団として持っておられる意識がどんなものかというのを、事務局としてはそれを引き出していくような立ち回りにはなるのかなというふうには思っております。それが、青年団の皆さんのほうから明らかにしていただくことによってその自主性が尊重され、我々としても青年団にいるんな支援だとか助言だとか環境整備、もうご答弁申し上げましたけれども、そういうことにつながっていくんじゃないのかなというふうには思っておりますので、事務局としてはそういう立場で青年団を応援していきたいなというふうには思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）その辺についても、以前と変わらないんですよ、スタンスは。でも、熊取町青年団は支部長会がなくなりました。何でなくなったかという、各地区で出せる人材がいなくなったからやめましょうということで、支部長会がなくなって、団長会というところで動かしているのかなと思うんですけれども、今年からですかね、次からか。それだけ人がいてなくなってきて、以前とは大きく状況が変わってきている節目なんですよ。

だから、事務局ももうちょっと手を以前よりも突っ込んでいかないと、本当に今ある11地区の青年団、どっかでなくなってしまうのが、もう本当にすぐ先に見えてきていると思うんですよ。だから、事務局としてはそうやって青年団の考えを引き出してというよりは、もっと積極的になくならないように関わっていただきたいと思えますし、各地区の青年団としては、熊取町は青年団として大きく自立はしていないかもしれないですけども、各地区で見れば、青年団としては自分たちで動いて、祭りも自分たちの団体は自分たちで動いているし、盆踊りも自分たちでやっているしというふうに自立はしていると思うんですよ、その点については。

だから、なくなりそうなところ、目の前にあるのにもう少し一歩踏み出して、事務局が何か手伝っていただきたいな。要はリクルート、勧誘のほうにもうちょっと町として手伝っていただけかないかな、新たな提案をしていただけかないかなと思うんですけれども、その辺について、どこまでいけるかというのはあるんですけれども、もうちょっと前向きに、一歩踏み出して事務局から何か提案していただけたらなと思うんですけれども、いかがですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）先ほども申し上げたように、青年団の団員数に関しては、一部で増えているところもあります。これは、10年前と比べても、増えているところは増えているというところも実はあります。そういうところの地区が例えばどういう取組をされているのかというところが青年団の皆さんの中で共有できているかどうかとか、減っているところの地区に関して、じゃ、その増えているところの取組を参考にして何かを活動されているのか、そのあたりの共有というん



ですかね、そういうところは事務局としてそういう場を例えば設けてあげたりだとか、そういう部分で一つのきっかけというんですか、背中を押してあげるような部分というのは必要だろうなと思っております。

勧誘そのものに関して直接事務局が何かこうというところに関しては、ちょっと難しい面もあるのかもしれませんが、そこは青年団といろいろと協議、相談しながら進めていきたいと思っています。

いずれにしても、事務局と青年団の皆さんとが、日常的にいろんなことが言い合えるような関係性というのが一番大事やと思っています。1年で組織は、メンバーは替わってしまいますので、メンバーが替わったとしても、そういう関係性というのはつくっていききたいです。1年、メンバー替わりますと、やっぱりその持つてはる人も替わるので、感じている意識とかその辺の考え方も1年でやっぱり変わってしまいますので、そういうところはメンバーが替わってもそういう関係性というのは、よりよい関係性といえますか、何でも言い合えるような関係性というのは今後も築いていきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。

とはいえ、難しいことですが、ぜひ前向きに考えていただいて、もうちょっと熊取町の青年団が増えるように、青年団、ふだんは平時は特にそうやって祭りやったり盆踊りやったりという団体ですが、前に来た大きい台風のときとかは、大久保であればちびっこ広場の大きい木が倒れて、そんなときには祭礼関係団体で、青年団とか参拾人組とかが呼び出されて、道に倒れた木をみんなで切って端によけてというというような、何かあったときにはそうやって青年団から呼ばれたから行こうかとかなるんで、結構平時はそうでもないけれど、何かあったときにはやっぱり必要な団体やと思いますので、もう少し考えて、事務局も一歩踏み出て手を入れていっていただきたいなというふうに思っております。

次の質問にいきます。

教員の働き方改革の進捗についてご質問させていただきます。

昨日も文野議員が質問されておられましたけれども、1点目、小・中学校の教員の時間外勤務について少し改善しているようだが、依然多いままである。今後の見通しはどうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、教員の働き方改革の進捗についての1つ目、今後の見通しについてお答えいたします。

町立学校における働き方改革については、従前より、出退勤管理システム、留守番電話や校務支援システムの導入、学校閉庁日の設定及びスクールサポートスタッフ等外部人材の活用など、様々な取組を進めてまいりました。

令和4年6月には、改めて教育委員会、校長等の管理職、各教職員が働き方改革を進めていくための当面の取組方策を取りまとめ、負担軽減を図る枠組みとなる制度とそれを運用する教職員一人一人の意識改革を両輪として、継続的に、各校の特色や実情に応じた取組を着実に進めているところです。

しかしながら、町立学校教職員の令和4年度時間外在校等時間は、議員ご指摘のとおり、改善の傾向も見られるものの、80時間超えでは22.5%、対前年度3.6%増加と悪化、平均では前年度と同じ54.6時間と非常に高い値で高止まりの実態となっています。

本年度の働き方改革の新たな取組としましては、部活動指導員の導入、在校等時間の長い教職員に対する医師の面接指導に加えて、従来午後7時としていた留守番電話対応時間を9月より午後6時に一時間前倒しいたしました。また、既に運用している健康観察アプリを活用した保護者と学校間の連絡のデジタル化やグループウェアを活用した教職員間の情報の共有等について、令和6年4

月を目安に、さらなる校務の効率化等を図ることとしています。

なお、これらの取組を進めるに当たって、11月24日付で教育委員会より保護者宛て、ご理解、ご協力をお願いしたところでございます。

教育委員会といたしましても、今後より一層働き方改革を推進し、教職員の健康を守るためにも、月80時間超えや年720時間超えの解消、月45時間以下や年360時間以下の割合の増加を当面の目標として、時間外在校等時間の縮減に努めてまいりたいと考えております。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）教育委員会の活動報告でこの数字も出されていて、すごい多分前向きに取り組んでいるんだろうなと思うし、実際去年より減っているということはすごいいいことやと思うんです。

ただ、評価委員の評価もやっぱり減っているけれども多いよね、もうちょっと頑張っていこうみたいな感じやと思うんですけども、そこで、単純に教員の数、これは足りているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目の教職員数は足りているのかのご質問にお答えいたします。

令和5年度当初は、全ての学校で欠員がない状況でスタートしました。しかし、現在は、小学校で1名、中学校で2名の休職代替の講師が不足している状況でございます。このような中、欠員の状況を大阪府教育委員会に報告するとともに教員不足解消についての要望を行っております。町教委といたしましても、府教委の登録講師、退職教職員等に接触するなど、鋭意欠員の解消に向け進めております。何とか3学期には小・中各1名の講師を配置できるという予定になっております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。

こういうのはできるだけないほうがいいと思うんですけど、これは熊取町だけの状況ではないので、その辺は理解していますけれども、できるだけその辺も、足りていないという状況ができるだけ少なくなるようにしていっていただきたいなと思います。

そこで、これ令和4年6月の教育委員会のあれかな、そのときに教育長が教育委員に対して、町立学校における働き方改革の進め方というのを教育長ご自身で説明されて、これから取り組んでいきますよということと言われたんですけども、それから大体1年たって、その結果がちょっと減りました、でも、とはいえ多いですよという評価をいただいたところで、教育長としては、この取組に対してどれぐらいの手応えを感じておられますか。

議長（河合弘樹君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）手応えといいますか、もうはっきり言いまして数字だけの話でいきますと、若干改善はしたものの、やっぱり高止まりであることは事実です。ただ、やっぱり時間外在校等時間を減らすというのは、時間外の時間を減らすというの大きな目的なんですけれども、一番の働き方改革の目的は、子どもたちと先生方が子どもたちに向き合える時間、そこをしっかりと確保していく、そのためには、先生方が心身ともに健康でないと、子どもたちがいつ何を先生に頼ってきても対応できるような、少し余裕のあるようなライフスタイルとかも実現していくためには必要なのかなと。そういう中で、当時は5つの観点で教育委員会なり学校の管理職なり、関係機関への要望とかいろんな形で観点を5つにまとめて対応を考えていって、動かしてはおるんですけども、やっぱり特効薬がないと文科省もよく言っておりますが、地道に一つずつやっていくしかないのかなと。

ただ、全く効いていないわけではないので、少しずつ意識改革と制度設計を入れて努めてまいりたいなと考えています。

手応えとしては、もう少し数字にも表れるような取組ができればよかったかなと、そこは少し今後の課題というか取組に生かしていきたいと考えております。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。

1年で多少減ったというのは、すごいことかなと思います。このまま今年の結果を見て、またその辺いろいろ修正されると思うんですけども、それはぜひ取り組んでいただきたいですし、私も子どもを持つ親ですので、教員の方々には子どもたちにもっと向き合っていて、そういう時間をつくっていただけるような取組にしていきたいなと思います。

どんどんこの町立学校の教員の働き方改革がもっと進んでいって、もっといい学校づくりができればいいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第4 議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の大上明子氏につきましては、令和6年1月31日付で任期満了となります。同氏を再任したいと考えておりますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件について、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第82号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第5 議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件及び日程第8 議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件、以上4件を一括して議題といたします。

本4件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員給与改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2ページから10ページまでは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

11ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、同じ条項を2度改正し、異なる施行日とする必要があることから、2条立ての一部改正条例となっております。

まず、第1条による一部改正でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第20条は期末手当の規定で、第2項は一般職の期末手当の支給率の改正で、現行100分の120を100分の125に、第3項は定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率の読替規定で、現行「『100分の120』とあるのは、『100分の67.5』」を「『100分の125』とあるのは、『100分の70』」に改正するものでございます。

次に、第21条は勤勉手当の規定で、第2項第1号は、一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の100」を「100分の105」に、第2項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の47.5」を「100分の50」に改正するものでございます。

次に、13ページをご覧ください。

13ページから18ページは一般職職員の給料表の改正で、今回の人事院勧告に伴い初任給及び月例給の改正で、全体平均で1.1%の増額改正となっております。

次に、19ページをご覧ください。

第2条による一部改正でございます。

第20条は期末手当の規定で、第2項は一般職の期末手当の支給率の改正で、現行「100分の125」を「100分の122.5」に、第3項は定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率の読替規定で、現行「100分の125」とあるのは、「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」に改正するものでございます。

第21条は勤勉手当の規定で、第2項第1号は一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の105」を「100分の102.5」に、第2項第2号は定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の50」を「100分の48.75」に改正するものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

条例附則第4条、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

21ページから26ページまでは、会計年度任用職員の給料表の改正でございます。

恐れ入りますが、議案書6ページにお戻りください。

上から4行目、附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条並びに附則第4条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2条は遡及のための適用規定でございます。

第1条の規定による改正後の一般職職員給与条例の規定は令和5年4月1日から適用するものとし、第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定は、令和5年12月1日から適用するものでございます。

第3条は給与、期末手当及び勤勉手当の内払い規定で、第1条の規定による改正前の一般職職員給与条例の規定に基づいて支給された給与、期末手当及び勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による給与、期末手当及び勤勉手当の内払いとみなすものでございます。

第4条は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、先ほども説明させて

いただきましたので省略させていただきます。

10ページをご覧ください。

第5条は規則への委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

以上で、議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに合わせて、一般職の任期付職員の給与についても改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2ページは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

3ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、同じ条項を2度改正し、異なる施行日とする必要があることから、2条立ての一部改正条例となっております。

まず、第1条による一部改正でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第6条は、特定任期付職員の給与に関する特例の規定で、表に示しているとおり、1号給から5給まで、それぞれ給料月額を改定するものでございます。

次に、第7条は、一般職職員給与条例の適用除外等の規定で、第2項は期末手当の支給率の読替規定でございます。現行「『100分の120』とあるのは『100分の165』」を「『100分の125』とあるのは『100分の175』」に、それぞれ改正するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第2条による一部改正でございます。

第7条は、一般職職員給与条例の適用除外等の規定で、第2項は期末手当の支給率の読替規定でございます。現行「『100分の125』とあるのは『100分の175』」を「『100分の122.5』とあるのは『100分の170』」に改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

下から3行目、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、現時点において、本条例の適用を受ける特定任期付職員はございません。

以上で、議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに合わせて、町長を除く常勤特別職職員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げるため、この条例案を提出するものでございます。

2ページは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

3ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、同じ条項を2度改正し、異なる施行日とする必要があることから、2条立ての一部改正条例となっております。

まず、第1条による一部改正でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条は手当の規定で、第2項、期末手当の支給率「100分の217.5」を「100分の227.5」に改正するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

第2条による一部改正でございます。

第3条は手当の規定で、第2項、期末手当の支給率「100分の227.5」を「100分の222.5」に改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページへお戻りください。

上から6行目、附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものです。

次に、第2条は、遡及のための適用規定で、改正後の常勤特別職職員給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用するものでございます。

第3条は期末手当の内払い規定で、この条例による改正前の常勤特別職職員給与条例の規定に基づき適用日以後の分として支給された期末手当は、改正後の常勤特別職職員給与条例の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

第4条は経過措置の規定で、この条例の施行の際、現に町長の職にある者の期末手当の額は、改正後の常勤特別職職員給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、町長の給与の特例に関する条例第2条の規定を適用するものでございます。

以上で、議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与を改定することに合わせて、議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げるため、この条例案を提出するものでございます。

2ページは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

3ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、同じ条項を2度改正し、異なる施行日とする必要があることから、2条立ての一部改正条例となっております。

まず、第1条による一部改正でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第4条は期末手当の規定で、第2項、期末手当の支給率「100分の217.5」を「100分の227.5」に改正するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

第2条による一部改正でございます。

第4条は期末手当の規定で、第2項、期末手当の支給率「100分の227.5」を「100分の222.5」に改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

上から6行目、附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものです。

次に、第2条は遡及のための適用規定で、改正後の議会議員報酬等条例の規定は、令和5年12月1日から適用するものでございます。

第3条は期末手当の内払い規定で、この条例による改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づき、適用日以後の分として支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で、議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本4件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第9 議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について、下記のとおり指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称でございますが、熊取町立老人福祉センターでございます。

指定管理者となる団体の名称は、大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号、社会福祉法人熊取町社会福祉協議会、会長前田美穂子でございます。

最後に、指定の期間でございますが、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

以上で、議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託します。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第10 議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下記といたしまして、施設の名称は、熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンドでございます。

指定管理者となる団体の名称は、東京都中央区新川1丁目21番2号、セントラルスポーツ株式会社、代表取締役後藤聖治でございます。

ご提案の指定管理者は、現に当該施設を管理する者を指定管理者とするものですが、令和7年度、総合体育館において大規模改修工事を実施する予定であり、指定管理業務に不確定な要素が多く、新たに指定管理候補者を公募することが困難であることから、記載の団体を指定管理者とするものでございます。

指定の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間でございます。

指定管理の期間については、現時点で総合体育館大規模改修工事の内容や工期が未定であり、令和7年度の指定管理業務を具体的に示すことができないため、指定管理を令和6年度限りの1年間とするものでございます。

以上で、議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第11 議案第89号 町の区域の変更についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、議案第89号 町の区域の変更についてご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

町の区域の変更について、下記のとおり実施するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございますが、町境界付近における土地利用形態の変更に伴い、町の区域が不明確になるので、町の区域の変更について提案するものでございます。

内容については、記書き1、大久保南1丁目の区域を別図1の青色で示す区域を除いた区域に変更する。

そして、記書き2、別図2に示すとおり、1において除いた区域を大久保南2丁目に編入する。

次に、記書き3、大久保南2丁目の区域を別図1の赤色で示す区域を除いた区域に変更する。

そして、記書き4、別図2に示すとおり、3において除いた区域を大久保南1丁目に編入するとしております。

2ページの別図1をご覧ください。

図面上部に東西に延びる道路が都市計画道路大阪岸和田南海線、南北に延びる道路が府道泉佐野打田線でございます。この大久保南1丁目、2丁目は、平成23年12月に町名変更及び住居表示を実施した区域となりますが、大久保南1丁目のうち青色で示した区域が隣接の住宅開発による擁壁造成で分断され、土地利用に当たっては、大久保南2丁目からが見込まれるため、大久保南2丁目に編入するものでございます。

また、大久保南2丁目のうち赤色で示した区域が大久保南1丁目の住宅開発と一体的な土地利用が行われ、町の区域の境界が不明確となることから、境界を明確にするため、赤色に着色した当該



区域を大久保南1丁目へ編入するものといたします。

次に3ページ、別図2をご覧ください。

別図1で青色で示した区域を大久保南2丁目に、赤色で示した区域を大久保南1丁目に編入した後の町会図となっております。

なお、今般の区域変更につきましては、地元区長及び関係者にあらかじめ説明し、異議なしと了承をいただいております。

今後の手続でございますが、今議会でご可決いただきましたら、町の区域の変更の実施日の告示を行いまして、1月末に区域の変更を確定する予定でございます。

以上で、議案第89号 町の区域の変更について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第12 議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、人事院勧告等に伴う人件費の補正、公定価格の増加等による施設型給付費等の増額などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,852万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ173億1,591万6,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費補正で、第3条は債務負担行為補正でございますので、順次ご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

1、追加でございますが、款 教育費、項 保健体育費の総合体育館非構造部材耐震化等事業3,188万2,000円でございますが、実施設計業務を年度内に完了することが困難であるため、次年度に繰り越すものがございます。

続いて、6ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、小学校屋内運動場空調設備整備設計業務につきまして、令和6年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和5年度から令和6年度までの期間で限度額を2,744万7,000円と設定するものがございます。

次に、第4次健康くまとり21計画策定業務につきまして、令和6年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和5年度から6年度までの期間で限度額を786万5,000円と設定するものがございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。  
10ページ、11ページをご覧ください。

なお、職員の人件費の補正につきましては、32ページ以降の補正予算給与費明細書で後ほど一括してご説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付交付金5,735万6,000円の増額につきましては、民間保育所等助成事業の施設型給付費等に充当するもの及び令和4年度の当該交付金の精算額確定に伴う追加交付分でございます。

次に、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金945万4,000円の増額につきましては、マイナンバーカードの振り仮名表記等に伴うシステム改修に充当するものでございます。

次の目 民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金97万4,000円の増額につきましては、障害福祉サービスの報酬改定等に伴うシステム改修に充当するものでございます。

その下、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金13万4,000円の増額につきましては、児童相談事業における児童相談員の任用に充当するものでございます。

次の目 衛生費国庫補助金の風しん抗体価検査事業費補助金58万9,000円の増額につきましては、風疹追加的対策に充当するものでございます。

次の目 教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金236万5,000円の増額及びその下の153万円の増額につきましては、それぞれ小学校、中学校における感染症対策等支援事業に充当するものでございます。

続いて、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の子どものための教育・保育給付交付金2,311万8,000円の増額につきましては、民間保育所等助成事業の施設型給付費等に充当するもの及び令和4年度の当該交付金の精算額確定に伴う追加交付分でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金609万円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

その下の目 くまとりふるさと応援基金繰入金198万2,000円の増額につきましては、社宅等誘致奨励金などに充当するものでございます。

その下の目 森林環境譲与税基金繰入金740万3,000円の増額につきましては、公民館・町民会館整備事業の備品購入費に充当するものでございます。

次の項 特別会計繰入金、目 下水道事業会計繰入金5,048万4,000円の増額につきましては、令和4年度下水道事業会計繰入金等の精算による繰入れでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の電算機使用負担金605万円の増額につきましては、介護保険事業特別会計における制度改正対応分でございます。

その下の子ども活動支援金100万円の増額につきましては、小学校維持管理事業の東小学校バスケットゴール修繕に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

まず、款 議会費につきましては、人件費でありますので、ここでは省略させていただきます。

次の款 総務費、項 総務管理費のうち目 企画費の転入促進事業、社宅等誘致奨励金15万円の増額につきましては、社宅誘致支援制度における補助金申請分でございます。

次の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料1,394万3,000円の増額につきましては、住民情報システム改修経費等でございます。

続いて、14ページ、15ページをご覧ください。

2段目の項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業、電子計算システム開発委託料350万9,000円の増額につきましては、マイナンバーカードへの振り仮名表記等に伴うシ

ステム改修経費でございます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 重度障がい者医療助成費の重度障がい者医療助成事業、重度障がい者医療費審査支払手数料9万円の増額につきましては、所要見込額の増加によるものでございます。

次の目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事務事業、療養給付費負担金2,304万円の増額につきましては、令和4年度後期高齢者医療定率負担金の精算によるものでございます。その下、後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金252万6,000円の増額につきましては、人事院勧告及び人事異動等によるものです。

次に、18ページ、19ページをご覧ください。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の子ども医療費助成事業、子ども医療費公費負担額1,460万円の増額につきましては、見込額の増加によるものでございます。その下、民間保育所等助成事業、民間保育所運営委託料2,953万3,000円の増額及びその下の保育事業補助金400万1,000円の増額及び1つ飛ばしまして施設型給付費5,377万円の増額につきましては、公定価格の増加及び低年齢児の増加によるものでございます。1つ戻りまして、病児保育事業負担金50万5,000円の増額につきましては、利用者数の増加等によるものでございます。

続いて、国・府支出金等返還金362万1,000円の増額につきましては、令和4年度保育対策総合支援事業補助金等の確定に伴う返還金でございます。

次の児童相談事業、会計年度任用職員報酬26万5,000円の増額及びその下の費用弁償5,000円の増額につきましては、産休代替分でございます。

次の目 児童福祉施設費の子育て支援事業、国・府支出金等返還金1,212万4,000円の増額につきましては、令和4年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の確定に伴う返還金でございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金312万4,000円の減額につきましては、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

次の項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金360万2,000円の増額につきましては、人事院勧告によるもの及びシステム改修によるものでございます。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の保健衛生一般事務経費、保健対策推進協議会委員報酬10万9,000円の増額及びその下の費用弁償2,000円の増額につきましては、第4次健康くまとり21策定に伴う保健対策推進協議会開催経費でございます。

次の目 予防費の子ども等予防接種事業、通信運搬費23万9,000円の増額及びその下の風しん追加的対策業務委託料94万1,000円の増額につきましては、風疹抗体検査及び予防接種クーポン作成や送付に要する経費で、その下の国・府支出金等返還金237万7,000円の増額につきましては、令和4年度感染症予防事業費等国庫負担金の確定に伴う返還金でございます。

次の母子保健事業、国・府支出金等返還金44万9,000円の増額につきましては、令和4年度母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴う返還金でございます。

次に、項 清掃費、目 し尿処理費の旧し尿処理場維持管理事業、調査委託料194万円の増額につきましては、土壌汚染状況調査の追加調査でございます。

少し飛びまして、26ページ、27ページまでお進みください。

一番下の段になりますが、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校運営事業、教師用指導書代2,111万円の増額につきましては、教科書改訂に伴う教師用教科書等の購入経費で、その下の校用器具費149万8,000円の増額につきましては、中央小学校及び西小学校のクラス増に伴う

机、椅子等の購入経費でございます。

次の小学校維持管理事業の修繕費773万7,000円の増額につきましては、中央小学校の教育棟増築に伴う学級菜園の移設経費でございます。

次の小学校感染症対策等支援事業、校用器具費473万円の増額につきましては、小学校における感染症対策に係る備品購入経費でございます。

次に、28ページ、29ページをご覧になってください。

中学校感染症対策等支援事業、校用器具費306万円の増額につきましては、中学校における感染症対策に係る備品購入経費でございます。

続いて、30ページ、31ページをご覧になってください。

2段目の款 公債費、項 公債費、目 元金の町債元金償還事業、町債元金償還金8万6,000円の増額及びその下の町債利子償還事業、長期借入金利子471万6,000円の減額につきましては、令和5年度の償還見込額によるものでございます。

続きまして、32ページの補正予算給与費明細書をご覧になってください。

まず、特別職でございますが、一番下の段の比較の行のところで今回補正予算に係ります増減をお示ししております。報酬の列におきまして委員報酬の増加により10万9,000円の増額、期末手当の列におきまして人事院勧告に伴い14万円の増額、共済費の列におきまして1万3,000円の増額となっており、合計で26万2,000円の増額となっております。

続いて、33ページに移りまして、こちらは一般職でございます。

こちらは会計年度任用職員報酬の増額や職員の人事異動、育児休業等に伴う増減のほか、人事院勧告を反映した形となっております。

一番上の段の給与費ですが、比較の行のところで、報酬が会計年度任用職員分で26万5,000円の増額となっており、人事院勧告及び人事異動等により給料で2,803万円の減、職員手当で253万6,000円の減、1つ飛ばしまして共済費で278万円の減となり、合計で3,308万1,000円の減額となりました。

続いて、34ページをご覧ください。

一般職について、上の表では会計年度任用職員以外の職員、下の表で会計年度任用職員の増減をそれぞれ比較の行でお示ししております。

続いて、35ページをご覧ください。

給料及び職員手当の増減額の明細としまして、上段で給料、下段で職員手当の区分により今回の人件費の補正を整理しております。

36ページ以降につきましては、給与費明細書が続きまして、その後、債務負担行為に関する補正調書、地方債に関する補正調書と続きますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第13 議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第14 議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君） それでは、議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、人事異動等に伴う人件費の増額及び郵便料金の改定に伴う補正となっております。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,067万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の職員給与等繰入金312万4,000円の減額につきましては、人事異動等に伴う職員の給与費等の人件費が321万3,000円の減額及び令和5年10月1日より郵便料金が改定されたことによります通信運搬費が8万9,000円の増額となっているものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業321万3,000円の減額につきましては、人件費でございますので、補正予算給与費明細書のほうでご説明させていただきます。

恐れ入ります、11ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

上の表のAが会計年度任用職員以外の職員に係る分でございます。

まず、給与費につきましては、給料が184万5,000円の減額、職員手当が71万7,000円の減額、共済費が65万1,000円の減額となり、これらの総額で321万3,000円が減額となるものでございます。これは、当初予算の積算以降の人事異動並びに人事院勧告の影響によるものでございます。

12ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目を通していただきますようお願いいたします。

9ページにお戻りください。

通信運搬費8万9,000円の増額につきましては、令和5年10月に郵便料金の改定があり、今後の郵送料に不足が見込まれるため、不足分を増額補正するものでございます。

以上で、議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容ですが、人事異動等に伴う人件費の増額及び後期高齢者の集団健診受診者数の増加に伴う補正となっております。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ281万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,674万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の事務費繰入金252万6,000円の増額につきましては、人事異動等に伴う人件費の増額によるものでございます。

次に、款 諸収入、項 受託事業収入、目 高齢者保健事業受託収入の健康診査受託料28万9,000円の増額につきましては、後期高齢者の集団健診受診者数の増加に伴い、財源となる当該事業実施に係る広域連合からの受託事業収入の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業252万6,000円の増額につきましては、人件費の補正でございますので、補正予算給与費明細書で説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

上の表のAが会計年度任用職員以外の職員に係る分でございます。

まず、給与費につきましては、給料が55万円の増額、職員手当が136万3,000円の増額、共済費が61万3,000円の増額となり、これらの総額で252万6,000円の増額となるものでございます。これは、当初予算の積算以降の人事異動並びに人事院勧告の影響によるものとなっております。

12ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目を通していただきますようお願いいたします。

9ページにお戻りください。

款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健事業費、後期高齢者保健事業の健康診査委託料28万9,000円の増額につきましては、歳入でご説明いたしましたが、春と秋の集団健診の受診実績が見込み数を上回ったことから、来年2月の集団健診に備え、不足見込額を増額するものでございます。

なお、当該経費につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託料で10割賄われますことから、歳入歳出ともに同額を計上してございます。

以上で、議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第15 議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容でございますが、システム改修に伴う費用の補正及び人事異動等による人件費の補正でございます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ892万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,381万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）88万2,000円の増額につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業費の人件費の増額に伴い、法定負担割合に応じて増額するものでございます。

その下の目 介護保険事業費補助金302万5,000円の増額につきましては、システム改修費に対する国庫補助金の歳入に伴う補正でございます。

次に、その下の款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）44万1,000円の増額、また、その下の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）44万1,000円の増額につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業費の人件費の増額に伴い、法定負担割合に応じて増額するものでございます。

次に、その下の目 その他一般会計繰入金のうち節 職員給与費等繰入金41万7,000円の減額につきましては、歳出における一般管理費の人件費減額に伴い、職員給与費等繰入金を減額するものでございます。

その下の節 事務費繰入金357万8,000円の増額につきましては、歳出におけるシステム改修に伴う経費の増額分及び会計年度任用職員の任用に伴う人件費の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続いて、その下、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金97万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整のための補正でございます。

次に、その下、款 諸収入、項 雑入、目 雑入2,000円の増額につきましては、会計年度任用職員個人負担分の雇用保険料の補正でございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業41万7,000円の減額につきましては、人件費の補正となりますので、12ページ以降の補正予算給与費明細書でご説明させていただきます。

また、その下、介護保険事務事業660万5,000円の増額につきましては、システム改修に伴う経費及び会計年度任用職員の任用に伴う人件費に係る補正でございます。

次に、その下、款 地域支援事業費、項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業の職員給与関係事業14万8,000円の増額、その下、款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費の職員給与関係事業229万1,000円の増額につきましても、人件費の補正となりますので、後ほど12ページ以降で説明させていただきます。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国・府支出金等返還事業の国・府支出金等返還金30万円の増額につきましては、調整交付金再決定に伴う返還金でございます。

それでは、12ページの補正予算給与費明細書をご覧ください。

(1) 総括を省略いたしまして、13ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員について、まず、給与費でございますが、比較のところ、給料122万2,000円の減額、職員手当331万2,000円の増額、共済費6万8,000円の減額となり、合計で202万2,000円の増額につきましては、人事異動等に伴う増額補正となっております。

なお、14ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第16 議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正、2つ目が令和4年度決算確定に伴う繰入金の精算に係る補正を行うものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

第1条の総則でございます。令和5年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和5年度熊取町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額より226万1,000円を減額し、補正後の額を10億363万8,000円とし、第3項 特別損失の既決予定額に5,048万4,000円を増額し、補正後の額を5,148万4,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を11億5,580万円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,826万8,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,852万5,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,473万3,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2,499万円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に25万7,000円を増額し、補正後の額を9億284万8,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を13億7,900万3,000円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。職員給与費の既決予定額より200万4,000円を減額し、補正後の額を9,294万6,000円とするものでございます。

次の2ページは、令和5年度熊取町下水道事業会計予算（第1号）実施計画でございます。

詳細については、8ページからの説明書でご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

収益的支出の表をご覧ください。

第1款 下水道事業費用の第1項 営業費用の管渠費300万9,000円の減額、総係費74万8,000円の増額は、人事院勧告及び人事異動に伴うものでございます。

次に、第3項 特別損失の過年度損益修正損5,048万4,000円の増額は、令和4年度決算確定に伴う繰入金の精算に係るものでございます。以上により、収益的支出合計の既決予定額11億757万7,000円に補正予定額4,822万3,000円を増額し、11億5,580万円とするものでございます。



次に、9ページの資本的支出の表をご覧ください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費25万7,000円の増額は、人事院勧告及び人事異動に伴うものでございます。以上により、資本的支出合計の既決予定額13億7,874万6,000円に補正予定額25万7,000円を増額し、13億7,900万3,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和5年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第1号）でございます。

4ページから6ページは、補正予算給与費明細書でございます。

また、7ページは、令和5年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正（第1号）でございます。

いずれも、このたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第17 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書の件を議題といたします。

本件の請願書を朗読いたします。林議会事務局長。

議会事務局長（林 利秀君）それでは、請願書の朗読を行います。

2ページ、3ページをご覧ください。

請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願。

代表、くまもり社保協会会長 大浦正義。

新日本婦人の会、熊取支部長 米田芳子。

全日本年金者組合、阪南東支部長 濱崎海雄。

紹介議員、坂上巳生男議員、文野慎治議員。

（請願の趣旨）

我が国は少子高齢化が進み、超高齢社会になっています。日本老年医学会資料では「加齢による難聴者は65歳以降、急激に増加しており70代後半では男女ともに約7割が難聴になる」と報じました。また、「難聴は認知症の危険因子の一つだ」と厚生省作成の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）でも指摘し、加齢性難聴と認知症の関係性が明らかになっています。

高齢者が加齢性難聴になっても生活の質を落とさず、家庭や地域での社会的な交流と活動による健康な暮らしを継続するために適切な補聴器をつけることは不可欠です。それは認知症予防と医療・介護費抑制につながります。

健康長寿を望む高齢者の意識の高まりのなかで、補聴器への社会的関心は急速に広がっています。しかし、難聴には多様性があり、各人の個性に応じる適切な補聴器（管理医療機器）の価格は片耳10万円～30万円、両耳装着が望ましく実質2倍の高額になります。しかも、保険適用外のために少ない収入で全額自己負担という厳しい現実があります。

こうした状況を背景として加齢性難聴者が補聴器を購入する際に、自治体による補聴器購入助成が急速に広がっています。ここ2年余りで自治体独自の公的助成が全国的には約5.5倍に広がり、2023年9月1日現在では全国の自治体192市区町村で実施され、大阪府下でも広がっています。

（全日本年金者組合大阪府本部調査）

補聴器購入について熊取町による公的助成の実施等を求める下記の事項を請願いたします。

(請願の項目)

1. 加齢性難聴者の補聴器購入について、町による公費助成を実施してください。また、制度の創設に努めてください。

2. 加齢性難聴者の補聴器装着は国民的な課題であり、自治体負担を抑制するために国と大阪府に補聴器の公的助成制度の創設を要請してください。

以上でございます。

議長(河合弘樹君) 以上で請願書の朗読を終わります。

本件については、議会会議規則第91条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長(河合弘樹君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

---

(「11時41分」散会)

---

12 月熊取町議会定例会（第 4 号）

## 令和5年12月定例会会議録（第4号）

月 日 令和5年12月19日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事 兼 危 機 管 理 課 長	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	総 務 部 理 事	井口 雅和
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	下中 昭三
健 康 福 祉 部 長	木村 直義	健康福祉部統括理事	石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事	山田 大河	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	野原 孝美
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	阪上 高寛
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例  
議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例  
議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例  
議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について  
議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）  
議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について  
議案第89号 町の区域の変更について  
議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）について  
請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書

追加付議議案

議案第95号 手数料条例の一部を改正する条例  
議案第96号 国民健康保険条例の一部を改正する条例  
議案第97号 工事請負変更契約の締結について（（仮称）熊取町公民館・町民会館整備工事）  
議案第98号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第11号）  
議員提出議案第8号 認知症との共生社会の実現を求める意見書

議員提出議案第9号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書  
議員提出議案第10号 医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書  
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年12月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（河合弘樹君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において暖房が効かない状態となっております。重ね着等服装に工夫をするなど、各自寒さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る12月13日の午後1時30分から、委員7名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和5年12月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしまして、理事者提出の議案として、手数料条例の一部を改正する条例の件、国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、工事請負変更契約の締結について（（仮称）熊取町公民館・町民会館整備工事）の件、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件、議員提出議案として、認知症と共生社会の実現を求める意見書の件、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の件、医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書の件、以上7件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の4件及び議員提出の3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案4件、議員提出議案の意見書3件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上8件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本8件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長（河合弘樹君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第86号 議会議員報酬等条例の

一部を改正する条例の件、日程第5 議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件及び日程第6 議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件、以上6件を一括して議題といたします。

本6件は、12月8日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（文野慎治君）おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、12月15日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第83号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議案第84号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。田中豊一議員。

5番(田中豊一君) それでは、議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

この条例の改正については、国家公務員の一般職に対する人事院の給与勧告に準じて特別職の報酬を上げたいという趣旨の議案でございます。

大阪維新の会熊取としては、人事院勧告というのは、労働基本権制約の代償措置として社会一般の情勢適応の原則に基づき、国家公務員に適切な処置を確保するものでございます。これに対し、常勤の特別職の改正には根拠がなく適用すべきでないと考えます。見送るべきであると考えております。これは住民の税負担を強いるものであり、住民感覚、町民目線からかけ離れていると思います。常勤特別職の町長は上げないのに、副町長、教育長は上げるというアンバランスな根拠のない条例案と考えます。

よって、反対討論といたします。

議長(河合弘樹君)次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第85号について討論を終わります。

それでは、議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。田中豊一議員。

5番(田中豊一君) それでは、議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件について、反対の立場で討論させていただきます。

これは先ほどの常勤の特別職の件と同じでございます。労働三権が剥奪されている国家公務員の補填措置として行われております人事院勧告、これに基づいて国家公務員並びに地方公務員が準

じて扱うという原則と、常勤でもない議員がこれも同じようにアップするというのは趣旨に反していると考えます。全て税金で補うことになります。

よって、大阪維新の会熊取としては、この条例の改正案については反対させていただきます。

議長（河合弘樹君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第86号について討論を終わります。

それでは、議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件について採決いたします。この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議案第88号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議案第90号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

（田中豊一君、石井一彰君、長田健太郎君退場）

それでは、議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立全員であります。よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

（田中豊一君、石井一彰君、長田健太郎君入場）

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第7 議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件、日程第8 議案第89号 町の区域の変更についての件、日程第9 議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第10 議案第92号 令和5



年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、日程第11 議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第12 議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件、以上6件を一括して議題といたします。

本6件は、12月8日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。二見事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（二見裕子君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、12月13日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 町の区域の変更についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第87号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議案第89号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第89号 町の区域の変更についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第91号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第92号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第93号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第94号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第13 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書の件を議題といたします。

本件は、12月8日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本件に関し、事業厚生常任委員会の報告を求めます。二見事業厚生常任委員会委員長。事業厚生常任委員会委員長（二見裕子君）それでは、事業厚生常任委員会における請願審査報告をいたします。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書の件の審査を行うため、12月13日開催の事業厚生常任委員会において請願者及び紹介議員の出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会における請願審査報告を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。多和本議員。

2番（多和本英一君）私から、会派日本共産党熊取町会議員団と熊愛を代表しまして、請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願に賛成討論いたします。

この請願は、くまもり社会保障推進協議会、新日本婦人の会、全日本年金者組合の3団体から出されており、請願の趣旨は、加齢性難聴者の補聴器購入について、町による公的助成の実施と、国と大阪府にも自治体負担を抑制するために公的助成制度の創設を求めるものです。

高齢者が加齢性難聴になっても、生活の質を落とさず健康な暮らしを継続するためにも補聴器が必要だと思います。認知症予防と医療・介護費の抑制にもつながります。全国の自治体では補聴器購入助成が広がっています。本来、国が助成すべき事業だとは思いますが実施されていません。熊取町が独自で補助をすることによって、聞こえにくくなったときに補聴器購入のきっかけになると思います。

よって、この請願に賛成いたします。

議長（河合弘樹君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願第1号について討論を終わります。

それでは、請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第1 議案第95号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第95号 手数料条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由ですが、戸籍法の一部を改正する法律の一部が改正され、令和6年3月1日より施行されることに伴い、戸籍謄本等の広域交付制度及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行制度が設けられるなど、戸籍制度について所要の整備が行われたため、この条例案を提出するものでございます。

改正の概要についてご説明いたします。

国民の利便性向上と行政運営の効率化を図るため、電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いにおいて大きく2点改正されました。

1点目は、戸籍謄本等の広域交付制度で、非本籍地の市区町村で交付請求が可能となったこと。2点目は、戸籍証明書等の添付負担の軽減制度で、戸籍証明書の添付が不要となることに関連して、電磁的記録である戸籍電子証明書等を取得することができる戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行制度が設けられたことになったことなどに伴い、戸籍証明書等の発行等に係る手数料を改定するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、4ページをご覧ください。

手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表です。右が現行、左が改正案でございます。

第2条の表中、15の項は、戸籍証明書の交付の事項で、広域交付による戸籍証明書の交付を追加するものです。手数料は変更しておりません。また、所要の改正として、戸籍法第120条において「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」が「戸籍証明書」と定義づけられたことによる文言整理をしております。

次に、改正後16の項は、オンラインによる行政手続の際に必要な戸籍電子証明書提供用識別符号、簡単に言いますとパスワードの発行を新たに追加するものでございます。手数料は1件400円としております。ただし、マイナポータルを使用する方法で請求、交付を行う場合、また、同一事項の戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書と同時に請求する場合は、手数料を徴収しない旨を規定しております。

次に、5ページをご覧ください。

改正後17の項は、除籍証明書の交付の事項で、広域交付による除籍証明書を追加するものでございます。手数料は変更ございません。

次に、改正後18の項は、16の項と同趣旨で、オンラインによる行政手続の際に必要な除籍電子証明書提供用識別符号の発行を新たに追加するものでございます。手数料は1件700円としております。手数料を徴収しないケースは16の項と同じでございます。

次に、6ページをご覧ください。

改正後19及び20の項は、16、18の項の追加に伴う項ずれによるものでございます。

次に、改正後21の項は、戸籍の届書等情報の内容の証明書の交付の事項で、電子化された届書等

情報の内容の証明書の交付を追加するものでございます。手数料は変更ございません。

次に、7ページをご覧ください。

改正後22の項は、戸籍の届出や戸籍訂正の申請の書類の閲覧の事項で、電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧を追加するものでございます。手数料は変更ございません。

次に、23の項以降は、16及び18の項の追加により、現行21から54の項を23から56の項にそれぞれ2項ずつ繰り下げております。

次に、第3条から8ページ第5条までの改正は、第2条の表に2項を追加したことによる条項ずれによる改正でございます。

恐れ入りますが、議案書3ページにお戻りください。

下から2行目、附則でございます。この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第95号 手数料条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、新旧対照表で見えております4ページのところで、戸籍電子証明書提供用識別符号という言葉が出てまいります。その際にパスワードというふうな言葉もお使いになられたかと思いますが、そのパスワードに相当する識別符号について、もう少し分かりやすくご説明願えますでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）戸籍の内容ですので、私のほうから説明させていただきます。

今回、新たにできましたこの識別符号の制度なんですけれども、先ほど説明がありましたように、オンラインで様々な手続をするときに戸籍の謄抄本、これらの添付が必要なくなる。

ただ一方で、必ずその戸籍に書かれている情報とかというのは、各行政機関のほうでチェックが必要になりますので、それぞれの窓口で戸籍のデータベースのほうを見に行くことが可能となります。そのデータベースを見に行くときに必要になるパスワード、それが識別符号ということになります。ですから、例えばこれ、今想定されておるのがパスポートの申請時のときなんかは、今パスポートについてもマイナポータルを使ってオンラインで申請することが可能となっております。ただ、申請はオンラインでできるんですけれども、戸籍の謄本につきましては、今現状は郵送で送付することになっています。これが、今後この謄本を添付することなくこの識別符号を、例えば電子の申請の際にその番号、パスワードを入れることによって、パスポートセンターのほうでそのパスワードを使ってデータベースを見に行くと戸籍の確認をすることができるというようになるものでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）大体理解しましたが、同じような識別符号に関して、5ページのところでは除籍電子証明書提供用識別符号というのがございますが、こちらのほう1件700円で、4ページのほうの戸籍電子証明書提供用識別符号は1件400円と料金設定が違うんですが、これはどういう事情でしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）これは識別符号に限らずですけれども、各戸籍の手数料のほうにつきましては、戸籍の手数料を定める標準の政令及び省令、こちらのほうで標準的な金額が設定されてございます。

これは戸籍の事務に関しては法定受託事務となっておりますので、本町のほうで任意で決めておるものではなくて、この政省令のほうに基づいた料金設定をさせていただいているものでございます。

ただ、この400円と先ほどの700円というところですけども、あくまでベースとなるのは、本来でしたら例えば戸籍の謄本等を今上げていただくとすれば、1件450円頂戴しておるところなんですけれども、今後、これがオンラインでいろいろ手続する際には、この謄本を添付するのではなくて識別符号を添付する形になるので、ベースとなるこの450円から若干金額が下がった400円と設定されておるものと推測してございます。同じように除籍のほうも一緒に、除籍のほうでしたらベースが750円ですかね、それが700円ということで、識別符号の場合は若干料金が安くなっているというように理解してございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第95号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第2 議案第96号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、議案第96号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月1日から国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間の保険料が減額される措置が講じられるため、この条例案を提出するものでございます。

2ページから5ページは国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

まず、第10条の3につきましては、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定に係る規定で、現行の保険料軽減について規定している国民健康保険条例第18条及び第18条の3に加えて、産前産後期間の出産被保険者に係る減額規定を第18条の4として新たに規定することから、引用条項に追加するものでございます。

次に、8ページ、同条第2号、エにつきましては、一般会計からの繰入れ等について規定しており、産前産後の減額に対する繰入れを規定した国民健康保険法第72条の3の3第1項を追加及び文言の修正でございます。

次に、第12条につきましては、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定の規定で、地方税法の一部改正に伴う引用条項の項ずれへの対応を行うものでございます。

次に、10ページの第14条の6の2及び11ページの第14条の7につきましては、先ほどご説明いた

しました第10条の3の改正内容と同様、産前産後期間の出産被保険者に係る減額規定等を新たに追加するものでございます。

次に、12ページ、第17条につきましては、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課に係る規定で、第1項で賦課期日後に納付義務が発生した場合や、世帯において被保険者が増減した場合、介護納付金賦課被保険者となった、もしくはなくなった場合の賦課額の算定において、異動が発生した日の属する月から月割りで行うと定めており、算定における産前産後の保険料の軽減の適用を追加するための改正並びに文言の修正でございます。第2項は、賦課期日後に納税義務が消滅した場合の規定であり、第1項と同様の改正となっております。

次に、14ページから16ページの第18条につきましては、低所得者の保険料の減額に係る規定で、地方税法の一部改正に伴う引用条項の項ずれへの対応を行うものでございます。

次に、17ページ、第18条の3につきましては、未就学児の被保険者均等割額の減額に係る規定で、文言の修正となっております。

次に、第18条の4は、出産被保険者の保険料の減額に係る規定を追加するものでございます。第1項では、減額する所得割額を算定された所得割額に12分の1を乗じた額に、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の4か月分、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月分を乗じた額とするものでございます。第2項は、読替規定となっております。第3項は、後期高齢者支援金等賦課額の減額、第4項は、介護納付金賦課額の減額についての準用規定でございます。第5項から第8項までは、第18条の保険料の軽減適用を受ける世帯における出産被保険者の保険料の減額について定めるものでございます。

次に、20ページ以降の第26条の3につきましては、出産被保険者に関する届出についての規定を追加するものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項は施行期日でございます。この条例は令和6年1月1日から施行するものでございます。第2項は経過措置でございます。改正後の第18条の4、出産被保険者の保険料の減額の規定につきましては、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、従前の例によると規定してございます。

以上で、議案第96号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません、議員全員協議会のときにもご説明もあったので、ちょっと確認というか、具体的にどうなんかというところを教えてくださいんですけども、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するためにこの条例改正というところで、産前産後の保険料減額って、それはすごく何ていうか評価することかなと、改正されることかなと思うんですけども、具体的になんですけども、今のご説明でしたら施行が令和6年1月1日以降ということですので、その日以降に出産した方が対象になるのかということと、それと1月出産の場合、具体的に前月からですから、12月分から来年度の1月、2月、3月の4か月分の保険料が減額になるというところのちょっと確認をまずさせてください。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）まず、対象なんですけれども、こちらは令和5年11月1日以降に出産予定というかももう出産になっていますけれど、出産予定の国民健康保険の被保険者が対象になってきます。保険料の減額につきましては、先ほどご説明いたしました令和6年1月からとなりますので、ですから、予定月の11月1日以降に出産でございますから、11月に出産された方については、あと2か月ですから1月分だけが減額になる、12月が1月、2月と、こういうふうにならざるを得ないというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。11月1日以降の出産予定の方が対象であるけれども、その方が減額させていただけるのは1月だけになるということですね。実際、1月以降に出産した人が4か月分減額していただけるということになるということですね。分かりました。

これは申請によるということを説明していただいていたかと思うんですが、その申請の方法と、そしてこの制度の広報の仕方、まずちょっとその辺も教えてください。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）まずは原則、国においても申請だというふうにならざるを得ないので、基本的には申請というふうには考えておりますけれども、例えば国民健康保険の場合でしたら出産育児一時金の支給の申請とかもございまして、そういったときに併せてご案内させていただく。また11月、12月にご出産されている方で国民健康保険の被保険者の方につきましては、こちらにつきましては、こちらでまた確認ができ次第、こちらから個別にご案内のほうをさせていただきたいと思っております。

議員全員協議会でもご説明させていただきましたように、対象見込み数としては、大体年間30名前後になるのかなということで、月平均でいきますと1人、2人、そういう2件といったようなところでございまして。そういったこともございまして、できるだけ漏れがないように、一定期間ちょっと申請がなければこちらで確認でき次第、ご通知のほう、ご連絡のほうはさせていただこうかなというふうにご検討しております。

広報のほうにつきましては、1月号広報のほうで周知のほうを順次図っていきたいというふうにご検討しております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。できたらできるだけ個別に案内等をしていただけて、ちゃんと申請の漏れのないようにしていただきたいと思います。

この減額の仕方なんですけれども、保険料というのは年間保険、これ年額まとめて減額するのか、月々の保険料から引くのか、年10回ですよね、国保の保険料の支払いというのは。だから、4か月分というふうなことを言っていました、どういうふうにならざるを得ないのか、減額されて保険料を徴収するのか、ちょっとその辺教えてください。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）計算につきましては、先ほど条例の中にありましたように、保険料を12で割った分の12分の1、それを1か月分として計算するという形になってございまして。だから年間の分を12で除して1か月分を算出すると、それを4か月分減額するというような改正内容になってございまして。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません。ということは、10回払いになっている分を12分の1ずつ、1か月分ずつ保険料を減額することなんです。まとめて4か月分を減額するんじゃなくて毎月毎月、後の申請とかいうのもありますよね。ちょっとその辺のところとかで保険料の減額というのをどん



なふうに減額するのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）基本的には、年間の保険料をまずは12で割って1か月分の減額保険料を算出するということになってございます。それを4か月分、要は所得割と均等割のほうから減額するという形になってございます。ですので、毎月の保険料のほうから基本的には減額というふうになってございます。今のところはそういうふうに想定しておるんですけども、すみません、ちょっと細かい事務のところになっていてちょっとすみません、ちょっと確認します、ちょっとお待ちください。

減額した分を、要は残っている月数で案分というんですか、割って、だから減額分は必ず残りの分で減額いたしますし、議員おっしゃっているように、もう既に全部支払われているという方については、当然還付という形になってございます。ですので、期別でお支払いされている方については、改めてこちらのほうから減額後の納付書をお送りするという形で今のところは事務のほうは進める予定でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

11番（江川慶子君）新たな軽減ということで歓迎しています。

内容なんですけれども、保険料というのは世帯主の方に請求が来るという形になっていますよね。これは出産される被保険者、出産される方本人のみの軽減ということですよ。その世帯での軽減、納入するときには世帯で納付書が来るわけですので、その中で所得割というのはどういう形になるんでしょうか。その本人の分だけにかかるんでしょうか。それとも世帯主の方も含めた軽減になるのか、その辺教えてください。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）これはもうあくまでも出産被保険者のみの所得割と均等割からの減額措置になります。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ということは、出産される方のみですので、家族が3人いて均等割3人払っている中での本人だけ1人分だけということなんですよね。分かりました。

2万7,000円が大体予算としては30人程度ということで、議員全員協議会でお聞きしているんですけども、これは国民健康保険に入っておられる方だけということですね。非常に高い保険料に来年もなりそうなので、このような減額は歓迎しているんですが、もっと金額的にも支えられるようなものであったらいいなと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）議員からご質問の、これあくまでも出産される方のみの減額ということで、その趣旨につきましては、基本的には出産によって勤労ができない、要は所得が激減するという意味での減額措置というふうになってございます。

議員全員協議会でもご説明いたしましたように1人当たり約2万7,000円、これあくまでも平均でございます。議員ご承知のように7割軽減、5割軽減、2割軽減かかっている世帯もございまして、その方によって全然減額の割合が変わってくるというところをご承知おきいただき、あくまでも平均的なモデルでということで、国が示している金額が1人当たり約2万7,000円ということで示されておりますので。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第96号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君) 次に、追加議事日程第3 議案第97号 工事請負変更契約の締結について( (仮称)熊取町公民館・町民会館整備工事)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事(井口雅和君) それでは、議案第97号 工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

(仮称)熊取町公民館及び町民会館整備工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

まず、契約の目的でございます。(仮称)熊取町公民館・町民会館整備工事でございます。

次に、契約の金額でございます。変更前が15億1,689万1,200円。変更後でございますが、16億5,593万4,500円となり、1億3,904万3,300円の増額となります。

契約の相手方は、大阪市中央区南本町3丁目6番6号、株式会社旭工建、代表取締役社長重里一文でございます。

本件工事につきましては、令和4年11月議会臨時会におきまして、工事請負契約の締結についてご可決いただき契約を締結いたしました。このたび契約金額について変更が生じたので、議案を提出するものでございます。

続きまして、変更の内容の概要をご説明いたします。

裏面、次ページの工事概要をご覧ください。

資料の中ほどに変更となる主な項目について記載してございます。主な変更は、資材価格、労務費等の急激な高騰による増額、公民館改修において劣化状態の激しい既設躯体の補修費及び利用形態再考等に伴う外構工事や雨水排水設備等の変更に対応するものでございます。

以上で、議案第97号 工事請負変更契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長(河合弘樹君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

9番(渡辺豊子君) 今回、約1億3,900万円増額になったところの変更の説明になったんですけども、2ページのところの変更内容3項目上がっております。ちょっと一つ一つ金額、前回、議員総会か何かで口頭では説明があったんですけども、書き取れていないので、それぞれ1項目、2項目、3項目めの金額ですね、明細を少し教えてください。

議長(河合弘樹君) 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(三原 順君) それでは、変更の増額分の内訳でございますけれども、1つ目の資材価格等の高騰、これについては約7,000万円。それと2つ目、着工後に必要となった公民館改

修に係る補修等ですけれども、こちらが約4,000万円。それと利用形態再考等に伴う変更分ということで約2,000万円ということでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）この議案については、もう実際に要ったとか、それから、いろんな要素では物価とかそういうものが上がって、実際動いてもらっているとか、それから、周辺への影響ということも含めて、こういう設計変更をせざるを得んということなんで、この案件について反対する気もないんですけども、これやってもらわなあかんのですけれども、ちょっと今の渡辺議員の質問も併せて私のほうから質問させてもらいたいですけれども、前回の説明では、1番、資材価格、労務費が上がったということについては補助金の対象になるんだというようなことを聞いています。それと2番なんですけれども、これもう既に公民館、今の時期やったら、中、全部終わっているように伺っているのですけれども、劣化状況の躯体とかやり直さなあかん、それから補修が4,000万円ほど要るんだというようなこと、これ分かったのはいつですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）すみません。この事実が分かった時期はすみません、ちょっと手元のほうで材料がありませんでして申し訳ございません。ちょっとはっきりしたことを言えません。はっきりしましたらまたお答えしたいと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）これはまあ想像なんですけれども、現在もう公民館のほうは、ほぼ内部も完成して、今、外構の工事をやっているように伺っているのですけれども、大分早い段階でこれ分かっていたんじゃないかなと。当然設計変更して、それで金額もある程度出ていたんかなと。その段階でやったら1番と一緒に、補助金の申請とかやれば可能であったんかなというのは想像するのですけれども、そのあたりはわかりますか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）今、結果的にはこの変更契約がなされる前の契約をベースにした交付金の申請のほうをさせていただいております。先ほどご質問いただいていた3点目の利用形態再考等に伴う変更、これについては夏頃ぐらいいままでにある程度、内容のほうが分かってきたというところがございますので、最初に分かっておりましたら、この増額した分については一定対象になったのかもしれませんが、現契約のとおりで交付金の申請を進めている関係もありまして、この分は対象外としております。

ただ、議員おっしゃっているように資材価格の高騰、この分については国との交渉の中で、物価スライド分に関する追加の交付の内示をいただいたというところがございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ちゃんと調べて答弁いただけますか。ちょっと休憩でもしてもらってね。はっきりした、委員会ありませんので調べていただいて、今の何か曖昧な答弁なんで。

これ、皆要るのは分かるんです。実際変更せなあかんというの、動いていますし、もうこの工事もやっている部分も多分あると思うんで、それはいいのですけれども、やはり補助金の対象に1番はなっていると、だけど2番、3番は、3番はちょっと無理ですよ、最近ということでしたらね。そのあたりお願いします。

議長（河合弘樹君）議事の途中ですが、ただいまよりしばらくの間、休憩いたします。

---

（「11時11分」から「11時19分」まで休憩）

---

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）先ほどの答弁、大変失礼いたしました。

この変更になっております3本の内容に関してですけれども、この3本を当初の契約から増額という部分がありましたので、一旦は、全額に関して補助対象にならないかどうかというのを国に対して協議を始めたところでした。その結果、内訳のほうは特に明確な答えはないんですが、内示の額ということで2,800万円の追加の交付内示のほうをいただいたというところの流れになります。

なので、先ほど、資材価格の高騰の分ということとということでご答弁申し上げましたけれども、こちらの認識、想像する中では資材高騰の分じゃないかということで、そういう認識をした上で結果としては、この3つの変更のうち、一部2,800万円が追加交付になりました。補助金の基本的なこととしては、増額の変更契約に関しては、年度途中の変更契約については補助金の対象にはならないということで、その基本的なルールがある中で、今回非常に金額が大きく増額になったということで、国へ協議をしていったというそういう流れになります。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）前回、先ほど渡辺議員からも話にありました、議員の勉強会の席で説明を受けた内容と大体同じなんですけれども、大事な議会案件として契約が上がってくるという内容について、やはりきっちり答弁できるように連携をお願いしておきたいということで、この質問を終わります。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第97号 工事請負変更契約の締結について（（仮称）熊取町公民館・町民会館整備工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第4 議案第98号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、議案第98号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第11号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,079万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ179億2,670万7,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては、繰越明許費の補正でございますので順次説明させていただきます。

4ページのほうをご覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

1の追加ですが、款 民生費、項 社会福祉費の物価高騰対応重点支援事業3億5,646万1,000円につきましては、給付金について、年度内に全ての給付を完了することが困難なため、次年度に繰り越すものでございます。

次の款 商工費、項 商工費の地域振興券事業2億3,565万7,000円でございますが、振興券の使用可能期間を年度を超えて設定することから、次年度に繰り越すものでございます。

それでは、歳入歳出予算のうち、内容につきましては事項別明細書により説明をいたします。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金3億4,025万6,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます、物価高騰対策に活用するものでございます。次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金450万2,000円の増額につきましては、国の補正予算に伴いまして、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修経費に充当するものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金のくまとりふるさと応援基金繰入金2億5,992万6,000円の増額につきましては、物価高騰対策に充当するものなどでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の工事費負担金610万7,000円の増額につきましては、文化ホール整備事業に係る工事費負担金でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料157万6,000円の増額につきましては、マイナンバーカードへのローマ字表記等に係る住民情報システム改修経費でございます。

次の項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業、電子計算システム開発委託料292万6,000円の増額につきましても、マイナンバーカードへのローマ字表記等に伴う戸籍付票システム改修経費でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の物価高騰対応重点支援事業でございますが、会計年度任用職員報酬140万4,000円の増額につきましては、給付金事務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。

次の超過勤務手当150万円の増額につきましては、給付金事業に係る職員の超過勤務手当でございます。

次の費用弁償4万2,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤手当で、その下の普通旅費7,000円の増額につきましては、大阪府庁などへの出張旅費でございます。

次の消耗品費55万6,000円の増額につきましては、プリンタートナーやコピー用紙などの経費で、その下の印刷製本費28万1,000円の増額につきましては、送付用封筒などの印刷経費でございます。

次の通信運搬費212万3,000円の増額につきましては、確認書などの郵送料で、その下の公金取扱手数料等79万2,000円の増額につきましては、給付金の振込手数料でございます。

次の封入封緘等委託料8万3,000円の増額につきましては、確認書等の封入封緘経費でございます。

次の物価高騰対応重点支援給付金3億5,210万円の増額につきましては、1世帯当たり7万円の給付金でございます。

続いて、款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、保育事業補助金238万円の増額につきましては、物価高騰に対する民間保育所等への助成金でございます。

次の款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の医療機関等助成事業、通信運搬費4,000円の増額につきましては、支援給付金に係る郵送料でございます。

12ページ、13ページをご覧になってください。

続いて、医療機関等支援給付金770万円の増額につきましては、物価高騰に対する医療機関等への支援給付金でございます。

次の款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の地域振興券事業、消耗品費6万2,000円の増額につきましては、コピー用紙などの経費でございます、その下の通信運搬費10万円の増額につきましては、地域振興券の追加送付経費でございます。

次の電子計算システム開発委託料159万8,000円の増額につきましては、地域振興券のシステム改修経費で、その下の地域振興券換金等委託料2億2,312万4,000円の増額につきましては、地域振興券の換金等に係る委託料で、その下の地域振興券発送等業務委託料1,243万3,000円の増額につきましては、地域振興券の封入封緘と発送の業務委託料でございます。

次の教育費につきましては、財源振替となっております。

14ページ、15ページをご覧になってください。

補正予算給与費明細書でございます。

14ページでは、2、一般職の総括としまして、報酬及び職員手当の増額について比較の行でお示ししております。

次の15ページは、上の表で会計年度任用職員以外の職員、下の表で会計年度任用職員の増額をそれぞれ比較の行でお示ししております。

16ページにつきましては、給料及び職員手当の増減額の明細として、今回の職員手当の内訳をお示ししております。

以上で、議案第98号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません。議員全員協議会でも説明していただいたので1点確認だけなんですけれども、11ページの給付金のところなんですけれども、物価高騰対策の7万円の給付の件なんですけれども、頑張ってやって、早く、できたら年内に支給していただけたらよかったですかねと、お正月を迎えるのにといいところですが、頑張ってやっていただいて1月中には確認書を送って、そして、1月の末までにはできる限り早く支給するというふうな計画ということをお聞かせいただきました。その対応をできるだけ早くお願いしていただきたいんですが、その中で、今、マイナンバーカード申請等をやっておる中で、ひもづけされているかと思うんですけれども、マイナンバーでひもづけされた公金受け取り口というものがあれば、そこがあるので、それを活用すれば早く給付できたのかなとかいうふうなことを思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）今回の7万円給付につきましては、基準日が12月1日現在に熊取町、本町のほうに住民登録がある方ということで、そちらの世帯を対象に現在も鋭意作業のほうを進めているところでございます。

でも、先ほど議員が申しましたように、支給につきましては年内ということだったんですけれども、近隣、岸和田市以南であっても、なかなかちょっと年内に支給というところはいろいろ聞いていた中ではなかった、早くても1月下旬頃が一番早いところかなというところで、我々もそこを指して鋭意今作業のほうを進めているところでございます。

マイナンバーのひもづけ云々というご質問なんですけれども、基本的に5年度の3万円給付をさ

れた方を対象に、まずは通知のほう、振込のほうをまず進めていきたいというふうに思っておりますので、そのときに届け出ていただいている口座番号、そちらのほうに振り込むという形でまずは通知のほう、プッシュのほうで通知をさせていただいて、そこで問題なければ振込と、1月中のできるだけ早い時期に振り込みたいというふうに考えてございます。

それ以外の方につきましては、新たにその対象となった方につきましては、どうしても確認書という形での作業が出ますので、その中でご希望の口座等々をお聞きして進めていきたいと思っておりますので、基本的にはマイナンバーの手続も今現在も申請をして手続のほうはしてございます。してはいますが、3万円給付の方につきましては、基本的にはそこをまず第1弾として早く給付できるように、そこは作業のほうを進めているといったような状況でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。5年度に3万円給付しているので、まずその方からというところで、今ある、分かっている情報の下で給付していただくということかと思うんですけども、せっかくマイナンバーでひもづけされてきて公金受け取り口があるので、今後そういうのを活用できればもっと早く送金できるのかなというところかなというふうに思います。その辺のところは、またよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。大変ですが、また手続のほうよろしくお願ひいたします。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありますか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 13ページの公民館の財源振替という説明あったんですけど、これ、何か理由とか内容を教えてください。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 歳入の中で、9ページでございます、雑入で工事費負担金ということで610万7,000円、この分について、公民館ホールの事業費の財源として充当する関係で、今回、財源振替という形で1行こさえてお示ししているような状況です。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） それでは、収入のほうですけど、この財源振替はそういう入が入ってきたから替えるということですけど、その収入の中身を教えてください。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） ここで、雑入を今回ももとの財源ということで、事業の財源更正で一般財源に相当する分、ふるさと創生の基金の繰入金で当初予算で計上していた関係で、その他の行なんですけれど、ここに両方ともその他の特財が両方プラスマイナスが入る関係で、ちょっとここにブランクになっているんですけども、もともとはふるさとの基金を今回負担金で入れ替えると、そういう仕組みでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） いや、そういう内容じゃなしに、六十何万何がしですか、この金額はどういうところから負担金として入ってくるんかというの。

議長（河合弘樹君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） 予算書の9ページの工事負担金610万7,000円の歳入の先はどこかというところなんですけれども、これは文化ホールの工事に係る工事監理業者のほうから町に納入をしてもらう負担金ということになります。内容については、文化ホールの外壁の塗り直しに係る費用負担を工事監理業者のほうから納入してもらおうということになります。

以上です。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありますか。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君） ただいまの質問と同じページ、9ページのところですけども、地方創生臨時交

付金3億4,000万円ほど入っておりますが、一方、歳出のほうで、11ページに物価高騰対応重点支援給付金、これ、住民税非課税世帯の7万円掛ける約500世帯ですか、その分だと思いますが、結局、この地方創生臨時交付金で入ってくるお金が7万円の給付に使われてしまうというそういう格好になっているんですか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）この7万円給付のいわゆる低所得者に係る分なんですけれども、こちらの交付金が一旦2億4,719万6,000円という形になってございます。これは、国からの交付が令和4年度に実施いたしました電力・ガスの給付が、令和4年度に実施した実績のまず80%を交付するという形になってございます。その後、また今回の事業が確定いたしましたら、その事業費との差額分を事務費と合わせて追加交付して、満額10分の10国費で賄われるというような立てつけになってございます。

ですので、今回は、3億4,000万円云々のうち2億4,700万円程度がまず4年度の実績分で一旦交付されるという形になってございます。最終的には、もう満額国費で補填されるということで、立てつけとなってございます。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）タブレットの中にも予算附属資料があるかと思うんですけれども、そちらのほうをご覧ください。

今回の歳入のところで、地方創生臨時交付金の充当先ということで、先ほど木村のほうからご説明した分の2億4,000万何がし、低所得者の分と、あと推奨事業メニュー分ということで内訳のほう書かせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合弘樹君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第98号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第5 議員提出議案第8号 認知症との共生社会の実現を求める意見書の件、追加議事日程第6 議員提出議案第9号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の件及び追加議事日程第7 議員提出議案第10号 医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議員提出議案第8号 認知症との共生社会の実現を求める意見書、議員提出議案第9号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書、議員提出議案第10号 医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書、以上3件について説明を申し上げます。

まず、議員提出議案第8号をお開きください。

議員提出議案第8号 認知症との共生社会の実現を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者 熊取町議会議員 坂上 昌史



賛成者	熊取町議会議員	文野	慎治
同じく		田中	豊一
同じく		大林	隆昭
同じく		矢野	正憲
同じく		渡辺	豊子
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

認知症との共生社会の実現を求める意見書。

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及び家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

## 記

### 一、認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げること。

#### 一、地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。

#### 一、地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取り組みを、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

#### 一、認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談

体制を充実し、認知症と判断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

一、認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

一、身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

一、認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることが出来るのか（認知症ケアパス）、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第9号をお開きください。

議員提出議案第9号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		田中 豊一
同じく		大林 隆昭
同じく		矢野 正憲
同じく		渡辺 豊子
同じく		坂上巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書。

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2023年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていの中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓に苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程に投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとし

て、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取り組みを求める。

## 記

### 一、事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

#### 一、食品ロスの削減に繋がる小分け包装等の拡大

食品ロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長に繋がる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取り組みを一層強化すること。

#### 一、在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等から在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取り組みを一層強化すること。

#### 一、コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援

事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。

#### 一、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第10号をお開きください。

議員提出議案第10号 医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		田中 豊一
同じく		大林 隆昭
同じく		矢野 正憲
同じく		渡辺 豊子
同じく		坂上巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書。

介護事業所や障がい福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引き上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引き上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げをうけてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障がい福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障がい福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがある。

よって、政府に対して以下の通り、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取り組みを迅速に推進することを強く求める。

#### 記

一、医療・介護・障がい福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実現すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。

一、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。

一、介護や障がい福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上3件について、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本3件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件について、討論を省略し、順次採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。初めに、議員提出議案第8号 認知症との共生社会の実現を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議員提出議案第9号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議員提出議案第10号 医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求

める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君) 次に、追加議事日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会議事規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会、定例会までの間に開かれる臨時議会を含む会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和5年12月定例会閉会から令和6年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和5年12月定例会閉会から令和6年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(河合弘樹君) 以上で、本定例会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる住民福祉の向上につなげてまいりたいと存じます。

さて、今年も残すところあと10日ほどとなりました。今年は例年に比べ季節性インフルエンザが流行しておりますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、新年を健やかにお迎えになられますようご祈念申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。皆様、よいお年をお迎えください。

議長(河合弘樹君) これをもちまして、令和5年12月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「12時07分」閉会)

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年12月19日

熊取町議会

議 長

河 合 弘 樹

議 員

渡 辺 豊 子

議 員

二 見 裕 子